

総務企画委員会記録  
<第2号>

平成28年第4回沖縄県議会（9月定例会）

平成28年10月6日（木曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 平成28年10月6日 木曜日  
開 会 午前10時1分  
散 会 午後6時41分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 甲第1号議案 平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県職員の退職管理に関する条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第3号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 5 乙第4号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 6 乙第9号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 7 乙第22号議案 沖縄県土地利用審査会委員の任命について
- 8 陳情第37号、第40号、第45号、第48号、第55号、第67号、第89号、第91号、第97号、第101号及び第105号
- 9 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について
- 10 調査日程について
- 11 閉会中継続審査・調査について

---

### 出席委員

委員長 渡久地 修 君

副委員長	新垣光栄	君
委員	花城大輔	君
委員	又吉清義	君
委員	中川京貴	君
委員	仲田弘毅	君
委員	宮城一郎	君
委員	当山勝利	君
委員	仲宗根悟	君
委員	玉城満	君
委員	比嘉瑞己	君
委員	上原章	君
委員	當間盛夫	君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	謝花喜一郎	君
総務部		長	金城武	君
人事課		長	嘉数登	君
行政管理課		長	真鳥洋企	君
財政課		長	宮城力	君
税務課		長	千早清一	君
企画部		長	下地明和	君
土地対策課		長	金城賢	君
科学技術振興課		長	長濱為一	君
総合情報政策課		長	上原孝夫	君

子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 子ども未来政策室長	喜舎場 健 太 君
子ども生活福祉部 消費・くらし安全課副参事	比 嘉 千 乃 さん
子ども生活福祉部 消費・くらし安全課班長	池 田 佳 世 さん
保 健 医 療 部 保健医療政策課医師確保対策監	諸見里 真 君
保健医療部健康長寿課長	山 川 宗 貞 君
保健医療部生活衛生課長	與那原 良 克 君
農林水産部園芸振興課長	松 尾 安 人 君
農林水産部糖業農産課長	屋 宜 宣 由 君
商工労働部企業立地推進課班長	上 原 浩 君
商工労働部情報産業振興課班長	大 嶺 寛 君
文化観光スポーツ部 観光振興課班長	仲 里 和 之 君
文化観光スポーツ部 スポーツ振興課班長	前 本 博 之 君
文化観光スポーツ部 観光整備課観光施設推進監	幸 喜 敦 君
文化観光スポーツ部 観光整備課班長	嘉 数 晃 君
土木建築部空港課班長	砂 辺 秀 樹 君
病院事業局県立病院課長	津嘉山 朝 雄 君
教育庁教育支援課長	登 川 安 政 君
警察本部警務部長	中 島 寛 君
警察本部警備部長	重 久 真 毅 君

---

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第9号議案及び乙第22号議案の7件、陳情第37号外10件、本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について、調査日程について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して

議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部警務部長及び警備部長の出席を求めています。

休憩いたします。

(休憩中に、警務部長及び警備部長から就任挨拶並びに公安委員長の出席について説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第9号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、警務部長の説明を求めます。

中島寛警務部長。

○中島寛警務部長 資料の1ページ、乙第9号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

警察法第47条第4項の規定により、沖縄県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い条例で定めることとされております。

このたび、基準となる警察法施行令の一部が改正され、警務部に関する所掌事務に「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事」が定められたことに伴い、沖縄県警察本部の警務部の所掌事務にも当該事務を定める必要があることから、沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日につきましては、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行の日である平成28年11月30日を予定しております。

以上で、乙第9号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 国外犯罪ということをもう少し教えてもらえませんか。例えば、沖縄県警察所属の警察官が国外でそういう警護をすることがあるのか。国外に出て被害に遭った際の弔慰金ということですので、もう少しわかりやすく説明してくれませんか。

○中島寛警務部長 この国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案については、委員ももしかしたら御記憶にあるかもしれませんが、平成25年1月にアルジェリアでテロ事件が発生しています。昨今、いわゆるI Sと言われる国際テロ組織等がございますが、日本人が国外でテロ組織であったりとか、国外犯罪組織によって不幸にして犠牲になったりとか、またはけがを負うという事件が最近とみにふえております。特に最近では、バングラデシュのダッカで日本人の方が亡くなるという事案も発生しております。この法律ができるまでの犯罪被害者の支援に関しまして、国内で起きた犯罪に対しては、いわゆる犯罪被害者等給付金が交付されて、必要な犯罪被害者支援が行われていたと。一方で、国外で起きた犯罪、それに巻き込まれた日本人の方については、そういう支給金がなされない、交付されないという状況がございましたので、アルジェリアでのテロ事件等を踏まえ、必要な法整備がなされたと承知しております。

県公安委員会及び県警察の事務としましては、例えば、そういう国外犯罪もしくはテロ被害に遭われて帰国された方、もしくはその遺族の方が本当に被害に遭ったのかどうかとか、どういう状況であったのか、そういう事実認定をしっかりとする必要があって、公安委員会に対して申請を出していただいて、公安委員会で必要な調査をする。その上で、正当であると認められれば、弔慰金を支給するという法律であります。

○當間盛夫委員 ちなみに外務省とかが、ここは今は危険ですよというような渡航情報を出していて、それでもジャーナリストの皆さんが行って、人質になったり、そこで殺害されたりとかがあるのですけれども、そういう外務省が出した国外のそういった地域で被害に遭ったときに、対象になるのですか。

○中島寛警務部長 国外犯罪被害弔慰金等が支給されない除外規定というのが法律上列挙されております。その1つを読み上げさせていただきますと、国外犯罪被害者が正当な理由がなくて、治安の状況に照らして生命または身体に対

する高度の危険が予測される地域に所在していたとき、という規定があります。その場合は、弔慰金は支給されないということになります。よって、例えば、ジャーナリストの方が、いわゆる報道のため、アフガニスタンとかシリアに行かれた場合は、正当の理由があるかどうかというのは慎重に判断する必要があると思いますけれども、そういう報道目的ではなく、単なる遊びの目的であるとか、単に観光したいとかいう目的でイラクとかシリアとかに行って、半分自分の責任で巻き込まれた場合には、この法律の規定上は、弔慰金は支給されないということになると承知しております。

○**當間盛夫委員** これは警察庁が判断するのですか。例えば、ジャーナリストの業務というか、職務ということを誰が判断するのですか。

○**中島寛警務部長** 裁定するのは都道府県公安委員会になりますので、公安委員会になります。ただ、当然調査するにしても、その場合は海外で起きた事案でございますので、外務省等に対して必要な協力を求めて、事実関係はどうだったのか、渡航情報はどのようなものが発出されたのか、慎重に調べた上で、裁定手続を行うということになります。

○**當間盛夫委員** ちなみに弔慰金は、いろいろと幅があると思いますけれども、どういう形がありますか。

○**中島寛警務部長** 亡くなられた場合とけがを負われた場合の2つに分かれます。亡くなられた場合は、遺族の第1順位の方に200万円、けがを負われた方に対しては、100万円が支給されるという規定になっております。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結をいたします。

次に、公安委員会関係の陳情第97号外2件について審査を行います。

ただいまの陳情について、警備部長の説明を求めます。

重久真毅警備部長。

○重久真毅警備部長 それでは、沖縄県公安委員会所管に係る陳情の処理方針について、御説明いたします。

お手元の陳情の処理概要1ページをごらんください。

陳情第97号の記1につきましては、県警察といたしましては、北部訓練場ヘリパッド移設工事への抗議活動の経緯や状況等を踏まえつつ、警備現場が県道70号線を含むおよそ40キロメートルの行程において、危険かつ違法な抗議行動が行われ、住民生活のため通行の確保も必要であること、安全に最大限配慮した警備措置及び県内における一般治安の維持にも万全を期す必要があることから、沖縄県警察の人員態勢では十分な対応ができないことなどから、所要の警備体制が必要と判断し、7月5日から6日にかけて、警備部長等から沖縄県公安委員に説明をした後、7月11日から12日にかけて、沖縄県公安委員の決裁を受け、警視庁等関係都府県の公安委員会宛てに援助の要求が行われたものであります。

次に、記2につきましては、県議会一般質問において公安委員より、北部訓練場周辺において現に行われている抗議参加者による危険かつ違法な抗議行動の状況等を踏まえ、住民生活への影響と関係者の安全に最大限配慮した警備措置が必要であること、県内における一般治安の維持にも万全を期す必要があることから沖縄県警察の人員態勢では十分な対応ができないこと、などから県外からの機動隊の援助の要求を撤回することは適切ではない旨の答弁があったと承知しております。

次に、記4につきましては、機動隊派遣に伴う燃料費及び修繕費の県費負担額については、まさに現在、運用中の業務に係る経費であることから、現時点では正確な数値は出ませんが、おおよその金額で申し上げますと、8月末までに燃料費がおおよそ950万円、修繕費がおおよそ47万円となっております。

なお、これら燃料費等は、執行した後に、その2分の1の範囲で国庫補助を受けることになっております。

また、沖縄自動車道の通行料金につきましては、NEXCO西日本との協定により経費負担は生じないこととなっております。

今後予定される費用についてですが、北部訓練場ヘリパッド移設工事の推移や、これに関連した抗議活動の状況等を総合的に勘案して必要な警備体制を構築することとなることから、今後の派遣部隊に係る費用の詳細について、現時点において明らかにすることは困難と考えます。

次に、4ページをごらんください。

陳情第101号の記1につきましては、県議会一般質問において公安委員より、北部訓練場周辺において現に行われている抗議参加者による危険かつ違法な抗



議行動の状況等を踏まえ、住民生活への影響と関係者の安全に最大限配慮した警備措置が必要であること、県内における一般治安の維持にも万全を期す必要があることから沖縄県警察の人員態勢では十分な対応ができないこと、などから県外からの機動隊の援助の要求を撤回することは適切ではない旨の答弁があったと承知しております。

次に、記2につきましては、県警察では、危険かつ違法な状態の解消を図るまでの間、任意の協力のもと、県道70号線を通る運転者に対し、検問等により交通の危険等について情報提供と注意喚起を行うほか、車両を一時とめ置いて、交通の回復等を待っていただくなど、必要な措置を講じているところであります。

次に、記3につきましては、県警察では、警察法第2条の警察の責務に照らし、現場における安全確保と事件やトラブル等防止のため、やむを得ず警察車両に民間作業員を乗車させ搬送したものであります。

次に、記4につきましては、警察法第60条の援助要求により派遣された部隊は、県公安委員会の管理のもと、沖縄県警察の指揮監督を受け、援助要求の内容に応じた職務に従事していることから、当該派遣部隊が活動するための車両の燃料費等を国庫補助対象経費として、県費で負担することとなります。

なお、東日本大震災における災害警備派遣や過去の当県での大規模警備でも同様の措置を講じているところであり、全国的にも派遣元が負担した前例はありません。

次に、記5につきましては、機動隊派遣に伴う燃料費及び修繕費の県費負担額については、まさに現在、運用中の業務に係る経費であることから、現時点では、正確な数値は出ませんが、おおよその金額で申し上げますと、8月末までに、燃料費がおおよそ950万円、修繕費がおおよそ47万円となっております。

なお、これら燃料費等は、執行した後に、その2分の1の範囲で国庫補助を受けることになっております。

また、沖縄自動車道の通行料金につきましては、NEXCO西日本との協定により経費負担は生じないこととなっております。

次に、9ページをごらんください。

陳情第105号の記1につきましては、県議会一般質問において、公安委員より、北部訓練場周辺における抗議参加者による危険かつ違法な抗議行動の状況等を踏まえ、住民生活への影響と関係者の安全に最大限配慮した警備措置が必要であること、北部訓練場周辺における警備のほか、県内における一般治安の維持にも万全を期す必要があることから、沖縄県警察の人員態勢では十分な対応ができないこと、などから、県外からの機動隊の援助の要求を撤回すること

は適切ではない旨の答弁があったと承知しております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 警備部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 陳情第97号の質疑に入る前に、議会事務局にまず確認します。この陳情第97号の提出者の住所が那覇市古島1-14-6教育福祉会館となっております。間違いだったら許してください。この教育福祉会館というのは、那覇市の公共物だと思うのですが、これは公共施設なのか、自分の家なのか、その確認をしていますか。教育委員会というのは、政治と絡まないよう行政と独立しているものかと思いますが、それから確認します。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、事務局から住所等の確認はとっていないと説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 わからないということですので確認してから、これについて再度質疑をしたいと思いますので、ぜひ午後までに確認してください。

今、代表質問であれ、一般質問であれ、東村高江の機動隊について、過剰警備であるとかないとか、いろいろなことが起きているのは事実かと思います。非常に気になるのは、過剰警備云々と言う前に、今、現場で何が起きているのかです。正しい認識が非常に大事かと思います。私も5回ほど行っております。朝4時半に出発したり、5時に出発したり、今週は行っておりませんが、毎週行っております。その中で見られるのは、まずこういった道路封鎖(資料提示)。これはもう私は普通ではないと思うのです。また、こういったこと(資

料提示)を平気です。そして、こういった車両の中には、議員が所有する車までであると。そして、これは1回だけではなくて、2回注意されてもまたあると。私はこれを正直に言って違法行為だと思えます。本当に反対している皆さんがこういったことを那覇市の国際通りでできるかということ。ここは高江区民しかいない、反対派の方しかいない、新聞も報道しないからこういうことができるかと思うのです。本当にこれがあるべき姿かということ。まずこういったことが現場であるかどうかということ。そして、今、県道70号線だけにこだわっているのですが、こういうふうには(資料提示)「これはどこかといいますとG地区です。県道70号線から中に入った地区です。一般車両が通ると、勝手に一民間人の反対運動の方々が車の前に立ち塞がってとめて、そして通る車の写真まで撮ります。こうしたことを平気です。そして、なおかつ、写真を撮られた方に次に何が起きているかということ(資料提示)、新聞では「男が抗議市民殴る」となっています。この人はどういうことを言っているかということ、こう言っているのです。幼い子供2人を連れた御客様を観光に連れて、いつもの道をいつものとおりに通行しようと思ったら、急に前に立ち塞がって、「お前は通るな」と5人に取り囲まれた。僕は車から引きずりおろされたわけではありませんが、車内で子供がおびえて泣いている中、外に出て、「これは観光だよ。どう見ても工事関係者に見えないでしょう」と伝えたのに、小柄の大宜味村から来たという地域に関係のないおっさんが「Uターンしろ」とこづいてきたと。そういったもみ合いになっていると。これがG地区の現場です。これは何も1回だけではないのです。もう既に四、五回起きております。殴り合いも始まっております。それどころか農家が畑に行くのに彼らに通してもらえない。そして、生産組合通行許可証というのを車に張らないと通ることもできない。そういったことを考えた場合に、この警備の皆さんは県道70号線だけ警備しているのですが、私はもっとG地区の中まで警備してもらいたい。今、それぐらい地域は大変になっているのが現実です。それから最近取り寄せた写真ですが、これを説明してもらいたい。このように(資料提示)右、左と2車線ともに完全に潰す、また完全にとめる。そして、これは警察官が入り口を塞いでいる車をおかしいからどうかそうしたら、反対派の皆様がコーラをかけている写真と聞いているのですが、反対派の皆さんが警察官に向かって、「何言っているのか、ばかやろう」と言っているのかどうかわかりませんが、コーラをかける。そして(資料提示)、警察官の首を赤いひもで絞める。こういうことが現場で起きていると聞いていますが、事実であるかどうか御説明をお願いいたします。

○重久真毅警備部長 幾つかの質疑があったと思いますので、順番にお答え申

上げたいと思います。まず、県道70号線の話から申し上げますと、今、又吉委員がお示しになられた写真ですが、車両が横に並んで、さらにタイヤを溝に落としているのです。これはなぜかと申しますと、私どもが車の移動をお願いしてもどいてくれないと。やむ得ず簡易レッカーというものを使って移動していただくわけですが、それができないようにあえて側溝にタイヤをはめるといふ非常に悪質かつ、もちろん違法の事例でございます。表現の自由云々はございますけれども、さすがにこれは行き過ぎだろうと。高江区その他住民の皆さんも大迷惑している、警察は何とかしてくれといったことがございましたので、往来妨害罪という若干マイナーな罪名でございますけれども、私どももこれで検挙いたしました。抗議参加者の皆様は、住民の迷惑になるからやめたとおっしゃるのでございますけれども、私どもとしては、この往来妨害罪で検挙して以降、一定の抑止効果があったと思います。この検挙によりまして、県道70号線上で、そのような形、例えば、高江橋に車を30台並べるとか、橋が落ちてしまうのではないかと思うぐらいですが、抗議参加者の皆さんのこういった手法は少なくとも大分減りました。しかしながら、いまだに県道70号線上では、例えば、車を低速走行をさせて、牛歩戦術などと抗議参加者はおっしゃっていただけますけれども、工事車両をとめようとしたり、また、工事のトラック、車列、こういったものに横から歩行者が飛び込んで来るのです。トラックの下に潜り込むとか、トラックに飛び込むことは極めて危険な行為でございます。私どももトラックの運転手からも話を伺ったのですが、想像していただけないと思うのですけれども、完全に死角になってしまうのです。反対派の皆さんが下に潜り込むのが見えない。ですので、警察官が「とまれ、とまれ」とやらない限りひいてしまうのです。いろいろと警察部隊が多過ぎるのではないのかという御指摘もいただいているのですが、警察官がとまってくれと言わないと反対派の皆さんはひかれてしまうのです。この人数はどうしても必要です。ですので、この長い40キロメートルの県道を今でも我々警察は分散配置をしまして、そういった事故が万が一にも起こらないように警戒しているところでございます。

続きまして、県道70号線上ではなく、高江のいわゆる農道、委員はG地区とおっしゃっておりましたが、我々はFルートの出口と。いろいろと言いはあるのでございますけれども、ここで反対派の皆様が、いわば私設検問というのですか、勝手に検問をしているというお話ではなかろうかと思えます。これは事実でございます。実際に通る方、特に沖縄防衛局の職員の車をとめるわけでございます。警察の車は通したり通さなかったりするのでございますけれども、これは明らかに違法な行為でございます。高江の本当の住民の皆さんとちょっと暴力沙汰になったという話も伺っております。これは、道路交通法その他に

違反する違法な行為でございますし、私ども警告等は繰り返してございますけれども、引き続き法と証拠に基づいて、しっかりと対応していきたいと思っております。

続きまして7月22日、抗議参加者の皆さんが百何十台の車を県道70号線上にとめていた事案です。工事車両の入り口を反対派の皆さんが街宣車その他で何年間もずっとふたをしていたわけでございます。私どもは道路交通法に違反するというので、警告、撤去の要請をしつつ、結果的に応じてもらえなかったということで、この車を移動させたわけでございます。一般質問の際に、機動隊員が街宣車の上に乗っている反対派の皆さんをパンチしているのではないかという質問があったかと思いますが、あれは事実には反します。事実はまさに委員がお示しになった写真のとおりでございます。街宣車の上に乗って抵抗されていた反対派の皆さんは、まず機動隊員にコーラをシャカシャカと振ってぶっかけました。次に、網で機動隊員の首を絞めようとしたのです。首を絞められた機動隊員は、それをとって、そういうことをやめさせるために制止に行くわけです。反対派の皆さんはひゅっひゅっとかわすわけです。その場面をたまたま地元のテレビ局のカメラが機動隊員の後ろからのアングルから撮っていたものですから、あたかも殴っているように見えるのですけれども、私どもは別のアングルからの動画によりまして、それは事実ではないということを確認してございますし、公安委員会におきましては、私からこの旨はるる説明を申し上げた次第でございます。別の場で対応した機動隊員、いろいろな県から機動隊の応援をもらっていますけれども、一番危険かつ重要な対応をした沖縄県の機動隊員から話を聞きましたけれども、実際そうだったということでございます。

**○又吉清義委員** そういったことを我々県民も知らない、マスコミも報道してくれない、報道の仕方によって誤解が生まれるような現状が起きている。これが今の現実ではないかと。ですから、高江区民の農家も本当に困っているし、わずか150名しかいない区に反対派の皆さんが250名来る。高江区民なんかほとんどいないですよ。地域の方々が反対しているのではなくて、県外、国外から来た方々が悪さをする。そして、そこでの表現は市民となってしまう。村民は誰もいない。最初から高江区民はいないですよと言っているのですけれども、私たちはなかなかその感覚がない。今みたいなことが行われている中で、私は過剰警備という表現は値しないだろうと思うのであえて言っているのです。むしろ、本当に今、皆さんが体を張って、幾らいじめられても耐えがたきを耐え忍んでいるから平和が保たれていて、反対派の皆さんが車に飛び込んでもひかれられないようにしてあげている。私はすごい任務だと思います。ほっておいて事

件・事故が起きたら、それこそ大変なことになるし、むしろ反対派の皆さんはひかれたくてここに行っているとしか私には理解できないものですから、本当に秩序ある反対の仕方をしてくれと。そして、本当にそれは村民が反対しているのか、それとも県外の方なのか、国外の方なのか、その答弁もしっかりしていただきたいのですが、今、説明があったとおりが現状だと思います。そして、農民の方も困っているということを再度話しました。そこまではまだ県警としても警備云々はしていないかと思いますが、そのようにG地区の農道で困っているという現状は皆さんは把握をしているわけですね。

○重久真毅警備部長 把握してございます。高江の農道の私設検問は違法行為でございますので、今後も対応していきたいと思っております。実際、私どもは限られた警備体制でございまして、現状を申し上げますが、農道云々ではなくて、反対派のうちの特に過激な部類に属する方々が基地の中に侵入して、重機にしがみついたり、伐採される木にしがみついたり、チェーンソーに突進したりと極めて危険な妨害活動かつ直接的に工事を妨害する活動が行われておりまして、今その対応に大分人員を割かれている状況でございます。中には入れないはずなのですが、入ってこられて、直接的に妨害する。これは極めて危険で、反対派の皆様にとっても危険な活動でございますので、今、そちらを優先して対応している状況でございます。

○又吉清義委員 ですから、そういった現状を我々議員も把握して、どうあるべきか対処するのが筋と思っております。私は、この陳情は本当にこれでいいのかと疑問視をしておりますので、あえて聞いているわけでございます。

最後に伺いますけれども、逮捕者も結構出たのですが、おとといも1人出たかと思っております。県内、県外、国外の内訳はどうなっているのか。逮捕者の数を教えてもらいたい。

○重久真毅警備部長 おとといも逮捕いたしましたので、逮捕者はこれで6名になりました。警察官を蹴り飛ばしたとか、警察官に車でぶつかろうとしたとか、そういった公務執行妨害で3名、往来妨害罪で2名。おととい通常逮捕しましたのは、基地内で沖縄防衛局の職員を突き飛ばして、沖縄防衛局の職員が後頭部から後ろに倒れ、全治2週間の脳しんとうを起こした傷害事件で1名。県内の方が2名、県外の方が2名、韓国籍の方が2名です。

○又吉清義委員 これが現状かと思っておりますので、ぜひ皆さんもこういったこと

をしっかり耐えがたきを耐え忍んで、市民の安全、また交通の安全等を守って、任務を全うしていただきたいと思います。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。  
比嘉瑞己委員。

○**比嘉瑞己委員** 既に代表質問や一般質問でも審議されていますので、なるべくかぶらないように聞いていきたいと思います。

多くの県民がこの状況に胸を痛めていますけれども、今、報告があった逮捕者が6人、救急搬送者は10人と答弁がありました。これは、わずかここ2カ月間で起こった出来事だと思います。この高江のヘリパッド建設に対する反対の意思を示す抗議行動はことしで9年目になると聞いております。これまでにこういった逮捕者や緊急搬送者は何人いましたか。

○**重久真毅警備部長** これまでに逮捕者、緊急搬送はゼロと承知しています。

○**比嘉瑞己委員** この7月22日以降の数字ですよね。それまでは、9年間平和裏に抗議活動を行っていました。けれども、こういった状況になっている。どこに原因があるかということが問題だと思います。

時系列で確認したいのですが、先ほど皆さんは7月5日、6日に公安委員会に県外派遣部隊の援助要請の起案をしたと。一方で、沖縄防衛局が県警本部長宛てに依頼をしている文書が手元にあるのですけれども、7月11日付となっています。沖縄防衛局からの要請は11日ですが、既に皆さんは公安委員会に5日、6日に起案をしている。この関係はどうなっていますか。

○**重久真毅警備部長** 厳密に申し上げますと、その7月5日、6日というのは起案ではございません。私が高江の現状、今後の話、もろもろの細かい話を直接説明申し上げたことが5日、6日です。確かに、文書上は7月11日に来るわけです。ありとあらゆる行政事務がそうだと思いますが、いきなり7月11日に渡すわけではないのです。実際には、事前にある程度のやりとりがあるわけです。例えば、機動隊の応援を仰ぐと言っていますが、「重久君、あしたから沖縄県に行ってくれ」とはできないのです。なぜかという、機動隊員だって、他県の機動隊の本来の仕事があるのです。本来の仕事を同僚に押しつけて、わざわざ沖縄に来てくれという調整がどうしてもあるわけです。したがって、沖縄防衛局との間でも当然いろいろな調整を、その文書が発出される前には行

っているわけです。どうも沖縄防衛局からそういうことがあるらしいということで、私は5日、6日に説明を申し上げたという次第です。

○比嘉瑞己委員 沖縄防衛局から事前に調整があったということだけでいいと思います。ほかの委員も質疑したいので、なるべく端的に答えてほしいと思います。

沖縄防衛局から話があった7月の前半ですが、この時点で皆さんが議会答弁で言われている危険かつ違法行為というのは現場でありましたか。

○重久真毅警備部長 現場ではございません。ただ、辺野古の前例がございますので、起こり得るという分析はしていました。

○比嘉瑞己委員 現場ではなかった。それなのに皆さんは、500名、800名とも言われている大量の機動隊の派遣を結果的には要請しているのです。こういったことが報道されると反対している県民や市民の皆さんにとっては、とても緊迫した空気になるとは思いませんか、一般的に言って。

○重久真毅警備部長 思いません。

○比嘉瑞己委員 ここら辺が見解の違いだと思います。もちろん辺野古もそうですが、これまで私たち沖縄県民が民意をどんなに示してもなかなか国が声を聞いてくれない。こういった中で、県外からも機動隊が大量に来ると聞いたらみんな緊迫しますよ。ここはぜひ心にとどめておいてほしいと思います。

一方、本会議で、私の再質問に天方さんがお答えになっています。私は、こうした県警察からの起案を受けて、公安委員会ではどういった議論をしたのですかということを再質問しました。そのときの再質問にこう答えています。公安委員会の定例会等において、県警察から必要な説明を求めるとともに公安委員相互で議論をした上で、場合によっては、一度の議論では結論が出ず、県警察に再検討を求めた上で、再度公安委員会において議論した。結果的には派遣要請をしたということですが、その過程で、一度の議論では結論が出なかった、皆さんに対しても再検討を求めていると言っているのです。私は、どういった内容を聞いたのかということを知りたいのですが、答弁はありませんでした。ですから、この審査で明らかにしてほしいのですが、その際、公安委員会から県警察の皆さんにどういった懸念が示されて、皆さんはどういった説明をしたのですか。



○重久真毅警備部長 公安委員会の中での議論は、本当にお三方だけの議論もありますので、私どもが全てを把握しているわけではございません。それから、具体的な指摘の中身は、我がほうの警備体制の手のうちに当たる部分もあるので、つまびらかにはできないのですけれども、応援派遣を求める人数が果たして適正なのかどうか、こういう観点からの御指摘でした。説明を申し上げ、いろいろ納得していただくためにもう少し材料がほしいということで、私どもとしては現場の状況をより詳細に説明をしたという次第でございます。

○比嘉瑞己委員 今、警備部長も全てを掌握していないとおっしゃいました。だから、私は今回、公安委員の出席を求めたのです。委員長にお願いしました。そういった点を聞きたかったのですが、今、全てを掌握していないという発言がありましたので、今後は公安委員会の説明がやはり必要だと思いました。

今、警備部長がおっしゃったように、やはり公安委員会も規模については少し疑問を持っているわけです。私が最初に質問したように、県民の感情としてはそうだと思うのです。これだけ大量の機動隊員が本当に必要なのか。これまで9年間、誰もけが人も出さずに、むしろ県警の皆さんは沖縄防衛局と反対派の皆さんの間に入って、こうした衝突を避けるように頑張ってきたと思うのです。それなのに、こうした事態になっている。何がきっかけになったのか。私はやはりこの過剰警備が原因だと思います。ここは大変重要な点なので明らかにすべきだと思います。天方さんは、公安委員会で再度、一度では議論の結論は出ず、再検討を求めた上で、また議論をして決めたと言っていました。この状況を県民にしっかりと説明しないといけないと思います。市民の代表たる公安委員ですから、どういった議論があったのか、公安委員の懸念はどうだったのか、それに対して皆さんどういった説明をしたのか。これは記録としてしっかり残っているはずだと思うのですが、議事録はありますか。

○中島寛警務部長 公安委員会の議事録、例えば定例会等についての議事録については、公安委員会のホームページがございまして、そこで開示をしております。

○比嘉瑞己委員 私もホームページで見れるのかなと思って見たのですけれども要約でしかありません。1行でしたよ。これでは全然わかりませんよ。これだけ県民が今注目している問題ですので、その議事録をつまびらかにすべきだと思います。この点は委員長から、ぜひ資料提供を求めてほしいと思います。

それから、いろいろな問題点があるのですけれども、それについての法的根拠を示してほしいということを代表質問で伺いました。いろいろな法律に則してやりましたという答弁をいただいたのですが、1点だけ明確に答えていないのがあるのです。それは9月2日と5日の作業員の護送についてです。この点については、やはり全然法的根拠を示せませんでした。状況はわかりましたよ。どの法にのっとって、皆さんは護送したのですか。

○重久真毅警備部長 護送といいますか、搬送ということでございますけれども、9月2日と5日に工事作業員を車両により搬送したことは、警察法第2条の安全の確保ということでございます。まさに目の前で、作業員の皆さんが抗議参加者から突き上げを食らっていると、突き当たろうとしていると。これは反対派の皆さんがインターネットにアップロードしている動画からも明らかでございます。こういった状況で、緊急でやむにやまれないということで、この2日間だけはやむを得ず搬送したと。安全確保のためでございます。

○比嘉瑞己委員 今、その根拠として警察法第2条とおっしゃいました。しかし、それはあくまでも組織法、警察任務の総論が書いてあって、具体的に皆さんが行為を行うときには、具体的な法的根拠によらないとできないと解説書にも書いてありましたよ。

○重久真毅警備部長 その警察法解説の解説本にも書いてあるとおり、警察法というのはやや特殊な法律でございまして、これは組織法であり、かつ権限法でもあるという法体系でございまして。

○比嘉瑞己委員 そこまで言うのでしたら読み上げますけれども、警察法解説に第2条についての解説がありました。警察の責務というのはこういったことですと。これはよくわかりました。この目的を達成するために、一部国民の権利や自由の制限を行わざるを得ない場合も存在する。しかし、この場合には、たとえ個人の生命等の保護のためであっても、具体的な法律上の根拠なしに行うことは許されないと書いてあります。具体的な法律上の根拠なしに行うことは許されない。今の答弁とは違うのではないですか。

○重久真毅警備部長 作業員を搬送するのは、誰の人権も侵害もしていないと思います。作業員の安全を確保するために警察車両に乗せたただけであって、例えば、そこで反対派の皆さんに対して何らかの有形力を行使したのかというと、

そんなことはないわけです。

○比嘉瑞己委員 表現の自由とかいろいろな反論はありますよ。ここは見解の相違なのでやめますけれども、私たちも現場に何度か調査に行っています。指摘したいのは、皆さんは秩序と安全のためと言っているのですけれども、毎日のように衝突があります。私のきのうの一般質問にありましたけれども、8月24日に女性が後頭部から血を流して倒れたことがありました。私は目の前で見て大変胸を痛めましたよ。これだけ機動隊員が多くいらっしゃるのに誰ひとりこの人の緊急搬送をやらなかったのです。余りにも見かねて、沖縄県警の職員にお願いしたら、県警の人がやっと来て無線でやってくれました。それまでずっと知らんぷりですよ。一方の作業員はパトカーに乗せて、けが人が目の前にいるのに、あれだけ大量の人がいて見て見ぬふりをするのか。これが本当に公平中立と言えるのか。その点はどうですか。

○重久真毅警備部長 何点か質疑がありました。まず一般質問でもございました後頭部を打たれた女性の話ですが、これは反対派の皆さん同士の衝突によるけがでございます。けがをされたところだけが非常にクローズアップされているわけでございますけれども、前段がございまして、反対派の皆さんが県道70号線の片側を完全に座り込みないし蟻集して……

○比嘉瑞己委員 私は、けが人を運ばないのかと聞いているのですが。

○重久真毅警備部長 目の前を工事の車両トラックが通るわけですが、そこにどンドン潜り込もうとしているわけです。そこで、警察が間に入ってとめていたわけです。その中で、車両の下に潜り込もうと激しく突き当たってくるものですから、その過程で反対派の皆さん同士で衝突して打たれたと。その後、知らんぷりという話でございましたけれども、救急車を要請したのは沖縄県警でございます。これは反対派の皆さんではなくて、私ども警察が救急車を要請した。これは事実でございます。いずれにしましても、道路上で通行するダンプの中に潜り込もうとする、ぶつかろうとする行為は大変危険でございますので、~~委員におかれましても、ぜひそのような行為はおやめいただければと思います。~~

(41ページに警備部長から発言の取り消しあり。公開用は「—」のみ表示。)

○比嘉瑞己委員 今、質疑に答えていないですよ。けが人が目の前にいるのに、なぜ作業員は運んで、この人は運ばなかったのか、県警が通報してくれたのは

見ましたよ。県外の機動隊の人が何百人も通っていくのですよ。それなのに無視して行く。みんながけがしていますよと言っても誰も見向きもしない。責任者は誰ですかと言っても誰も来てくれない。見かねて県警の年配の方が来て、これは大変だということで対応してくれたのです。これが本当の警察のやるべき仕事だと思います。作業員の安全だけを確保するような仕事ではいけないと思います。

それから、県道封鎖について、本会議では、公安委員会は県警からの報告を受けていないと答弁がありました。県道封鎖をして、管理者である県の環境部の職員が自分の身分も示したのににもかかわらず通れなかったとのこと。これは新聞報道にもなりましたが、皆さんは公安委員会に報告をしていないのはなぜですか。

**○重久真毅警備部長** まず、県道封鎖をしていたのは警察ではなく、抗議参加者なので報告のしようがありません。続きまして、県の職員がいらして身分証を示したという話は、我々警察としては把握していませんので、把握していないものは報告できない。こういう次第でございます。

**○比嘉瑞己委員** 管理統制はどうなっているのですか。警察の方が県の職員に聞いているのですよ。県の職員は答えていますよ。それを知らない。こういったあり方では、本当に公安委員会の皆さんに、皆さんの報告が本当に公平公正中立なのかということとは疑わしいですよ。こんな大切な問題を報告すらしていない。そういった判断で公安委員会の皆さんが警察を管理していると言われても甚だ疑問ですよ。ここは見解の相違がありますので、ぜひ公安委員の直接のお話を求めたいと思います。

**○渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。  
花城大輔委員。

**○花城大輔委員** 現場にはいろいろな人がいると思います。似たような陳情が幾つか出されていますが、例えば、9月の中旬だったと記憶していますが、新聞にある一つのグループのリーダーのような方がこれから検問をやりませんとなりましたよね。その後にも検問は行われているのです。私が聞きたいことは、あそこは、どれぐらいの数のグループがあるのか、組織化されているのかどうか、把握していますか。

○重久真毅警備部長 一つの強固なピラミッド型の組織で何らかの抗議活動が行われている感じではないと考えております。いろいろな背景をお持ちになられている方、さまざまな団体の皆さん、個人が、それぞれの思いで抗議行動に参加されているのではないかと。したがって、安全を確保するという私どもの任務からいたしますと、かえってより注意して対応しないといけないと考えてございます。

○花城大輔委員 9月23日現在で、まだ検問が行われていると地元の方から聞いていますが、現在はどのような状況ですか。

○重久真毅警備部長 検問にもいろいろございます。例えば、水曜日と土曜日の朝になるべく多くの人数を集まってくださいと彼らも呼びかけていますので、物すごい数の方がいらっしゃいます。ほとんど県道は封鎖状態になりますので、私どもとしては通行する一般車両の方に、「この先気をつけてください。100人以上の人が県道にいるので危ないです。ちょっと待ってください。もう少し事態が落ち着いたら通ってください」といった情報提供を今でもやらせていただいております。

○花城大輔委員 地元の方の声は、信号が1個しかない村で、自分の家の近くを通るたびにとめられる。これほどストレスがかかることはないという話です。もちろん静かですし、交通量も少ないところですので、そもそもストレス耐性が低い人たちが暮らしている。この検問だけでもやめさせてくれないかという声がありますので、ぜひ注意してやってもらいたいと思っています。

また、先ほど比嘉委員からの質疑の中で、そこでのけが人がふえたことや抗議活動が過激になった原因として、機動隊が導入されたことがあるのではないかという話がありましたが、それに対する答弁はありますか。

○重久真毅警備部長 順序が逆でございまして、機動隊がいるから反対運動が盛り上がるというのは、本末転倒だと思います。反対運動の方がいらっしゃって、工事を進める側がいて、放っておくと両者がトラブルになったり、事件・事故が発生するから私どもは間に入ります。これが基本でございます。なければ、我々は関知しません。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありますか。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 陳情第97号及び第101号の援助要求に伴う燃料代、高速道路代、修繕費などの費用負担の件についてお尋ねいたします。

前段、県警本部と意見交換会を先月の中旬ぐらいにさせていただいて、その後、平成28年度歳出予算事業別積算内訳書なるものを議会担当から御協力をさせていただいて頂戴しました。これによると、装備費の中の燃料費が今年度は1億8167万円が当初予算として計上されていると思います。昨年度は当初予算が2億2191万8000円というように資料をいただいているのですけれども、昨年度の11月ごろに辺野古地区について同様に援助要請が行われたと思うのですが、それを踏まえた上で、昨年度はどういう締めだったのか。2億2191万8000円に対して幾らで決着したのかというところを御教示ください。

○中島寛警務部長 今回の質疑の解釈として、執行額が幾らだったかというように理解しております。執行額につきましては、2億818万5033円ということになっています。

○宮城一郎委員 昨年度は援助要請があっても当初予算額を上回らない金額で執行したと。本年度は、少し減りまして1億8167万円ということですが、昨年11月の辺野古の援助要請の期間、それから要因等々を比較して、今、行われている高江の援助警備による執行額は、当初予算1億8167万円を超過しそうなのかどうか、肌感覚で結構ですけれども所見をいただきたい。

○中島寛警務部長 先ほど冒頭、警備部長から答弁があったと思いますけれども、燃料費及び修繕費はいわゆる県費負担となっていて、8月末現在の、運用中の数字ということで変動があり得るのですけれども、燃料費については950万円、修繕費については約47万円かかっています。今後の見込みについて、多分議員御指摘の部分は補正予算とかを出す必要があるかどうかという点になってくるかと思うのですけれども、この辺につきましては、今後警備はいつまで続くかとか、警備の体制とか、そういった諸事情にもよりますので、現時点では、補正をかけるかどうかについて断定的に申し上げるのは困難かと思っております。

○宮城一郎委員 いずれにしても3月末で締めなくてはいけないと思うのですけれども、先ほどからのおっしゃられている警察庁本部からの50%の補助があった上で、超えるか超えないかというところだと思います。それを超えると

恐らく補正を要求することになる。超えない場合は、それでもなお50%の補助があるのでしょうか。

○中島寛警務部長 燃料費及び修繕費については国庫補助の対象で、最大50%になっております。これについては、超える超えないは別にしまして、国庫補助がなされるものと承知しています。

○宮城一郎委員 沖縄県警察の財務的な運用については、県費からの一般財源と警察庁本部からのポケットが2つあると思うのですが、この50%の補助があった場合は、どちらのポケットに入るのですか。

○中島寛警務部長 これは県費に入るものでございます。

○宮城一郎委員 銭勘定が余り得意ではないので、私の私見ではクエスチョンなのですが、予算内におさまってなお50%の補助があった場合、いわゆるこれは余剰金になるのではないかと思っていまして、いわゆる予算の2重確保といえますか、県費からも確保されて、警察庁からも50%補助される。合理性があって、この中でおさまるのであれば、補助がなくして執行して構わないものだと思うのです。ダブルで確保することによって余剰すると思うのです。その場合に50%の補助分は県に返納していただいてもよいものではないかと考えるのですが、素人的な考えですけれども、その辺の所見はどうでしょうか。

○中島寛警務部長 いわゆる国庫補助については、その県の中でも2つのポケットがあるのではなくて、最終的には県の財政課に振り込まれるものでございますので、最終的なトータルとしては一体という扱いになっております。

○宮城一郎委員 非常に勉強になりました。ありがとうございます。

続いて、過剰警備と言われている陳情の件で引き続きお尋ねしたいのですが、先ほど比嘉瑞己委員からもありましたが、7月5日、6日ごろから援助要求をすべきかしないかというところを検討されていたと思います。先ほど、警備部長におかれては、過去の辺野古の状況から鑑みて必要になるのではないだろうかというお話だったのですけれども、これまで9年間の活動の中で、ここ直近数年は、治安の安定面でも住民の安全の面でも比較的担保されていた状態だと思うのですが、辺野古も約3年くらい長い運動が続く中で、何ゆえ突如、高江においても救援要請が必要になると思われた転換点を聞かせていただきたい。

○重久真毅警備部長 高江がしばらく落ちついていたという話でございますけれども、これは工事をやっていなかったから落ちついていたのです。工事をやろうとするから、それに反対する方々が集まってこられトラブルが起き得ると。厳密に言うと、実はN4地区というところで既に若干の工事は行われていたのですが、そのときでも実際激しい反対運動が行われていたわけでございます。他方、辺野古でも工事は行われ、一旦和解協議ということで中断したと伺っておりますけれども、実際に工事が行われようとしていたときには、かなり過激な反対活動が行われたと。実際、今、高江で工事が始まるようになったら、辺野古は工事がとまっているので、辺野古で反対運動されていた方がそのまま高江に転進してくるだろうと予想はできるわけです。同じ方です。同じような反対活動が展開されるかもしれないと予想し、実際にそうなっているのです。ただ、誤解なきよう申し上げたいのは、工事をしているのは、我々警察ではございません。工事をいつやるかは事業者が決める話でございますので、私どもとしては、そういったことが始まる以上、事前にお話をいただいて、もしかしたらトラブルが起きるかもしれないということで警備をしてきた次第でございます。

○宮城一郎委員 恐らく、7月11日の早朝から始まった資材搬入に対する機動隊の警護、これから工事を始めると今おっしゃられたことの象徴だと思うのですが、それによって、今まで少し安定していたものが、若干抗議運動もエスカレートしていくだろうという予測のもとに援助要請をしたと理解しました。私はそこが潮の変わり目というか、それによって、あとは綱引きのアギヤーのように、あなたがここまでやったから、私はここまでというような感じで、現在に至って、抗議グループにおいても県道を封鎖したり、それを防ぐために、警察の方が通行制限したりと。警察にもおけがをなされた方もいらっしゃるし、抗議運動をされている方にもおけがされた方がいます。何より憂いているというのか悲しいのが、抗議とかにも関係なく、そこにお住まいになっている高江の方々の日常の生活に非常に支障を来すような状態になっているということです。それについて、この抗議グループの方の抗議活動のあり方が、集会の自由や表現の自由を超えて法を逸脱しているという感触を私も持っています。どちらが始めたからとか、今そうだからという議論を、ここに至ってするよりも、どうすれば7月10日以前のように治安の安定と住民の安全が担保されるような状態に戻れるのかなと考えたときに、これまでの代表質問と一般質問で、県警本部長も公安委員長も答弁されていましたが、現時点においては、県外からの機動隊の応援を帰すつもりはないということでした。ただ、もしある



別の条件下、例えば、高江地区生活条件沈静化協定を仮称ですけれども、今、抗議運動されている方たちに、法を遵守した抗議活動にとどめてください、こういうことはしないでください、ああいうことはしないでくださいというような、協定のようなものを県警察と締結することによって、他県からの機動隊がお帰りになる。それによって、7月10日以前のような状態に戻れば、高江の住民ももとの生活に戻れる、お互いにけが人も出ないというような、今、考え得る限りで最も建設的な提案ではないかなと考えております。その辺について、私案ですけれども、検討の余地があるかどうかということをお伺いしたいです。

**○重久真毅警備部長** 委員のおっしゃるところはごもつともでございまして、警察本部長の池田からも答弁したとおり、表現の自由が適法に行われる間は警察の関知するところではございません。他方で、違法かつ危険を及ぼすような形で行われる限りにおいて、警察としてはこれを看過することはできない。累次申し上げている警察法第2条でございましてけれども、それを見て見ぬふりをする不作為というのは、かえって我々が責任を問われるわけでございます。その住民の皆様が本当にお気の毒だというのは、私も警察としても全く同じ思いです。反対派の皆さんはどうなったかという、車道を封鎖するようなことは大分なくなりました、先ほど申し上げたとおりでございましてけれども。他方で、本当に一部の過激な方は基地の中に入り込む。基地の中には住民の方はいないです。当たり前ですけれども、メディアもいない。反対派の皆さんと警察官と沖縄防衛局と工事作業員だけという、過激なことをやりたい人にとっては理想郷のような形です。入るだけで違法でございましてけれども、さらにそこで重機にしがみついたりという現状を踏まえたと、たとえ県道がクリーンになっても、基地の中に入り込んでそういう違法行為をされる方もいらっしゃる実態が改善されない限り、ちょっと難しいのではないかと。また、協定のお話、興味深いアイデアがございましたけれども、警察として、違法行為をやめましょうという協定を締結できるかは、よくよく検討しないといけないのかなと。何を申し上げたいかという、それは当たり前と言いますか、違法行為をしてはいけないというのは法律に書いてございますので、そこはまずもって抗議行動を起こされる皆さん次第の部分があるかというのが、我々警察というより、率直な今の時点での感想でございまして。

**○宮城一郎委員** 今おっしゃられた米軍提供エリア内に入って行かれる方の違法行為、それは全てもろもろ一私は、自分は姿勢は真っすぐだと思っているのですけれども、人から見ると姿勢が左に曲がっているとおっしゃられる方もい

て、答弁の中であったように極左暴力集団の方がいらっしゃるとしたら、もしかしたら左つながりで話し合いができるかもしれないですが、そのために汗を流す所存ではございますので、ぜひ前向きに御検討をいただけたらと思います。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中、警務部長から宮城委員の質疑に対する答弁の訂正を行いたい旨の申し出があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

先ほどの宮城委員の質疑に対する答弁で、警務部長から訂正を行いたい旨の申し出がありますので、発言を許可します。

中島寛警務部長。

○中島寛警務部長 先ほど、宮城委員からの御質疑の平成27年度の燃料費の執行額について2億818万5033円と答弁したのですが、正確には2億815万5033円でした。訂正をさせていただきたいと思います。失礼いたしました。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 これは両部長のどちらが答えてもよろしいのですが、私は実は嘉手納町出身でして、嘉手納基地を抱える県議会議員として、本来、基地問題で県民同士が対立することはあってはいけないと本当にそう思っています。私も、実は過去に、町議会議員のときもそうですけれども、米軍関係の事件・事故、暴行事件、殺人事件が出たときには、大衆運動や抗議集会に参加したこともあります。しかしながら、当時の大衆運動または抗議集会と今議論になっている高江の抗議集会とは少し違うのかなと。その理由は、我々が基地問題で保革を問わず抗議集会をするときには、逮捕者は出ません。ただいまの警備部長の答弁では6名の逮捕者がいたと。そのうちの4名は県外・国外の人だったという答弁がありました。警察本部長も代表質問、一般質問の中で答弁しておりましたが、1つ気になったことがありますので確認します。今、宮城委員から少し話が出ましたが、この大衆運動の中の極左暴力集団というのは、県警としてはどういう位置づけをしているのですか。どういう集団なのですか。

○重久真毅警備部長 我々の警察用語で極左暴力集団と言うのですが、一般的には過激派と言われている方々でございます。日本におきまして、社会主義革命、共産主義革命を目指し、我々の平和な民主主義社会を暴力で破壊しようとする集団です。実際、過去には多数のゲリラ、テロ事件を敢行している団体でありまして、俗に大きなグループとして、革マル派—日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派、中核派—革命的共産主義者同盟全国委員会、革労協—革命的労働者協会といった団体があります。このような団体はもういなくなったかと思われる方は多いと思うのですけれども、安保闘争、成田闘争のころですから、彼らは現在でも全国で約2万100人まだおります。これは警察庁が公表している極左暴力集団に属していると思われる人の数字です。例えば、沖縄県に関連しますと、平成26年10月20日、ちょうど2年前ですが、埼玉県内にあります辺野古の工事に関連する会社に革労協の反主流派が飛翔弾をぶっ放し、みずから犯行声明を出すということで、沖縄県とのかかわりは今でもあります。極左暴力集団は、沖縄県が大好きでして千葉県に次いで、普通の人もお金を出せば買える機関誌があるのですけれども、高江の関係を大々的に取り上げております。では、実際に高江の運動にどういう参加をしているのかは、我々としてはもちろん把握しているのですけれども、個別具体的なところは申しわけないのですが申し上げられない。我々の手のうちが明らかになってしまうということがございます。いずれにせよ、本部長の池田が答弁したとおり、極左暴力集団が今回の高江の抗議活動に参加していることを確認しています。

○中川京貴委員 私が前置きしたいのは、これまで我々も、県議会ももちろんそうですけれども、市町村議会も大衆運動、抗議集会とかの経験があります。そのときと今は違うなと感じたのがまず1つです。

それから、再度確認したいのは、警察本部長は本会議で極左暴力集団の参加が確認されていると明確に答弁しています。今、はっきりしているのは、過剰警備なのか、それとも違法行為なのかという点で、部長も御承知のとおり、テレビや新聞などのマスコミ、ユーチューブも含めて発信されておりますが、県民の方々の中には警察が違法行為をしているのではないかと、公安委員会が違法行為をしているのではないかと疑いを持つ人もいるかもしれません。裁判だろうが何だろうが、どういう場でも、しっかりと皆さん方が県民の生命と安全を守っているのだということを証明できますか。もし資料を持っているのであれば資料を、私は資料を持っています。我々はこういった資料を照査しながら、又吉委員は質疑しました。そうではない方々は、そうではない資料を持って質疑します。これは結論が出ないのです。しかしながら、公安委員会、県警察本

部としては、司法の場に出ても証明できますか。

○重久真毅警備部長 できます。実は、我々警察もいろいろと素材はあるのですけれども、いろいろな理由で外に出せないものがほとんどでございます。例えば、現場でまさに違法行為が行われているということで、動画で証拠化するのですけれども、これはあくまで証拠でございます。刑事訴訟法でも訴訟書類は公にしてはいけないことになっていきますので、出したくても出せないものが多数ございます。ただ、訴訟の場になれば出せますので、しっかり証明していきたい。

○中川京貴委員 私は先ほどから、けが人やこういった県民が被害をこうむったときに、なぜ訴訟を起こさないのかとと思っているのです。訴訟を起こして、司法の場で、過剰警備なのか違法行為なのかはっきりすれば、もし、これが違法であれば、今のような組織や機動隊が帰るなどの手続がとれると思うのです。しかしながら訴訟はしない。それでいて違法だと言う。それでは、どこでこれを証明するのかとと思っているのです。警備部長が答えたとおり、被害届が出て、訴訟を起こして、裁判になれば、警察としては証拠に基づいて証明できるということで理解してよろしいのですか。

○中島寛警務部長 訴訟の話がでましたので、若干付言させていただきます。今回、7月22日に工事が始まったのですけれども、その際に当方でやりました交通規制及び検問につきまして、一部の反対派の方から、今後検問しないでほしい、規制をしないでほしいという仮処分申請が出されておりました、それに関しましては、現在訴訟進行中であります。それについては、当方でも必要な主張をさせていただいておりますし、先ほど委員からも指摘がありましたとおり、公安委員会のホームページ等でも積極的に情報発信をしていきたいと思っております。

○中川京貴委員 今回、一般質問、代表質問でこの基地問題が出されました。私は、ある意味いい機会だと思っています。それを質問しなければ、公安委員会も警察本部も答弁できません。主張できなかつたと思っています。質問が出たから、法律にのっとって、県民の安全、そして生活を守るための警備だということが証明されているだろうと思っています。そういった意味では、先ほども委員から目の前でけがした人を助けようとしなかつたと、なぜ警察官は放っておいたのですかという質疑が出ましたけれども、私は、逆に、反対派同士

でのけがだったら、なぜ反対派が電話しなかったのか。私は、目の前でけがしているのですしたら携帯でなぜあなたが電話しなかったかと聞きたいのです。現場にいる皆さんが、志を持って反対運動をしているのであれば、その皆さん方が助けるのであって、それを業務をしている警察官に押しつけることは間違っていると思っております。これだけは主張したいと思っております。そういった意味では、間違ったメッセージを送ることなく、警察業務を法律にのっとり、そして司法の場でもどこでも、しっかりとした証明ができるような対策をとっていただきたい。いかがでしょうか。

○重久真毅警備部長 ありがとうございます。繰り返しになりますけれども、安全確保のために法にのっとり、今後とも必要な警備を進めてまいりますし、常に必要最小限の警備でありたいと私どもも思っておりますので、引き続きよろしく願います。

○中川京貴委員 この陳情第97号、そして陳情第101号を見てください。この陳情の中身が出ております。記1、2、3とありますけれども、憲法は表現の自由を認めております。これは当然でのことであります。しかしながら、この陳情書が果たして表現の自由なのか、それを超えているのか確認をしたい。もう一つは、記2に、県議会として、県公安委員会が今回の援助要求を直ちに取っ払い、派遣機動隊の撤退を決定するよう県議会で決議をなさないとあります。私はこれをまさに政治介入だと思っております。公安委員会、警察本部は、県民の生命と安全を法律にのっとり守るのであって、県議会でそれを押しつけることは、私は政治介入だと思っております。部長どう思いますか。

○中島寛警務部長 県議会がとるアクションについて、私がコメントするのは、差し控えさせていただきたいと思うのですが、改めて公安委員会の業務につきましては、要は警察を管理すると。その目的は、政治的中立性の確保及び警察の民主的運営ということでございますので、そういう公安委員会の趣旨については、我々警察としてもしっかりと管理に服していきたいと思っております。

○中川京貴委員 では、確認しますが、今、陳情が何件か出ております。例えば県議会がこれを採択しても、たとえ県議会の意思として採択されても、公安委員会、警察本部は、法律にのっとり適正に措置するというところで理解してよろしいでしょうか。

○中島寛警務部長 援助要求を取り消す、もしくはその決定をするのは、公安委員会の判断になりますので、私はコメントする立場にはないと思います。ただ、公安委員会を補助する事務方の立場としてコメントさせていただきます。先日の一般質問でも、天方公安委員から、例えばある候補者なり政党が選挙で勝った、選挙に受かったとしても、警察としては、その1つの民意に流されるのではなく、いわゆる警察の責務として何か措置をとる必要があるのか、純粋な警察活動の必要性に基づくべきであって、政治的にどちらかに偏るのはふさわしくないという答弁がありましたので、その趣旨は尊重されるべきではないかなと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 比嘉委員や自民党委員の質疑に私も補足という形で質疑させていただきます。7月22日以降の今の状態をどうにかしてもらいたいというのは、県民ひとしく思っているところです。代表質問でもありましたし、一般質問でもあるわけですが、ではどこが悪いのというような話よりもむしろ今の状態をどう打開するか、そして、事態の收拾に向かわせる方法を講じられないかというようなお話をさせていただきます。

先ほど、宮城委員からありました協定を結ぶとかいうのは、司法取引だというようなお話も出るとおり、これはあってはいけないことだと思います。

これまでの9年間のN4地区では、こういう状態ではなかったのはどうしてですかと聞いたら、警備部長は工事がされなかったからというような話をされました。N4地区は、実際に反対活動が9年前から起こっていて続いているのですが、その間に着陸帯は2基つくられたのです。そこで工事が行われなかったことが幸いして混乱が生じなかったというおっしゃり方をしますが、私も辺野古のゲート前に行って見えています。現場で安全を保つための警察官の努力を私は評価はしたいと思うのです。こうしている間は看過できませんから秩序正しく抗議行動してくださいという交通整理を警察官が大分やってきたということは、私も目の当たりにしてきました。N4地区でもそれが果たされ、秩序・安全が保たれて9年間は何も一何も起こらなかったというのはおかしいですが、現場の警察官がしっかり工事者にも抗議する人たちにも分け隔てなくやってきた。この警察官の努力によって保たれたのかなと私自身もそのように思っているのです。ところが、それが7月12日の皆さんの要請を受けて、13日に全国から機動隊員が400名も押しかけてくると地方紙の1面に載るわけです。そ

れで、これは大変なことになるぞということ、抗議人数がふえた経緯があるのではないかと。そして、先ほど比嘉委員が言ったように、そういう要請をする前に、公安委員会の3名の皆さんも少し懸念を持ったのではないかと。確かに辺野古の例があるから、警備の皆さんには用意はしないといけないということがあるのかもしれない。全国にこれだけ大量の援助要求をすることに少し懸念がありませんかと本会議でも聞けるかと思ったのですけれども、なかなかそこまで至りませんでした。7月5日、6日の状況はどうだったのか、これまでの状況どうだったのですかと聞くと、警察本部長はN4地区に車が二、三台、そして抗議者が十数名いましたと。そういう中で、どうしてこのように大量の援助要求をしないといけないのかということが、先ほどからの質疑だと思うのです。ただ言うように辺野古の事例があつて来るだろうということで備えをしたというお話ですが、公安委員の中からも懸念が示されたということで、きのうの審査日程の協議でも公安委員会の天方さんに来ていただけるということで、そのお話も聞けるだろうときょうは期待をしていたのですけれども、どうもお仕事の関係で出席はかなわないということだったのです。先ほど申し上げたゲート前で秩序・安全を保つための警察官の努力をもう少し頑張ってくださいというような、3名の公安委員会の皆さんの立場、進言をする立場が公安委員会の本来の仕事ではないのかなという気がしてならないのです。そこで、打開するための方策の一つとして、先ほど言ったように抗議をしている皆さんに法律違反をするなら私たち看過できませんというようなお話と、工事関係者の皆さん9年間の間に入っていたような方法が皆さんができないものかどうかです。その辺はいかがですか。協定を結びなさいという話ではないのです。あの9年間、ゲート前でしていた方法を何とか双方を呼んでできないかどうかということです。間に立てるのはもう県警察しかいないと思うのです、この9年間を見ていると。そして、ゲート前でまさに警察官からこうですよというようなことを目の当たりして、そこで仕切っているリーダーの方も歩道に出るなとか、車道に出るなとかいうような呼びかけもしているような状態もあることはあったのです。もちろん、それがだんだんエスカレートしてきたのは事実ではあると思いますが、秩序・安全を保つための警察官の努力というのは、私は必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○重久真毅警備部長 委員のおっしゃるところは、本当にそのとおりの部分はあるかと思えます。先ほど宮城委員からもありましたけれども、1番困っているのは住民の皆さんだと私どもも思っています。高江の警備は、実は私どもにとっても極めて特殊な警備でございます。本会議でもるるありましたとおり、

40キロメートル先の採石場から石を運んでくるとか、ほとんど交通量のない県道75号をトラックが通ってくる。工事を進めるのは我々ではございませんから間に入るといのは、まさにおっしゃるとおりでございますが。むしろ抗議参加者の体の安全を守るウェートのほうが今回は多いのです。まさにダンプカーに突入するとかです。皆さんは、警察がとめてくれると思って潜り込んでいくものですから、我々が万が一見逃してしまいますと本当に死人が出ます。緊張感を持って、県外から応援をもらって、やっているのはそういう趣旨でございます。数字だけがひとり歩きしているのですけれども、私から数字は言えないのでございますが、実はそれだけのウン百人の部隊が常に高江のFの入り口にいるかという、そうではございません。分散して配置されています。抗議の参加者の方が、例えば100人、200人と膨れ上がれば、分散配置しているところから引き剥がして連れてきたりしますけれども、実際にはサミット警備のようながちがちの警備をしいているわけではございません。辺野古と比べても特殊でして、辺野古は基本的にはあそこだけでございますけれども、高江は非常に広範囲を守らなければならない、かつ反対される皆さんの安全を確保する必要性がむしろ高いということで、我々としても機動隊の要請を撤回しろと言われても、手を引いたら本当に死人が出ます。では、沖縄県の部隊を回すかとなると生活安全、交通、刑事、別の警察活動が犠牲になってしまいますので、それこそ沖縄県にとって不幸でございます。そういった趣旨で、我々も辛抱して何とかやらせていただいているのが実態でございます。

**○仲宗根悟委員** 今、おっしゃるのはよくわかります。私自身もゲート前に行きました。抗議に参加している皆さんの安全を守ることが、私たち警察官の任務の一つです。そして、工事を阻害するようなこともかないません、できません。ですから、両方を指導していくというような内容と受けとめました。おっしゃるとおりです。確かに現状としては、40キロメートルの道のりに幾つかあって、いろいろな警備をしなくてはいけない、夜間もしなくてはいけないというような答弁もありましたが、やはり抗議者、反対をされている皆さんも秩序正しく、安全のためにはどうしたほうがいいのか。ぜひ、工事をされる方々、そしてここで抗議をされる方々との間に入って、收拾が図れるような方法をとっていただきたいなど。こういうことが、まずこれから入っていける打開策の一つかと思っていますので、この辺の努力をぜひ頑張ってくださいたいなと思うのですが、最後にどうぞ。

**○重久真毅警備部長** まず一点だけ、先ほど私の言葉がちょっと過ぎて、死人



が出るかもしれないと申し上げましたが、けが人が出るかもしれないということで修正させていただきます。

本当に難しい問題だと思うのですが、我々警察としては安全の確保、もうこれに尽きると思っているのをございます。明かせない部分はありますけれども、こういった議会の場等を通じまして、県民の皆様を中心に御理解いただくべく、しっかり説明をしていくということかと思えます。引き続きよろしくお願ひします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 若干の確認をさせていただきます。ついせんだって、産経新聞と八重山日報にこのヘリパッド工事の妨害活動の記事が載っているわけですが、その確認をしながら御答弁をお願いしたいと思ひます。その妨害活動の中で、車両の通行を妨げたということで、県議会議員の所有する車が押収されているのですが、その事実はありますか。

○重久真毅警備部長 先ほど来申し上げておりますが、往来妨害として、この事件では、実際に妨害に使われた車両2台を私どもで証拠品として押収しております。私どもも報道も承知してございますが、警察本部長の池田が答弁したとおり、それは返したというような報道もあるようですけれども、これは引き続き差し押さえ中でございます。では、その車の名義人はどの御質疑でございますけれども、報道は把握しておりますが、これは捜査でございますので、個別具体的にどなたの名義なのかということは、私の口からは申し上げられないということで申しわけありません。

○仲田弘毅委員 報道では実名も出ているのですが、その事実関係は間違いなひですか。

○重久真毅警備部長 名義人が云々ということは申し上げられないのですが、事実関係としましてはそのとおりです。往来妨害罪で、私どもが男女各1名を逮捕しまして、証拠品である車両2台を差し押さえたということでございます。

○仲田弘毅委員 往来妨害罪ということで、証拠品としてその車両は保管され

ているという答弁ですが、この場合の実行犯と本人との共犯性についてはどうですか。

○重久真毅警備部長 この車両の実際の所有者と車両を実際に運転した使用者の2人の方がいらっしゃるわけですが、その間に共犯関係はあるかどうか、指示があったのかなかったのかは、まさに捜査中でございます、申し上げられないという状況でございます。

○仲田弘毅委員 ただ、メディアの記者に対して、自分自身も反対運動をしているので、反対運動の一環として車両を提供しているとまで述べているのですが、そういった事実も確認されていますか。

○重久真毅警備部長 個別の記事、それぞれについて、コメントを申し上げませんが、いずれにしても捜査中ということでございます。

○仲田弘毅委員 一つの事象について、賛成と反対があることはもちろんのことですが、ただ、思想的に、論理的に反対だから何をしてもいい、賛成だから何をしてもいいということではないと思うのです。ですから、法令遵守、遵法精神に基づいて、ましてや沖縄県の模範となるべき県議会議員が、そういった共犯の疑いが持たれるような活動はぜひ自粛していただきたい。これは要望でもあるのですが、また、その点について、両部長からもお話がありましたように違法行為に対しては看過できません。これは県民の生命と財産を守るという立場においては、沖縄県警察本部、あるいは公安委員会を通じてしっかりと頑張っていただきたい。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
当山勝利委員。

○当山勝利委員 いろいろと質疑があり、それに関連する方向で質疑をさせていただきますけれども、まずは最初の認識のずれがこのことを大きくしている可能性がある、そのことを聞きたいと思います。

沖縄防衛局から説明があつて、そのために公安委員に説明をされた。辺野古の前例があつたので、その前例も踏まえながら、他都府県に対して派遣要請等々の説明をされたというような事実関係だつたと思います。そこで、辺野古の前例があつたということですから、辺野古のことでよく御存じだと思います。

が、あのときも反対運動の途中で、いろいろあった中で、他都道府県に派遣要請があったと思います。その後、そこに集まって抗議される方はふえたと私は思っております。どのように認識されていますか。

○重久真毅警備部長 辺野古の警備の際には、たしか警視庁に援助要求をして、部隊の派遣を受けたと記憶しております。我がほうの警備体制がふえたから抗議活動がより激化するという因果関係につきましても、もしかしたらそうなのかもしれません。ただ、我々が抗議活動をしているわけではないので、なぜ激化しているのかというのは、抗議をされている方々がどういう思いでおられるかということによるかと思うのですけれども、仮に機動隊がふえたから抗議活動がより激化するというのであれば、それはいろいろな、基地建設や工事に反対というよりは、まさに警察そのものに対する反対活動ということでしょうか。機動隊がふえるから抗議活動がより強化されるというのは、私は因果関係は余りないのではないかと思います。

○当山勝利委員 そこがやはり意識の違い、認識の違い、それが大きな誤解を生んでいると思うのです。よそから機動隊を要請されたということが先ほどもありました。認識として、あくまでも工事者と抗議者の間のトラブル防止の話であって、その警備がふえたから激化するというのは本末転倒であるというようなコメントもそのとおりでと思うのです。でも実際は、辺野古では警備体制が強化されたことによって抗議者もふえているわけです。そういうことが起こっている、事前にそういうこともわかっているはずなのです。そこで多くの人を、多くの機動隊を導入するとなれば、それなりに激化するわけです。因果関係は、事前にわかっているはずなのです。ないのではない、あるのです。あるということを知っているはずなのに、それだけの警備体制にすれば、余計に激化するだろうということは予想できたはずなのです。それを本末転倒という認識が—私は今の現状がいいとか悪いとか言う前に、この現状を解消しなくてはいけないと思っています。けれども一番最初の認識が間違っている。間違った認識でずっと来ていることによって、解決できないこともあるのです。そういう本末転倒の考え方は改めたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

○重久真毅警備部長 いずれにいたしましても、警察しか基本的に間に入れないわけでございまして、警察が警備体制をしなければ安全が確保できない。その対偶をとれば、安全確保をするためには警備をしっかりとしないといけないということだと。先ほど少し申し上げましたけれども、仮に警察が本来とるべ

き措置をとらずに、工事関係者と抗議をされる方々の間でトラブルが発生すれば、不作為を問われるのは我々警察でございます。我々は必要な体制を確保するという観点でこれまでやってきましたし、必要かつ十分だと現在でも思っている次第です。

**○当山勝利委員** 私は、警備をするとか、手を緩めろとか、違法な行為を見逃せとか言っているのではなくて、その意識の問題で、まず警備が多くなったことによって、抗議者もふえた可能性があるということは認識していただきたいということを言っているのもあって、そこで警備を緩めなさいという話をしているわけではないのです。その認識の違いが、ある意味解決できない方向に行ってしまう可能性だってありませんかということをお願いしているのです。そこら辺は、きちんと皆さんもこの部分に関しては考えていただきたいなと思っています。要は、よそから来ることによって抗議者がふえている可能性はあるということは、辺野古で証明されてます。そこら辺はきちんと認識していただきたいということです。

そもそも7月5日、6日に公安委員会のほうで議論されて、結論が出なくてという話がありました。その説明の中で、現場の現状を詳細に説明されたということでした。この現場の現状の詳細説明において、先ほど言われた40キロメートルと広いとか、いろいろ警備しなくてはいけないということで説明されたと思うのですが、なぜ結論が出なかったのかということは、不思議な部分であります。納得できる説明が欲しいということで、もう一度説明したというようなお話があったのですが、ということは最初で納得できなかったということなので、なぜ納得できなかったということと、どういう納得できるような材料を皆さんは説明されたのか、御答弁願います。

**○重久真毅警備部長** より厳密に言いますと、納得できなかったといいますが、もう少し判断する材料が欲しいということでございます。公安委員会としていろいろと判断するに当たって、もととなる材料、情報が欲しいというオーダーがまずあって、私から、そのオーダーに従って現場の状況を説明したり、いろいろな手段で説明をして、十分な材料を持っていただいたという次第でございます。

**○当山勝利委員** もう一つ、今議会で、公安委員の方々が、9月の下旬に高江のほうに実際に行かれて現場を見られたという御答弁がありました。そのときに県警から説明を受けたということでした。また、抗議者の方々からの声を聞

いたのかという聞いていなかったということだったと思うのですけれども、これはそばに一緒にいられたので、現場で見られていると思っているので聞いているのですが、それは事実ですか。

○重久真毅警備部長 私が現場で説明しています。目の前でトラックに突進している人を警察官が押さえたりという現場もごらんいただいております。

○当山勝利委員 私は公安委員会と警察との関係、公安委員会は中立、公平、公正な立場でジャッジメントしなくてはいけないと思っておりますけれども、やはり警察側からだけの情報だと一方的な情報になる可能性があると思っております。そこら辺はきちんと公安委員会の御意見は聞きたいし、それから、本当にそのほうだけでいいのですかということは、私は御提言申し上げたいので、ぜひ公安委員の出席のもとにそこら辺は聞きたいと思っております。

それから、反対者の意見はそこで聞かなかったのですよね。そこだけ確認させてください。

○重久真毅警備部長 抗議をしている方からは、話は聞いていません。現場、事実をごらんいただいたということです。

○当山勝利委員 やはり情報というのは片側だけの情報だけではなくて、双方向の情報を得て初めて公平なジャッジメントができると思っておりますが、そこは警察の話とは別になりますから、それはよろしいかと思えます。

もう一つ、9月2日と5日に作業員を搬送されたと、この陳情にもありました。安全を確保するためということであったと思えます。そのときの前後かはわかりませんが、安全確保をするために、一般通行車両はとどめて置いて、通行どめにされたと思えます。作業車ではなく、一般車両です。一般車両は検問なり、もしくは県道を封鎖されたと思えます。これは安全が確保できるまで、そこにとどめ置いたという認識をしているのですけれども、それは正しいですか。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、警備部長から質疑の趣旨について確認があり、当山委員から一般車両に対する検問等の有無についてとの補足説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

重久真毅警備部長。

○重久真毅警備部長 本会議でも警察本部長からもるる説明がございましたけれども、既にこの県道上に反対派の皆さんが座り込みないし車を放置して、通行ができない状態になっているわけでございます。私どもとしましては、一般車両の方に、この先は行っても通れません。車がたくさん置かれていて通れません。人がたくさん座っていて危ないです。こういった情報の提供をドライバーの方に申し上げるわけです。中には「何だそういうことか。ではUターンして行くか、遠回りだけど」という方もいらっしゃいますし、「どれくらい待たばいいのか」と言って待たれる方もいらっしゃいます。それはケース・バイ・ケースでございますけれども、情報提供しないとそのまま突っ込んで行ってまいりますので、我々としてはしっかりと情報提供しております。

○当山勝利委員 9月2日と5日の話に戻りますが、作業員の方も二、三時間待ってもらったということだったと思うのですが、その後、警察の車で搬送されているわけです。そこで、なぜ安全が確保できるまで作業員の方を警察の方は、とどめ置かなかったのか。なぜですか。

○重久真毅警備部長 9月2日と5日の件についてお答えいたします。反対派の皆様が車を並べ置いて、作業員も含め、一般の方々も通れない状況になっていました。我々警察としては、一般の車両も通れませんので、車をどけてくださいと説得ないし警告をしてございましたけれども、二、三時間にわたって行いましたが聞いてくれない。作業員の皆さんは、その工事の現場まで大分あるわけですが、たしか3キロメートルぐらいだったと思いますけれども、歩いて行くという話までおっしゃっていたわけです。反対派の皆さんが車をバリケードのようにやっているところに歩いて行くわけですが、そこに反対派の皆さんが突っかかってくるわけです。我々も押しとどめはするのですが、その先3キロメートルを歩くというのは幾ら何でもあんまりだろうと。このままトラブル状態を3キロメートルにわたって続けるわけにはいかないのです。緊急やむにやまれず、警察車両を回して乗せて行ったと。これが実態でございます。では、反対派の皆さんが車のバリケードを解くまで待たせておけばいいのではないかというのが、今の御質疑の趣旨だと私は理解したのですが、明らかに違法行為をしているのは車を放置している側でございますので、それを看過するというのは警察としてはとりがたいかなと考えています。

○当山勝利委員 それを看過しているわけではないわけですよね。安全が確保できるまで、なぜとどめ置かなかったのですかと聞いているのです。

○重久真毅警備部長 車でバリケードをしていた人たちがどかしていただければ、安全は確保できるのですが、それは期待できなかつたということでございます。

○当山勝利委員 先ほど一番最初に聞きましたが、一般車両はとどめ置いたわけですよね。作業員は車で搬送されたわけです。そこら辺に少なからず何か意図的なものを感じてしまうわけです。何かつじつまが合わない。作業員がどういう作業をされているか、警察は承知はしていないと思うけれども、基地内に搬送されたはずだから、とにかく基地内で作業されているとはわかっていると思います。だから、そういうことをわかった上で、ひょっとするとそれを手助けしていると見られてもおかしくないですか。

○重久真毅警備部長 ケース・バイ・ケースでございますので、常にこういう対応をとるというパターンが決まっているわけではございませんけれども、そのときは二、三時間、私どもとしてはやるべきことはやったつもりです。つまり、車をどかしてほしいと。ただ、やはり反対派の皆様は、一般車両以上に、作業員車両に対しては、特に厳しく反対の姿勢をとられるのではないかなと思います。いずれにしましても、作業員が歩いて行ったところに突き当たってくるわけございますから、これは我々としてはしっかりと安全を確保しないといけないと、そういう次第でございます。

○当山勝利委員 そこら辺なのです。一方は通さない、一方は車を押してでも連れて行く。そこで警察が公平中立ではないのではないかという感情が生まれるわけですよ。そういう対応をされればされるほど、抗議者はふえていくわけです。先ほど言った本末転倒もそうですけれども、そこら辺の意識とか、認識とかをもうちょっと県民側に寄り添わないと、もっと抗議者がふえてくる可能性があるわけですから、そこら辺はきちんとしていただきたいというのが私の質疑の趣旨です。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 警備部長はヨーロッパから来たということで、人権を一番大切にしているのはヨーロッパだと思うのですが、今の民主主義は黙って自分たちでかち取ったものではなくて、闘ってかち取ったという認識があると思うのですけれども、その上に人権があると。ヨーロッパから今回、沖縄県に来て、沖縄県の今の状況をどのように考えているのか。今、日本は国際人権法にのっとして、人権委員会に批准しようということで頑張っていると思います。その人権を安全に確保すること、どのようにして安全を確保していくかということが一番大切だと思います。それからすると、今、抗議している皆さん、そして工事を進めようとしている皆さんの安全を確保するためには、お互いに両方の立場になって対策をしないといけないと思います。先ほど当山委員からもあったように、一方に偏っていると見られているからこそ弾圧だというような抗議文も出てくるし、そういう思いで皆さんも集まってくると思いますので、そのことに関してどのように考えているか。

○重久真毅警備部長 私は、3年ほどパリにおりましたけれども、ちょうどいる間に何度もテロがパリ市内でも発生しまして、いろいろな情報収集とか、フランス警察当局とのやりとりなどに従事しました。爆弾テロとか自動小銃を使ったテロが発生して、フランスの警察も非常に大変な思いをしているわけですが、これは日本国内で起こってもおかしくないわけでございます。とりわけ沖縄県にはこれだけの米軍基地が集中していると言われてございますけれども、米軍基地などはまさにそのテロの対象であるわけです。いろいろなソフトターゲットと言われる人が集まるところというのは、常にテロの危険性があるということで、私ども、沖縄県警なかなんずく機動隊というのは、そういったテロが起こらないようにする。万々一、起きてしまったときに迅速に対処する。こういった任務を帯びている部隊でございます。今、メディアでいろいろ高江の件が取り上げられ、機動隊が悪者で、弾圧している、人権をじゅうりんしているというような書かれぶりがあるわけでございます。彼らの本来の任務は、まさに県民、国民の安全・安心を守ること。こういったテロがあったときに迅速に対処することを任務とする部隊であるということ、私自身のフランスの勤務を踏まえまして、部下の機動隊員や警備部の人員には指導しているところでございます。翻って高江の問題でございますけれども、先ほど来申し上げておりますが、我々は間に入って、双方にけが人が出ないようにする。抗議をされる方の立場を踏まえてくれというさまざまな御指摘をいただきました。口で言うのは簡単なのですが、なかなか立場をおもんばかることは難しいと私



は思います。少なくとも警察としてできることは、行為をされる皆さんの安全を確保する。これは警察の仕事です。行為をされる方の表現の中身には踏み込みません。彼らが表現をする際の安全を確保する。これがまさに我々警察として、最大限できる彼らの立場をおもんばかることだと思っておりますので、引き続きそういった精神で、私も部下の機動隊員を指示していきたいと思っております。

**○新垣光栄委員** その表現の自由を常に壊して奪っていったのが国家という認識があります。沖縄では戦争とかいろいろ歴史的な背景があって、そういう認識があるものですから、私たちが行動していく中で、弾圧されている、表現の自由が奪われているということになります。今、米軍基地をつくるのに本当に緊急性があるのか、危険性があるのか。そういうことが根底から違って、9年間、平和的に活動してきた。なぜ今、緊急性、危険性を伴ってまで、500名とか800名という数の機動隊員を動員しないといけないのかが私はわからない。もし、両方の立場に立って安全を確保するならば、工事を行おうとしている皆さんにも「待ってくれ。工事はできません。帰ってください。」というのが本来であって、わざわざ火に油を注ぐように、わざわざ危険なところまで連れて行かないといけないのかが疑問です。そういう行動が県民からするととても納得がいかない部分ではないかと思えます。また、簡易拘留所に長時間、強制的に連行するという事は逮捕ではないのか。弾圧されて、逮捕されたという認識しかありません。それはどう考えますか。

**○重久真毅警備部長** よく弾圧とか人権を不当にじゅうりんしているという批判を受ける立場にはございますが、決してそんなことはありません。繰り返しになりますが、反対派の皆さんも含めて安全を確保することを任務としておりますので、どうかそこは御理解いただきたい。これは先ほど仲宗根委員もおっしゃっていましたが、現場に行かれた方はおわかりいただけだと思います。警察が間に入って、けが人が出ないようにやっているということは御理解いただけだと思います。私どもとしては、それ以上でもそれ以下でもないという状況です。

**○新垣光栄委員** 工事をする方にも「今回は危ないから工事できません。」、反対集会をしている皆さんにも「やめてください。」とお互いの立場に立って、中立性を保って、住民の安全を確保して、集会の自由を保障していただきたい。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

休憩いたします。

(休憩中に、警備部長から比嘉委員の質疑に対する答弁の一部の撤回を行いたい旨の申し出があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

先ほどの比嘉委員の質疑に対する答弁で、警備部長から答弁の一部を撤回したい旨の申し出がありますので、発言を許可します。

重久真毅警備部長。

○重久真毅警備部長 先ほどの比嘉瑞己委員の質疑に対し、~~委員におかれては、危険ですので車列に対して潜り込んだりしないようにぜひお願いしますと言った点につきまして、撤回を申し上げます。~~

○渡久地修委員長 先ほど比嘉委員から議事録の提出の要求がありましたが、それに関しては、公安委員長と相談をして後ほど御返事をいただければと思います。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後1時31分再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、甲第1号議案平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長

○金城武総務部長 ただいま議題となりました甲第1号議案につきまして、お配りしました平成28年度一般会計補正予算（第2号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業のほか、当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、必要な予算を措置するものであります。

1 ページをお願いします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ69億8887万1000円で、補正後の改予算額は7611億9687万1000円となります。歳入と歳出の主な内容につきましては、後ほど御説明いたします。

2 ページをごらんください。

こちらは、歳入歳出の財源内訳となっております。

3 ページをごらんください。

歳入内訳について、御説明いたします。

地方交付税の2億4370万円は、地方交付税の予算未計上分を補正予算の財源として活用するものであります。国庫支出金のマイナス3億3923万5000円は、母子福祉費等の国庫負担金及び沖縄振興特別推進交付金等の国庫補助金となっております。

4 ページをごらんください。

繰入金の7億6992万3000円は、沖縄県子どもの貧困対策推進基金及び地域医療介護総合確保基金に係る繰入金となっております。繰越金の17億8538万3000円は、平成27年度決算剰余金の一部を補正予算の財源として活用するものであります。

5 ページをごらんください。

諸収入の1億円は、T P P 対策関連事業に係る財源の一部を国から基金管理団体を経由して受け入れるものであります。

県債の44億2910万円は、大型M I C E 施設受入環境整備事業などに係るものであります。

以上、歳入合計は69億8887万1000円となっております。

6 ページをごらんください。

歳出内訳について、主な事項を御説明いたします。

上から4番目の企画部の科学技術振興費1億4360万5000万円は、高度なライフサイエンス研究に必要な研究設備の導入等に要する経費であります。

2つ下の環境部の環境影響調査費1億1028万8000円は、慶佐次川流域における生態系の再生などに要する経費であります。

7ページをごらんください。

上から3番目の子ども生活福祉部の社会福祉諸費6875万4000円は、社会福祉法人の経営・労務改善に向けた取り組みの支援や介護職員に対する医療行為の研修などに要する経費であります。

8ページをごらんください。

1番上の子育て総合対策費2億8822万3000円は、子供の貧困対策に取り組む市町村の支援や非課税世帯の高校生に対する学習支援などに要する経費であります。

9ページをごらんください。

1番上の保健医療部の地域医療対策費5億7314万8000円は、がん診療連携拠点病院に設置される病理診断センターの運営助成及び地域医療介護総合確保基金の積み立てなどに要する経費であります。

下から2番目の農林水産部の家畜畜産物流通対策費12億8118万4000円は、衛生・品質管理に対応した食鳥処理施設の再編整備に要する経費であります。

10ページをごらんください。

下から3番目の漁村地域整備交付金3億545万円は、漁業の生産基盤及び漁村における生活環境施設の整備に要する経費であります。

11ページをごらんください。

下から3番目の文化観光スポーツ部の観光宣伝誘致強化費6億5426万円は、国内観光客の誘客プロモーションや航空路線の誘致などに要する経費であります。その下のコンベンション振興対策費は、当初予算に計上した大型MICE施設の用地費について、その財源をソフト交付金から県債及び一般財源に振りかえるものであります。

12ページをごらんください。

1番下の土木建築部の那覇港開発推進費2億8411万8000円は、那覇港総合物流センターの整備や臨港道路の無電柱化などに要する経費であります。

13ページをごらんください。

1番上の港湾改修費5億6137万8000円は、与那原・宜野湾両マリーナにおける施設整備や本部港における立体駐車場整備などに要する経費であります。

4つ下の公共離島空港整備事業費3億5833万円は、離島に所在する4空港における旅客待合室の整備などに要する経費であります。

14ページをごらんください。

以上、歳出合計は下の合計欄のとおり69億8887万1000円となっております。

15ページをごらんください。

繰越明許費に関する補正であります。

予算成立後の事由により、年度内に完了が見込めない事業について、適正な工期を確保し、契約を早期に締結するため、含蜜糖振興対策事業費など18の事業で、合計83億5913万8000円を計上しております。

16ページをお願いします。

債務負担行為に関する補正であります。

上段は債務負担行為を新たに追加するもの、下段は既に設定した債務負担行為を変更するものとなっています。このうち、上段の家畜畜産物流通対策費は、先ほど御説明した食鳥処理施設整備事業に関連し、後年度分の事業費について債務負担行為を設定するものであります。

17ページをお願いします。

地方債に関する補正であります。

1番上の大型MICE施設受入環境整備事業は、MICE施設に係る用地費の財源を振りかえることに伴い、県債を発行するものであります。

以上が、甲第1号議案平成28年度一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する予算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 今、説明がありました平成28年度一般会計補正予算（第2号）説明資料の9ページからお願いします。

まず、農業経営構造対策費の補正で1億2000万円が入っております。備考欄を見ると、高収益の作物・栽培体系への転換に資する取り組みに必要な施設ということですが、これについて何をどういうことをして高収益につながっていくかを、もう少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○松尾安人園芸振興課長 この農業経営構造対策費の1億2000万円ですが、これは昨年10月に12カ国間で締結されたTPP協定が大筋合意に至って、国では総合的なTPP関連対策大綱を昨年の11月に決定しています。その中で、攻めの農林水産業の転換ということで、1、次世代を担う経営感覚にすぐれた担い手の育成、2、国際競争力のある産地イノベーションの促進、3、高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓などを促進することとしております。これによって、国は平成27年度補正予算において、水田・畑作・園芸などの産地の強化策として、産地パワーアップ事業を講じたところであります。

この産地パワーアップ事業の概要ですが、水田、畑作、野菜、果樹などの産地が地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づいて、高収益な作物、栽培体系の転換を図るために、そのための取り組みを総合的に支援する事業となっております。事業の中身としてましては、沖縄県の場合は、特に生産支援事業ということで、農業機械のリース、あとは農業資材—パイプハウスの骨組みとか、ネット被覆資材等の多年度利用できる資材等を補助しながら高収益な農業ができるような、そういうような対策についての支援を行うということになっております。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、又吉委員から備品関係はないかとの確認があり、園芸振興課長から備品はないとの追加説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 大事な点は、今みたいに施設を強化する、そしてどれを営業品種とするか、それも非常にいいことです。そこで皆さん、ここ30年前から、農家に何が起きているか。作物を高品質にする、高収益にする、TPPに対抗するためにいい品物を出荷するに当たって、やはり農業というのは何を基盤にするかということ、施設以前に大地を基本にするわけです。大地を基本にする中で、大地の土づくりの基本が全然なくなっておらんという感覚がするのです。これについては、高収益にする場合において、私は非常に不可欠だと思いますが、具体的に今、沖縄中、世界中で畑が死に始めているというのは御存じでしょうか。そして、これにどう取り組むのかということも御存じでしょうか。

○松尾安人園芸振興課長 我々は園芸作物を担当している部署ですが、園芸作物の中では、やはりその土づくりは大切なことですので、作物を植える前に堆肥をしっかり入れてもらう、もしくは夏場の休耕期間を利用して、緑肥といいますか、堆肥になるような草を植えてもらって、それをすき込みして、土をやわらかくしてもらう。そういうことを農業改良普及センターを通じて、また、JAの営農指導員等を通じて、指導しているところでございます。

○又吉清義委員 土づくりをしているのもよく知っています。しかし、これまで40年間、50年間、60年間進めた土づくりで、死に始めている畑が出始めたことに気づいてますかと聞いているわけです。気づいているか、気づいてないかでよろしいです。

○松尾安人園芸振興課長 確かに地力、畑の力と言うのでしょうか、それが低下しているところもあるのかなど。一概に全部とは言いませんけれども、そういうところも確かにあるとは認識しております。

○又吉清義委員 ぜひ課長にお願いしたいのは、今、沖縄でも、糸満でも出ているし南部地域でもこういう畑がたくさん出始めております。ですから、従来やってきた堆肥づくり、地づくり、これが間違えていたからこういう結果になってしまったのですよ。何も沖縄だけではないですよ。世界中で広がっています。私たちは、簡単な用語で畑のメタボリックと言っておりますけれども、そういう畑で育った野菜を食べると今度はどうなるかですよ。助言しておきますけれども、お互いが食べている野菜というのは植物ですから、収穫してきたら枯れる物です。私たちは、今、腐れる野菜を食べているということを十分認識していただきたい。そういった腐れる野菜が食べられることを一極端に言うと日本の基準にはそれはありません。今ヨーロッパや世界では3000ppm以上は食品として出荷できないのです。日本は9000ppmとか、ひどいのは1万ppmもある成分入っております。県とか、JAとかが進めている土づくりのせいです。だから、そういうことに早く気づいてもらいたい。現場に行ってもらいたい。ですから、今皆さんが幾らいい土でつくろうが、ハウスをつくろうが多分無理ですよと言いたいわけです。大事な大地も大事にしてください。そして、施設もこういうことをするといい物ができますということを私ははっきり言います。その部分を県の皆さんが気づいて指導しないとどんどん農家は大変なことになりますよ。ですから、それを県として早急に取り組んでいただけません

か。農家を紹介してください。私がいつでも紹介しますよ。沖縄中の。この畑もこうです、この人も即気づいて対応していますと。でも残念なことに、県からは何の支援もないのです。みずから取り組んでいる。そういうのを少ししっかりとして、高品質を目指して世界に輸出できるいい物をつくる、そして県民が健康になる。もう少し原点に帰って、こういった調査をする費用を当ててやっていただきたいということをお願いしたい。いかがですか。

○松尾安人園芸振興課長 又吉委員の提言、貴重な意見として受けとめたいと思います。現場では、先ほど肥料まみれというお話もありましたが、土壌分析を行いまして、余分な肥料を使わない栽培をすとか、あとはそういうメタボリックのようなことにならないような栽培指導を心がけていますし、今後とも、エコファーマーや特別有機農業というところも注視しながら、現場で進めていければなと考えております。

○又吉清義委員 今、園芸振興課長が言う土壌分析も当たっています。でも、県がやっている土壌分析では出てきませんと明確に言います。皆さんの項目は少な過ぎる。県がやっている土壌分析の結果では、あの部分は出てきません。民間でやっている土壌分析では出てきます。きょう私が持っている資料を差し上げますから、これを見たらすぐわかります。この畑は死に始めていると、あと何年しか使えないと。検査項目を見ると少な過ぎるのですよ。そして皆さんはなぜ畑がこうなるかの予備知識がないものですから、そこまで検査しないのですよ。この農家は県に資料を出してやってくれと見せたのですが、原因がわからない。民間では一発で原因が出てきましたよ。ほら、この部分ですよ、見てくださいと。皆さんにその知識がないから、検査の中身が違うのです。ぜひ、そこまで検査をするにしても、もう少しハイレベルな検査をしていただきたい。以前では考えられませんでしたから当たっています。以前は、そんなことが起こると誰ひとり考えませんでした。しかし、これがぐんぐんふえていますよ。ぜひそこまでレベルアップをしていただきたい。あとで民間で行っている検査レベルの資料をとってきまして差し上げます。

次は、含密糖振興対策事業という中で、離島地域における近代的な製糖施設の整備補助に要する経費ということですが、ここで非常に大きなポイント、近代的な製糖施設の整備補助ということですが、従来の製糖工場とここである近代的な製糖工場でどういった部分がどう違うのか。それを少し説明していただけないか。



○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から執行部に対して円滑に質疑・答弁できるよう事前に準備するように指導があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

屋宜宣由糖業農産課長。

○屋宜宣由糖業農産課長 近代化の中身についてですけれども、今回、含蜜糖製糖施設については、既存の物が建設から40年から50年と経過しております。老朽化をしているということで、近代的な施設へと建てかえをしているところでもあります。具体的には製品歩どまりの向上、一部工程の自動化、食べ物ですので清潔区域等の区画の完全化、徹底した温度・湿度調整のもとで製品管理が行えるような施設の整備を行っているところでもあります。

○又吉清義委員 要するに皆さんがやろうとしている製糖工場は、まずシュレッダーが出てくる、圧縮機が出てくる、注加水が出てくる、そして前置効用缶が出てくる、五重効用缶が出てくる、結晶缶を通る、ミキサーを通る、そして、1カ所は自動分離機に行く、1カ所はマグマミキサーを通過して砂糖等が出てくる。そういった工程の設備だと思うのですが、大体そういった感じの設備に間違いはないですね。

○屋宜宣由糖業農産課長 現在行われている製糖の工程そのものに手を加えるものではありませんけれども、それぞれの工程そのものを、高効率化していく、自動化していくという内容になっております。

○又吉清義委員 自動化は30年前からありますから、気にしないでください。最初にやった人とよく接しているものですから、誰が自動化したか。一緒によく研究しているものだから、全部自動化なのは事実です。これからT P Pに立ち向かおうとしているときに、従来やっているシステムでやると、やはりどうしてもコストが上がる。一番大事な点は何かということ、近代的な設備にすることによって単価が上がるのだったら、私は強いて助言しませんよ。私は多分単価も下がるだろうと。もっとある発想を加えたら。そして、やはり最終的な目標は何かということ、そういった手法で砂糖をつくる、黒砂糖をつくる、分蜜糖をつくった場合に、何でこんなにおいしいのかなと。従来、私たちが食べてい

る黒砂糖よりも圧倒的においしいと。ですから、お互い研究する価値があるのではないかと。従来どおりやって出荷するのではなくて、これより工程も短くなる、コストも安くなる、味もよくなるのであるならば、私は研究する余地はあるかと思えます。そういった技術を大いに取り入れるべき価値があるかと思えますが、今、補正を組んだ施設にそれをつくれという無理な話はありません。今後ある場合に、このサトウキビ生産は、離島を守る意味で大事な産業です。ぜひ、そこが活性化してもらいたい、もうかってもらいたい。そういった技術をもっと頭をやわらかくして導入してもらえないかなど。とても頭がかたいなと思うものですから、あえて申し上げているのですが、いかがでしょうか。工程もさらに短くなる、コストも安くなる、おいしくなるのでしたら、私は改善する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

**○屋宜宣由糖業農産課長** 今の委員の御意見のありました新しい製糖方法の部分については、現行、ボイラーを使用する、いわゆる加熱して水分を飛ばしていくというような製造ですけれども、その他、逆浸透膜を活用した手法もあるというようなことも先日、指導いただいたところですが、そのあたりについても沖縄県黒砂糖工業会、関係団体、製糖工場ともまた相談しながら、これから調査しながら、情報収集に努めてまいりたいと考えているところであります。

**○又吉清義委員** ぜひそういった近代的設備を目指して、既に諸外国ではそういうふうにはしかやっておりません。こういった従来の形でやっているのは、沖縄だけです。そういったよい技術を大いに取り入れていただきたいなど。よい答弁でしたので、ぜひ調査研究をして、また次なるステップのときには、そういった分密糖工場ときには、ぜひ発想を変えていただきたいということをおきまして。

あと1点。この下にさとうきび生産振興対策事業費とありますよね。この中で現実的問題として、病害抵抗性の高いサトウキビ品種の緊急増殖に要する経費ということですが、要するにサトウキビ生産を上げて、農家の所得向上に向けて、そういった対策事業をしていると思うのですが、そういった考えでよろしいでしょうか。

**○屋宜宣由糖業農産課長** 今回補正で上げております、この予算の中身ですが、宮古島地域を中心に現在栽培されております農林27号という品種がありますけれども、その品種の栽培の中で、株出し回数を多くして、在圃期間一畑にある

期間が2年、3年と長くなると黒穂病というサトウキビに特有な病気があるのですが、それがちょっと大発生のおそれがあるということが今回判明いたしました。それで、農林27号の黒穂病に抵抗性がある品種に切りかえていこうということで、今回予算を組ませていただいたものであります。

○又吉清義委員　ですから、そういった農林27号に黒穂病が出てくる。出ることで農家としては収穫ができなくなる。やはり収穫量をふやすためにもそういった品種改良だと思えるのですけれども、農家の生産をふやす意味で皆さんがこれまでずっと取り組んでいることは私もわかります。しかし、この中でちょっと残念なのが、サトウキビ生産、例えば30アール当たりの目標数字は幾らなのか、現実的にどうなっているかということです。

○屋宜宣由糖業農産課長　昨年は一歩増収となりました。ただ、それでも10アール当たりの、いわゆる300坪当たりの収量につきましては5700キログラム余りでした。県で目標としている数値を言いますと、向こう10年間で6300キログラム。まだあと約1トンほどの開きがありますけれども、全体の平均での単収で、それぐらいを目指していこうということで今、取り組んでいるところであります。品種改良についても、せんだって9714という新しい品種が奨励品種として採用されましたけれども、これは10アール当たりの収量が従来の品種に比べると高いと。なおかつ沖縄県の北から南の全域で収量が高い特性を示すということで、今回奨励品種として採用させてもらったものもあります。目標としては、昨年度、現行よりもあと800キログラムほど伸ばしていこうというところにも目標を置いているところであります。

○又吉清義委員　10アール当たり6トンと言っているのですが、正直に言ってお互いが小さいころは10アール当たり8トンも出ているのです。これは年々衰退する一方です。皆さんは統計を出して、衰退している現状をわかっている。しかし、皆さんは衰退していく中でも同じ取り組みしかしない。これでいいのかなということをあえて私は申し上げたいのです。皆さんの10アール当たり6トンという収量目標というのは、私ももともと好きでそういったことをあっちこっち調査するのですが、本当におじいちゃんがわずか3アールで11トンを出すのですよ。やり方が皆さんと根本から違うからです。皆さんはいろいろな対策事業をしております。それでも衰退していく一方ですから、どうしたらそれが改善するかということを私はもっと前向きに考えてもらいたいなど。従来こういう事業を組んでるからそのままでいいと。いい例がかん水対策事業です。

あんなに大きい8トンのタンクを買って、農家がかん水するときは10トン車を借りて、クレーンでタンクをそこに積んでから行く。農家としては負担が非常に大きいものだと思うのです。それよりは、農家がかん水しやすい方法であれば、バキュームカーを買って、どうぞ勝手に使いなさいと。ひとりで運転できる。水をまきたいけれども、クレーンを借りて、そして10トン車を借りて、そこにタンクも買って積んで持っていく。いろいろな人件費が出ていく。今までいろいろ取り組んでいる事業そのものも根本から考え直してもらいたいと、これでいいのかと。そのようにあえて申し上げたいのですが、とにかく単収を上げないと大変になりますよ。6トンではなくて最低8トンを目標として置いてもらいたいということ、あえてお願いしたいのですがいかがでしょうか。

**○屋宜宣由糖業農産課長** 先ほどの土づくりの御意見でもそうでしたけれども、現場でもし優良な事例等がありましたら、そういったものを随時取り上げて、今後また取り組んでいく事業の中で、ぜひ生かして、少しでも収量のアップ、安定生産に資するような事業の仕組み方等に参考にさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

**○又吉清義委員** 数値にきっぱり出ておりました、特に離島のサトウキビ畑を見たら余りにもかわいそうで、これでは人口が減って当然だよなということを痛切に感じたのです。正直に言ってあんなにひどいとは思いませんでした。ですから、今のかん水のあり方にしろ、もう一つの根本は土づくりです。これを40年、50年やっている段階で、もう今、害が出てますよということをぜひ認識していただきたい。

次に、16ページをお願いします。

16ページの債務負担行為補正からお伺いしますが、その沖繩IT津梁パーク企業集積施設整備事業で少し詳しく説明していただきたいのは、平成29年度から平成44年度までに限度額11億4000万円余りの企業集積施設4号棟賃借料が入っております。中身を見ていないので余り強くは言えないのですが、これは賃借料ですから、そのまま建物の賃貸料だと思っているのですが、それで理解してよろしいでしょうか。

**○大嶺寛情報産業振興課班長** おっしゃるとおり15年間の賃借料ということになっております。

**○又吉清義委員** 15年間で11億円の賃借料なのですが、この建物は具体的にど

のぐらいの物件なのですか。

○大嶺寛情報産業振興課班長 これは入居企業との調整になっていくものなのですが、大体1万平米ぐらいの土地に3000平米ぐらいの3階建てのRC—鉄筋コンクリートの建物を建てて、建設費用としては大体5億円から6億円ぐらいの物件になります。

○又吉清義委員 余計疑問に思ったのですが、5億円から6億円しかかからない物件をなぜ11億円で借りるのですか。つくったほうがいいのではないですか。ですから、物件がどのぐらいのものか非常に知りたかったのです。

○大嶺寛情報産業振興課班長 具体的に使用料の中身につきましては、まず民間企業に委託するのですが、設計費用、管理費用、先ほど申し上げた建設費用、その中に15年間の維持管理費用、リース手数料、消費税、土地の賃貸借料、保険料や諸経費、そういったもの込みで予算上は11億円と計上させていただいていますが、これを公募して民間のディベロッパーを選定するというようなスキームになっております。

○又吉清義委員 少し理解できなかつたのですが、今、皆さんがつくった建物—1万平米というのは100メートル掛ける100メートルです。これは延べ床面積が1万平米なのか、1フロアで1万平米なのか、その辺からもう一度お伺いします。

○大嶺寛情報産業振興課班長 敷地の面積が1万平米になっております。建物は延べ床面積で3000平米ぐらいで、1フロア1000平米の3階建ての構造になっております。

○又吉清義委員 そうすると3000平米の1フロアとは、要するに壁と柱があって、電気、水道があって、それで終わりかと思うのですが、そういった建物を借りるよりはつくって貸したほうが早いです。この建物は何億円かかりますか。

○大嶺寛情報産業振興課班長 事業全体の事業スキームを説明させていただきますと、この事業はIT津梁パーク内に民間の資金とノウハウを活用してオフィスビルを建設する。それでIT企業を集積していくということが事業の目的になっております。具体的には、まず入居したいという民間企業の申し込みか

らスタートします。その時点で、県としては入居するにふさわしい企業かどうかということを審査させていただきまして、内定した段階で、入居企業と建物の規模、仕様を協議して決定した後に、沖縄県が民間のディベロッパー—開発事業者を公募します。その際に民間事業者を選定させていただいて、彼らの資金とノウハウで建物を建設します。建設した後は、県が民間のディベロッパーから15年間借りて、賃借料を払うのですが、入居企業から同じ額の使用料を県に納めていただいで相殺するような形の、PFIに近いような事業スキームになっております。

○又吉清義委員 なかなかわかりづらいですね。要するに民間と一緒に開発して、建物をつくって、県は11億円の賃借料を建物主に払う。借りている人は、皆さんに賃借料を払うと。そういった解釈でいいのですか。

○大嶺寛情報産業振興課班長 おっしゃるとおり賃借料と使用料で相殺するような形になります。15年度以降は、沖縄県に施設の所有権をディベロッパーから無償で移転するというような契約内容になっております。

○又吉清義委員 理解できないです。3000平米であれば6億円、7億円、8億円で建物はつくれるかと。つくって、別に皆さんが払うよりは、民間にもっと安く貸すことによって、民間は活性化するのではないかと思います。具体的に皆さんが11億円払うのに対して、賃借料は1年間当たり幾らを見込んでいるのですか。

○大嶺寛情報産業振興課班長 1年間に換算しますと大体月500万円から600万円ぐらいになりますので、大体6000万円ぐらいの賃借料を見込んでおります。

○又吉清義委員 あえて質疑はしませんが、どうかなと。改めてまたやります。次に、電子自治体推進事業というものがあります。これが平成29年度から平成33年度まで、当初の限度額が1億8700万円だったものが、急遽5億8000万円になっております。当初の限度額の債務負担行為を組んだのは、どの議会で組んでいたのか御説明をお願いします。

○上原孝夫総合情報政策課長 総合情報政策課で職員一人一人が使うパソコン、それからネットワークの調達などを行っています。今年度は、番号系のネットワーク、パソコンの調達として1億8772万8000円を当初予算で組んでおり

ます。

**○又吉清義委員** 2月定例会で1億8700万円という予算を組む中で、平成29年度から平成33年度までの一つの事業費として皆さんは計画していたかと思うのです。これが半年もたたないうちに3倍の額に膨れ上がっているものですから、あえて聞いているわけです。今回、3倍に膨れ上げないといけない理由は何でしょうか。

**○上原孝夫総合情報政策課長** 今回、新たに、我々が使っているコーラル21というネットワークがあるのですが、そこに5400台ぐらいパソコンがつながっております。我々がインターネットをするときは、直接そのパソコンからインターネットをする。あと庁内のネットワークにぶら下がっているシステム—財務とか人事とかいろいろなシステムがありますが、全部先ほど言ったコーラル21のネットワークシステムで使えるようになっています。昨年12月に総務省から、我々自治体が使っているネットワークをインターネット用とL G W A N用—L G W A Nというのは、行政自治体が専用で使っているネットワークで、インターネットとは分離されたネットワークでございますが、それと分けなさいという指示がございました。そのためにインターネットとL G W A Nを分けるためのサーバー類、装置類を今回調達して、そのための費用として3億9268万9000円を債務負担行為として起こしております。

**○又吉清義委員** ですから、今、説明では12月にそういう事情がわかる中で、2月定例会では1億8700万円しか組んでいないと。これが6月補正でも出てこない、9月定例会でぽんと出てくるものですから、少し事業計画性がないのかと。12月にわかった時点でなぜ2月定例会で、せめて6月定例会で組まなかったのかということをお願いしたいわけです。なぜ、あえてこんなにゆっくり出てくるのかという理由を述べていただけませんか。

**○上原孝夫総合情報政策課長** 先ほど申し上げたネットワークの分割のためにはいろいろ方策がございまして、単純に言えば、職員一人一人にもう1台パソコンを配るということで、2台体制にするためのネットワークを組むというやり方とか、それから今我々がやろうとしているやり方は、今あるパソコンにもう1台追加ではなく、パソコンをコーラル21ではインターネット用とL G W A N用の両方をごっちゃになって使っていますが、インターネットを使う場合は、インターネット用のネットワークを新たにつくりますので、そこからインター

ネットに行くということで、そのサーバーに一旦アクセスしてからインターネットに行く。そのインターネットから、例えばメールやホームページなどで資料をダウンロードするときは、我々のパソコンに直接来るわけではなく、一旦サーバーに落とします。そのサーバーで、例えばメールにウイルスといったものが添付されていた場合は、それを無害化ということで除去して、安全なファイルにして、我々のパソコンに取り込むというような形で、いろいろなやり方がありまして、その経費が我々が当初に見積もったときに業者によってすごくばらつきがありまして、3億円から16億円など相当な差がありましたので、我々はそれまで精査して、この金額で債務負担を起こしたところでございます。

**○又吉清義委員** それを精査するのに時間がかかったということかもしれません。今のようにウイルスが入ってくる装置に関しても一ということとは、まだ県のパソコン、インターネットが完備されていなかったというようにしか聞こえないのですが、これをするることによる費用対効果はどう見ておりますか。

**○上原孝夫総合情報政策課長** 昨年6月に発覚しましたが、日本年金機構で個人情報漏えいなどがございました。もし県庁のネットワークでそういうことがありましたら、社会的な制裁とか、場合によっては損害賠償とか、県が持っている重要な個人情報が漏れますので、そういったことで罰にも問われますので、費用対効果云々というよりは、それは当然やってしかるべき。あと国からの通知もございまして、そのための予算措置として地方交付税措置もございまして、そういったことで当然やらないといけないと思っております。

**○又吉清義委員** やるなではないです。そういった非常に重要なポジションであれば、12月にきちんと受けているのですから、せめて6月までにするように努力してもらいたい。今、そのように重要な情報が漏れたら大変だからやっているということならば、漏れてはいけないことだし、やらないといけないものならば、もっと頑張ってください。極端に言えば約10カ月近くもかかっている。もっと早急に取り組んでももらいたい。そして完備されていないのであれば、やはり早急にやってもらわないと、県民であれ、皆さんが迷惑するということを、あえて言いたいものですから申している次第です。

次に、17ページに入りたいと思います。

大型MICE受入環境整備事業で、MICEの土地購入費で沖縄振興一括交付金が減になりますが、減になった金額というのはどうなるのかなか、御説明をお願いします。



○金城武総務部長 今回の補正でM I C E施設の用地費、国費ベースで申し上げますと50億5000万円減額しております。ほかの事業に振りかえているのが、国費ベースで40億5000万円を振りかえるという状況でございます。

○又吉清義委員 50億5000万円の減にして、40億円をほかの事業に振りかえるということなのですが、補正予算でなかなか見つけ切れないものですから、どの事業に振り分けているのかということをご丁寧に御説明できませんか。

○金城武総務部長 M I C E施設用地費につきましては、事業を振りかえるということで、各部局からのいろいろなニーズを把握した上で振りかえておりまして、全体で46事業ございます。その中の継続事業で主な事業を申し上げますと、含みつ糖製糖施設近代化事業、外35事業ということで24億6500万円で、一般会計の県負担分も入っております。それから、新規事業で申しますと、食鳥処理施設整備事業外9事業ということで24億7300万円、国費、県負担分を含めて合計で49億3800万円を予算計上しているところでございます。

○又吉清義委員 ぜひ、振り分けた予算がここに行きましたというものを資料としていただけませんか。

○金城武総務部長 提供いたします。

○又吉清義委員 次に、大型M I C E受入環境整備事業の中で、総事業費513億円ぐらいの整備事業になっているかと思うのですが、このようなM I C E事業の整備費に関しては、例えば中部市町村会、いろいろな首長の皆様方には随時説明しているのか、していないのか。M I C Eが西原町の用地に来るということで、そこで終わっているのか。今までに説明会云々はどのように行っていますか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 住民説明ということですが、我々としては東海岸地域サンライズ推進協議会等とも連携をとりながら、現在まちづくりビジョンを策定しておりまして、今月2回にわたって西原町、与那原町の両町にM I C Eについての住民説明会をして、住民の方に周知を図ろうということをご計画しているところです。

○又吉清義委員 まちづくりビジョンということで、では、これから図るということですか。図ったということではありませんよね。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 現在、M I C Eとはいうそもそも論も含めて、今後のまちづくりのビジョンのあり方を御提案するというので、これから住民説明会を行うということで、まだ住民説明会は実施しておりません。

○又吉清義委員 まだ住民説明会もしていないということですが、各市町村の長には説明云々はしておりますか。これもまた今からですか。こういったミーティング等もありましたか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 まちづくりビジョンの策定委員会には両町の町長においでいただいて、事務局として市町村の方々と一緒に策定しているところです。

○又吉清義委員 まちづくりビジョンを両町長と一緒にやっているということですが、そうすると、具体的に何回ぐらい集まって、いつまでにこのビジョンはできるのですか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 この5月から行っていまして、既に2回審議を重ねているところです。現在3回目を10月11日に予定していまして、そこで御議論いただいて結論を得たいと考えております。

○又吉清義委員 例えば、このM I C E事業で、当初、新年度予算ではお互い一括交付金でやろうということで進めてきました。しかし、一括交付金でできないということで起債事業に変わりましたが、やはり起債であれば県民の負担であるのは事実なのです。皆さんはいとも簡単に財源取りかえをしようとするのですが、私は財源取りかえする前に、やはり議会で、県民にこういうことのおわびがあってもいいのかと、議会でそういうことになりましたと訂正することはなかったかと思いますが、これは部長ありましたか。

○金城武総務部長 御指摘の部分でございまして、直接的に謝罪と申しますか、そういうことはやってございません。ただ、確かに額は非常に大きくて、影響が大きいということでございまして、M I C Eの分は減額になりますけれども、それにかわる新たないろいろな事業を立ち上げて、県民のためのいろいろな事

業を実施してまいりますので、トータルとして、結果として、やはりいろいろな事業もまた新たにできますので、沖縄のいろいろな振興に資するような取り組みをこれでまた一生懸命やっていきたいと考えております。

○又吉清義委員 どうも起債でこのように50億円余りの予算を組むということはすごい財源取りかえです。これが何の説明もない。謝罪もない。本当にこれでいいのかなと非常に疑問視します。では、一括交付金が使えない分は、こういうふうに仕分けたということなのですが、これから用地購入をして513億円の事業をしようということですが、この513億円の予算の内訳、財源のめどづけとして、またこれも起債で行うのか、一括交付金をもくろんでいるのか、この中身はどのように予定していますか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 大型MICE整備については、国で定めた沖縄振興特別推進交付金の交付要綱で交付対象事業であるということで、観光振興に資する事業に該当するものと考えておりまして、今後事業の必要性について、国に丁寧に説明していきたいと考えております。

○又吉清義委員 これを一括交付金で行うに当たって、国にこれから要請するということは、具体的に交渉してみないとわからないかと思うのですが、一つ気になるのは、このように莫大な513億円の予算が一括交付金のハード面から出ていくことによって、例えば、市町村で計画した事業計画にこの影響はないものかということで、しっかり財源内訳といいますか、事業計画はできているということで解釈してよろしいですか。

○金城武総務部長 基本的には沖縄振興特別推進交付金—ソフト交付金につきましては、県分と市町村分の枠組みといいますか、5対3という配分がございますので、当然県としては、その県分の枠の範囲内で、この事業も展開していきたいと考えております。

○又吉清義委員 では、影響はないということで理解してもよろしいですね。

○金城武総務部長 その配分の中で、実施できるように取り組んでいきたいということでございます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 説明資料3ページの国庫支出金のところで、沖縄振興特別推進交付金の保健医療部の分について減額があります。この説明をまずお願いします。

○諸見里真保健医療政策課医師確保対策監 今回、減額している金額は、主に県で実施しています医師派遣等推進事業の財源について、一括交付金から沖縄県地域医療介護総合確保基金に振りかえるというものでございます。

○比嘉瑞己委員 それによって事業自体が滞るということは、あるのかないのか教えてください。

○諸見里真保健医療政策課医師確保対策監 当事業につきましては、昨年度までは、先ほど言いました沖縄県医療介護総合確保基金で実施していました。今年度から一括交付金、本県の特殊事情に該当するのではないかとということで、一括交付金を使用することで計上しておりました。ただ、この間、国との調整の中で事業スキームについてなかなか合意をとれなかったものですから、今回一旦一括交付金を取り下げて、昨年まで実施していました医療介護総合確保基金で実施することとしております。今のところ必要な財源については確保できる見通しが立ちましたので、当初の計画どおり支障なく実施できるものと考えております。

○比嘉瑞己委員 事業自体に影響はないということで安心いたしますが、離島とか僻地の医療に関して、まさに沖縄の特殊事情なので、私も一括交付金の活用ができるものだと思うのですが、国からどういう指摘がなされていて、今後皆さんは、それを受けてどういった対策をとるつもりでしょうか。

○諸見里真保健医療政策課医師確保対策監 これまでの国との調整の中では、事業スキームの中で具体的に言いますと、県内外の医療機関から医師を送っているわけですが、その受け入れている医療機関の機能について、病院、診療所がございましてけれども、その機能を2つに分けて、従来の医療介護総合確保基金で補助する部分と一括交付金を利用できる機能の病院等に分けて、2つで補助をして事業を実施してくださいという方向性で今整備を進めていく形になっております。

○比嘉瑞己委員 説明を聞くと、事業の中身をより細かく分けて、一括交付金になじむ部分も残っているだろうということで理解します。大切な議論だと思うのですが、こうした国との意見交換というか、調整というのはどの段階から始まって、ここに来て断念になってしまうのか。そこら辺はどう総括していますか。

○諸見里真保健医療政策課医師確保対策監 2月の当初予算以降、当然一括交付金の利用についてはおおむね国との調整はついたわけですので、それ以降、これまでの間ですが、具体的に細部を詰めていく段階で、従来利用していたこの基金の設置目的がございまして、この部分で見ると必要ではないかという形での国の提起がございました。ですから、その部分は除いて、残りを一括交付金で活用できるようにスキームを少し整理してほしいとのことでしたので、この辺については、実際迷惑がかかるのは送っていただいている医療機関、受けている医療機関に迷惑がかかりますので、次年度に向けて、そこを解決して、来年に向けて一括交付金の利用ができるように取り組んでいきたいと考えています。

○比嘉瑞己委員 次に、部長にお聞きします。先ほどのMICEの議論とも通じると思うのですが、この一括交付金を使いたいという県の要望があって、国との調整があります。お話を詳しく聞きますと、最初の段階では国も一定の理解はしている部分もあって、けれども途中でやはりだめですよと急な方向転換があると思うのです。国の指摘する理由も正しいところもあると思うのですが、この調整期間が短いがために皆さんとしても予算編成が難しかったり、苦勞されていると思うのですが、その点は国にもちゃんと改善点として要望するべきではないですか。

○金城武総務部長 交付決定が4月から始まって、平成27年度で言いますと一部は12月までかかっているということはありませんが、それが結果として、執行率の向上にもかなり影響がございまして、県としてはやはり早期の交付決定を何とか仕組みとしてといいますか、システム上、早目に交付決定できるような仕組みができないかということ、内閣府にも今年度入ってからこのあたりの話もしております、それに向けて、さらに具体的に調整していきたいと思っております。

○比嘉瑞己委員 とても大切だと思うのです。特に県の皆さんは、さらに市町村の皆さんにも対応を求められていて、調整側がまた調整していかないといけないということで、時間が幾らあっても足りないと思うのです。それなのに報道を見ても、なかなか県の責任が追求されがちですが、皆さんの御苦勞もわかりますので、言うべきことはしっかり言って、きちんと使いやすい制度にするような努力を知事を先頭に国に申し入れてほしいなと思います。

話は変わりますが、MICEの話です。結果として、一括交付金でなくて、県債を立ててやることになりました。金額も金額ということで総務部長の答弁もありましたけれども、ただ私は思うのですが、これだけ大きな事業で、仮に一括交付金の制度がなかった場合、県としては通常どのような手法で土地の購入というのはやるのか。やはり予算単年度主義ですので、こういった大きな予算をぽんとはできないと思います。そういったときでも、やむを得ず、やはり起債を起こしてやるということが普通のやり方だと思うのですけれども、その点はどうですか。

○金城武総務部長 通常、こういう大型事業、特に用地の購入等につきましては、県債を活用して実施をしてきているところでございます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 説明資料11ページの観光宣伝誘致強化費について、説明をお願いします。

○前本博之スポーツ振興課班長 観光宣伝誘致強化費というものは、観光振興課の事業が5事業、観光整備課の事業が3事業、スポーツ振興課の事業が1事業の9つの事業で構成されておまして、所管課が3課にまたがるものですから、大変恐縮ですけれども所管課ごとに答弁させていただきたいと思います。

まず、スポーツ振興課分についてですけれども、スポーツ振興課の事業はスポーツ観光誘客促進事業というものでございまして、2300万円ほどの補正を組ませていただいております。この事業は、県外、海外からの誘客を促進をするために県外、海外において、誘客のプロモーションを実施しているものでございます。例えば、県外でやっているマラソン大会のイベントですとか、そういったところでプロモーションをやっているのですけれども、今回の補正に関しましては、それに加えて、今までは沖縄県に本格的スポーツをする方を対象に

していたのですけれども、この補正に関しては本格的なものではなくて、もっとライトな、例えばフォタリングですとか、ファンランとか、あと今はやっているサップとか、そういったライトなスポーツ、観光プラススポーツをもっとコンテンツにして沖縄県に来ていただこうと。そういったターゲットを今までにプラスアルファして、ちょっと変えて、県外、海外で展開していこうとする内容となっております。

○仲里和之観光振興課班長 観光振興課の所管する事業につきましては、5事業ございまして、合計で5億6237万8000円となっております。5つの事業について簡単に御説明申し上げますと、まず1つ目は、沖縄観光国際化ビッグバン事業、これは路線誘致や知名度向上、それから受入体制の構築等に要する経費として計上してございまして、額が1億2245万1000円でございます。

2つ目は、国内需要安定化事業で、こちらは首都圏からの安定的な需要確保に加えまして、地方路線の拡充強化など国内観光誘客プロモーション強化に関する経費として計上してございます。額が3億8595万円となっております。

3つ目が、教育旅行推進強化事業です。こちらは国内外の教育旅行の誘致促進を図るために、まずは県外説明会、アドバイザーの学校への派遣等、そういったところの強化、それからプロモーション活動の強化に要する経費としまして、2260万1000円を計上しております。

4つ目が、カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業でございます。こちらはリゾートウエディングやハネムーン、最近ではバウリニューアルと申しまして、金婚式とかカップルの記念日にイベントを行うと。そういった目的地としての沖縄のブランディング構築を図るために、国内関連企業との連携強化ですとか、海外個別販売会でのプロモーションの強化、それから情報発信の多言語化等に関する経費として計上してございまして、こちらが1068万9000円を計上してございます。

最後に5つ目として、LCC仮設ターミナル交通対策事業です。こちらはLCCの新規就航路線拡充が、新規の乗り入れ拡充がふえてきているという状況がございまして、仮設ターミナルのLCC専用ターミナルと国内線旅客ターミナルの間で運航している巡回バスの増便に要する経費として2068万7000円。

以上、合計5億6237万8000円を観光振興課の所管する5つの事業を計上させていただきます。観光振興課に関連する事業につきましては以上です。

○嘉数晃観光整備課班長 観光整備課は、3つの事業の補正を今回御提案しております。

まず1つ目、フィルムツーリズム推進事業の中で、沖縄国際映画祭の関連の事業を御提案しております。4月に沖縄国際映画祭が開催されましたが、次回、第9回の国際映画祭が次年度開催される予定がございまして、その宣伝のため、海外でのフィルムアートへの出展、その映画祭をプロモーションするテレビ番組を製作する事業に補正予算を2500万円計上しております。

もう一つは、戦略的MICE誘致促進事業。こちらはMICEの誘致にプロモーション、商談会等の事業を行っているのですが、今回、MICE専門紙への広告掲載、MICE支援ツールの作成、MICEの開催の動向調査、MICEの開催にかかる経費の助成に係る補正3826万7000円を計上しております。

3つ目の事業、ラグジュアリートラベル・ビジネス調査事業です。今年度から始めている事業で、国内外の富裕層をターゲットにした新しい事業を行っていくということで、現在、当初予算ではロンドン、ニューヨーク、東京、シンガポールの富裕層の調査事業を行っております。今回補正で経済成長の著しいアジア諸国の富裕層の開拓も必要ではないかということで、アジア諸国の調査事業を今回追加で508万4000円を計上しております。

○花城大輔委員 これは全部沖縄観光コンベンションビューローへ委託する事業になりますか。

○嘉数晃観光整備課班長 今、3課で御答弁しました事業全てではございません。

○花城大輔委員 そうでしたら、この資料の提出をお願いしたいと思っています。加えて、沖縄観光コンベンションビューローへ委託した事業で再委託先があると思います。当初予算のときに再委託先としてリストに上がっていた企業と今回の補正予算について新しく追加があった企業をあわせてお願いしたいと思っています。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、観光整備課班長から後ほど提供する旨回答があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。  
花城大輔委員。



○花城大輔委員 次に、17ページのMICEです。

これは当初、一括交付金で土地を購入するという計画がいろいろあって、県債で購入することになったわけでありましてけれども、これはいろいろと見てみると第一歩と喜ぶたい気分はありましたが、土地を購入した後の計画がどれくらい今、組み立てられているのかを確認をさせてもらいたいと思っています。といいますのも、500億円とも言われている上物の建設予算が、来年度の財務省の予算要求枠に計上されていないということも聞きましたので、その辺を確認したいと思います。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 現時点でのスケジュールは、10月下旬に公設民営方式—DBOの事業者公募を行います。続いて、今年度の2月には債務負担行為の設定を検討しています。3月に事業者選定を行い、10月に建設事業の契約を行って、平成32年度に供用開始を予定しているところです。

○花城大輔委員 先ほど総務部長からも又吉委員の質問に対して、心配する必要はないですという答弁だったと思いますけれども、このようなスケジュールがあるという確認はできましたが、この予算がちゃんと獲得できるかどうかというところが一番重要だと思うわけです。たしか一般質問の中だったと思いますが、似たような質問があって、国会議員の協力を得て努力しますというような答弁だった記憶があるのですが、その辺はいかがですか。

○金城武総務部長 今、平成29年度の概算要求が出ましたので、その満額確保に向けて今後取り組んでいくというのが、現時点の当面の取り組みでございまして、その後の予算につきましても、最大限努力してまいりたいということでございます。

○花城大輔委員 本来の予算獲得の流れですと、内閣府調整に入って、担当大臣、そして財務省、官邸という流れがあると思うのですが、今、これをやる人がいないのではないかという気もするのですよ。実際にこの土地の購入が終わった後に、その後の予算がうまくいかなくて、塩漬けにされる可能性があるのではないですか。

○金城武総務部長 先ほどありましたように財源はソフト交付金を活用するというところでございまして、これは沖縄振興特別措置法に基づいて、国の責務として振興策に取り組むということになっておりまして、根拠がしっかりありま

すので、我々としては、その予算を最大限確保して、事業をしっかりと完成させるまで取り組んでまいりたいということでございます。

○花城大輔委員 今、根拠がありますとありましたけれども、根拠は何ですか。

○金城武総務部長 沖縄振興特別措置法でございまして、条文は今手元にありませんが、その中に沖縄の振興に資する事業、これを県で計画策定し、それを提出して、その事業化といいますか、それを内閣府の協議を経た上で、事業実施ができるという仕組みがございまして、しっかりとその取り組みで財源の確保に取り組んでまいりたいということでございます。

○花城大輔委員 予定では、設計の契約が平成29年11月と聞いていますけれども、これは実際に入札はもう終わって、業者は決まったのですか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 DBOの事業者公募というのを今月の下旬に行いますので、それを受けて、事業者選定委員会で落札者を選定します。その後、事業者契約を9月議会に上程して、審議していただいた上で、契約ということで11月の契約を目指してところです。

○花城大輔委員 落札予定者の中に沖縄県内の企業は入っていますか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 まだ公募の段階で、どういう方々が応募してくるかということは把握しておりません。

○花城大輔委員 いろいろなお話が聞こえてきます。この設計も県外の業者がとるのではないかとか、建築工事も大手ゼネコンが入って、県内の企業はとれないのではないかとか、いろいろなことが言われていますけれども、一般質問中でも、県民所得を上げるために何ができるのかということが議論されているわけです。実際工事が入って、多分、沖縄で一番大きくなる施設だと思うのですけれども、これがしっかりと沖縄の利益に残るようなことも考えながらしっかりと進めていく必要があると私は懸念をしています。

加えて、今までMICEをイメージしたときに、やっぱりIRが頭につくと思うのですよね。MICEというとIRなんだと。皆さん御理解していると思いますけれども、今、非常に急いで進めているような気がしないでもありませんから、そういった全体のことも考えて、資金計画や維持管理計画もあわせて、

しっかりと我々に示していただきたいということを要望しておきます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 説明資料9ページの含蜜糖振興対策事業ですが、先ほど又吉委員からもありましたとおり、含蜜糖は、離島生活を支える一大産業であります。離島にとっては非常に大きなベースを占めているということですが、今、説明を聞きますと、設備そのものが40年から50年経過しているのも新しく施設整備をするための補助を4億6000万円ですか、計上しているようなのですが、県内に、離島を含めて、もちろん八重山本島、宮古島、それ周辺の離島、沖縄本島、沖縄本島の周辺離島に、この含蜜糖の製糖工場というのでしょうか、これは幾つあるのでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 今、含蜜糖の工場については、県内で8カ所です。北から言いますと伊平屋村、伊江村、粟国村、宮古地域の多良間村、八重山地域の小浜島、西表島、波照間島、与那国島です。

○仲宗根悟委員 今、お話がありましたとおり、今回の予算というのは、多良間島の含蜜糖の製糖工場の機械を入れかえるということで理解してよろしいでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 今回の補正予算につきましては、多良間村の工場の建てかえになります。

○仲宗根悟委員 今、県内には8カ所の含蜜糖の工場があるということで、それぞれ40年ないし50年になっている工場がまだあると思うのですが、もうないのでしょくか。その辺のところを聞かせてください。今言っている設備そのものをこれから年次的にかえていくという計画的なものがあるのでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 今、多良間村の整備の次に、次年度は伊平屋村の工場を更新していく予定になっています。

○仲宗根悟委員 当然計画を持っていらっしゃると思いますので、当初予算の中で組んで、計画的に、年次的にやるというのが本来あると。それで今回、補正を上

げて、多良間村の工場をやるということは、先ほど又吉委員からのお話でMICEの予算そのものというのがありましたが、そこから振り分けて、今回、多良間村の分を行うということなのではないでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 補正予算を計上した理由ですが、製糖工場の建てかえを図る事業の中で、計画時と比べて労務単価の上昇、あと建屋の床面積の増加等が出てくるということがあったため、今回増額をしました。

○仲宗根悟委員 では、今、実際に工場は建てかえの工事に入っている、途中ということですか。

○屋宜宣由糖業農産課長 今、多良間村の工場につきましては、現在敷地の整備までは手がけておるのですけれども、建屋の工場については、これからの予定となっております。

○仲宗根悟委員 やがて製糖時期を迎えるわけですね。刈り込み時期と製糖する時期が同時にスタートするわけなのですが、今、工場をつくっている段階だということになりますと、多良間村のサトウキビというのは、多良間村では今期の含蜜糖の製造はできないという状況になるのですか。

○屋宜宣由糖業農産課長 今回、多良間村の工場につきましては、今あるものを一旦取り壊してつくるのではなくて、今の工場に隣接した場所に新たに建てかえるという計画となっております。ですから、今期の製糖には特に影響はないと考えてもらって結構です。

○仲宗根悟委員 以前、離島の含蜜糖—黒糖で、小浜島でしたでしょうか、相当な在庫が生じているということで、支援していただきたいという時期がありました。現在、離島の含蜜糖のルートは確立されて、製造した黒糖そのものというのは100%売りさばきができているのでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 昨年度も、前年度と比べると若干の増産でありましたけれども、今のところ在庫を抱えるということはなく、順調にさばけていると、販売できているという状況になります。

○仲宗根悟委員 この販売ルートですが、それぞれの製糖会社で確立をされて

いるのでしょうか。それとも沖縄県全体の黒糖をひっくるめてやっているのか、どうなのでしょう。

○屋宜宣由糖業農産課長 それぞれの含蜜糖工場においては、やはり地域的に味、風合いが違うということで、従来それぞれの島ごとに販売をしてきたという経緯もあります。それで、島ごとにお得意さん、顧客をつかんでおりまして、そのルートで販売するものが中心です。ただ、消費拡大、あとは国内での消費を定着させようということで、沖縄県黒砂糖工業会等を通じて、黒糖の日等を決めて、そういったときにも県内での消費拡大や、先月も神奈川県横浜市で販路拡大、以前のような在庫問題が生じないようにふだんからそういった努力も続けております。

○仲宗根悟委員 冒頭でも申し上げましたように離島生活、産業を支える大きな含蜜糖振興でありますので、ぜひ頑張ってください、離島振興に寄与していただきたい。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上原章委員。

○上原章委員 まず説明資料7ページの災害援護費933万円が一般財源になっていますけれども、この中身を教えてくださいませんか。

○池田佳世消費・暮らし安全課班長 933万円の災害援護費ですが、こちらは、東日本大震災によって福島県から避難されている方々へ応急仮設住宅を現在供与しておりますが、その方々が1月から3月に転居するに当たっての家賃の助成を行うための経費となっております。

○上原章委員 自主避難で来られた方々、来年の3月で打ち切られると。新たに福島県で新支援制度という、かわるものを検討と聞いていますけれども、この933万円は、その新しい支援制度と関連するわけですか。

○池田佳世消費・暮らし安全課班長 福島県の新たな制度は、平成29年1月からスタートいたしますので、本県の家賃の助成も平成29年1月から3月としております。

○上原章委員 この933万円は、今、住んでいるところから移転をする、要するに移転を前提とした支援ということですか。

○池田佳世消費・くらし安全課班長 今回の経費については、転居を前提とする形になっております。

○上原章委員 この方々がここに避難して5年たつと。今住んでいるところに継続して住みたいという人たちはどうなるのですか。

○池田佳世消費・くらし安全課班長 現在住まわれているところにつきましては、平成29年3月までは応急仮設住宅の供与ということになりますので、特に家賃の負担等はありません。

○上原章委員 私が聞いているのは、平成29年4月以降のことです。この人たちは、ここに生活基盤を5年間つくってきたわけです。子供たちもそこで学校を出ているわけです。そういう人たちへの支援を求める陳情が、今、県に出ているわけです。今回、皆さんがこういう補正予算を組んでいるということは、そういった人たちの支援にはつながらないということですか。

○池田佳世消費・くらし安全課班長 平成29年4月以降につきましては、福島県が新たな支援制度を行いますので、それが切れ目なく受けられるように、県としましては、今後とも戸別訪問等を行って、避難者の方々の御意向を確認したりですとか、福祉制度へつなげていくことを考えております。

○上原章委員 今、福島県が新たな支援制度をとということですが、これの具体的な中身も出ていますか。

○池田佳世消費・くらし安全課班長 平成29年度については、家賃の助成として、家賃額の2分の1の助成、最大3万円を補助するというで聞いております。

○上原章委員 これは所得制限があるでしょう。所得制限をされるということで、この人たちは上限3万円の2分の1の助成ということを知っていて陳情が出ていると私は認識をしているのです。ということは、福島県が今、新たに支援制度を導入しようとしているのは一今回、百五十数世帯のうち百四十数世帯の人

が全く対象にならないという陳情が出ているのですよ。そういう意味では、この福島県が今所得制限をしようとしている支援の対象にならないから、ぜひ沖縄県としての支援をお願いしたいと来ているのです。その点はどうなのですか。

**○池田佳世消費・暮らし安全課班長** 福島県では家賃助成を行うに当たって所得制限を設けてはおります。現在、県内にいる避難されている世帯の方々の中で、避難指示区域以外からの方が多ということももちろんあります。所得制限に関しましては、福島県の所得制限等に応じた形で、我々もその事業を行っていきますので、今後につきましては、福島県の方針に基づいて我々も支援を行っていくことは考えております。

**○上原章委員** この件は補正予算の審査ですが、今、個々の訪問をして、いろいろな要望をお聞きすると聞いていますので、この方々が何を求めているのかをしっかりと皆さん受けとめて、それに対してしっかりと手を打っていくということは、約束していただけませんか。

**○金城武総務部長** 子ども生活福祉部と連携して、しっかりと対応してまいりたいと思います。

**○上原章委員** 次に8ページですが、子育て総合対策費です。今回、約2億9000万円近くの補正予算が組まれています。子どもの貧困対策計画に基づいて組まれたと思うのですが、その他の特定財源ということで2億6000万円。これは確認のためですが、この2億6000万円の特定財源というのは、基金かと思うのですが、財源はどこから来るのか教えてもらえませんか。

**○喜舎場健太青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長** 8ページの子育て総合対策費2億8000万の財源ということでございます。実は、事業が3つございます。

1点目が、いわゆる30億円基金ということで、これの予算化になった基金事業ということで、2億6012万5000円は基金が財源になっております。

あと2つありますので、申し上げます。

もう一つは、ソフト交付金を活用した学習支援事業。これの高校生の地区の拡充ということで、一括交付金を財源にしたものと合わせて、例の国の沖縄子供の貧困緊急対策事業、10億円の事業がありますけれども、この中でいわゆる貧困対策支援員100名配置されておりますが、そのスーパーバイズといいま

すか、コーディネート事業ということで、国の10億円事業を県事業として実施するための国庫財源が入っているということになっております。

○上原章委員 6年間で30億円の基金でやると。この30億円という基金は、どこからくるのですか。

○喜舎場健太青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長 2月議会で基金は創設しておりますけれども、財源は一般財源であります。

○上原章委員 要するに一括交付金でもない。国からの10億円基金でもない。あくまでも県の一般財源から6年間積み上げて30億円をつくるということですか。

○喜舎場健太青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長 そのとおりであります。

○上原章委員 その30億円のうち約27億円を市町村で使っていただくと。3億が県で単独で使うと聞いていますけれども、今回、この3億円に近い。いよいよ第1弾ということで補正予算を組まれたと思うのですが、今回、約31市町村が手を挙げてメニューをつくって、県で吟味して、今回交付すると聞いていますけれども、これは各市町村からこういった事業をしたいということで手を挙げたメニューは全て一応受ける仕組みですか。それとも中身は精査して、これはできないということを県で検証するのですか。

○喜舎場健太青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長 市町村支援に対する基金事業につきましては、2月、4月と意見交換会を行います。特に、4月については、地域別で市町村の本当にやりたいニーズを、本当に前広に幅広く聞いた上で一応、県事業ということになりますので、一定の枠組みということで、大きく言うと5つくらいの柱をつくりました。就学援助の支援事業とか、学童に対する支援、その中で1つ、独自事業ということを設けておりますので、今の上原委員の質疑である市町村のニーズを全部踏まえているかということについては、この独自事業で拾えているとっておりますので、市町村の要望は基本的に全部踏まえているものと考えております。

○上原章委員 今後、この事業の成果というか、検証というのはどのような方



向になっていきますか。

○喜舎場健太青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長 県におきましては、有識者に基づく委員会、会議を年度内に設置したいと思っております。その前に知事を初めとする県庁内の推進会議とありますので、まず自己点検を行い、そして外部の有識者の意見も踏まえながら、この基金事業についての点検もしていきたいと考えております。

○上原章委員 100人の支援員を配置して、各関係機関と連携をとって、今、必要とするそういった施設、家庭に……。子供の貧困率は、沖縄県は多分全国の倍に近い率なので、これをしっかりやっていただきたいと思います。

それと同じく、関連してですが、13ページの県の単独事業として教育委員会がやる人材育成推進費について。これは、補正予算の中から、子供の貧困対策の資金として組まれたと思うのですが、就学援助制度の周知・広報に要する経費ということにして、今まで就学援助制度のいろいろなメニューがある中で、えて周知・広報をしていくという、この辺の背景を教えてくださいませんか。

○登川安政教育支援課長 就学援助につきましては、貧困層でありながら申請しなかった世帯の中に、制度を知らなかったという理由で申請していない世帯があることが、平成27年に実施された沖縄県子ども調査で明らかになっております。それで、今回の補正事業、就学援助制度周知広報事業は、このようなことを踏まえまして、テレビやラジオ等を通して、県民に広く就学援助制度の周知と広報を行って、援助を必要とする児童生徒に支援が届くようにしていくための事業でございます。

○上原章委員 これは、これまで課題ということで、制度を知らなくて本来支援が受けられるような、もっと早く支援が必要なところがあるということがアンケート調査でわかったようですけれども、これはテレビ、ラジオというマスメディアを活用してとのことですが、実際に学校や地域でもっと丁寧にそういった人たちを救う仕組み、今、これからマスメディアを使って周知・広報しようとする以外の取り組み等はあるのですか。皆さんが取り組んでいる中でです。

○登川安政教育支援課長 この就学援助制度自体は、市町村の単独事業でございます。これまで市町村におきましては、各学校で進学時、入学時、また、各市町村の教育委員会等での配布、さまざまな手法でこの制度の周知を行って

るところでございますが、しかし、そのような中でも書類をもらってもなかなか目を通し切れないという保護者、忙しい中でのさまざまな家庭がございますから、なかなか周知し切れてないというところがありまして、今回、マスメディアを通して、わかりやすく、こういったものがあるというところを広く知ってもらうための初めての事業でございます。

○上原章委員 あえて我慢してというか、なかなかそういったものを受けないようにしようといういろいろな考え方があって、またそういったことで、変に子供にそういう家庭だという、レッテルではないけれども、そういったことが現場ではあるようなことを聞きます。もう少しこれは丁寧に、本当に皆さんの目的がそういった人たちにしっかりつながるような取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、先ほどのMICEの件で確認したいのですが、11ページです。

もともとこれは土地の購入費と聞いているのですけれども、この土地はどういった所有者というか、県はどこからこれを買うという目的で一括交付金を活用しようとし、また内閣府はこれは認められないと言った理由とは何ですか。

○金城武総務部長 MICE施設用地につきましては、中城湾港マリン・タウン特別会計、これは県の特別会計であります。こちらにおいて公営企業債を活用して埋め立て、そして造成した土地でございます。これについては、県としては、過去に同じこの特別会計用地を国庫補助を活用した県道の整備、これは国の補助事業です。それから下水道浄化センター、そういう用地を購入した事例が、同じ特別会計の場所であったということで、MICE用地につきましても、このソフト交付金が充当できるのではないかという考えで、当初予算に計上したというのが経緯でございます。ただ、それについて内閣府からは、当該用地の購入費は、結果として特別会計の公債費に充てられるものであって、交付要綱上疑義があるというような御指摘があったということでございます。

○上原章委員 購入しようとしている土地の所有権はどこにあるのですか。

○金城武総務部長 県です。

○上原章委員 わかりにくいのですが、今回、皆さんは一括交付金で通っていたのを内閣府が難しいということで、今回振りかえるわけですが、こういった事例が幾つかあるのかなと思うのですが、一括交付金のメニューを

組む段階で一確かに繰り越しも多いという中で、改善して5年目なるのですが、内閣府とのいろいろなそういうメニュー。市町村もそうなのですが、ある程度このメニューで行くというお互いの申し合わせというのはない中で、こういういろいろな事業計画を一つ一つ進める中で、こういうことが起きるといのはおかしいと思うのですけれども、この辺はどうなのですか。

**○金城武総務部長** まず一括交付金というのは、沖縄県として自主的にその予算を計上するというものがございまして、最終的には当然、予算計上するしないというのは県が判断するというのが、柔軟なこのソフト交付金のメリット部分でございまして。ただ御指摘のように、これがその交付要綱にしっかりと合致しているかどうかという部分は、結構、解釈の中で非常に難しいところもございまして、我々としては、過去のそういう事例をもって、今回可能性は非常にあるのではないかとということで内閣府に説明してきたけれども、結果として、なかなか理解を得られるまでには至らなかったということであります。このあたりをもう少し、委員御指摘のように、特に大きな事業などは、その辺の事前の調整といいますか、ある程度の打診をした上でやる仕組み—これまでもやっているはいるのですけれども、さらにそれをしっかりできるような仕組みをつくり上げていきたいというのが、今の我々の考えでございまして。

**○上原章委員** この新しい予算の一括交付金の形というのは、私は1年目、2年目はいろいろ形をつくって、国とのキャッチボールもある程度時間もかけながら進めてくる中で、5年目になってもこういう—各部局にも大小あると思うのですけれども、2月にいろいろな予算を組んで、半年たって、なかなか事業が執行できないという事例は結構あるのです。最終的に1年間もう執行率が…、結局、内閣府からおりなくて使えなかったという事例もやっぱりまだあります。そういう意味では、ぜひ、今、新しい年度を目指す中でもありますので、もう少し内閣府としっかりと、各事業がこの方向だったらもう間違いないというか、ほぼ行けるという組み方をしてもらわないと、皆さんが思いを込めたいろいろないいメニューをつくっても、結局行き詰まるような形が出るのは……。ぜひ各部局、知事をトップにして、しっかり国と意思の疎通をしてやっていただきたいと思っております。

**○金城武総務部長** 執行率を上げるためには、どうしても早期の交付決定というのが大きな比重を占めておりますので、そういう仕組みを、早期に決定できるような仕組みを国としっかりと連携してつくり上げていきたいと思っております。

ます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 先ほど説明いただいた説明資料の6ページ、科学技術振興費について、まず御説明ください。

○長濱為一科学技術振興課長 科学技術振興費の補正予算ですけれども、ライフサイエンス研究機能の高度化につきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に位置づけた研究開発・交流の基盤づくりの推進に向けて、研究機能を強化するため、うるま市州崎地区において、研究設備を導入し、機能性食品等の実証モデル研究を実施していく事業でございます。具体的には、ライフサイエンス分野の研究開発型ベンチャー企業が集積しつつあるうるま市州崎地区において、マウスを用いた安全性や機能性の確認試験に必要な設備を導入します。これを医薬品や機能性食品等の事業化に取り組む企業に活用を促すための実証モデル研究を実施していくことにより、沖縄県における研究機能の高度化を図ります。予算額は1億1800万円余りとなっております。

感染症研究分野の国際会議につきましては、沖縄県における国際会議の開催を通して、国際研究ネットワークの構築、国際研究交流の促進、情報発信を行うことによりアジアにおける感染症研究拠点の形成に向けて、沖縄県の知名度向上を図るための取り組みであります。県では、過去2回、平成25年度より平成26年度に感染症分野の国際会議の開催を支援しており、沖縄県感染症ステートメントを発信することにより、感染症対策拠点としての役割が沖縄県に期待されつつあるところでございます。今回の予算につきましては、主催者が会議の企画運営を行うのに必要な会場使用料、旅費、広報、通訳にかかる経費に対する補助金等として約2500万円計上してございまして、当課が今、進めております沖縄感染症研究拠点形成促進事業の一環として実施する費用とするものでございます。

○当山勝利委員 まず、機能性食品のライフサイエンス研究の件に関して伺います。この費用というのは、設備だけで1億1000万円を投資するというのでしょうか。

○長濱為一科学技術振興課長 内訳としまして、まず委託料7736万3000円は、

いわゆる研究設備—マウス等を実験する設備の導入・維持管理に6133万3000円、実際に、年度の最後に今、実証研究を予定しておりまして78万5000円。その委託をしますので、受託者側の研究、コーディネート料として1524万5000円でございます。その他に備品購入費といたしまして4000万円計上してございまして、太陽光発電設備3000万円、蓄電池設備1000万円、その他事務費等として124万5000円を計上して、合計が1億1860万8000円となっております。

○当山勝利委員 もう少しお聞かせいただきたいのですが、これは汎用的なことでの事業なのか、それともある研究を追求するために、例えば国の予算、県の予算を合わせてその研究費に投下するというような性格のものなのか、どちらですか。

○長濱為一科学技術振興課長 ライフサイエンス研究分野の企業に対してということで、例えば医薬品とか、機能性表示食品のいわゆる製品化を目指す企業にとりましては、最終的にはヒト試験という人体試験をしないといけないのですが、その前にまず動物実験として、マウスに対しての機能性評価試験あるいは安全性評価試験というのを実施しないといけません。実は、今、これが県内で企業が使えるマウスの実験設備がございませんので、それを整備しようということで、いわゆるこういった分野の企業にとっては一実際、今、どういう形で進めているかといいますと、県外に外注をしておりますので、どうしても経費が高くなりますから、県内でそれができるようにと、そういった設備になります。

○当山勝利委員 沖縄県で実際にそういうニーズがあると理解しますけれども、何企業がそういうところを求めていますでしょうか。

○長濱為一科学技術振興課長 この事業を要求するに当たって、事前にヒアリングを何社かにいたしましたところ、今、現在で少なくとも6社はすぐに使っていいというような意向がございまして。潜在的なニーズとしては、もう少し10とか20とかあるのかもしれませんが、とりあえず6社程度は、州崎地区に既に立地している企業を中心にそういったニーズはございます。

○当山勝利委員 関連して、例えば6社がそこを使ったとして、こういう機能性を持たせた食品を研究したいといったときに、そういう研究費を持つという予算はありますか。

○長濱為一科学技術振興課長 当課で、実は平成23年度、平成24年度以降あたりからずっとやっているいろいろな研究事業がございまして、その中でももう既にこういった州崎地区に立地している企業を中心に県で研究予算を組んで、例えば、県内だとOISTとか琉球大学とか、あるいは県外の大学と連携した、いわゆる産学官の連携事業というのは、いくつも当課で実施しておりますので、そういった形の支援もあわせてできるのかなと思っております。

○当山勝利委員 もう一つ、国際会議の件です。県が2500万円を持ちますというのですが、全体の予算は幾らですか。

○長濱為一科学技術振興課長 過去2回、実績があるというお話をさせていただきましても、正式には公募の手続をとります。ですので、過去2回行ったところに遜色ない、そういったところを事業計画等も出していただいて、審査をしたいと思っているところでございますが、参考までにそのときに行った企業の経費としては、総経費は1億1000万円くらいでした。そのときも補助というスキームでやりましたけれども、上限が2分の1を超えない額、当時は2000万円という形で補助をいたしました。1億円の国際会議に対して、当時は2000万円を補助したということでございます。

○当山勝利委員 11ページの工業開発促進費がありまして、その説明を読むと何かマッチングの促進と書いてあるのですが、マッチングということは、今マッチングされていないと。誘致企業と県内企業の取引マッチングということですが、そのマッチングをなぜしなければならないのかということについて、まずお伺いします。

○上原浩企業立地推進課班長 今の御質疑ですが、我々は、製造業における県外発注促進に関する事で考えております。その事業内容は、県外から立地した企業が求める原材料の調達とか、精密加工等の発注とかについてですけども、多くの県内企業にとって、これまで機会が少なかったということから、受注体制が十分整っていない状況があると考えております。このため、立地企業の生産に係る一部工程等が県外に発注されている事例があります。また、県内企業においても、県外に発注する事例が多数あることから、多くのビジネスチャンスが県内から流出していると考えております。当事業では、現状では、県外に発注している生産工程等を県内企業において受注すること、すなわち県外

発注の内製化を促進することで、これらの問題の解決、ひいては企業のさらなる集積及び立地企業の地域定着促進を目指すものと考えてます。具体的な取り組み内容としては、立地企業を含めた県内企業の技術情報を集約して、企業間マッチングなど、取引成立に向けたサポートを行うとともに、県内企業の受注体制構築に係る試作品の製作等の一部補助を実施してまいります。

○当山勝利委員 多分ものづくりに係るもので、よくモデルで書かれると、沖縄県のものづくりは、上は大きいけれども支える底辺部分は小さいから、その支える部分を広げていくための一つの政策なのかなと聞こえるのですが、当たっていますか。

○上原浩企業立地推進課班長 企業立地推進課一誘致する立場から言わせてもらおうと、企業が沖縄県の特区制度を含めて立地してくるのですけれども、県内の受け皿がないということで、ビジネスモデルを余儀なく変更させてしまっている場合があるのです。それはやはり今言った受け皿がないということもあって、そのために費用負担がかかるという部分があります。

○当山勝利委員 受け皿がないというのは、何の受け皿がないのですか。

○上原浩企業立地推進課班長 今、我々によく聞こえてくるお話が、工程等におきまして、メッキ処理における排水処理とか、あと特殊板金—精密機械をつくるのですが、特殊板金が県内でなかなか見つからないというお話は聞いております。

○当山勝利委員 そういうことの一環の補正予算ということでしたので、了解いたしました。

もう一つ、13ページの公共離島空港整備事業費についてです。これは一般質問の中でも出ていたと思いますが、多良間島、久米島、南大東島、北大東島、それぞれの整備事業だと思いますが、それぞれの空港の整備事業費を教えてください。

○砂辺秀樹空港課班長 多良間空港の事業費は1140万円でございます。久米島空港につきましては5300万円、南大東空港は9560万円、北大東空港が9560万円でございます。

○当山勝利委員 南大島空港、北大東空港の待合所の拡張ということで聞いておりますが、南大東空港、北大東空港、それぞれの空港がいつ建設されたのか、おわかりでしょうか。

○砂辺秀樹空港課班長 まず、南大東空港は平成9年の開港でございます。続きまして、北大東空港が同じく平成9年の開港となっております。

○当山勝利委員 約20年前弱で拡張工事ということで、行ってみますと待合所は本当に狭いです。理由として、航空機の大型化とおっしゃっていたと思いますが、その前から多分利用者は困っていたと思います。南大東空港の話ですが、一旦入りますとトイレもないので、また許可をもらって出て行ってトイレに行くとか、全員が座れないとか、そういうふぐあいが長らくあったと思います。ようやくここにきて整備になったことはいいですが、そのような要求はいつごろからありましたか。

○砂辺秀樹空港課班長 正式には、今年度の市町村の沖縄振興拡大会議で要望としてありまして、その平成27年ごろから両村から要望がございました。

○当山勝利委員 比較的要望があった最近からの対応ということですね。多分、いち早く整備していただきたいということが地元の要求ですので、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 平成28年度一般会計補正予算(第2号)説明資料の5ページ、MICE施設の予算についてお伺いします。

今回、補正予算で54億円出ておりますが、当初予算でたしか80億4000万円ほど組まれておりました。それが補正では54億円になった理由を御説明ください。

○宮城力財政課長 MICE施設用地については、当初予算で80億円計上しておりまして、今回、総額は変わらずに、財源を振りかえるという計上をしております。今、委員がおっしゃった5ページの54億円というのは、振りかえる県債の額が54億円できて、その他に一般財源が9億1900万円計上しておりますので、トータルとしては当初予算額と変わらずということになります。



○中川京貴委員 総務部長御承知のとおり、このMICE施設建設予定地の西原・与那原地区については、私も推進する立場で仲井眞県政から、これまで中頭地区の代表として取り組んでまいりました。何としてもこれを成功させなければいけない。いろいろな目的がありますけれども、東海岸の開発をしっかりとしていこうと沖縄市を含め中城村、北中城村、西原町、与那原町と、いろいろな目的がありますが、今回、一般質問、代表質問でもMICE施設の予算のあり方について多くの質問が出ておりました。私は正直に言って心配しております。なぜならば、総務部長御承知のとおり、中部地区からもMICE施設を西原・与那原地区に誘致していただきたいという要請が出ておりますよね。要請が出ているにもかかわらず、その予算の組み方が少しずさんではないかと。そういう意味では、総務部長の見解をお聞きしたいと思っています。

○金城武総務部長 MICE施設整備について、全体的な予算といたしますか、事業はこれから進めていくという流れの中で、今回、用地費の分が一括交付金の活用がなかなか理解を得られなかったという部分がありまして、そういうことではございますが、それにかわる新たな沖縄の振興に資する40以上の事業を振りかえて実施しますので、トータルとしましてはやはり沖縄の振興に資すると。この一括交付金、ソフト交付金を活用して、そういう取り組みができているのかと認識をしております。

○中川京貴委員 皆さんは一括交付金でこの土地を購入したいということで、予算書に出ているとおりに国庫補助金で57億円、県費で14億円とありますが、そもそも、当初予算にこの予算をのつけるときに、当初予算を議会に提示する前に内閣府との調整はしなかったのですか。

○宮城力財政課長 平成28年度当初予算を計上する前に、たしか平成27年5月ごろから内閣府とは調整をしております。当初、特別会計用地を一般会計が買い上げることについてはどうなのかといろいろ宿題が出ておりましたが、県としましては先行事例が2件あったものですから、一括交付金の活用もできるのではないかとということで内閣府とは適宜調整を進めてきたところです。

○中川京貴委員 今回の答弁で確認できたのは、去年の—平成27年の5月から内閣府と調整をしていたと。しかしながら、概算要求で大体決定するのが、その年の8月から9月です。概算要求が決定したときには、内閣府は一括交付金で

購入してもいいですよという確認はとれていなかったのですか。

○宮城力財政課長 MICE事業を進める上で、まず用地取得が先になります。そして、財源手当てとして一括交付金の充当が可能かどうか。これは大事な要件になりますので、これについては今年の5月、6月ぐらいから調整を進めておりました。そして、内閣府の概算要求が8月でされた段階ではまだ、一括交付金の概算要求については積み上げ方式ではなく枠方式で要求をして、内示が出た後に県で予算をはめていくという方式をとっておりますので、国の概算要求段階でどの事業に充てるといった方式はとっておりません。あくまでも、予算が出た後に、県予算で編成していくということになっております。

○中川京貴委員 皆さんもプロですから、内閣府とは誰が交渉したのですか。

○宮城力財政課長 財政課で内閣府とは調整を進めておりました。

○中川京貴委員 要するに、部長でやったのか、担当課長でやったのか、誰が交渉しましたか。

○宮城力財政課長 課長以下ということになるかと思えます。

○中川京貴委員 本来でしたら、予算のあり方というのは市町村もそうですが、県もたしかそうだと思います。12月には各部署ヒアリングをして、例えばことしの8月には国との協議を調べて、各省の予算見積もりを出して、12月の段階ではほとんど予算の配置を決めて、それから2月議会に提案するのではないですか。去年の12月の時点で、この予算は一括交付金を使えるのか、使えないのか判断できたと思いますが、いかがですか。

○宮城力財政課長 我々としましても、一括交付金は交付要綱に合致するかという観点から、まず予算計上するのか、しないのかということ判断することになります。繰り返しになりますが、まず、一括交付金の要件には合致するだろうと、かつ国庫補助金を活用して、特別会計用地を購入した先行事例が2件あると。それらを判断して当初予算で計上したところでは。

○中川京貴委員 皆さん方のするだろうだけで、県の単独で起債をして一これは五十幾らでしたか。54億円が出るのです。するだろうという予測のもとで

きなかったわけですね。私は見積もりが甘かった、ある意味では見切り発車したのではないかと思います、いかがですか。

○**金城武総務部長** 先ほど宮城財政課長からございましたように、我々としては先行事例があり、そのときには使える可能性が高いということで前置きをしたということでございまして、そういう意味ではそのときの判断はそれとして当初予算にも計上したというところでございます。

○**中川京貴委員** 再度確認しますが、予算にのせるときに内閣府と一括交付金でできますよねと確認をとって予算計上をしたわけではないのですよね。ですから、見切り発車したのではないかと聞いているのです。どうだったのか教えてください。

○**宮城力財政課長** 一括交付金については、県の主体的な判断で事業計画をつくる、いわゆる予算化もするということが含まれると思います。その際には、額も大きいので内閣府とは調整を進めてきました。繰り返しになりますが、国庫補助金が充てられるという事例があった、これを類推して今回のMICE用地についても一括交付金が充てられるという判断に至ったところです。

○**中川京貴委員** 皆さんがつくった資料を見ていますと、今の調子でいきますと、上物だけでたしか500億円でしたか—513億円近く、それと大型MICE施設の延べ面積が7万2000平米、敷地面積が14.5ヘクタールと出ていますが、これは当初予算の計画から変わっていますか。計画は当初予算どおりですか。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** 積算は当初予算の範囲内といたしますか、取得する敷地面積については変わっておりません。

○**中川京貴委員** 皆さんが計算したとおり、予算内でおさまると。この予算から膨れ上がる可能性はないということによろしいですか。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** 今回の事業はDBOで実施するというところで、上限が決まっております。その範囲内で提案が出てきますので、上限を超えることはないと考えております。

○**中川京貴委員** 超えることはないとか、するだろうとかではなく、今、テレ

ビでよく騒がれている東京都の豊洲市場も当時の責任の所在がわからないような状態になっていることもあります。そういった意味では、きょうはそのための委員会だと思っていますので、きっちり議事録に残しながら、そうだろう、ああだろうではなく、きっちり県民に説明責任ができる審査であっていただきたいと思います。ぜひ、総務部長に聞きたいことは、この土地購入資金は起債して県の一般財源だと。しかし、上物、その他については全て一括交付金が使えるということで確認できているのでしょうか。

○**金城武総務部長** 内閣府との調整はこれからでございます。交付要綱上は、我々も合致すると思っていますので、具体的に上物をつくる時のものは、まだ具体的に金額も内閣府に示して調整しているわけではありませんので、これから調整をしていくことになろうかと思っています。

○**中川京貴委員** これから調整するのであれば、補正予算にのっけて土地を購入しなければいけない緊急性はありますか。

○**金城武総務部長** 当然、事業というのは一気に全てを今年度でできませんので、今回、まずは用地を購入して、それから上物を整備していくと。これには複数年かかりますので、そういう段階を踏まえて整備に取り組んでいきたいということでございます。

○**中川京貴委員** 先ほどの答弁で委員から地域住民への説明会等をやりましたかと聞いたら、西原町長、与那原町長との協議はしていて、2回終わったと。11月に3回目をやりますという説明がありました。委員の質疑はこういった施設、こういった事業の地域住民説明会について聞いたのであって、町長は当然誘致していただきたいという要望です。しかしながら、M I C Eが来ることによって地域が少し変わると。例えば交通渋滞—国道330号や西原町小波津川地域の、これも一般質問で取り上げましたけれども、そういったインフラ整備等も含めて、地域説明会が必要ではないかと思っていますが、いかがですか。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** M I C E施設はインパクトが強いということで、住民の方に丁寧に説明していくということを考えています。M I C Eを中心としたまちづくりについては、先ほども申し上げましたとおり、M I C Eのまちづくりビジョンを策定した上で、その方向性について意見等を聞くために10月中に両町で住民に対する説明会を行っていきたいと考えております。

○中川京貴委員 だからこそ土地を買う前に、買ったら前進あるのみなのです。ある意味ではバックはできません。ですから土地を買う前に地域住民説明会、そして地域のニーズに応えるべく県は真摯に対応すべきだと。それと購入して後の上物についても、内閣府との調整をきっちりして、きちんとした形でやらないと、全て後回し、後回しで後手に回っているような感じがします。そういった意味では、先ほども言ったとおり、当初予算にのっけている予定ができなかったと。今後はそういった上物についても、それはするだろう、ああだろう、こうだろうでは予算のあり方が間違っていると思いますが、いかがですか。

○金城武総務部長 住民説明会等の対応につきましては、文化観光スポーツ部でしっかり丁寧に説明していくべきだろうと考えております。今後の上物の予算等につきましては、これから早目、早目に調整をしてしっかりと確保できるように取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴委員 この説明では、立体駐車場が2000台予定されていて、土地についても説明資料にあります。今後、このMICE施設の対応者数について、当初は2万人と聞きましたが、4万人規模のMICE施設になるのでしょうか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 当初、2万平米ということで展示棟を予定していましたが、アジアのダイナミズムなどの動向を捉えて3万平米ということで展示棟がとられています。さらに、隣の多目的ホールとホワイエ等を一体にしたことで、4万平米程度の展示会が可能となるという施設を建築するという計画になっております。

○中川京貴委員 これは我々が当初説明を受けたときより規模が拡大されていますが、いつごろ拡大したのでしょうか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 ことしの1月に規模決定をしたところです。

○中川京貴委員 規模決定をするに当たって、いろいろな意見等を集約した記録等がありますか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 これは経済界から5万平米という要求も

ありまして、記録については確認したいと思いますが、催し物の動向等を勘案して規模を決定したところです。

○中川京貴委員 経済界からの要望があったとの答弁ですが、それまで当初の規模と拡大したときの規模はどれだけ変わりましたか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 当初、基本構想だけで想定した展示会の規模は2万平米ということで、その後3万平米に拡大したところです。

○中川京貴委員 そういった形で地域説明会もきちんとして、なぜ拡大したのか、そしてその目的に合ったMICE施設であるべきだと思っております。そういった意味では、駐車場も2000台とうたわれていますが、もし途中で経済界や3万人収容の施設ということでふやす場合に、この駐車場整備、土地購入資金は国庫補助金でできるのですか。それとも一般財源で買わなくてははいけませんか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 整備費については、一括交付金で対応できるものと考えております。

○中川京貴委員 再度聞きますが、この一括交付金は県の持ち分の一先ほどの説明では県分の枠内で取り組むとありましたが、これは特別枠を使うということで理解してよろしいですか。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、財政課長から特別配分枠は市町村配分枠の中に設定されており、県配分枠の範囲内でやりくりをするとの説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 再度確認ですが、各市町村に対する影響は出ないということではよろしいですか。

○金城武総務部長 ソフト交付金の配分につきましては、これまでの5対3と

いう基本的な考え方がございます。それを踏まえて、沖縄振興拡大会議の中で決定をしていくことになろうかと思えます。

○中川京貴委員 我々が一番心配していることは、今の5対3。総務部長が答えたとおり、500億円、300億円の中で、一括交付金については折り返し地点にきています。それを何としても減らさないでほしい、増額してほしいということで、自民党を通して国に要請しております。しかしながら、昨今、御承知のとおり、いろいろな被災やいろいろなことがあって、また執行率が悪いということで減らされてきております。来年度、再来年度はわかりません。我々も一生懸命努力しますが、皆さんが見切り発車をして、一括交付金を当てにして、それが見込み違いだったと。こうなるだろう、するだろうということができなくて、その結果、市町村の配分の300億円に影響しないかということ聞いています。これは維持確保できますか。国から減らされたとしても、市町村に影響はないということで理解していいですか。

○金城武総務部長 先ほどの繰り返しになりますが、基本的には5対3という基本的な考え方がございますので、これは毎年の沖縄振興拡大会議の中で決定されるということになろうかと思えます。

○中川京貴委員 これから国もいろいろな形で、執行率が悪いからということで一括交付金を削っていこうとする状況があります。その中で、上物に500億円をかけてつくりますという形になってきたときに1年ではできません。2年、3年かかるでしょう。そこで国の地方交付税や一括交付金が減らされたときに、5対3だからと言って市町村に影響が出ませんかということです。市町村の枠は確保した上で、県はMICEをつくるということで理解していいのかということです。

○金城武総務部長 繰り返しになりますが、5対3というのが基本的にありますよね。この5対3というのが先ほどから答弁しておりますように、毎年の沖縄振興拡大会議の中で決定していくと。これまでは、逆に県から市町村に少し、今年度もそうですが融通したりもしています。ですから、基本的には5対3を踏まえて、決定はこの振興会議の中でされるので、私がこれを約束するということはなかなか、限定的には言えないと思えます。

○中川京貴委員 なぜそういうかと言いますと、私たちは予測されるのでそう

聞いています。今、増額できれば問題ありません。今回減りました。減っても県は市町村の持ち分は確保しました。県が持ち出して市町村に迷惑がかからないようにやりました。MICEをつくることによって、市町村に迷惑がかからないように国との協議が必要だと思っています。国が減らしたので市町村も減らしますという仕組みではだめですということです。市町村分は確保できますかということです。

○**金城武総務部長** これはどうしても、基本的には先ほどから同じ答弁で申しわけありませんが、5対3という基本的な考え方がありますので、これを踏まえて決定をされていくということでありまして、私が約束とか何とかということではなく、5対3を踏まえて、知事そして関係市町村長を含めた振興会議の中で決定されると。仕組みがそうなっていますので、私が約束とかそういうことを……。

○**渡久地修委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から配分比率は確保されるのかと確認があり、総務部長から確保される旨説明があった。また、中川委員から市町村配分枠を減らさず県事業枠で実施できるか答弁するよう指摘があった。)

○**渡久地修委員長** 再開いたします。

金城武総務部長。

○**金城武総務部長** ソフト交付金につきましては、5対3という基本的な考え方で配分されるということで考えております。

○**中川京貴委員** 総務部長、御承知のとおり、我々は仲井眞県政のときに8年間で第7次の行財政改革で約600億円以上の財源を確保をしてきました。大変な苦労があったと思います。もちろん県職員にも苦労があったと思います。そういった意味では、起債をして県の単費でやるということは、ただごとではないと思っています。どこかにリスクが伴う。これまでやろうとした事業ができなくなるのです。その事業をどこかに取りかえしなければ、この土地は買えません。去年までは五十数億円というお金をここに使う予定ではなかったので、この50億円は別に使うことができたと思います。これまでできたから一括交付金でできるだろうという皆さんの予測のもとでできなかつたということに責



任を持っていただきたい。これは代表質問、一般質問でも出ておりました。それを安易に—これから500億円、上物もできるだろう、駐車場もできるだろう、土地が足りない、これは国庫補助金ではだめだ、単費でやらなくてはいけないとなる責任を誰がとるのか。そういった意味でのきょうの委員会だと思っています。そういった意味では、きちんと責任を持って皆さんはこの事業に対応していただきたい。これは県民の願いであり、建設工業部会全てが期待している事業なのです。失敗が許されない事業ですので、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県職員の退職管理に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 それでは、乙号議案について御説明いたします。

議案は、冊子の平成28年第4回沖縄県議会（定例会）議案（その2）にございますが、説明はお配りしております平成28年第4回沖縄県議会（9月定例会）総務企画委員会乙号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

それでは、説明資料の1ページをお願いします。

乙第1号議案沖縄県職員の退職管理に関する条例について御説明いたします。

この議案は、地方公務員法の一部が改正されたことを踏まえ、職務を公正に執行し、及び公務に対する住民の信頼を確保するため、再就職者による依頼等を規制し、及び任命権者への再就職に関する情報の届け出を義務づける必要があることから、条例を制定するものであります。条例の制定により、地方公務

員法の規定に基づく規制に加えて、営利企業等に再就職した元職員で、離職日の5年前の日より前に統括監級または課長級であった者は、その期間の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるとともに、課長級以上であった者は、任命権者に再就職情報を届け出ることが義務づけられます。この条例は、平成29年1月1日から施行することとしております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 読み方によっては、2年経過したら働きかけはやってもいいととれるかと思うのですが、この2年の根拠は何なのか。こうした働きかけで実際どういった問題が、県内ではないと思うのですが、全国であるのかということも教えてください。

○嘉数登人事課長 この2年間の考え方ですけれども、まず国の公務員にも同じような規制がかかっているということと、それからその働きかけの規制ですけれども、再就職者が現職職員に対して一定の影響力を有していると考えられていることを理由に、本来民間人の自由な営業活動であるはずの要求ですとか依頼、そういったものを一律に禁止するものであることから、その規制を必要かつ合理的な期間に限定される必要があるという考え方にに基づきまして、国と同等の期間というものが設定されていると考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 この提案理由の部分で、地方公務員の一部改正と。国はどうなっていますか。例えば、県内でいうと、沖縄総合事務局を終わられたとなると結構その関連する外郭団体の理事、専務になられているとか、いろいろあったりするのだけれども、国はどうなっているのですか。

○嘉数登人事課長 国はもう先んじて退職管理というものがなされてるわけです。今回、条例で提案しているような、例えば、その退職した職員が民間企業等に再就職したことについても、再就職の情報を公開といいますか、そういうところまでやっています。

○當間盛夫委員 現実はどうなのですか。そんなに皆さんのところで、そういった形でOBとのことというのは、今でも—今でもと言うと、過去にもあったような言い方になってしまうのですけれども、現実はどうなのですか。

○嘉数登人事課長 そういったことは一切ございません。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 議案説明資料の2ページをごらんください。

乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、学校教育法の一部が改正されたことを踏まえ、育児を行う職員が、子を養育するために早出遅出勤務を請求することができる当該子が就学する学校の種類に、義務教育学校を加える等の必要があるため条例を改正するものであります。

改正の概要は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第6条の3第1項第2号に義務教育学校等を加えるものであります。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。  
これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。  
よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。  
次に、乙第3号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について審査を行います。  
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。  
金城武総務部長。

○金城武総務部長 議案説明資料の3ページをごらんください。  
乙第3号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。  
この議案は、県立病院の医療体制を強化するとともに、経営改善を図るため、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び診療放射線技師の増員を行うことに伴い、病院事業局の職員定数を84人増員し、2964人に改正するものであります。  
以上で、乙第3号議案の説明を終わります。  
よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。  
これより乙第3号議案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 資料を拝見させていただきました。社会インフラとしての公立病院の果たす役割等々において、その医療サービスの強化という点で非常に賛同するものですが、その内容について、今回、全体的にざっと見る中で、看護師の増強という部分が、少し顕著なのかなというように見受けております。  
過去、平成23年から平成27年までの病院ごと、職種ごとの増強ぐあいと申しますか、ふえ方を見比べていくと、医師については病院ごとにばらつきがあるのですが、トータルでは平成23年には295名いらした医師が平成27年には342名。

看護師は、地域診療所を除くとほとんどの病院で増加傾向にあり、平成23年で1566名が平成27年1685名という形で、全体的に見ると医師と看護師が増強されていっている。

これは、病院の規模とかもどんどん拡大しているからだと思いますが、事務職の方々の人員がずっと横ばいであるように見受けているのです。病院の規模は拡大していく中で、医者、看護師は充当されていっているのですが、事務職は据え置きということは、相当なフラストレーション、金属疲労等を起こしてはいないかという懸念を持っておりまして、今回、定数条例を所管する総務部と病院事業局の間で、事務職の定員についての話し合いはなされたのかどうか、検討があったのかどうかお尋ねいたします。

**○真鳥洋企行政管理課長** 条例改正に至るまでの手続的なお話かと思えます。まず、病院事業局員の定数増につきましては、病院経営に大きな影響を与えるということもございまして、総務部としては県立病院の役割とか、病院経営への影響を踏まえる必要があるというように考えています。今回の条例改正につきましては、病院事業局と総務部との間で確認が終了し調整がついた事項について、地方公営企業法に基づき病院事業局長から議案作成に関する資料の送付があったことから、今回条例改正案を議会に提出しているところであります。ただ今回、条例改正において調整がつかなかった事項については、今後も病院事業局との調整を継続して行って、要望の内容とか、あとは県立病院の役割を踏まえて、必要性を確認して、そのほか職員定数を改善することが経営に資するかどうか、これは病院経営の改善効率化になりますけれども、それも含めて慎重に見きわめて、適切に対応したいと考えているところであります。

**○宮城一郎委員** ということは、総務部においては、病院事業局から事務職の方たちの増員要請が、特に強い要望としてなかったのも余り検討しなかったという解釈でよろしいですか。

**○真鳥洋企行政管理課長** 今回の条例改正を上げる以前に、今の事務職以外にもほかの職種も調整事項として上がっていたのですが、今回9月議会上げたものについては、その調整がついた職種について上げているということでございます。

**○宮城一郎委員** 毎年度、決算審査意見書というものが出されていると思いますが、平成25年度、平成26年度においては、その契約事務や各種手当に係る事

務を中心に不適切な事務処理が多く確認されたと。これまでも病院事業に対する指摘件数が多い状況が続いており改善が必要である。膨大となっている事務量を適切に処理する上で、チェック体制等が十分であるかについて検討する必要があると、その意見書において2年度連続で指摘があります。平成27年度においても、テキストのボリュームからすると、若干改善があったのかもしれませんが。ただし、膨大になっている事務量を適切に処理する効果的な方策を検討する必要があるという意見が出ている中で、こういう指摘がずっと3年間続いている中で、今回の調整でまだタイミングにあらずというようにされたのかどうか。その辺の所感を伺いたいです。

○真鳥洋企行政管理課長 事務職についての今回の調整の中身のことだと思います。今回、事務職の増員についての調整の中では、病院事業局からは診療報酬の算定の強化、会計指導の強化、適切な診療情報の管理、そういった理由から増員が必要というお話がありまして、総務部としては職員の再配置とか、外部委託とか、あと嘱託員等の検討の余地はないかどうかを検討する必要があるとか、そういった細々とした調整を今やっているところでございまして、その辺の課題解決に至らなかったということもありまして、今回条例提案に至っていないというところでございます。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から簡潔に説明するよう指導があり、行政管理課長から再度説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 私、民間出身なので難しいなと思ったのは、診療報酬の算定とか、いろいろな査定基準ですか、確かに事務職というのは、その辺があらわれにくいと思うのです。医療サービスについての費用対効果というものです。ただし、やはり、質の高い医療サービスというのは、もちろん医師や看護師等によってなされるものだと思いますが、それを下支えしている事務職員の方々がいらしているから、医師とかが安心して万全の環境で医療サービスの提供がされるというのも事実だと思います。ですので、制度にあらがうつもりはないのですけれども、今の算定基準だとどうしても事務職員の評価がなされにくい

のかなという感触を持っています。その辺を鑑みた上でも、算定基準にはなかなかあられにくいものの、例えば次年度以降の定員の配置について、いま一度の御検討、今後これについてもしっかりと捉えて、受けとめて、病院全体の質を高めていくような組織になっていただきたいと考えるのですが、その辺いかがでしょうか。

○金城武総務部長 今回の改正の中では、やはり事務職がまだ調整がついていないということがございます。これにつきましては、先ほど課長からございましたように、いろいろと詳細に検討して、その結果がまた明確なそういう回答も含めて、出ていない部分もございますので、引き続き、これは調整した上で、検討してまいりたいなと考えております。やはり、もちろん、職員の数の問題もあろうかと思いますが、やはりまたこの専門性の蓄積みたいなことも含めて、いろいろ課題もあるかと思えます。そういうことも含めて、いろいろと病院事業局と議論して、今後の方向性をしっかり議論して決めていきたいというように考えております。

○宮城一郎委員 これは、たまたま私の知人の話ですけれども、複数の病院を持っている某民間総合病院で統括事務長の立場にあります。民間の病院というのは、公立病院と違って、ちょっと言葉が悪いのですけれども、医は算術的なものもあると思えます。今、彼のミッションというのは、そういう事務職を「お前の裁量でヘッドハントして抜いてこい」と。そういう人材を集めることによって、どのカテゴリーの医療サービスで利益を生み出すことができるかということに取り組んでいて、民間の病院はそこにどんどん切り込んでいっていると思うのです。ただ、そういう役割を公立病院に求めるわけではないと思うのですが、先ほど部長がおっしゃったように、やはり事務職に育った方には、事務職なりのスキルやノウハウを蓄積されていると思えます。恐らくこの民間病院のヘッドハントの狩り場というのは、皆さんのところの事務職員になるかもしれません。別に利益に走っていくわけではないですが、やはり守っていくといえますか、とられないように保全して、公立病院の質を高めていただきたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今回の改正で、診療報酬の加算により年間1億1000万円の収

支改善が見込まれるということが、最後にあるのですけれども、現状の県立北部病院の収支はどうなっていますか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 北部病院の平成27年度決算で申し上げますと、経常収支で2億500万円の黒字となっております。

○當間盛夫委員 今、2億500万円黒字化されているということで、今回県立北部病院が7対1看護体制に入るということで、この診療報酬がどれだけ増加するのか。7対1看護体制にするわけですから、その分の人件費がふえてくる。地域包括ケア病棟を導入するわけですから、その分病床が減るとかありますね。NICU—新生児特定集中治療室などの開設をしますということもあるわけですから、単純に年間1億1000万円の収支改善が見込まれるというのだけれども、この数字を教えてください。診療報酬でどれだけどうふえたのか。人件費をどうするから、この分がこうなるという収支影響額について。

○津嘉山朝雄県立病院課長 県立北部病院の7対1看護体制の導入につきましては、増加する収入は約1億6000万円、費用が約1億9000万円ということで、収支差がマイナス2800万円ほどです。それから地域包括ケアの設置によりまして、増加収入が2億5700万円、増加費用が1億7300万円ということで、収支差が8400万円ほどです。それから県立北部病院に関して申し上げますと、県立北部病院へのNICUの設置で、増加する収益が7400万円、費用が1億1500万円ということで、収支差が約4000万円というところでございます。

○當間盛夫委員 これはトータルしたらどうなるの。別々に言っているのだけれども、年間1億1000万円ということはトータルしたら1億1000万円が出るということなのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 今の1億1200万円というのは、ほかの県立病院、集中系治療室の県立宮古病院とか県立中部病院とかも含めて、全体の合計が1億1200万円ということがございます。

○當間盛夫委員 私は県立北部病院に関してと聞いていて、県立北部病院で7対1看護体制にすると、皆さんはその分の診療報酬はふえるということを言っているわけだけれども、その分の人件費もふえるよねと言っているのです。その県立北部病院に関しての収支を教えてください。



○津嘉山朝雄県立病院課長 県立北部病院について申し上げますと、トータルで1億8900万円のプラスになる予定です。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から事前に提供された資料と答弁された数値にそこがあると指摘があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

津嘉山朝雄県立病院課長。

○津嘉山朝雄県立病院課長 1890万円の誤りでございます。

○當間盛夫委員 内訳を教えてください。7対1看護体制で、1億6000万円診療報酬が上がるわけですよ。では、人件費はどうなるのだと。皆さん新生児特定集中治療室も開設するわけですよ。包括ケア病棟も導入するわけですから、病床は減るわけですよ。病床が減るということは、それだけの診療報酬は減るわけですよ。減る要因が多いのです。診療報酬が減る部分もある、新設する分の費用もかかる、7対1看護体制にするわけだから人件費もそれだけかさむわけです。この部分のプラスがあって、マイナスが幾らで、それでも収支プラス幾らですよということを出してくださいと言っているわけです。

○津嘉山朝雄県立病院課長 県立北部病院の7対1看護体制につきましては、マイナス2800万円というところです。それから地域包括ケアについては、プラス8400万円です。集中治療室がマイナス4000万円です。それから、その他入院患者の摂食・嚥下でプラス300万円ということで、差し引きしますと先ほど申し上げたとおり1890万円の黒字ということになります。

○當間盛夫委員 トータルすると約1000万円は7対1看護体制にすることである程度改善というか、その要因が出てくることになってくるだろうと。平成27年度決算の黒字化を見ても2億500万円ということであるから、もっとよくなるだろうと。

もう一つ、教えてほしいのだけれども、県立北部病院の産婦人科は、今どうなっているのですか。7対1看護体制になるのはわかったのだけれども、産婦

人科の体制というのは、県立北部病院の中で、もうわざわざ県立中部病院に来て出産が云々ということは解消されているのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 県立北部病院の産婦人科につきましては、昨年10月に4人体制になりましたけれども、人事異動等のいろいろ都合もございまして、この4月から3人体制になっておりまして、一部診療制限が出ております。診療制限につきましては、夜間と休日はオンコール対応で実施しております。

○當間盛夫委員 その点では、安心してということではまだないということになるのかなと思います。

もう一つ、皆さん、今回の7対1看護体制をするに当たっては、看護師不足の解消にどのような対策をとろうとしていますか。ふえるわけですよ。看護師をそれだけ採用しないといけないわけでしょう。実際には看護師不足ということがあるわけですよ。その対応はどのような形でやられているのですか。もう確保できているのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 看護師については、毎年試験を実施して職員を採用していますけれども、辞退者というのも結構おりまして、それに対応するために繰り上げ合格というのも出しております。看護師については、何とか繰り上げ合格で対応できるのではないかと考えております。来年の4月に何とか配置できるのではないかと考えております。

○當間盛夫委員 何とかではだめでしょう。7対1看護体制にするのだから、全員分確保できるということでないだめでしょうし、もう一つ気になるのは、北部病院ですよ。北部地域で通勤できる看護師を確保できればいいのですけれども、なかなかそういうことがないということで宿舎もつくったはずですよ。ところが宿舎は、今機能していますか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 看護師宿舎につきましては、老朽化しておりましたので、2年ほど前に取り壊しまして、看護師の宿舎というのはございません。医師の研修とかのための宿舎が今ございます。

○當間盛夫委員 2年前に取り壊したということは、通勤できるという形で看護師の件は考えているのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 それ以前から大分建物が老朽化しておりまして、看護師が利用していないような状況でした。そのときは、地域の民間アパートとか、そこら辺に住む方についてはそういうのを利用していただいて、あと那覇市とか中部地域とかからの人は通ってということで対応しております。

○當間盛夫委員 通勤のことを考えるとこれでは解消は図れないのではないですか。だから、皆さん、その部分での住居関係の確保はどうするのかということもあるはずだろうけれども、その辺は考えていないのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 確かに県立北部病院の看護師につきましては、配置に苦勞しているところではありますけれども、一応、これまで何とか埋められる形で人も配置してきておりまして、住居につきましては、今のところ特に対策は考えておりません。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上原章委員。

○上原章委員 気になったので関連して。今の県立北部病院の7対1看護体制は、マチカンティーンといいますか、ぜひ進めてほしいです。

県立北部病院を私ども会派で視察したときに、中南部地域から通う看護師をどうしても確保しないといけないという現状でして、夜間勤務等もあって、本当に通勤するのが大変な地域だと、ぜひ敷地内に看護師が仮の形で休めるところを、朝勤務とか交代制の中で無理がないようにできるところがほしいという声があったのです。この辺は対応してますか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 この点につきましては、先ほど宿舎のお話を差し上げましたけれども、中に何部屋か確保しまして、オンコールの対応とか、そういった場合に休憩がとれるような形の対応は一応っております。

○上原章委員 医者も含めてですけれども、本当に無理がないようにしないと、相当今、10対1の中で……、それでも使命感を持ってやっている現状もありました。本来なら民間に行きたいという思いもありながら通っているということもありましたので、この方々に無理のない勤務体制を組めるような環境をぜひ確保してほしいという要望です。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 議案説明資料の4ページをごらんください。

乙第4号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い不動産取得税の特例措置に係る規定を整備する等のほか、納税者の利便性の向上を図る観点から、狩猟税の証紙徴収の手続に関する規定を整備する等の必要があるため、沖縄県税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容を申し上げますと、まず1つ目に、徴収金を賦課徴収する課税地について、個人の事業税の課税地を事業所等から所得税の納税地に改めるほか、課税地を明確にするために所要の整備を行うものであります。

2つ目に、不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象に第1種市街地再開発事業に新たに導入される個別利用区への権利変換手法により従前の権利者が取得する個別利用区内の宅地を加えるものであります。

3つ目に、狩猟税の証紙徴収の手続について、納付義務が発生することを証する書類に証紙を張る方法から納税済印を押す方法に改めるほか、当該手続の改めに伴い関係規定を整理するものであります。

4つ目に、税制改正に伴い引用する法令条項の整理等を行うものであります。

以上で、乙第4号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますよう、お願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 議案書7ページの都市再開発法について、こういうものだという説明をもう少ししていただきたいと思います。

○千早清一税務課長 今回の不動産取得税の特例措置の改正に係る分につきましては、その前に都市再開発法の改正がありまして、第1種市街地再開発事業に新たに個別利用区という考え方、そういった制度が導入されたことに伴って、従前の地権者の権利変換手法の中に新たな個別利用区というものが入ってきたものですから、その方たちについても不動産取得税の特例、いわゆる課税の減額が適用できるようにということで、不動産取得税の課税標準特例を追加するものということです。

○又吉清義委員 不動産取得税を減額するということですが、改めて驚きました。再開発をする場合、同じエリア内で等価交換をしても不動産取得税は出ると理解していいのですか。

○千早清一税務課長 そもそも不動産取得税は、相続以外、いわゆる取得の際に全て課税になることが基本になっております。ただ、その中でも、例えば、事業者による非課税、国や地方公共団体の取得に対しては非課税になっていたり、社会福祉法人が事業で行うような保育園など、用途での非課税もありますし、今回の権利変換みたいな形のもの、それから土地収用法や区画整理などで換地するものについては、減額できるような形での制度となっております。基本は、有償、無償問わず、取得した際にかかることが基本となっております。そぐわないものについては、非課税であったり、課税免除という形のものでカバーしているという状況になっております。

○又吉清義委員 例えば、等価交換というのは、隣近所で整合性が悪いというものを、お互い同じように隣接地を交代することにより整合性が出てくると。ですから、同じ取得に関しても別に買うわけでもありませんし、もらうわけでもありませんし、等価交換することにより、非常に都市形成もよくなる、利用度もよくなる、また都市再開発においても地主の方も協力しやすくなるかと思えます。しかし、これも税金が出るのですか。

○千早清一税務課長 今のように再開発事業に伴ってやるものでしたら、今回、条例改正を上げているように課税免除の特例がありますが、任意で、個人で、

例えば不整形地をきれいにしたいということでやるような等価交換の場合は、それぞれに課税になりますし、免除はありません。

○又吉清義委員 同じ再開発法でも、例えば、割合に応じて出るのではなく、再開発法の中で等価交換したものは一切出ないと理解していいのですか。

○千早清一税務課長 等価交換でしたら、課税は発生しません。

○又吉清義委員 これからすると、例えば評価額とか、そういった利率を勘案して、それに余った部分が出るのではなくて、まるきり出ないと理解していいのですね。今の答弁からすると、不動産取得税は全くでないという理解してよろしいわけですね。

○千早清一税務課長 等価であればかかりません。例えば、1つの例ですけれども、新しい権利床を取得する場合に、余分に例えば保留床も含めて取得した場合、その分については当然かかりますけれども、等価であれば、従前持っていた不動産取得税の価格と同じ価格のものであれば、当然課税標準は従前の価格を引きますので、結果的にかからないという形になります。

○又吉清義委員 ですから、ここで見たのは、土地や家屋を有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、新築・増築などによって取得した方、個人、法人を問いませんと。そういうことで、非常に気にして、「出るのだよ」と聞いて、「出ないのではないの」ということをやっていて、今の答弁では出ないと理解してよろしいのですね。納める額も、例えば、家屋の何%掛けるどうのこうのして、計算をして、10万円未満は幾ら、何万円未満は幾らとなっているのですが、そういったものにしても、とにかく等価交換は、この再開発法の中では出ないと確認してよろしいですね。

○千早清一税務課長 再開発法に基づくものであれば、等価の場合にはかかりません。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第22号議案沖縄県土地利用審査会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 議案説明資料の5ページをごらんください。

乙第22号議案沖縄県土地利用審査会委員の任命について、御説明いたします。

この議案は、沖縄県土地利用審査会委員7人全員が、平成28年10月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、国土利用計画法第39条第4項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

土地利用審査会委員は、土地利用、地価その他の土地に関する事項についてすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て任命するものであります。

御提案いたしました7人の方々は、法律実務、不動産鑑定、自然環境保全、都市計画、農業等についてすぐれた経験と知識を有しており、土地利用審査会委員として適任であることから議会の同意を得て任命したいと考えております。

以上で、乙第22号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第22議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 今、土地利用審査会の中身についての説明で、こういうものかということ少し理解できましたけれども、気になるのがあります。7名の土地利用審査会の方々、今、皆さんが選んでいる方は、那覇市が3名、宜野湾市2名、読谷村1名、北谷町1名です。いわゆる地域的バランスは必要ないのか。地域的バランスは関係ないですというお考えなのか。私は、地域的バランスもある程度あることによって、もっと沖縄県全体の審査会のよき判断、将来においてこうなりますよとなるのかなと思ったのですが、この地域的な balan

スはないように思えるのですが、これまでもそうだったのか、そこまで配慮はしないのですか。

**○金城賢土地対策課長** 今、委員の御質疑の件ですけれども、国土利用計画法につきましても、県全域を対象としているということでございまして、国土利用計画法第39条第4項のところの土地取引に関して公正な判断することができる者と、加えて、国土庁土地局長通知を踏まえまして選任したということがございまして、特に地域的なバランスという観点では、候補として上げてはおりません。

**○又吉清義委員** ですから、今、御説明があったように、沖縄県全体のことを考えると。正直に言いますと中部地域に集中してますよ。例えば、沖縄県全体のバランスを考えるのであれば、せめてヤンバル近辺から1人、島尻郡近辺から1人と。そして中部地域周辺でしたら理解できるのですが、中部地域の方だけでヤンバルの事情を知らなさい、そして島尻郡の事情を知らなさいと。私は、これは、常日ごろ、その地域に住んでいる方が、その辺は敏感であり、変化がよくわかると思いますよ。ですから、そういったバランスもやはり必要ないのかなということで、あえて聞いているわけです。全体的なバランスを考えないというなら別ですよ。全域を考えるという理念があるのであれば、ぜひまたそういったバランスを考えていただきたいなという考えがあるのですが、従来までは、そういったバランスは全く考えないということで進めていたのか、いなかったのか。偶然そうなったのですか。

**○嘉数登人事課長** 先ほど土地対策課長からも説明があったかと思いますがけれども、国土利用計画法が求めている委員の要件、要件と申しますか、土地利用、地価、その他の土地に関する事項にすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者とうたっております、それを受けて、さらに、国土庁土地局長通知、これは中央省庁再編前の省庁だと思っておりますけれども、委員の構成においては、法律実務、不動産鑑定、自然環境保全、都市計画、農業、林業、そういった6分野を示しまして、さらに近年は、土地取引の形態が非常に複雑化しているということで、沖縄県では経済動向に精通した金融機関からも1名出してもらって、計7名で委員を構成しております。各委員については、例えば、学識経験者については当然、そういった知見を持った方を担当部局において候補者を選定、さらには法律実務ですとか、農業、不動産鑑定、それから金融については、各団体からの推薦というものを得て選んでおります。



ですので、法律の要件ですとか、通知等に基づいた選定はなされているというように考えております。

○又吉清義委員 今の説明を聞くと、余計私は地域的バランスがあったほうがいいと思いますよ。読谷村より北は誰もいないのですよ。沖縄県の面積の半分余りの地域。要するに林業、農業、そういうのを考える。そして土地の事情もよくわかる。そうであれば、私は北部近辺にも1人いてもいいのかなと。もしそこに、そちらが示す資格者が今いないのでしたら別ですよ。私はいるものだと信じておりますから、いるのにあえてこうなのかなと。

○嘉数登人事課長 各団体から推薦されてきている方々は、やはり特定の地域からという話ではなくて、その道に精通した人ということで推薦が上がってきていると思っておりますので、今回挙げている7名については適任だと考えております。

○又吉清義委員 どっちみち決まったものはしょうがないです。次回からぜひ考慮してください。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 つい最近、土地の評価が出ました。沖縄県も住宅地を含め、商業地が上がってきていると。この土地利用審査会というのは、バブルのころに、いろいろと投機的なものを抑えるということでの役割を果たしてきたところがあるのです。この土地利用審査会が果たす役割をもう一回教えてもらえませんか。どういうことをしているのか。

○金城賢土地対策課長 土地利用審査会の役割でございますけれども、まず1点目で、知事が行う規制区域の指定。これは規制の中でも最も強い規制になりますけれども、全ての土地取引について、知事の許可を求めるといったところの地域指定です。それから、これに準ずる形で監視区域へ、注視区域等がございますけれども、ここの指定ないし解除。現在のところ、沖縄県においてはこの区域規定はありませんので、事後届け出制度というものがございましてけれども、その届け出の中で個別の土地取引について利用目的等を審査して、この利用目的が著しく適正かつ合理的な土地利用に支障が生じるという場合にあって

は、勧告をするといったような役割を果たしております。

○**當間盛夫委員** 土地利用審査会というぐらいですから、年に何回か開催されていると思うのですけれども、ここ二、三年でいいですので、年に何回開催されていますか。

○**金城賢土地対策課長** 土地利用審査会の開催状況でございますけれども、例えば、バブル期、平成元年、こういった時期においては年8回とか、平成2年においては14回ということがございましたけれども、バブルが崩壊して、地価が下落をするといった中であって、全国的にも平成4年から現在まで25年連続で地価が落ちているという状況にあって、沖縄県もそういう状況にありましたので、今、監視区域を解除したというものもございますけれども、現行においては、平成4年から平成25年の間は年に1回程度。それから平成25年度から現在に至るまでについては、1回も開催されていないという状況でございます。

○**當間盛夫委員** 今、平成元年のバブル期とは違って、そういう投機的なものがないということで年に1回程度しかないということですが、でも、実際には、例えば、宮古島であると、伊良部大橋がかかるときに宮古島の伊良部の土地が高騰してきているとか、宮古島が高騰しているとか。恩納村ではホテルの部分でそういったことがあるよということがあるはずでしょうから、年に1回ではあるのでしょうかけれども、しっかりと沖縄県の取引状況を把握して、審査会がせつかくこういう形であるわけですので、そういう報告で、県民含めてのそういう部分での状況的なものはちゃんと把握しておいてもらえればありがたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情第40号の審査を行います。

ただいまの陳情等について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 総務部関係の請願及び陳情案件につきまして、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明いたします。

表紙をめくっていただき、陳情一覧表をごらんください。

総務部関係は、陳情が継続1件となっており、新規の請願及び陳情はございません。

陳情の継続1件につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、総務部所管の陳情について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願います。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今度、東京都も女性知事にもなったということでした、女性の社会進出ということも含めてこの陳情が出ていると思うのですけれども、県職員の女性管理職の登用率はどういう推移ですか。

○嘉数登人事課長 知事部局における管理職の女性登用の状況ですけれども、平成28年4月1日現在8.9%となっています。

○當間盛夫委員 これは、目標があるでしょう。

○嘉数登人事課長 平成32年度までに15%まで持っていきたいというような計画をつくっております。

○當間盛夫委員 これは部長しか言えないはずだろうけれども、平成32年まであと4年です。どのような対策、いろいろと女性の労働環境、働きやすさとか、そういった部分がもろもろあると思うのだけれども、あと4年で7ポイント近く上げると。今、8.9%。倍近く上げるという目標からすると、どのような対策をとられるのか。

○金城武総務部長 非常になかなか難しい課題でございますけれども、まず管理職登用に当たっては、管理職としてふさわしい能力、あるいは実務経験等が必要であるということで、女性職員についてもその能力を十分に発揮することができるように、例えば、昇任する前の班長職等においてもいろいろな分野に配置して女性の職域を拡大するということが、この管理職への登用につながると思っていますので、そのあたりをまず班長級ぐらいのときから、いろいろな管理的な部門を含めて、そういう配置を積極的にやっていきたいと考えております。

○當間盛夫委員 ちなみに知事部局で新しく職員になられる男女の割合はわかりますか。

○嘉数登人事課長 7対3ぐらいです。

○當間盛夫委員 それからしたら、優秀な女性がいらっしゃるはずでしょうから、そういった面からすると、採用時からこの7対3ということであれば、採用の部分でもどうあるべきかということを考える部分があるのではないかと思いますので、これは提言として終わります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ。その後、知事公室長から台風第18号による被害状況及び県の対応について報告があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情第37号外4件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る陳情につきまして、お手元の陳情説明資料に基づき御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続4件、新規1件となっております。

まず、継続4件のうち、前回の処理概要に変更のあった1件について御説明いたします。

2ページをお開きください。

陳情第45号平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の3ページをお開きください。

記2につきましては、これまでの経緯を踏まえ変更を行っており、次のとおりとなっております。

平成28年9月24日に稲田防衛大臣に対して、宮古・八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保などについて要請したところです。

続きまして、10ページをお開きください。

新規となる陳情第91号中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する陳情につきまして、処理概要を説明いたします。

沖縄県としては、これまでも我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取り締りの徹底について、繰り返し国に要請するなど、尖閣をめぐる問題を重要視してきたところです。

平成28年9月24日に稲田防衛大臣に対して、宮古・八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保などについて要請したところです。

以上、知事公室所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願います。

○**渡久地修委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情第48号について、消費・暮らし安全課副参事の説明を求めます。  
比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事

○**比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事** 知事公室との共管となっております陳情第48号につきまして処理概要を御説明いたします。

資料の6ページをお開きください。

記1についてであります。

3段落目を次のように変更し、4段落目を追加、5段落目を変更しております。

平成29年4月以降の住宅供与については、避難指示区域からの避難者は、平成30年3月末までの延長が決定されており、避難指示区域外からの避難者については、新たな支援策が実施されます。県としては、避難者が福島県の新たな支援策を切れ目なく受けられるよう、平成29年1月から3月に転居した方に対する支援を実施することとしております。

今後とも被災県の方針に基づき、福島県の新たな支援策を切れ目なく受けられるよう協力するとともに、福祉制度等、適切な支援が受けられるよう努めてまいります。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願います。

○**渡久地修委員長** 消費・暮らし安全課副参事の説明は終わりました。

次に、同陳情について、健康長寿課長の説明を求めます。  
山川宗貞健康長寿課長。

○**山川宗貞健康長寿課長** 資料7ページをお開きください。

知事公室との共管となっております、陳情第48号放射能公害被災者に人権の光を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

記4の被曝関連健康診断を全県民を対象として実施することについてであります。

処理概要は、前回と変更ございません。  
以上、処理概要を御説明いたしました。  
御審査のほど、よろしく願いたします。

○**渡久地修委員長** 健康長寿課長の説明は終わりました。  
次に、同陳情について、生活衛生課長の説明を求めます。  
與那原良克生活衛生課長。

○**與那原良克生活衛生課長** 資料7ページをごらんください。  
知事公室との共管となっております、陳情第48号放射能公害被災者に人権の光を求める陳情について、御説明申し上げます。  
記5の処理概要は、前回と変更ございません。  
以上、処理概要を御説明いたしました。  
御審査のほど、よろしく願いたします。

○**渡久地修委員長** 生活衛生課長の説明は終わりました。  
これより各陳情に対する質疑を行います。  
質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔に願いたします。  
なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。  
質疑はありますか。  
比嘉瑞己委員。

○**比嘉瑞己委員** 今の陳情第48号について伺います。  
記1、住宅支援が求められているのですが、国の方針、また被災県の新たな方針が示されているのですが、この説明をまず願いたします。

○**比嘉千乃消費・くらし安全課副参事** 災害公営住宅の整備や除染等が進んでいると、生活環境が整いつつあるということで、福島県において、避難指示区域外からの避難者について、平成29年3月末をもって、災害救助法に基づく住宅支援を終了するというところでございます。

○比嘉瑞己委員 指定区域以外の方たちには、そういった支援は打ち切ってと。ここに新たな支援策と書いてあるのですけれども、この新たな支援策というのはどういうことですか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 新たな支援策というのは、福島県においての家賃補助制度でございまして、避難指示区域外からの避難者については平成29年3月末をもって住宅供与は終了すると。その後、まだ民間賃貸住宅のほうに居住する方に対しまして、平成29年1月分から平成30年3月までの家賃の2分の1を最大3万円までと、平成30年4月分から平成31年3月分までの家賃の3分の1を1カ月当たり最大2万円まで、そして初期費用として定額10万円を補助するというものであります。

○比嘉瑞己委員 要は、帰ってくるときには支援をしますという方針だと思うのですけれども、先ほど補正予算の中でも、県もこの新たな支援に呼応した予算が入っていました。県はこうした国の方針や福島県の方針にどういった形で対応しているのですか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 福島県の支援につきましては、福島県に帰還する方だけではなくて、今、沖縄県に避難していらっしゃる方が、沖縄県内で転居するというときに家賃の補助をするというものでございます。今、補正予算のお話でしたが、平成29年1月から3月について、福島県の家賃を2分の1補助するものですが、沖縄県も家賃の2分の1を補助するというものでございます。

○比嘉瑞己委員 この陳情の中身は、転居云々でなくて、引き続き今住んでいる、やっとなれてきた、5年住んできたところでの住居の支援をお願いしているのですよ。なので、なかなか国や福島県の意向と当事者の皆さんとの思いとはかけ離れていると思うのです。皆さんとしても、避難されてきた方々に対して、訪問までして意向を聞いていると聞いておりますが、この戸別訪問による面談によって、沖縄県にいる人たちはどういった意向を示していますか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 沖縄県に住み続けたいという方は、約7割ぐらいいらっしゃいます。



○比嘉瑞己委員 この議論は何回かしているのですが、議論もよくわかっていると思うのですが、こういったようにギャップがあるのですよ。知事も特に被災県の皆さんに対して、国策で翻弄されているという意味では、ある意味では同じ思いを持っているというように議会での答弁も聞きました。そういった意味で、今、沖縄県が果たすべき役割というのは、幾つも求められていると思うのです。県として、特に住居に対してこういった支援ができるかということは、その後、検討されたことはありますか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 住宅の支援について、平成29年3月31日で応急仮設住宅の供与が終了するというところで、福島県の支援一住宅の補助ですが、それにつきまして、本県としましては福島県の支援策が受けられないということが生じないように、補正をしまして、4月以降も福島県の支援策が引き続き受けられるようにということで支援していこうと考えております。

○比嘉瑞己委員 県なりの努力はあると思うのですが、こうした当事者の皆さんの意向を尊重するために、私はもっと工夫が必要だと思うのです。この間の取り組みの中で、ニライカナイカードが大変評価が高くて、そうした県民の被災地の皆さん、避難してきた人たちに何かしてあげたいという思いを集めるという仕事がやはり県にはできるのではないかと。県営住宅がだめならば、民間の不動産関係者やあるいは善意のある人たちが、ここだったらどうぞ使ってくださいというような声もあると思うのです。そういったことを拾い集めることもまた県の大切な仕事だと思うのですが、この点についてはどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 原発事故関係で避難なされた方々、県も迅速に対応して、今ありましたニライカナイカード等で対応してありますが、そういったものにつきましても、基本的には平成29年3月31日末で終了するというようなことが決まっています。それ以降は、説明がありましたように、各部において、国の方針にも沿うような形でそれぞれ対応していただいているものと考えております。ただ、今の委員からのお話は、県としてさらに対応すべきことがあるのではないかと趣旨の御質疑ですが、県もこれまでもいろいろとアンケート調査等は実施して、いろいろとお話をしています。それから、福島県ともいろいろお話も、彼らが沖縄県に避難している方々に対して、いろいろまた独自にアンケート等を行いたいということでいらしたときに、私自身も面談に臨みました。やはり地元の方のお話、福島県の要望ですが、人口の減少化を何とか

食いとめたいと、何とか戻ってもらいたいという強い意向もございました。そういった中で、なかなか申し上げにくいような話などもありました。本来ならば、もう戻っていただける箇所でもなかなか戻っていただけないことがあって、割と生活的にも問題ないような方々も実は戻っていないのだと。そういった被災地なりの苦悩というようなものも私に吐露していたこともございます。ただ、そういったものも含めながら、でも実際にまだ戻りたくても戻れないような状況等についての対応というのは必要でございますので、そういった方々について、今、陳情で申し上げたような形での対応はそれぞれとっていると思いますけれども、我々知事公室としても、総括する立場として、基本的にはそれぞれでやっていますが、いま一度、関係する部、複数の部にまたがってございますので、意見交換もしながら、委員からもありましたので、ぜひその辺を全体として考えを、方向性を取りまとめて、次回の委員会までには一定程度の考えを報告できるようにさせていただきたいと思います。恐縮ですが、今この程度のお答えしか申し上げられませんが、よろしくお願いします。

○比嘉瑞己委員 当事者の皆さんもできることなら帰りたいのですよね。けれども、帰れないという現実もあるわけですから、やはり被災者の皆さんの立場に寄り添った支援が求められていると思います。この間、陳情者の方、何人かとお会いしましたが、5年もたったではないかという意見もあれば、この人たちにとっては5年たったというのは実感としてないのですよ。子供たちのために沖縄に避難してきて、やっと住居が安定して、やっと学校になれてきたときに、こういったことになってしまったということで、本当にわらにもすがら思いで陳情を出していると思います。ぜひ、次の委員会までに、県の努力をしっかりと示せるように頑張っていたいただきたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上原章委員。

○上原章委員 今の陳情48号の件ですが、今、指定区域外から沖縄県に避難している世帯は何世帯ですか。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 138世帯でございます。

○上原章委員 そのうち、来年3月に支援を打ち切られる世帯は何世帯ですか。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 打ち切られるといたしますか、138世帯が避難指示区域外からの避難者で、3月31日をもって住宅供与が終了するというところでございます。

○上原章委員 では、先ほど、新しい制度で支援が受けられる、または県も同じく2分の1を考えていると、この対象の世帯は何世帯になりますか。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 対象になる世帯は、所得要件また沖縄県内で転居をする世帯ということでございまして、まだ把握しておりません。

○上原章委員 所得制限は幾らになっていますか。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 月額21万4000円でございます。

○上原章委員 これまで支援を受けていた家賃が2分の1になり、また所得制限が今回加わるということで、この関係者の皆さんは、5年間、何とか生活の環境を整えながらここまで来ておりますので、相当の方々がまた負担を強いられるのは見えているのですよ。調査の中でも、この方々はずっと支援をいただきたいということではないみたいですよ。ですから、この人たちが先ほど来一私が特に気になるのは転居を前提としているところでして、また、ここに来て生まれた子もいるみたいで、ある意味では、この子らは沖縄県の出身ということになるのですよね。ですから、皆さんが訪問する中で、今住んでいる住宅の中で、このままこの地域で、同じ学校、保育園に通いたいという要望が相当数あると聞いていますので、これはしっかり応えていこうという一つの方向性は沖縄県として持ってほしいのですが、いかがですか。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 今、転居というお話がありましたが、これは1月から3月の期間に転居してしまいますと災害救助法の適用が終了してしまって、そこで福島県の支援、家賃が2分の1になると。また残りの2分の1について沖縄県が支援しまして、4月の福島県の支援につなげるというものです。転居しない方というのは、この3月まで災害救助法の供与が受けられますので、自己負担が生じないということになります。4月以降につきましては、やはり家賃が2分の1の補助になってしまうので、負担が生じるということですが、県としましては、戸別訪問等も実施しておりますので、今後も戸別訪問を実施しながら、福祉制度等の適切な支援を必要な方には受けられ

るように努めていきたいというように考えております。

○上原章委員　もう5年たって、親戚もいない、保証人も探す、そういうことがなかなか難しい方々が多いと聞いていますので、その辺の転居を前提とするような形は無理があるかなと思いますので、その点もよろしくお願いします。

次に、3ページの陳情45号、消防防災ヘリです。

47都道府県で沖縄県だけがないと私は認識しているのですが、県の消防防災ヘリの導入について、処理概要を見ると、機体購入費及び維持管理費は県の負担、そして航空隊員の人件費は市町村の負担ということとして、何か市町村が課題というように受けとめられるのですけれども、県で機体購入費、維持管理費というところは、なかなか難しいというところで今日まで来ていると思うのですが、その辺はどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長　確かに機体購入、維持管理もさることながら、実際に、やはり市町村としては、市町村の消防行政の観点から消防の要員も確保しないといけない。仮に、消防防災ヘリを導入するとした場合、いつ何どきそういった対応が迫られるかということで、一定程度訓練もしなければならない。そうした場合に、限られた人数の中から割かないといけないというようなことがあるのではないかとということで、そういったことも踏まえて、どういった体制をとるかということが第1の前提になると思いますけれども、市町村の今の現状の中で、要員の確保等も踏まえて、市町村の意向をやはり踏まえた上で、この消防防災ヘリの導入を検討すべきだろうと、そういう趣旨の処理方針でございます。

○上原章委員　今回、大宜味村にぜひそういった拠点をつくってほしいと。私は、やはり沖縄県は島嶼県で、またヤンバル等を含めると大きな災害とか、また事故とか、特に土砂災害等で本来の生活道が分断されるときに、そういった防災ヘリはどうしても必要なケースもあるのかなと。確かに陸上・海上・航空自衛隊、海上保安庁、今ドクターヘリもありますけれども、それぞれ本来の目的を持っている機関ですので、県は県として、やはりしっかりとした防災体制を構築する責任があると思いますので、沖縄県に本当にこういった消防防災ヘリの導入の可能性がないのか。今、本当に大きな災害、想定を超えるような災害等が起きることが多々全国でもありますので、本当にしっかり検討していただきたいと思います。

○謝花喜一郎知事公室長 陳情処理概要にございますように市町村との連携、調整が必要不可欠だということで、今、確認いたしましたところ、市町村との意見交換はもう始めているようでございます。北部地域、中部地域、南部地域、それぞれ事情があって、まだ統一した見解には至っていないということが実情のようでございます。県としましては、そういったことを踏まえて、しっかりと意見交換を、調整を行った上で、県としての方針を決めてまいりたいと考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今回の陳情第45号の消防防災ヘリのことですが、今度の久米島での台風の際に3000戸が停電をしたということで、電力関係の皆さんの輸送をしていますよね。これはどこがやったのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 陸上自衛隊のヘリを要請いたしました。

○當間盛夫委員 陸上自衛隊のヘリを久米島町が要請をして、それを受けて人員をそのまま輸送したと私も聞いています。この消防防災ヘリの件ですが、機体は県で購入できるけれども、人的なものは市町村の負担と。なぜ、これは市町村の負担になってくるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 災害救助等について、基本的に市町村の消防職員が対応するものですから、その訓練も必要になるということでございます。

○當間盛夫委員 機体は県が購入するわけでしょう。県の物でしょう。私が思うのは、以前に広域化しようとしたよねと。本来広域化すれば、そういった部分で県がそのことをやって、そういった人的な部分もその広域消防の中のあり方があろうと考えられるのだけれども、結果的にそれが無いから、今のところまだ整っていないからこういうことが起きる。どうなのですか。それとは別ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 消防組織法というものがございまして、その30条に都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて当該市町

村の消防を支援することができるというようになってございます。ですから、機体については、この消防組織法に基づいて、県で調達はできるわけですが、あくまでも消防職員というのは自治体—市町村の職員になりますので、市町村の消防業務に支障がないような体制をつくらないといけない。そういう意味で調整が必要だということでございます。これは広域化になっても同じような体系でございます。

○當間盛夫委員 この辺をもう少し研究したほうがいいですよ。他府県ではやっているわけだから、それを沖縄県だけがこの部分は市町村云々ということではなくて。皆さん、陳情処理概要にもあるように、陸上・海上・航空自衛隊に頼りっ放しではないですか。陸上自衛隊がどうこうということを言いながら、でも、県は自衛隊の果たしている役割を云々ということがある。あるからこういうことも書いてはいるはずだろうけれども、この防災に関しても、このことで自衛隊に頼り切りとしか思えないのです。今度の久米島で起きたことも、本来、こういう消防防災ヘリがあれば、いち早く消防防災ヘリで被害状況は確認できたはずですよ。できるんだよ。やらないといけないことなんですよ。そのことを皆さんがではなくて民間が行って、上空で撮影をすると。それを皆さんも見わけですよ。だからその辺は、防災危機を所管している知事公室であるわけですから、他力に頼るということではなく、先ほど上原委員が言ったように、これからの災害はどういうことがあるかわからないのです。台風にしても、近海で905ヘクトパスカルというように大型化することになる。幸いにも沖縄本島を含めて被害は出なかった。久米島も以前とは違うような、被害は出てはいるのですけれども、甚大な被害はなかったところではありますが、その辺は皆さんもう少し真剣に検討しないと。沖縄県の置かれている状況は、私は基地問題だけではないと思っている。災害が起こったときに、県民をどう守るのかということとは皆さんの責務だよ。そのことは真剣に考えてもらいたい。

前後しますが、この陳情第45号の記1の台風災害による支援策で、皆さんは国に対して災害復旧制度のさらなる充実改善を要請しているとありますよね。これで今、激甚災害の適用というのは、どういうものがありましたか。例えば、住宅であれば何戸以上とか。これを教えてください。

○謝花喜一郎知事公室長 平成22年に緩和されていますが、その改正前と改正後のお話をいたします。改正前は、災害復旧事業の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収の50%を超える市町村が1以上ある災害だと。改正後は、いずれかということで、この範囲がイ、ロ、ハと3つ広がっています。当該市町村の当該年度の標準税収の50%を超える市町村、これが1つ。2つ目は、当該市町村の当該年度の標準税収が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収の20%を超える市町村。3つ目が、当該市町村の当該年度の標準税収が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収の20%に当該標準税収から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村というような形で、対象範囲を若干広げる形にされております。

○當間盛夫委員 やはり沖縄県は他府県と違う部分があります。例えば、沖縄県は以前から台風銀座ということで、そのことに備える部分があって、近年は本土に上陸することが数多く出てきていますけれども、沖縄県の被害とは違うところがありますので、そういった面では、拡充をしっかりとしてもらいたい。

もう一つ、今度の台風の際に頻繁にアラームが鳴りました。これは悪いということではない。備えるということはいいことですので。今度、久米島でもそのことで人的な被害はなかった。やはりその分避難が迅速にできたというようなところがあるのだけれども、実際、防災無線とかそういった予算的なものは、国が全部見ているのですか。防災無線、そのアラームだとか、いろいろなことを含めて。これ市町村の負担になっていませんか。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長から各自治体ごとにさまざまなケースがあり、知事公室では総括していないので答弁できないとの説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 沖縄県は一括交付金があるから、例えば、離島で一括交付金を使ってやっているところもあると思う。市町村の財政力の差で、防災体制自体に差が出るということはあってはいけない。なおかつ、これは市町村に負担させるものではないと思います。全国どこでも、防災の対応は本来は国がやるべきです。例えばマップを含めて、外国人も含めた皆さんが、スマートフォンだとかいろいろなもので、そういった防災に関する情報を簡単に取得できるようなものを国が一今度のもも気象庁が、沖縄県の気象庁とは別に国がすぐやったでしょう。だから、この防災情報の発信というのは、やはり国がやればいいのです。そういった部分は国が整備すべきだということで、皆さん、今度この災害制度に関する部分の拡充だとか、企画部がやっているのかもしれないけれども、そういった防災情報に関してどうなのかということを各市町村にもう一度確認しながら、やはりこれは国がやるべきだということを国に求めるべきだと思っておりますので、そのことをもし答弁できるのであれば、答弁してください。

○**謝花喜一郎知事公室長** やはり、當間委員の御指摘のとおりでございます、この件につきましては、全国知事会等におきましても、いろいろ国に対して要請を行っているようです。県もこの件については、島嶼県でもございますし、やはり財源が脆弱な市町村も多いことでもありますので、ぜひこの辺はしっかりとまた国に対して要望をしていきたいと考えております。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

新垣光栄委員

○**新垣光栄委員** 私も福島のことです。今、避難区域以外からの皆さんの支援が打ち切られるということで、2分の1そして上限3万円ということですが、このほかに支援をしている県はございますか、新潟県とか、どういう状況になっているか説明していただきたいです。

○**比嘉千乃消費・くらし安全課副参事** 他県の支援状況ですが、県営住宅の優



先入居等を行っている都道府県が6都県あります。あと新潟県においても新たな福島県の新たな支援策に合わせて、民間の家賃補助を行っております。1万円です。

○**新垣光栄委員** もし、新潟県と同じように1万円を補助した場合、積算すると年間どのくらいの費用になりますか。

○**比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事** 今ある世帯が全てが該当するという想定ですが、1656万円となります。

○**新垣光栄委員** 沖縄県も基地問題を抱えていて、福島県は原発事故ということで、私は人ごととは思わないですよ。何かつながりがあるのかなということ考えています。本当に自分たちの思いが政府に届かないという意味では同じだと思っています。その辺にプラスして、エイサーのはやしというのは、1603年ですか、エイサー ヒヤルガ エイサーという語源は福島県にあるのではないかとされています。沖縄県とのつながりですね。私は人ごとではないと思っております。そういう沖縄のチムグクルというのを、ぜひ支援をすることによって、何らかの形で表現していただきたい。今回の補正予算にはないのですが、そういうものを入れて、ぜひそういう陳情に対して応えていただきたいと思っています。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情第45号外2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地明和企画部長。

○下地明和企画部長 それでは企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会陳情に対する説明資料により経過・処理方針等を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、陳情の一覧表がございます。

企画部関係は新規の陳情が1件、継続の陳情が2件となっております。

なお、継続の陳情2件に係る経過・処理方針等につきましては、前回6月定例会時点から変更はございませんので、今回は説明を省略させていただきます。

新規の陳情についてのみ、御説明いたします。

5ページをお開きください。

新規陳情第89号美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきまして、読み上げて御説明いたします。

項目1につきまして御説明します。

平成15年度及び平成16年度に実施した中波ラジオ放送受信障害解消事業では、宮古地区、八重山地区ラジオ放送中継ネットワークを構築する当時の各広域圏事務組合に対し、県として財政支援や中継回線の提供等の支援を行ってまいりました。

強靱化のための中継局の見直しについては、現状における課題・具体的な整備の方法等について、関係機関と意見交換を行い、支援のあり方について検討していきたいと考えております。

次に、項目2につきまして御説明します。

続きまして、6ページをお開きください。

県は、平成28年度から平成31年度にかけて、超高速ブロードバンド環境整備促進事業を実施することとしており、本事業により、離島・過疎地域等におい

て、陸上部における超高速ブロードバンド環境が整備されます。

平成28年度は、与那国町及び国頭村を整備する予定であり、平成29年度以降については、関係市町村及び通信事業者と調整の上、整備計画を策定し、計画的に推進していきたいと考えております。

次に、項目3につきまして御説明します。

緊急防災・減災事業は、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象としております。

本事業は、津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設及び公用施設の移転などが対象事業となっており、事業年度は平成28年度までとされているところです。

県としましては、今後も台風や津波対策など、防災・減災対策の推進を図る必要があることから、全国知事会を通して、国に緊急防災・減災事業債の恒久化等を要請しているところであります。

なお、国によると、緊急防災・減災事業債の取り扱いについては、延長の方向で、予算編成過程で必要な検討を行うこととしており、正式な決定は年末になると聞いております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針等の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
説明員の皆様、大変御苦労さまでした。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

議案、陳情の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。  
休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情の採決の順序等について協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第1号議案沖縄県職員の退職管理に関する条例、乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例、乙第3号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例、乙第4号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例及び乙第9号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例の5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第4号議案まで及び乙第9号議案の5件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第22号議案沖縄県土地利用審査会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第22号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、甲第1号議案平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 私ども沖縄・自民党会派は、この沖縄県一般会計補正予算（第2号）全体に反対するものではありません。先ほど説明のありましたMICE施設に関連する補正予算については、本会議におきまして、修正案を出しながら本会議での採決に臨みたいと思いますので、退席いたします。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

（休憩中に、沖縄・自民党会派所属の花城委員、又吉委員、中川委員及び仲田委員が退室した。）

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより甲第1号議案平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）の採決を行います

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

（休憩中に、沖縄・自民党会派所属の花城委員、又吉委員、中川委員及び仲田委員が入室した。）

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、陳情の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、決算特別委員長から依頼のありました本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について及び調査日程についてを議題といたします。

まず、本委員会へ調査依頼のあった決算事項認定第1号、認定第8号及び認定第20号を議題といたします。

ただいま議題となりました決算3件については、閉会中に調査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、調査日程について協議した結果、別添調査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

調査日程につきましては、お手元に配付してあります案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算議案の審査等に関する基本的事項の主な点について説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

本委員会の所管事務に係る決算事項の調査に当たっては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき行うこととし、その他の事項に関しては決算特別委員会と同様に取り扱うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情9件とお手元に配付してあります決算事項の調査を含む本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。  
休憩いたします。

(休憩中に、台風第18号による久米島被害状況調査に係る派遣議員について協議を行った結果、委員長に一任することで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

次回は、10月17日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。



沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長      渡久地      修

総務企画委員会記録  
<第2号>

平成28年第4回沖縄県議会（9月定例会）

平成28年10月6日（木曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 平成28年10月6日 木曜日  
開 会 午前10時1分  
散 会 午後6時41分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 甲第1号議案 平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県職員の退職管理に関する条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第3号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 5 乙第4号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 6 乙第9号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 7 乙第22号議案 沖縄県土地利用審査会委員の任命について
- 8 陳情第37号、第40号、第45号、第48号、第55号、第67号、第89号、第91号、第97号、第101号及び第105号
- 9 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について
- 10 調査日程について
- 11 閉会中継続審査・調査について

---

### 出席委員

委員長 渡久地 修 君

副委員長	新垣光栄	君
委員	花城大輔	君
委員	又吉清義	君
委員	中川京貴	君
委員	仲田弘毅	君
委員	宮城一郎	君
委員	当山勝利	君
委員	仲宗根悟	君
委員	玉城満	君
委員	比嘉瑞己	君
委員	上原章	君
委員	當間盛夫	君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	謝花喜一郎	君
総務部		長	金城武	君
人事課		長	嘉数登	君
行政管理課		長	真鳥洋企	君
財政課		長	宮城力	君
税務課		長	千早清一	君
企画部		長	下地明和	君
土地対策課		長	金城賢	君
科学技術振興課		長	長濱為一	君
総合情報政策課		長	上原孝夫	君

子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 子ども未来政策室長	喜舎場 健 太 君
子ども生活福祉部 消費・くらし安全課副参事	比 嘉 千 乃 さん
子ども生活福祉部 消費・くらし安全課班長	池 田 佳 世 さん
保 健 医 療 部 保健医療政策課医師確保対策監	諸見里 真 君
保健医療部健康長寿課長	山 川 宗 貞 君
保健医療部生活衛生課長	與那原 良 克 君
農林水産部園芸振興課長	松 尾 安 人 君
農林水産部糖業農産課長	屋 宜 宣 由 君
商工労働部企業立地推進課班長	上 原 浩 君
商工労働部情報産業振興課班長	大 嶺 寛 君
文化観光スポーツ部 観光振興課班長	仲 里 和 之 君
文化観光スポーツ部 スポーツ振興課班長	前 本 博 之 君
文化観光スポーツ部 観光整備課観光施設推進監	幸 喜 敦 君
文化観光スポーツ部 観光整備課班長	嘉 数 晃 君
土木建築部空港課班長	砂 辺 秀 樹 君
病院事業局県立病院課長	津嘉山 朝 雄 君
教育庁教育支援課長	登 川 安 政 君
警察本部警務部長	中 島 寛 君
警察本部警備部長	重 久 真 毅 君

---

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第9号議案及び乙第22号議案の7件、陳情第37号外10件、本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について、調査日程について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して

議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部警務部長及び警備部長の出席を求めています。

休憩いたします。

(休憩中に、警務部長及び警備部長から就任挨拶並びに公安委員長の出席について説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第9号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、警務部長の説明を求めます。

中島寛警務部長。

○中島寛警務部長 資料の1ページ、乙第9号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

警察法第47条第4項の規定により、沖縄県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い条例で定めることとされております。

このたび、基準となる警察法施行令の一部が改正され、警務部に関する所掌事務に「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事」が定められたことに伴い、沖縄県警察本部の警務部の所掌事務にも当該事務を定める必要があることから、沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日につきましては、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行の日である平成28年11月30日を予定しております。

以上で、乙第9号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 国外犯罪ということをもう少し教えてもらえませんか。例えば、沖縄県警察所属の警察官が国外でそういう警護をすることがあるのか。国外に出て被害に遭った際の弔慰金ということですので、もう少しわかりやすく説明してくれませんか。

○中島寛警務部長 この国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案については、委員ももしかしたら御記憶にあるかもしれませんが、平成25年1月にアルジェリアでテロ事件が発生しています。昨今、いわゆるI Sと言われる国際テロ組織等がございますが、日本人が国外でテロ組織であったりとか、国外犯罪組織によって不幸にして犠牲になったりとか、またはけがを負うという事件が最近とみにふえております。特に最近では、バングラデシュのダッカで日本人の方が亡くなるという事案も発生しております。この法律ができるまでの犯罪被害者の支援に関しまして、国内で起きた犯罪に対しては、いわゆる犯罪被害者等給付金が交付されて、必要な犯罪被害者支援が行われていたと。一方で、国外で起きた犯罪、それに巻き込まれた日本人の方については、そういう支給金がなされない、交付されないという状況がございましたので、アルジェリアでのテロ事件等を踏まえ、必要な法整備がなされたと承知しております。

県公安委員会及び県警察の事務としましては、例えば、そういう国外犯罪もしくはテロ被害に遭われて帰国された方、もしくはその遺族の方が本当に被害に遭ったのかどうかとか、どういう状況であったのか、そういう事実認定をしっかりとする必要があって、公安委員会に対して申請を出していただいて、公安委員会で必要な調査をする。その上で、正当であると認められれば、弔慰金を支給するという法律であります。

○當間盛夫委員 ちなみに外務省とかが、ここは今は危険ですよというような渡航情報を出していて、それでもジャーナリストの皆さんが行って、人質になったり、そこで殺害されたりとかがあるのですけれども、そういう外務省が出した国外のそういった地域で被害に遭ったときに、対象になるのですか。

○中島寛警務部長 国外犯罪被害弔慰金等が支給されない除外規定というのが法律上列挙されております。その1つを読み上げさせていただきますと、国外犯罪被害者が正当な理由がなくて、治安の状況に照らして生命または身体に対

する高度の危険が予測される地域に所在していたとき、という規定があります。その場合は、弔慰金は支給されないということになります。よって、例えば、ジャーナリストの方が、いわゆる報道のため、アフガニスタンとかシリアに行かれた場合は、正当の理由があるかどうかというのは慎重に判断する必要があると思いますけれども、そういう報道目的ではなく、単なる遊びの目的であるとか、単に観光したいとかいう目的でイラクとかシリアとかに行って、半分自分の責任で巻き込まれた場合には、この法律の規定上は、弔慰金は支給されないということになると承知しております。

○**當間盛夫委員** これは警察庁が判断するのですか。例えば、ジャーナリストの業務というか、職務ということを誰が判断するのですか。

○**中島寛警務部長** 裁定するのは都道府県公安委員会になりますので、公安委員会になります。ただ、当然調査するにしても、その場合は海外で起きた事案でございますので、外務省等に対して必要な協力を求めて、事実関係はどうだったのか、渡航情報はどのようなものが発出されたのか、慎重に調べた上で、裁定手続を行うということになります。

○**當間盛夫委員** ちなみに弔慰金は、いろいろと幅があると思いますけれども、どういう形がありますか。

○**中島寛警務部長** 亡くなられた場合とけがを負われた場合の2つに分かれます。亡くなられた場合は、遺族の第1順位の方に200万円、けがを負われた方に対しては、100万円が支給されるという規定になっております。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結をいたします。

次に、公安委員会関係の陳情第97号外2件について審査を行います。

ただいまの陳情について、警備部長の説明を求めます。

重久真毅警備部長。



○重久真毅警備部長 それでは、沖縄県公安委員会所管に係る陳情の処理方針について、御説明いたします。

お手元の陳情の処理概要1ページをごらんください。

陳情第97号の記1につきましては、県警察といたしましては、北部訓練場ヘリパッド移設工事への抗議活動の経緯や状況等を踏まえつつ、警備現場が県道70号線を含むおよそ40キロメートルの行程において、危険かつ違法な抗議行動が行われ、住民生活のため通行の確保も必要であること、安全に最大限配慮した警備措置及び県内における一般治安の維持にも万全を期す必要があることから、沖縄県警察の人員態勢では十分な対応ができないことなどから、所要の警備体制が必要と判断し、7月5日から6日にかけて、警備部長等から沖縄県公安委員に説明をした後、7月11日から12日にかけて、沖縄県公安委員の決裁を受け、警視庁等関係都府県の公安委員会宛てに援助の要求が行われたものであります。

次に、記2につきましては、県議会一般質問において公安委員より、北部訓練場周辺において現に行われている抗議参加者による危険かつ違法な抗議行動の状況等を踏まえ、住民生活への影響と関係者の安全に最大限配慮した警備措置が必要であること、県内における一般治安の維持にも万全を期す必要があることから沖縄県警察の人員態勢では十分な対応ができないこと、などから県外からの機動隊の援助の要求を撤回することは適切ではない旨の答弁があったと承知しております。

次に、記4につきましては、機動隊派遣に伴う燃料費及び修繕費の県費負担額については、まさに現在、運用中の業務に係る経費であることから、現時点では正確な数値は出ませんが、おおよその金額で申し上げますと、8月末までに燃料費がおおよそ950万円、修繕費がおおよそ47万円となっております。

なお、これら燃料費等は、執行した後に、その2分の1の範囲で国庫補助を受けることになっております。

また、沖縄自動車道の通行料金につきましては、NEXCO西日本との協定により経費負担は生じないこととなっております。

今後予定される費用についてですが、北部訓練場ヘリパッド移設工事の推移や、これに関連した抗議活動の状況等を総合的に勘案して必要な警備体制を構築することとなることから、今後の派遣部隊に係る費用の詳細について、現時点において明らかにすることは困難と考えます。

次に、4ページをごらんください。

陳情第101号の記1につきましては、県議会一般質問において公安委員より、北部訓練場周辺において現に行われている抗議参加者による危険かつ違法な抗

議行動の状況等を踏まえ、住民生活への影響と関係者の安全に最大限配慮した警備措置が必要であること、県内における一般治安の維持にも万全を期す必要があることから沖縄県警察の人員態勢では十分な対応ができないこと、などから県外からの機動隊の援助の要求を撤回することは適切ではない旨の答弁があったと承知しております。

次に、記2につきましては、県警察では、危険かつ違法な状態の解消を図るまでの間、任意の協力のもと、県道70号線を通る運転者に対し、検問等により交通の危険等について情報提供と注意喚起を行うほか、車両を一時とめ置いて、交通の回復等を待っていただくなど、必要な措置を講じているところであります。

次に、記3につきましては、県警察では、警察法第2条の警察の責務に照らし、現場における安全確保と事件やトラブル等防止のため、やむを得ず警察車両に民間作業員を乗車させ搬送したものであります。

次に、記4につきましては、警察法第60条の援助要求により派遣された部隊は、県公安委員会の管理のもと、沖縄県警察の指揮監督を受け、援助要求の内容に応じた職務に従事していることから、当該派遣部隊が活動するための車両の燃料費等を国庫補助対象経費として、県費で負担することとなります。

なお、東日本大震災における災害警備派遣や過去の当県での大規模警備でも同様の措置を講じているところであり、全国的にも派遣元が負担した前例はありません。

次に、記5につきましては、機動隊派遣に伴う燃料費及び修繕費の県費負担額については、まさに現在、運用中の業務に係る経費であることから、現時点では、正確な数値は出ませんが、おおよその金額で申し上げますと、8月末までに、燃料費がおおよそ950万円、修繕費がおおよそ47万円となっております。

なお、これら燃料費等は、執行した後に、その2分の1の範囲で国庫補助を受けることになっております。

また、沖縄自動車道の通行料金につきましては、NEXCO西日本との協定により経費負担は生じないこととなっております。

次に、9ページをごらんください。

陳情第105号の記1につきましては、県議会一般質問において、公安委員より、北部訓練場周辺における抗議参加者による危険かつ違法な抗議行動の状況等を踏まえ、住民生活への影響と関係者の安全に最大限配慮した警備措置が必要であること、北部訓練場周辺における警備のほか、県内における一般治安の維持にも万全を期す必要があることから、沖縄県警察の人員態勢では十分な対応ができないこと、などから、県外からの機動隊の援助の要求を撤回すること

は適切ではない旨の答弁があったと承知しております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 警備部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 陳情第97号の質疑に入る前に、議会事務局にまず確認します。この陳情第97号の提出者の住所が那覇市古島1-14-6教育福祉会館となっております。間違いだったら許してください。この教育福祉会館というのは、那覇市の公共物だと思うのですが、これは公共施設なのか、自分の家なのか、その確認をしていますか。教育委員会というのは、政治と絡まないよう行政と独立しているものかと思いますが、それから確認します。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、事務局から住所等の確認はとっていないと説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 わからないということですので確認してから、これについて再度質疑をしたいと思いますので、ぜひ午後までに確認してください。

今、代表質問であれ、一般質問であれ、東村高江の機動隊について、過剰警備であるとかないとか、いろいろなことが起きているのは事実かと思います。非常に気になるのは、過剰警備云々と言う前に、今、現場で何が起きているのかです。正しい認識が非常に大事かと思います。私も5回ほど行っております。朝4時半に出発したり、5時に出発したり、今週は行っておりませんが、毎週行っております。その中で見られるのは、まずこういった道路封鎖(資料提示)。これはもう私は普通ではないと思うのです。また、こういったこと(資

料提示)を平気です。そして、こういった車両の中には、議員が所有する車まであると。そして、これは1回だけではなくて、2回注意されてもまたあると。私はこれを正直に言って違法行為だと思います。本当に反対している皆さんがこういったことを那覇市の国際通りでできるかということ。ここは高江区民しかいない、反対派の方しかいない、新聞も報道しないからこういうことができるかと思うのです。本当にこれがあるべき姿かということ、まずこういったことが現場であるかどうかということ。そして、今、県道70号線だけにこだわっているのですが、こういうふうには(資料提示)「これはどこかといいますとG地区です。県道70号線から中に入った地区です。一般車両が通ると、勝手に一民間人の反対運動の方々が車の前に立ち塞がってとめて、そして通る車の写真まで撮ります。こうしたことを平気です。そして、なおかつ、写真を撮られた方に次に何が起きているかということ(資料提示)、新聞では「男が抗議市民殴る」となっています。この人はどういうことを言っているかということ、こう言っているのです。幼い子供2人を連れた御客様を観光に連れて、いつもの道をいつものとおり通行しようと思ったら、急に前に立ち塞がって、「お前は通るな」と5人に取り囲まれた。僕は車から引きずりおろされたわけではありませんが、車内で子供がおびえて泣いている中、外に出て、「これは観光だよ。どう見ても工事関係者に見えないでしょう」と伝えたのに、小柄の大宜味村から来たという地域に関係のないおっさんが「Uターンしろ」とこづいてきたと。そういったもみ合いになっていると。これがG地区の現場です。これは何も1回だけではないのです。もう既に四、五回起きております。殴り合いも始まっております。それどころか農家が畑に行くのに彼らに通してもらえない。そして、生産組合通行許可証というのを車に張らないと通ることもできない。そういったことを考えた場合に、この警備の皆さんは県道70号線だけ警備しているのですが、私はもっとG地区の中まで警備してもらいたい。今、それぐらい地域は大変になっているのが現実です。それから最近取り寄せた写真ですが、これを説明してもらいたい。このように(資料提示)右、左と2車線ともに完全に潰す、また完全にとめる。そして、これは警察官が入り口を塞いでいる車をおかしいからどうかそうしたら、反対派の皆様がコーラをかけている写真と聞いているのですが、反対派の皆さんが警察官に向かって、「何言っているのか、ばかやろう」と言っているのかどうかわかりませんが、コーラをかける。そして(資料提示)、警察官の首を赤いひもで絞める。こういうことが現場で起きていると聞いていますが、事実であるかどうか御説明をお願いいたします。

○重久真毅警備部長 幾つかの質疑があったと思いますので、順番にお答え申

上げたいと思います。まず、県道70号線の話から申し上げますと、今、又吉委員がお示しになられた写真ですが、車両が横に並んで、さらにタイヤを溝に落としているのです。これはなぜかと申しますと、私どもが車の移動をお願いしてもどいてくれないと。やむ得ず簡易レッカーというものを使って移動していただくわけですが、それができないようにあえて側溝にタイヤをはめるといふ非常に悪質かつ、もちろん違法の事例でございます。表現の自由云々はございますけれども、さすがにこれは行き過ぎだろうと。高江区その他住民の皆さんも大迷惑している、警察は何とかしてくれといったことがございましたので、往来妨害罪という若干マイナーな罪名でございますけれども、私どももこれで検挙いたしました。抗議参加者の皆様は、住民の迷惑になるからやめたとおっしゃるのでございますけれども、私どもとしては、この往来妨害罪で検挙して以降、一定の抑止効果があったと思います。この検挙によりまして、県道70号線上で、そのような形、例えば、高江橋に車を30台並べるとか、橋が落ちてしまうのではないかと思うぐらいですが、抗議参加者の皆さんのこういった手法は少なくとも大分減りました。しかしながら、いまだに県道70号線上では、例えば、車を低速走行をさせて、牛歩戦術などと抗議参加者はおっしゃっていただけますけれども、工事車両をとめようとしたり、また、工事のトラック、車列、こういったものに横から歩行者が飛び込んで来るのです。トラックの下に潜り込むとか、トラックに飛び込むことは極めて危険な行為でございます。私どももトラックの運転手からも話を伺ったのですが、想像していただけると思うのですけれども、完全に死角になってしまうのです。反対派の皆さんが下に潜り込むのが見えない。ですので、警察官が「とまれ、とまれ」とやらない限りひいてしまうのです。いろいろと警察部隊が多過ぎるのではないのかという御指摘もいただいているのですが、警察官がとまってくれと言わないと反対派の皆さんはひかれてしまうのです。この人数はどうしても必要です。ですので、この長い40キロメートルの県道を今でも我々警察は分散配置をしまして、そういった事故が万が一にも起こらないように警戒しているところでございます。

続きまして、県道70号線上ではなく、高江のいわゆる農道、委員はG地区とおっしゃっておりましたが、我々はFルートの出口と。いろいろと言いはあるのでございますけれども、ここで反対派の皆様が、いわば私設検問というのですか、勝手に検問をしているというお話ではなかろうかと思えます。これは事実でございます。実際に通る方、特に沖縄防衛局の職員の車をとめるわけでございます。警察の車は通したり通さなかつたりするのでございますけれども、これは明らかに違法な行為でございます。高江の本当の住民の皆さんとちょっと暴力沙汰になったという話も伺っております。これは、道路交通法その他に

違反する違法な行為でございますし、私ども警告等は繰り返してございますけれども、引き続き法と証拠に基づいて、しっかりと対応していきたいと思っております。

続きまして7月22日、抗議参加者の皆さんが百何十台の車を県道70号線上にとめていた事案です。工事車両の入り口を反対派の皆さんが街宣車その他で何年間もずっとふたをしていたわけでございます。私どもは道路交通法に違反するというので、警告、撤去の要請をしつつ、結果的に応じてもらえなかったということで、この車を移動させたわけでございます。一般質問の際に、機動隊員が街宣車の上に乗っている反対派の皆さんをパンチしているのではないかという質問があったかと思いますが、あれは事実には反します。事実はまさに委員がお示しになった写真のとおりでございます。街宣車の上に乗って抵抗されていた反対派の皆さんは、まず機動隊員にコーラをシャカシャカと振ってぶっかけました。次に、網で機動隊員の首を絞めようとしたのです。首を絞められた機動隊員は、それをとって、そういうことをやめさせるために制止に行くわけです。反対派の皆さんはひゅっひゅっとかわすわけです。その場面をたまたま地元のテレビ局のカメラが機動隊員の後ろからのアングルから撮っていたものですから、あたかも殴っているように見えるのですけれども、私どもは別のアングルからの動画によりまして、それは事実ではないということを確認してございますし、公安委員会におきましては、私からこの旨はるる説明を申し上げた次第でございます。別の場で対応した機動隊員、いろいろな県から機動隊の応援をもらっていますけれども、一番危険かつ重要な対応をした沖縄県の機動隊員から話を聞きましたけれども、実際そうだったということでございます。

**○又吉清義委員** そういったことを我々県民も知らない、マスコミも報道してくれない、報道の仕方によって誤解が生まれるような現状が起きている。これが今の現実ではないかと。ですから、高江区民の農家も本当に困っているし、わずか150名しかいない区に反対派の皆さんが250名来る。高江区民なんかほとんどいないですよ。地域の方々が反対しているのではなくて、県外、国外から来た方々が悪さをする。そして、そこでの表現は市民となってしまう。村民は誰もいない。最初から高江区民はいないですよと言っているのですけれども、私たちはなかなかその感覚がない。今みたいなことが行われている中で、私は過剰警備という表現は値しないだろうと思うのであえて言っているのです。むしろ、本当に今、皆さんが体を張って、幾らいじめられても耐えがたきを耐え忍んでいるから平和が保たれていて、反対派の皆さんが車に飛び込んでもひかれられないようにしてあげている。私はすごい任務だと思います。ほっておいて事

件・事故が起きたら、それこそ大変なことになるし、むしろ反対派の皆さんはひかれたくてここに行っているとしか私には理解できないものですから、本当に秩序ある反対の仕方をしてくれと。そして、本当にそれは村民が反対しているのか、それとも県外の方なのか、国外の方なのか、その答弁もしっかりしていただきたいのですが、今、説明があったとおりが現状だと思います。そして、農民の方も困っているということを再度話しました。そこまではまだ県警としても警備云々はしていないかと思いますが、そのようにG地区の農道で困っているという現状は皆さんは把握をしているわけですね。

○重久真毅警備部長 把握してございます。高江の農道の私設検問は違法行為でございますので、今後も対応していきたいと思っております。実際、私どもは限られた警備体制でございまして、現状を申し上げますが、農道云々ではなくて、反対派のうちの特に過激な部類に属する方々が基地の中に侵入して、重機にしがみついたり、伐採される木にしがみついたり、チェーンソーに突進したりと極めて危険な妨害活動かつ直接的に工事を妨害する活動が行われておりまして、今その対応に大分人員を割かれている状況でございます。中には入れないはずなのですが、入ってこられて、直接的に妨害する。これは極めて危険で、反対派の皆様にとっても危険な活動でございますので、今、そちらを優先して対応している状況でございます。

○又吉清義委員 ですから、そういった現状を我々議員も把握して、どうあるべきか対処するのが筋と思っております。私は、この陳情は本当にこれでいいのかと疑問視をしておりますので、あえて聞いているわけでございます。

最後に伺いますけれども、逮捕者も結構出たのですが、おとといも1人出たかと思っております。県内、県外、国外の内訳はどうなっているのか。逮捕者の数を教えてもらいたい。

○重久真毅警備部長 おとといも逮捕いたしましたので、逮捕者はこれで6名になりました。警察官を蹴り飛ばしたとか、警察官に車でぶつかろうとしたとか、そういった公務執行妨害で3名、往来妨害罪で2名。おととい通常逮捕しましたのは、基地内で沖縄防衛局の職員を突き飛ばして、沖縄防衛局の職員が後頭部から後ろに倒れ、全治2週間の脳しんとうを起こした傷害事件で1名。県内の方が2名、県外の方が2名、韓国籍の方が2名です。

○又吉清義委員 これが現状かと思っておりますので、ぜひ皆さんもこういったこと

をしっかり耐えがたきを耐え忍んで、市民の安全、また交通の安全等を守って、任務を全うしていただきたいと思います。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。  
比嘉瑞己委員。

○**比嘉瑞己委員** 既に代表質問や一般質問でも審議されていますので、なるべくかぶらないように聞いていきたいと思います。

多くの県民がこの状況に胸を痛めていますけれども、今、報告があった逮捕者が6人、救急搬送者は10人と答弁がありました。これは、わずかここ2カ月間で起こった出来事だと思います。この高江のヘリパッド建設に対する反対の意思を示す抗議行動はことしで9年目になると聞いております。これまでにこういった逮捕者や緊急搬送者は何人いましたか。

○**重久真毅警備部長** これまでに逮捕者、緊急搬送はゼロと承知しています。

○**比嘉瑞己委員** この7月22日以降の数字ですよね。それまでは、9年間平和裏に抗議活動を行っていました。けれども、こういった状況になっている。どこに原因があるかということが問題だと思います。

時系列で確認したいのですが、先ほど皆さんは7月5日、6日に公安委員会に県外派遣部隊の援助要請の起案をしたと。一方で、沖縄防衛局が県警本部長宛てに依頼をしている文書が手元にあるのですけれども、7月11日付となっています。沖縄防衛局からの要請は11日ですが、既に皆さんは公安委員会に5日、6日に起案をしている。この関係はどうなっていますか。

○**重久真毅警備部長** 厳密に申し上げますと、その7月5日、6日というのは起案ではございません。私が高江の現状、今後の話、もろもろの細かい話を直接説明申し上げたことが5日、6日です。確かに、文書上は7月11日に来るわけです。ありとあらゆる行政事務がそうだと思いますが、いきなり7月11日に渡すわけではないのです。実際には、事前にある程度のやりとりがあるわけです。例えば、機動隊の応援を仰ぐと言っていますが、「重久君、あしたから沖縄県に行ってくれ」とはできないのです。なぜかという、機動隊員だって、他県の機動隊の本来の仕事があるのです。本来の仕事を同僚に押しつけて、わざわざ沖縄に来てくれという調整がどうしてもあるわけです。したがって、沖縄防衛局との間でも当然いろいろな調整を、その文書が発出される前には行



っているわけです。どうも沖縄防衛局からそういうことがあるらしいということで、私は5日、6日に説明を申し上げたという次第です。

○比嘉瑞己委員 沖縄防衛局から事前に調整があったということだけでいいと思います。ほかの委員も質疑したいので、なるべく端的に答えてほしいと思います。

沖縄防衛局から話があった7月の前半ですが、この時点で皆さんが議会答弁で言われている危険かつ違法行為というのは現場でありましたか。

○重久真毅警備部長 現場ではございません。ただ、辺野古の前例がございますので、起こり得るという分析はしていました。

○比嘉瑞己委員 現場ではなかった。それなのに皆さんは、500名、800名とも言われている大量の機動隊の派遣を結果的には要請しているのです。こういったことが報道されると反対している県民や市民の皆さんにとっては、とても緊迫した空気になるとは思いませんか、一般的に言って。

○重久真毅警備部長 思いません。

○比嘉瑞己委員 ここら辺が見解の違いだと思います。もちろん辺野古もそうですが、これまで私たち沖縄県民が民意をどんなに示してもなかなか国が声を聞いてくれない。こういった中で、県外からも機動隊が大量に来ると聞いたらみんな緊迫しますよ。ここはぜひ心にとどめておいてほしいと思います。

一方、本会議で、私の再質問に天方さんがお答えになっています。私は、こうした県警察からの起案を受けて、公安委員会ではどういった議論をしたのですかということを再質問しました。そのときの再質問にこう答えています。公安委員会の定例会等において、県警察から必要な説明を求めるとともに公安委員相互で議論をした上で、場合によっては、一度の議論では結論が出ず、県警察に再検討を求めた上で、再度公安委員会において議論した。結果的には派遣要請をしたということですが、その過程で、一度の議論では結論が出なかった、皆さんに対しても再検討を求めていると言っているのです。私は、どういった内容を聞いたのかということを知りたいのですが、答弁はありませんでした。ですから、この審査で明らかにしてほしいのですが、その際、公安委員会から県警察の皆さんにどういった懸念が示されて、皆さんはどういった説明をしたのですか。

○重久真毅警備部長 公安委員会の中での議論は、本当にお三方だけの議論もありますので、私どもが全てを把握しているわけではございません。それから、具体的な指摘の中身は、我がほうの警備体制の手のうちに当たる部分もあるので、つまびらかにはできないのですけれども、応援派遣を求める人数が果たして適正なのかどうか、こういう観点からの御指摘でした。説明を申し上げ、いろいろ納得していただくためにもう少し材料がほしいということで、私どもとしては現場の状況をより詳細に説明をしたという次第でございます。

○比嘉瑞己委員 今、警備部長も全てを掌握していないとおっしゃいました。だから、私は今回、公安委員の出席を求めたのです。委員長にお願いしました。そういった点を聞きたかったのですが、今、全てを掌握していないという発言がありましたので、今後は公安委員会の説明がやはり必要だと思いました。

今、警備部長がおっしゃったように、やはり公安委員会も規模については少し疑問を持っているわけです。私が最初に質問したように、県民の感情としてはそうだと思うのです。これだけ大量の機動隊員が本当に必要なのか。これまで9年間、誰もけが人も出さずに、むしろ県警の皆さんは沖縄防衛局と反対派の皆さんの間に入って、こうした衝突を避けるように頑張ってきたと思うのです。それなのに、こうした事態になっている。何がきっかけになったのか。私はやはりこの過剰警備が原因だと思います。ここは大変重要な点なので明らかにすべきだと思います。天方さんは、公安委員会で再度、一度では議論の結論は出ず、再検討を求めた上で、また議論をして決めたと言っていました。この状況を県民にしっかりと説明しないといけないと思います。市民の代表たる公安委員ですから、どういった議論があったかのか、公安委員の懸念はどうだったのか、それに対して皆さんどういった説明をしたのか。これは記録としてしっかり残っているはずだと思うのですが、議事録はありますか。

○中島寛警務部長 公安委員会の議事録、例えば定例会等についての議事録については、公安委員会のホームページがございまして、そこで開示をしております。

○比嘉瑞己委員 私もホームページで見れるのかなと思って見たのですけれども要約でしかありません。1行でしたよ。これでは全然わかりませんよ。これだけ県民が今注目している問題ですので、その議事録をつまびらかにすべきだと思います。この点は委員長から、ぜひ資料提供を求めてほしいと思います。

それから、いろいろな問題点があるのですけれども、それについての法的根拠を示してほしいということを代表質問で伺いました。いろいろな法律に則してやりましたという答弁をいただいたのですが、1点だけ明確に答えていないのがあるのです。それは9月2日と5日の作業員の護送についてです。この点については、やはり全然法的根拠を示せませんでした。状況はわかりましたよ。どの法にのっかって、皆さんは護送したのですか。

○重久真毅警備部長 護送といいますか、搬送ということでございますけれども、9月2日と5日に工事作業員を車両により搬送したことは、警察法第2条の安全の確保ということでございます。まさに目の前で、作業員の皆さんが抗議参加者から突き上げを食らっていると、突き当たろうとしていると。これは反対派の皆さんがインターネットにアップロードしている動画からも明らかでございます。こういった状況で、緊急でやむにやまれないということで、この2日間だけはやむを得ず搬送したと。安全確保のためでございます。

○比嘉瑞己委員 今、その根拠として警察法第2条とおっしゃいました。しかし、それはあくまでも組織法、警察任務の総論が書いてあって、具体的に皆さんが行為を行うときには、具体的な法的根拠によらないとできないと解説書にも書いてありましたよ。

○重久真毅警備部長 その警察法解説の解説本にも書いてあるとおり、警察法というのはやや特殊な法律でございまして、これは組織法であり、かつ権限法でもあるという法体系でございまして。

○比嘉瑞己委員 そこまで言うのでしたら読み上げますけれども、警察法解説に第2条についての解説がありました。警察の責務というのはこういったことですと。これはよくわかりました。この目的を達成するために、一部国民の権利や自由の制限を行わざるを得ない場合も存在する。しかし、この場合には、たとえ個人の生命等の保護のためであっても、具体的な法律上の根拠なしに行うことは許されないと書いてあります。具体的な法律上の根拠なしに行うことは許されない。今の答弁とは違うのではないですか。

○重久真毅警備部長 作業員を搬送するのは、誰の人権も侵害もしていないと思います。作業員の安全を確保するために警察車両に乗せたただけであって、例えば、そこで反対派の皆さんに対して何らかの有形力を行使したのかというと、

そんなことはないわけです。

**○比嘉瑞己委員** 表現の自由とかいろいろな反論はありますよ。ここは見解の相違なのでやめますけれども、私たちも現場に何度か調査に行っています。指摘したいのは、皆さんは秩序と安全のためと言っているのですけれども、毎日のように衝突があります。私のきのうの一般質問にありましたけれども、8月24日に女性が後頭部から血を流して倒れたことがありました。私は目の前で見て大変胸を痛めましたよ。これだけ機動隊員が多くいらっしゃるのに誰ひとりこの人の緊急搬送をやらなかったのです。余りにも見かねて、沖縄県警の職員にお願いしたら、県警の人がやっと来て無線でやってくれました。それまでずっと知らんぷりですよ。一方の作業員はパトカーに乗せて、けが人が目の前にいるのに、あれだけ大量の人がいて見て見ぬふりをするのか。これが本当に公平中立と言えるのか。その点はどうか。

**○重久真毅警備部長** 何点か質疑がありました。まず一般質問でもございました後頭部を打たれた女性の話ですが、これは反対派の皆さん同士の衝突によるけがでございます。けがをされたところだけが非常にクローズアップされているわけでございますけれども、前段がございまして、反対派の皆さんが県道70号線の片側を完全に座り込みないし蟻集して……

**○比嘉瑞己委員** 私は、けが人を運ばないのかと聞いているのですが。

**○重久真毅警備部長** 目の前を工事の車両トラックが通るわけですが、そこにどンドン潜り込もうとしているわけです。そこで、警察が間に入ってとめていたわけです。その中で、車両の下に潜り込もうと激しく突き当たってくるものですから、その過程で反対派の皆さん同士で衝突して打たれたと。その後、知らんぷりという話でございましたけれども、救急車を要請したのは沖縄県警でございます。これは反対派の皆さんではなくて、私ども警察が救急車を要請した。これは事実でございます。いずれにしましても、道路上で通行するダンプの中に潜り込もうとする、ぶつかろうとする行為は大変危険でございますので、委員におかれましても、ぜひそのような行為はおやめいただければと思います。

**○比嘉瑞己委員** 今、質疑に答えていないですよ。けが人が目の前にいるのに、なぜ作業員は運んで、この人は運ばなかったのか、県警が通報してくれたのは見ましたよ。県外の機動隊の人が何百人も通っていくのですよ。それなのに無

視して行く。みんながけがしていますよと言っても誰も見向きもしない。責任者は誰ですかと言っても誰も来てくれない。見かねて県警の年配の方が来て、これは大変だということで対応してくれたのです。これが本当の警察のやるべき仕事だと思います。作業員の安全だけを確保するような仕事ではいけないと思います。

それから、県道封鎖について、本会議では、公安委員会は県警からの報告を受けていないと答弁がありました。県道封鎖をして、管理者である県の環境部の職員が自分の身分も示したのにかわらぬ通れなかったとのこと。これは新聞報道にもなりましたが、皆さんは公安委員会に報告をしていないのはなぜですか。

○重久真毅警備部長 まず、県道封鎖をしていたのは警察ではなく、抗議参加者なので報告のしようがありません。続きまして、県の職員がいらして身分証を示したという話は、我々警察としては把握していませんので、把握していないものは報告できない。こういう次第でございます。

○比嘉瑞己委員 管理統制はどうなっているのですか。警察の方が県の職員に聞いているのですよ。県の職員は答えていますよ。それを知らない。こういったあり方では、本当に公安委員会の皆さんに、皆さんの報告が本当に公平公正中立なのかということとは疑わしいですよ。こんな大切な問題を報告すらしていない。そういった判断で公安委員会の皆さんが警察を管理していると言われても甚だ疑問ですよ。ここは見解の相違がありますので、ぜひ公安委員の直接のお話を求めたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
花城大輔委員。

○花城大輔委員 現場にはいろいろな人がいると思います。似たような陳情が幾つか出されていますが、例えば、9月の中旬だったと記憶していますが、新聞にある一つのグループのリーダーのような方がこれから検問をやりませんとなりましたよね。その後にも検問は行われているのです。私が聞きたいことは、あそこは、どれぐらいの数のグループがあるのか、組織化されているのかどうか、把握していますか。

○重久真毅警備部長 一つの強固なピラミッド型の組織で何らかの抗議活動が

行われている感じではないと考えております。いろいろな背景をお持ちになられている方、さまざまな団体の皆さん、個人が、それぞれの思いで抗議行動に参加されているのではないかと。したがって、安全を確保するという私どもの任務からいたしますと、かえってより注意して対応しないといけないと考えてございます。

○花城大輔委員 9月23日現在で、まだ検問が行われていると地元の方から聞いていますが、現在はどのような状況ですか。

○重久真毅警備部長 検問にもいろいろございます。例えば、水曜日と土曜日の朝になるべく多くの人数を集まってくださいと彼らも呼びかけていますので、物すごい数の方がいらっしゃいます。ほとんど県道は封鎖状態になりますので、私どもとしては通行する一般車両の方に、「この先気をつけてください。100人以上の人が県道にいるので危ないです。ちょっと待ってください。もう少し事態が落ち着いたら通ってください」といった情報提供を今でもやらせていただいております。

○花城大輔委員 地元の方の声は、信号が1個しかない村で、自分の家の近くを通るたびにとめられる。これほどストレスがかかることはないという話です。もちろん静かですし、交通量も少ないところですので、そもそもストレス耐性が低い人たちが暮らしている。この検問だけでもやめさせてくれないかという声がありますので、ぜひ注意してやってもらいたいと思っています。

また、先ほど比嘉委員からの質疑の中で、そこでのけが人がふえたことや抗議活動が過激になった原因として、機動隊が導入されたことがあるのではないかという話がありましたが、それに対する答弁はありますか。

○重久真毅警備部長 順序が逆でございまして、機動隊がいるから反対運動が盛り上がるというのは、本末転倒だと思います。反対運動の方がいらっしゃって、工事を進める側がいて、放っておくと両者がトラブルになったり、事件・事故が発生するから私どもは間に入ります。これが基本でございます。なければ、我々は関知しません。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありますか。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 陳情第97号及び第101号の援助要求に伴う燃料代、高速道路代、修繕費などの費用負担の件についてお尋ねいたします。

前段、県警本部と意見交換会を先月の中旬ぐらいにさせていただいて、その後、平成28年度歳出予算事業別積算内訳書なるものを議会担当から御協力をさせていただいて頂戴しました。これによると、装備費の中の燃料費が今年度は1億8167万円が当初予算として計上されていると思います。昨年度は当初予算が2億2191万8000円というように資料をいただいているのですが、昨年度の11月ごろに辺野古地区について同様に援助要請が行われたと思うのですが、それを踏まえた上で、昨年度はどういう締めだったのか。2億2191万8000円に対して幾らで決着したのかというところを御教示ください。

○中島寛警務部長 今回の質疑の解釈として、執行額が幾らだったかというように理解しております。執行額につきましては、2億818万5033円ということになっています。

○宮城一郎委員 昨年度は援助要請があっても当初予算額を上回らない金額で執行したと。本年度は、少し減りまして1億8167万円ということですが、昨年11月の辺野古の援助要請の期間、それから要因等々を比較して、今、行われている高江の援助警備による執行額は、当初予算1億8167万円を超過しそうなのかどうか、肌感覚で結構ですけれども所見をいただきたい。

○中島寛警務部長 先ほど冒頭、警備部長から答弁があったと思いますけれども、燃料費及び修繕費はいわゆる県費負担となっておりまして、8月末現在の、運用中の数字ということで変動があり得るのですが、燃料費については950万円、修繕費については約47万円かかっております。今後の見込みについて、多分議員御指摘の部分は補正予算とかを出す必要があるかどうかという点になってくるかと思うのですが、この辺につきましては、今後警備はいつまで続くかとか、警備の体制とか、そういった諸事情にもよりますので、現時点では、補正をかけるかどうかについて断定的に申し上げるのは困難かと思っております。

○宮城一郎委員 いずれにしても3月末で締めなくてはいけないと思うのですが、先ほどからのおっしゃられている警察庁本部からの50%の補助があった上で、超えるか超えないかというところだと思います。それを超えると恐らく補正を要求することになる。超えない場合は、それでもなお50%の補助

があるのでしょうか。

○中島寛警務部長 燃料費及び修繕費については国庫補助の対象で、最大50%になっております。これについては、超える超えないは別にしまして、国庫補助がなされるものと承知しています。

○宮城一郎委員 沖縄県警察の財務的な運用については、県費からの一般財源と警察庁本部からのポケットが2つあると思うのですけれども、この50%の補助があった場合は、どちらのポケットに入るのですか。

○中島寛警務部長 これは県費に入るものでございます。

○宮城一郎委員 錢勘定が余り得意ではないので、私の私見ではクエスチョンなのですが、予算内におさまってなお50%の補助があった場合、いわゆるこれは余剰金になるのではないかと思っていまして、いわゆる予算の2重確保といいますか、県費からも確保されて、警察庁からも50%補助される。合理性があって、この中でおさまるのであれば、補助がなくして執行して構わないものだと思うのです。ダブルで確保することによって余剰すると思うのです。その場合に50%の補助分は県に返納していただいてもよいものではないかと考えるのですが、素人的な考えですけれども、その辺の所見はどうでしょうか。

○中島寛警務部長 いわゆる国庫補助については、その県の中でも2つのポケットがあるのではなくて、最終的には県の財政課に振り込まれるものでございますので、最終的なトータルとしては一体という扱いになっております。

○宮城一郎委員 非常に勉強になりました。ありがとうございます。

続いて、過剰警備と言われている陳情の件で引き続きお尋ねしたいのですが、先ほど比嘉瑞己委員からもありましたが、7月5日、6日ごろから援助要求をすべきかしないかというところを検討されていたと思います。先ほど、警備部長におかれては、過去の辺野古の状況から鑑みて必要になるのではないだろうかというお話だったのですけれども、これまで9年間の活動の中で、ここ直近数年は、治安の安定面でも住民の安全の面でも比較的担保されていた状態だと思うのですが、辺野古も約3年くらい長い運動が続く中で、何ゆえ突如、高江においても救援要請が必要になると思われた転換点を聞かせていただきたい。



○重久真毅警備部長 高江がしばらく落ちついていたという話でございませけれども、これは工事をやっていなかったから落ちついていたのです。工事をやろうとするから、それに反対する方々が集まってこられトラブルが起き得ると。厳密に言うと、実はN4地区というところで既に若干の工事は行われていたのですが、そのときでも実際激しい反対運動が行われていたわけでございます。他方、辺野古でも工事は行われ、一旦和解協議ということで中断したと伺っておりますけれども、実際に工事が行われようとしていたときには、かなり過激な反対活動が行われたと。実際、今、高江で工事が始まるとなったら、辺野古は工事がとまっているので、辺野古で反対運動されていた方がそのまま高江に転進してくるだろうと予想はできるわけです。同じ方です。同じような反対活動が展開されるかもしれないと予想し、実際にそうなっているのです。ただ、誤解なきよう申し上げたいのは、工事をしているのは、我々警察ではございません。工事をいつやるかは事業者が決める話でございませるので、私どもとしては、そういったことが始まる以上、事前にお話をいただいて、もしかしたらトラブルが起きるかもしれないということで警備をしてきた次第でございませ。

○宮城一郎委員 恐らく、7月11日の早朝から始まった資材搬入に対する機動隊の警護、これから工事を始めると今おっしゃられたことの象徴だと思うのですけれども、それによって、今まで少し安定していたものが、若干抗議運動もエスカレートしていこうという予測のもとに援助要請をしたと理解しました。私はそこが潮の変わり目というか、それによって、あとは綱引きのアギヤーのように、あなたがここまでやったから、私はここまでというような感じで、現在に至って、抗議グループにおいても県道を封鎖したり、それを防ぐために、警察の方が通行制限したりと。警察にもおけがをなされた方もいらっしゃるし、抗議運動をされている方にもおけがされた方がいます。何より憂いているというのか悲しいのが、抗議とかにも関係なく、そこにお住まいになっている高江の方々の日常の生活に非常に支障を来すような状態になっているということです。それについて、この抗議グループの方の抗議活動のあり方が、集会の自由や表現の自由を超えて法を逸脱しているという感触を私も持っています。どちらが始めたからとか、今そうだからという議論を、ここに至るよりも、どうすれば7月10日以前のように治安の安定と住民の安全が担保されるような状態に戻れるのかなと考えたときに、これまでの代表質問と一般質問で、県警本部長も公安委員長も答弁されていましたが、現時点においては、県外からの機動隊の応援を帰すつもりはないということでした。ただ、もしある別の条件下、例えば、高江地区生活条件沈静化協定を仮称ですけれども、今、

抗議運動されている方たちに、法を遵守した抗議活動にとどめてください、こういうことはしないでください、ああいうことはしないでくださいというような、協定のようなものを県警察と締結することによって、他県からの機動隊がお帰りになる。それによって、7月10日以前のような状態に戻れば、高江の住民ももとの生活に戻れる、お互いにけが人も出ないというような、今、考え得る限りで最も建設的な提案ではないかなと考えております。その辺について、私案ですけれども、検討の余地があるかどうかということをお伺いしたいです。

○重久真毅警備部長 委員のおっしゃるところはごもっともでございます、警察本部長の池田からも答弁したとおり、表現の自由が適法に行われる間は警察の関知するところではございません。他方で、違法かつ危険を及ぼすような形で行われる限りにおいて、警察としてはこれを看過することはできない。累次申し上げている警察法第2条でございますけれども、それを見て見ぬふりをする不作為というのは、かえって我々が責任を問われるわけでございます。その住民の皆様が本当にお気の毒だというのは、私ども警察としても全く同じ思いです。反対派の皆さんはどうなったかということ、車道を封鎖するようなことは大分なくなりました、先ほど申し上げたとおりでございますけれども。他方で、本当に一部の過激な方は基地の中に入り込む。基地の中には住民の方はいないです。当たり前ですけれども、メディアもない。反対派の皆さんと警察官と沖縄防衛局と工事作業員だけという、過激なことをやりたい人にとっては理想郷のような形です。入るだけで違法でございますけれども、さらにそこで重機にしがみついたりという現状を踏まえますと、たとえ県道がクリーンになっても、基地の中に入り込んでそういう違法行為をされる方もいらっしゃる実態が改善されない限り、ちょっと難しいのではないかと。また、協定のお話、興味深いアイデアがございましたけれども、警察として、違法行為をやめましょうという協定を締結できるかは、よくよく検討しないといけないのかなと。何を申し上げたいかということ、それは当たり前と言いますか、違法行為をしてはいけないというのは法律に書いてございますので、そこはまずもって抗議行動を起こされる皆さん次第の部分があるかというのが、我々警察というより、率直な今の時点での感想でございます。

○宮城一郎委員 今おっしゃられた米軍提供エリア内に入って行かれる方の違法行為、それは全てもろもろ一私は、自分は姿勢は真っすぐだと思っているのですけれども、人から見ると姿勢が左に曲がっているとおっしゃられる方もいて、答弁の中であったように極左暴力集団の方がいらっしゃるとしたら、もし

かしたら左つながりで話し合いができるかもしれないですが、そのために汗を流す所存ではございますので、ぜひ前向きに御検討をいただけたらと思います。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中、警務部長から宮城委員の質疑に対する答弁の訂正を行いたい旨の申し出があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

先ほどの宮城委員の質疑に対する答弁で、警務部長から訂正を行いたい旨の申し出がありますので、発言を許可します。

中島寛警務部長。

○中島寛警務部長 先ほど、宮城委員からの御質疑の平成27年度の燃料費の執行額について2億818万5033円と答弁したのですが、正確には2億815万5033円でした。訂正をさせていただきたいと思います。失礼いたしました。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 これは両部長のどちらが答えてもよろしいのですが、私は実は嘉手納町出身でして、嘉手納基地を抱える県議会議員として、本来、基地問題で県民同士が対立することはあってはいけないと本当にそう思っています。私も、実は過去に、町議会議員のときもそうですけれども、米軍関係の事件・事故、暴行事件、殺人事件が出たときには、大衆運動や抗議集会に参加したこともあります。しかしながら、当時の大衆運動または抗議集会と今議論になっている高江の抗議集会とは少し違うのかなと。その理由は、我々が基地問題で保革を問わず抗議集会をするときには、逮捕者は出ません。ただいまの警備部長の答弁では6名の逮捕者がいたと。そのうちの4名は県外・国外の人だったという答弁がありました。警察本部長も代表質問、一般質問の中で答弁しておりましたが、1つ気になったことがありますので確認します。今、宮城委員から少し話が出ましたが、この大衆運動の中の極左暴力集団というのは、県警としてはどういう位置づけをしているのですか。どういう集団なのですか。

○重久真毅警備部長 我々の警察用語で極左暴力集団と言うのですが、一般的

には過激派と言われている方々でございます。日本におきまして、社会主義革命、共産主義革命を目指し、我々の平和な民主主義社会を暴力で破壊しようとする集団です。実際、過去には多数のゲリラ、テロ事件を敢行している団体でありまして、俗に大きなグループとして、革マル派—日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派、中核派—革命的共産主義者同盟全国委員会、革労協—革命的労働者協会といった団体があります。このような団体はもういなくなったかと思われる方は多いと思うのですが、安保闘争、成田闘争のころですから、彼らは現在でも全国で約2万100人まだおります。これは警察庁が公表している極左暴力集団に属していると思われる人の数字です。例えば、沖縄県に関連しますと、平成26年10月20日、ちょうど2年前ですが、埼玉県内にあります辺野古の工事に関連する会社に革労協の反主流派が飛翔弾をぶっ放し、みずから犯行声明を出すということで、沖縄県とのかかわりは今でもあります。極左暴力集団は、沖縄県が大好きでして千葉県に次いで、普通の人もお金を出せば買える機関誌があるのですけれども、高江の関係を大々的に取り上げております。では、実際に高江の運動にどういう参加をしているのかは、我々としてはもちろん把握しているのですが、個別具体的なところは申しわけないのですが申し上げられない。我々の手のうちが明らかになってしまうということがございます。いずれにせよ、本部長の池田が答弁したとおり、極左暴力集団が今回の高江の抗議活動に参加していることを確認しています。

○中川京貴委員 私が前置きしたいのは、これまで我々も、県議会ももちろんそうなのですが、市町村議会も大衆運動、抗議集会とかの経験があります。そのときと今は違うなと感じたのがまず1つです。

それから、再度確認したいのは、警察本部長は本会議で極左暴力集団の参加が確認されていると明確に答弁しています。今、はっきりしているのは、過剰警備なのか、それとも違法行為なのかという点で、部長も御承知のとおり、テレビや新聞などのマスコミ、ユーチューブも含めて発信されておりますが、県民の方々の中には警察が違法行為をしているのではないかと、公安委員会が違法行為をしているのではないかと疑いを持つ人もいるかもしれません。裁判だろうが何だろうが、どういう場でも、しっかりと皆さん方が県民の生命と安全を守っているのだということを証明できますか。もし資料を持っているのであれば資料を、私は資料を持っています。我々はこういった資料を照査しながら、又吉委員は質疑しました。そうではない方々は、そうではない資料を持って質疑します。これは結論が出ないのです。しかしながら、公安委員会、県警察本部としては、司法の場に出ても証明できますか。

○重久真毅警備部長 できます。実は、我々警察もいろいろと素材はあるのですけれども、いろいろな理由で外に出せないものがほとんどでございます。例えば、現場でまさに違法行為が行われているということで、動画で証拠化するのですけれども、これはあくまで証拠でございます。刑事訴訟法でも訴訟書類は公にしてはいけないことになっていきますので、出したくても出せないものが多数ございます。ただ、訴訟の場になれば出せますので、しっかり証明していきたい。

○中川京貴委員 私は先ほどから、けが人やこういった県民が被害をこうむったときに、なぜ訴訟を起こさないのかとと思っているのです。訴訟を起こして、司法の場で、過剰警備なのか違法行為なのかはっきりすれば、もし、これが違法であれば、今のような組織や機動隊が帰るなどの手続がとれると思うのです。しかしながら訴訟はしない。それでいて違法だと言う。それでは、どこでこれを証明するのかとと思っているのです。警備部長が答えたとおり、被害届が出て、訴訟を起こして、裁判になれば、警察としては証拠に基づいて証明できるということで理解してよろしいのですか。

○中島寛警務部長 訴訟の話がでましたので、若干付言させていただきます。今回、7月22日に工事が始まったのですけれども、その際に当方でやりました交通規制及び検問につきまして、一部の反対派の方から、今後検問しないでほしい、規制をしないでほしいという仮処分申請が出されておりました、それに関しましては、現在訴訟進行中であります。それについては、当方でも必要な主張をさせていただいておりますし、先ほど委員からも指摘がありましたとおり、公安委員会のホームページ等でも積極的に情報発信をしていきたいと思っております。

○中川京貴委員 今回、一般質問、代表質問でこの基地問題が出されました。私は、ある意味いい機会だと思っています。それを質問しなければ、公安委員会も警察本部も答弁できません。主張できなかったと思っています。質問が出たから、法律にのっとって、県民の安全、そして生活を守るための警備だということが証明されているだろうと思っています。そういった意味では、先ほども委員から目の前でけがした人を助けようとしなかったと、なぜ警察官は放っておいたのですかという質疑が出ましたけれども、私は、逆に、反対派同士でのけがだったら、なぜ反対派が電話しなかったのか。私は、目の前でけがし

ているのでしたら携帯でなぜあなたが電話しなかったかと聞きたいのです。現場にいる皆さんが、志を持って反対運動をしているのであれば、その皆さん方が助けるのであって、それを業務をしている警察官に押しつけることは間違っていると思っております。これだけは主張したいと思っております。そういった意味では、間違ったメッセージを送ることなく、警察業務を法律にのっとり、そして司法の場でもどこでも、しっかりとした証明ができるような対策をとっていただきたい。いかがでしょうか。

○重久真毅警備部長 ありがとうございます。繰り返しになりますけれども、安全確保のために法にのっとり、今後とも必要な警備を進めてまいりますし、常に必要最小限の警備でありたいと私どもも思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○中川京貴委員 この陳情第97号、そして陳情第101号を見てください。この陳情の中身が出ております。記1、2、3とありますけれども、憲法は表現の自由を認めております。これは当然でのことであります。しかしながら、この陳情書が果たして表現の自由なのか、それを超えているのか確認をしたい。もう一つは、記2に、県議会として、県公安委員会が今回の援助要求を直ちに取っ払い、派遣機動隊の撤退を決定するよう県議会で決議をなさないとあります。私はこれをまさに政治介入だと思っております。公安委員会、警察本部は、県民の生命と安全を法律にのっとり守るのであって、県議会でそれを押しつけることは、私は政治介入だと思っております。部長どう思いますか。

○中島寛警務部長 県議会がとるアクションについて、私がコメントするのは、差し控えさせていただきたいと思うのですが、改めて公安委員会の業務につきましては、要は警察を管理すると。その目的は、政治的中立性の確保及び警察の民主的運営ということでございますので、そういう公安委員会の趣旨については、我々警察としてもしっかりと管理に服していきたいと思っております。

○中川京貴委員 では、確認しますが、今、陳情が何件か出ております。例えば県議会がこれを採択しても、たとえ県議会の意思として採択されても、公安委員会、警察本部は、法律にのっとり適正に措置するというところで理解してよろしいでしょうか。

○中島寛警務部長 援助要求を取り消す、もしくはその決定をするのは、公安

委員会の判断になりますので、私はコメントする立場にはないと思います。ただ、公安委員会を補助する事務方の立場としてコメントさせていただきます。先日の一般質問でも、天方公安委員から、例えばある候補者なり政党が選挙で勝った、選挙に受かったとしても、警察としては、その1つの民意に流されるのではなく、いわゆる警察の責務として何か措置をとる必要があるのか、純粋な警察活動の必要性に基づくべきであって、政治的にどちらかに偏るのはふさわしくないという答弁がありましたので、その趣旨は尊重されるべきではないかなと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 比嘉委員や自民党委員の質疑に私も補足という形で質疑させていただきます。7月22日以降の今の状態をどうにかしてもらいたいというのは、県民ひとしく思っているところです。代表質問でもありましたし、一般質問でもあるわけですが、ではどこが悪いのというような話よりもむしろ今の状態をどう打開するか、そして、事態の収拾に向かわせる方法を講じられないかというようなお話をさせていただきます。

先ほど、宮城委員からありました協定を結ぶとかいうのは、司法取引だというようなお話も出るとおり、これはあってはいけないことだと思います。

これまでの9年間のN4地区では、こういう状態ではなかったのはどうしてですかと聞いたら、警備部長は工事がされなかったからというような話をされました。N4地区は、実際に反対活動が9年前から起こっていて続いているのですが、その間に着陸帯は2基つくられたのです。そこで工事が行われなかったことが幸いして混乱が生じなかったというおっしゃり方をしますが、私も辺野古のゲート前に行って見えています。現場で安全を保つための警察官の努力を私は評価はしたいと思うのです。こうしている間は看過できませんから秩序正しく抗議行動してくださいという交通整理を警察官が大分やってきたということは、私も目の当たりにしてきました。N4地区でもそれが果たされ、秩序・安全が保たれて9年間は何も一何も起こらなかったというのはおかしいですが、現場の警察官がしっかり工事者にも抗議する人たちにも分け隔てなくやってきた。この警察官の努力によって保たれたのかなと私自身もそのように思っているのです。ところが、それが7月12日の皆さんの要請を受けて、13日に全国から機動隊員が400名も押しかけてくると地方紙の1面に載るわけです。それで、これは大変なことになるぞということで、抗議人数がふえた経緯がある

のではないかと。そして、先ほど比嘉委員が言ったように、そういう要請をする前に、公安委員会の3名の皆さんも少し懸念を持ったのではないかと。確かに辺野古の例があるから、警備の皆さんには用意はしないといけないということがあるのかもしれない。全国にこれだけ大量の援助要求をすることに少し懸念がありませんかと本会議でも聞けるかと思ったのですけれども、なかなかそこまで至りませんでした。7月5日、6日の状況はどうだったのか、これまでの状況どうだったのですかと聞くと、警察本部長はN4地区に車が二、三台、そして抗議者が十数名いましたと。そういう中で、どうしてこのように大量の援助要求をしないといけないのかということが、先ほどからの質疑だと思うのです。ただ言うように辺野古の事例があつて来るだろうということで備えをしたというお話ですが、公安委員の中からも懸念が示されたということで、きのうの審査日程の協議でも公安委員会の天方さんに来ていただけるということで、そのお話も聞けるだろうときょうは期待をしていたのですけれども、どうもお仕事の関係で出席はかなわないということだったのです。先ほど申し上げたゲート前で秩序・安全を保つための警察官の努力をもう少し頑張ってくださいというような、3名の公安委員会の皆さんの立場、進言をする立場が公安委員会の本来の仕事ではないのかなという気がしてならないのです。そこで、打開するための方策の一つとして、先ほど言ったように抗議をしている皆さんに法律違反をするなら私たち看過できませんというようなお話と、工事関係者の皆さん9年間の間に入っていたような方法が皆さんができないものかどうかです。その辺はいかがですか。協定を結びなさいという話ではないのです。あの9年間、ゲート前でしていた方法を何とか双方を呼んでできないかどうかということです。間に立てるのはもう県警察しかいないと思うのです、この9年間を見ていると。そして、ゲート前でまさに警察官からこうこうですよというようなことを目の当たりして、そこで仕切っているリーダーの方も歩道に出るなとか、車道に出るなとかいうような呼びかけもしているような状態もあることはあったのです。もちろん、それがだんだんエスカレートしてきたのは事実ではあると思いますが、秩序・安全を保つための警察官の努力というのは、私は必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○重久真毅警備部長 委員のおっしゃるところは、本当にそのとおりの部分はあるかと思えます。先ほど宮城委員からもありましたけれども、1番困っているのは住民の皆さんだと私どもも思っています。高江の警備は、実は私どもにとっても極めて特殊な警備でございます。本会議でもるるありましたとおり、40キロメートル先の採石場から石を運んでくるとか、ほとんど交通量のない県



道75号をトラックが通ってくる。工事を進めるのは我々ではございませんから間に入るといのは、まさにおっしゃるとおりでございますが。むしろ抗議参加者の体の安全を守るウェートのほうが今回は多いのです。まさにダンプカーに突入するとかです。皆さんは、警察がとめてくれると思って潜り込んでいくものですから、我々が万が一見逃してしまいますと本当に死人が出ます。緊張感を持って、県外から応援をもらって、やっているのはそういう趣旨でございます。数字だけがひとり歩きしているのですけれども、私から数字は言えないのでございますが、実はそれだけのウン百人の部隊が常に高江のFの入り口にいるかという、そうではございません。分散して配置されています。抗議の参加者の方が、例えば100人、200人と膨れ上がれば、分散配置しているところから引き剥がして連れてきたりしますけれども、実際にはサミット警備のようながちがちの警備をしいているわけではございません。辺野古と比べても特殊でして、辺野古は基本的にはあそこだけでございますけれども、高江は非常に広範囲を守らなければならない、かつ反対される皆さんの安全を確保する必要性がむしろ高いということで、我々としても機動隊の要請を撤回しろと言われても、手を引いたら本当に死人が出ます。では、沖縄県の部隊を回すかとなると生活安全、交通、刑事、別の警察活動が犠牲になってしまいますので、それこそ沖縄県にとって不幸でございます。そういった趣旨で、我々も辛抱して何とかやらせていただいているのが実態でございます。

**○仲宗根悟委員** 今、おっしゃるのはよくわかります。私自身もゲート前に行きました。抗議に参加している皆さんの安全を守ることが、私たち警察官の任務の一つです。そして、工事を阻害するようなこともかないません、できません。ですから、両方を指導していくというような内容と受けとめました。おっしゃるとおりです。確かに現状としては、40キロメートルの道のりに幾つかあって、いろいろな警備をしなくてはいけない、夜間もしなくてはいけないというような答弁もありましたが、やはり抗議者、反対をされている皆さんも秩序正しく、安全のためにはどうしたほうがいいのか。ぜひ、工事をされる方々、そしてここで抗議をされる方々との間に入って、收拾が図れるような方法をとっていただきたいなど。こういうことが、まずこれから入っていける打開策の一つかと思っていますので、この辺の努力をぜひ頑張ってくださいと思うのですが、最後にどうぞ。

**○重久真毅警備部長** まず一点だけ、先ほど私の言葉がちょっと過ぎて、死人が出るかもしれないと申し上げましたが、けが人が出るかもしれないというこ

とで修正させていただきます。

本当に難しい問題だと思うのですが、我々警察としては安全の確保、もうこれに尽きると思っているのをごさいます。明かせない部分はありますけれども、こういった議会の場等を通じまして、県民の皆様を中心に御理解いただくべく、しっかり説明をしていくということかと思ひます。引き続きよろしくお願ひします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありますか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 若干の確認をさせていただきます。ついせんだって、産経新聞と八重山日報にこのヘリパッド工事の妨害活動の記事が載っているわけですが、その確認をしながら御答弁をお願いしたいと思ひます。その妨害活動の中で、車両の通行を妨げたということで、県議会議員の所有する車が押収されているのですが、その事実はありますか。

○重久真毅警備部長 先ほど来申し上げておりますが、往来妨害として、この事件では、実際に妨害に使われた車両2台を私どもで証拠品として押収しております。私どもも報道も承知してございすが、警察本部長の池田が答弁したとおり、それは返したというような報道もあるようではございけれども、これは引き続き差し押さえ中ではござい。では、その車の名義人はどの御質疑でございけれども、報道は把握してありますが、これは捜査でございしますので、個別具体的にどなたの名義なのかということは、私の口からは申し上げられないということで申しわけありません。

○仲田弘毅委員 報道では実名も出ているのですが、その事実関係は間違いないですか。

○重久真毅警備部長 名義人が云々ということは申し上げられないのではけれども、事実関係としましてはそのとおりです。往来妨害罪で、私どもが男女各1名を逮捕しまして、証拠品である車両2台を差し押さえたということでござい。

○仲田弘毅委員 往来妨害罪ということで、証拠品としてその車両は保管されているという答弁ですが、この場合の実行犯と本人との共犯性についてはどう

ですか。

○重久真毅警備部長 この車両の実際の所有者と車両を実際に運転した使用者の2人の方がいらっしゃるわけですがけれども、その間に共犯関係はあるかどうか、指示があったのかなかったのかは、まさに捜査中のごさいますて、申し上げられないという状況のごさいます。

○仲田弘毅委員 ただ、メディアの記者に対して、自分自身も反対運動をしているので、反対運動の一環として車両を提供しているとまで述べているのですが、そういった事実も確認されていますか。

○重久真毅警備部長 個別の記事、それぞれについて、コメントを申し上げますけれども、いずれにしましても捜査中ということのごさいます。

○仲田弘毅委員 一つの事象について、賛成と反対があることはもちろんのことですが、ただ、思想的に、論理的に反対だから何をしてもいい、賛成だから何をしてもいいということではないと思うのです。ですから、法令遵守、遵法精神に基づいて、ましてや沖縄県の模範となるべき県議会議員が、そういった共犯の疑いが持たれるような活動はぜひ自粛していただきたい。これは要望でもあるのですが、また、その点について、両部長からもお話がありましたように違法行為に対しては看過できません。これは県民の生命と財産を守るという立場においては、沖縄県警察本部、あるいは公安委員会を通じてしっかりと頑張っていただきたい。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
当山勝利委員。

○当山勝利委員 いろいろと質疑があり、それに関連する方向で質疑をさせていただきますけれども、まずは最初の認識のずれがこのことを大きくしている可能性があるのでは、そのことを問いたいと思います。

沖縄防衛局から説明があつて、そのために公安委員に説明をされた。辺野古の前例があつたので、その前例も踏まえながら、他都府県に対して派遣要請等々の説明をされたというような事実関係だつたと思います。そこで、辺野古の前例があつたということですから、辺野古のことでよく御存じだと思いますが、あのときも反対運動の途中で、いろいろあつた中で、他都道府県に派遣要

請があったと思います。その後、そこに集まって抗議される方はふえたと私は思っております。どのように認識されていますか。

○重久真毅警備部長 辺野古の警備の際には、たしか警視庁に援助要求をして、部隊の派遣を受けたと記憶しております。我がほうの警備体制がふえたから抗議活動がより激化するという因果関係につきましても、もしかしたらそうなのかもしれません。ただ、我々が抗議活動をしているわけではないので、なぜ激化しているのかというのは、抗議をされている方々がどういう思いでおられるかということによるかと思うのですけれども、仮に機動隊がふえたから抗議活動がより激化するということであれば、それはいろいろな、基地建設や工事に反対というよりは、まさに警察そのものに対する反対活動ということでしょうか。機動隊がふえるから抗議活動がより強化されるというのは、私は因果関係は余りないのではないかと思います。

○当山勝利委員 そこがやはり意識の違い、認識の違い、それが大きな誤解を生んでいると思うのです。よそから機動隊を要請されたということが先ほどもありました。認識として、あくまでも工事者と抗議者の間のトラブル防止の話であって、その警備がふえたから激化するというのは本末転倒であるというようなコメントもそのとおりでと思うのです。でも実際は、辺野古では警備体制が強化されたことによって抗議者もふえているわけです。そういうことが起こっている、事前にそういうこともわかっているはずなのです。そこで多くの人を、多くの機動隊を導入するとなれば、それなりに激化するわけです。因果関係は、事前にわかっているはずなのです。ないのではない、あるのです。あるということをおかしているはずなのに、それだけの警備体制にすれば、余計に激化するだろうということは予想できたはずなのです。それを本末転倒という認識が—私は今の現状がいいとか悪いとか言う前に、この現状を解消しなくてはいけないと思っています。けれども一番最初の認識が間違っている。間違った認識でずっと来ていることによって、解決できないこともあるのです。そういう本末転倒の考え方は改めたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

○重久真毅警備部長 いずれにいたしましても、警察しか基本的に間に入れないわけでございまして、警察が警備体制をしなければ安全が確保できない。その対偶をとれば、安全確保をするためには警備をしっかりしないといけないということだと。先ほど少し申し上げましたけれども、仮に警察が本来とるべき措置をとらずに、工事関係者と抗議をされる方々の間でトラブルが発生すれ

ば、不作為を問われるのは我々警察でございます。我々は必要な体制を確保するという観点でこれまでやってきましたし、必要かつ十分だと現在でも思っている次第です。

**○当山勝利委員** 私は、警備をするとか、手を緩めろとか、違法な行為を見逃せとか言っているのではなくて、その意識の問題で、まず警備が多くなったことによって、抗議者もふえた可能性があるということは認識していただきたいということを言っているのもであって、そこで警備を緩めなさいという話をしているわけではないのです。その認識の違いが、ある意味解決できない方向に行ってしまう可能性だってありませんかということをお願いしているのです。そこら辺は、きちんと皆さんもこの部分に関しては考えていただきたいなと思っています。要は、よそから来ることによって抗議者がふえている可能性はあるということは、辺野古で証明されてます。そこら辺はきちんと認識していただきたいということです。

そもそも7月5日、6日に公安委員会のほうで議論されて、結論が出なくてという話がありました。その説明の中で、現場の現状を詳細に説明されたということでした。この現場の現状の詳細説明において、先ほど言われた40キロメートルと広いとか、いろいろ警備しなくてはいけないということで説明されたと思うのですが、なぜ結論が出なかったのかということは、不思議な部分であります。納得できる説明が欲しいということで、もう一度説明したというようなお話があったのですが、ということは最初で納得できなかったということなので、なぜ納得できなかったということと、どういう納得できるような材料を皆さんは説明されたのか、御答弁願います。

**○重久真毅警備部長** より厳密に言いますと、納得できなかったといいますが、もう少し判断する材料が欲しいということでございます。公安委員会としていろいろと判断するに当たって、もととなる材料、情報が欲しいというオーダーがまずあって、私から、そのオーダーに従って現場の状況を説明したり、いろいろな手段で説明をして、十分な材料を持っていただいたという次第でございます。

**○当山勝利委員** もう一つ、今議会で、公安委員の方々が、9月の下旬に高江のほうに実際に行かれて現場を見られたという御答弁がありました。そのときに県警から説明を受けたということでした。また、抗議者の方々からの声を聞いたのかというと聞いていなかったということだったと思うのですけれども、

これはそばと一緒にいられたので、現場で見られていると思っているので聞いているのですが、それは事実ですか。

○重久真毅警備部長 私が現場で説明しています。目の前でトラックに突進している人を警察官が押さえたりという現場もごらんいただいております。

○当山勝利委員 私は公安委員会と警察との関係、公安委員会は中立、公平、公正な立場でジャッジメントしなくてはいけないと思っておりますけれども、やはり警察側からだけの情報だと一方的な情報になる可能性があると思っております。そこら辺はきちんと公安委員会の御意見は聞きたいし、それから、本当にそのほうだけでいいのですかということは、私は御提言申し上げたいので、ぜひ公安委員の出席のもとにそこら辺は聞きたいと思っております。

それから、反対者の意見はそこで聞けなかったのですよね。そこだけ確認させてください。

○重久真毅警備部長 抗議をしている方からは、話は聞いていません。現場、事実をごらんいただいたということです。

○当山勝利委員 やはり情報というのは片側だけの情報だけではなくて、双方向の情報を得て初めて公平なジャッジメントができると思っておりますが、そこは警察の話とは別になりますから、それはよろしいかと思えます。

もう一つ、9月2日と5日に作業員を搬送されたと、この陳情にもありました。安全を確保するためということであったと思えます。そのときの前後かはわかりませんが、安全確保をするために、一般通行車両はとどめて置いて、通行どめにされたと思えます。作業車ではなく、一般車両です。一般車両は検問なり、もしくは県道を封鎖されたと思えます。これは安全が確保できるまで、そこにとどめ置いたという認識をしているのですけれども、それは正しいですか。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、警備部長から質疑の趣旨について確認があり、当山委員から一般車両に対する検問等の有無についての補足説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

重久真毅警備部長。

○重久真毅警備部長 本会議でも警察本部長からもるる説明がございましたけれども、既にこの県道上に反対派の皆さんが座り込みないし車を放置して、通行ができない状態になっているわけでございます。私どもとしましては、一般車両の方に、この先は行っても通れません。車がたくさん置かれていて通れません。人がたくさん座っていて危ないです。こういった情報の提供をドライバーの方に申し上げるわけです。中には「何だそういうことか。ではUターンして行くか、遠回りだけど」という方もいらっしゃいますし、「どれくらい待たばいいのか」と言って待たれる方もいらっしゃいます。それはケース・バイ・ケースでございますけれども、情報提供しないとそのまま突っ込んで行ってしまいますので、我々としてはしっかりと情報提供しております。

○当山勝利委員 9月2日と5日の話に戻りますが、作業員の方も二、三時間待ってもらったということだったと思うのですが、その後、警察の車で搬送されているわけです。そこで、なぜ安全が確保できるまで作業員の方を警察の方は、とどめ置かなかったのか。なぜですか。

○重久真毅警備部長 9月2日と5日の件についてお答えいたします。反対派の皆様が車を並べ置いて、作業員も含め、一般の方々も通れない状況になっていました。我々警察としては、一般の車両も通れませんので、車をどけてくださいと説得ないし警告をしてございましたけれども、二、三時間にわたって行いましたが聞いてくれない。作業員の皆さんは、その工事の現場まで大分あるわけですが、たしか3キロメートルぐらいだったと思いますけれども、歩いて行くという話までおっしゃっていたわけです。反対派の皆さんが車をバリケードのようにやっているところに歩いて行くわけですが、そこに反対派の皆さんが突っかかってくるわけです。我々も押しとどめはするのですが、その先3キロメートルを歩くというのは幾ら何でもあんまりだろうと。このままトラブル状態を3キロメートルにわたって続けるわけにはいかないのです。緊急やむにやまれず、警察車両を回して乗せて行っただと。これが実態でございます。では、反対派の皆さんが車のバリケードを解くまで待たせておけばいいのではないかというのが、今の御質疑の趣旨だと私は理解したのですが、明らかな違法行為をしているのは車を放置している側でございますので、それを看過するというのは警察としてはとりがたいかなと考えています。

○当山勝利委員 それを看過しているわけではないわけですよ。安全が確保できるまで、なぜとどめ置かなかったのですかと聞いているのです。

○重久真毅警備部長 車でバリケードをしていた人たちがどかしていただければ、安全は確保できるのですが、それは期待できなかったということでございます。

○当山勝利委員 先ほど一番最初に聞きましたが、一般車両はとどめ置いたわけですよ。作業員は車で搬送されたわけですよ。そこら辺に少なからず何か意図的なものを感じてしまうわけです。何かつじつまが合わない。作業員がどういう作業をされているか、警察は承知はしていないと思うけれども、基地内に搬送されたはずだから、とにかく基地内で作業されているとはわかっていると思います。だから、そういうことをわかった上で、ひょっとするとそれを手助けしていると見られてもおかしくないですか。

○重久真毅警備部長 ケース・バイ・ケースでございますので、常にこういう対応をとるというパターンが決まっているわけではございませんけれども、そのときは二、三時間、私どもとしてはやるべきことはやったつもりです。つまり、車をどかしてほしいと。ただ、やはり反対派の皆様は、一般車両以上に、作業員車両に対しては、特に厳しく反対の姿勢をとられるのではないかなと思います。いずれにしましても、作業員が歩いて行ったところに突き当たってくるわけございますから、これは我々としてはしっかりと安全を確保しないといけないと、そういう次第でございます。

○当山勝利委員 そこら辺なのです。一方は通さない、一方は車を押してでも連れて行く。そこで警察が公平中立ではないのではないかという感情が生まれるわけですよ。そういう対応をされればされるほど、抗議者はふえていくわけです。先ほど言った本末転倒もそうですけれども、そこら辺の意識とか、認識とかをもうちょっと県民側に寄り添わないと、もっと抗議者がふえてくる可能性があるわけですから、そこら辺はきちんとしていただきたいというのが私の質疑の趣旨です。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣光栄委員。



○**新垣光栄委員** 警備部長はヨーロッパから来たということで、人権を一番大切にしているのはヨーロッパだと思うのですが、今の民主主義は黙って自分たちで勝ち取ったものではなくて、闘って勝ち取ったという認識があると思うのですけれども、その上に人権があると。ヨーロッパから今回、沖縄県に来て、沖縄県の今の状況をどのように考えているのか。今、日本は国際人権法にのっかって、人権委員会に批准しようということで頑張っていると思います。その人権を安全に確保すること、どのようにして安全を確保していくかということが一番大切だと思います。それからすると、今、抗議している皆さん、そして工事を進めようとしている皆さんの安全を確保するためには、お互いに両方の立場になって対策をしないといけないと思います。先ほど当山委員からもあったように、一方に偏っていると見られているからこそ弾圧だというような抗議文も出てくるし、そういう思いで皆さんも集まってくると思いますので、そのことに関してどのように考えているか。

○**重久真毅警備部長** 私は、3年ほどパリにおりましたけれども、ちょうどいる間に何度もテロがパリ市内でも発生しまして、いろいろな情報収集とか、フランス警察当局とのやりとりなどに従事しました。爆弾テロとか自動小銃を使ったテロが発生して、フランスの警察も非常に大変な思いをしているわけですが、これは日本国内で起こってもおかしくないわけでございます。とりわけ沖縄県にはこれだけの米軍基地が集中していると言われてございますけれども、米軍基地などはまさにそのテロの対象であるわけです。いろいろなソフトターゲットと言われる人が集まる場所というのは、常にテロの危険性があるということで、私ども、沖縄県警なかんずく機動隊というのは、そういったテロが起こらないようにする。万々一、起きてしまったときに迅速に対処する。こういった任務を帯びている部隊でございます。今、メディアでいろいろ高江の件が取り上げられ、機動隊が悪者で、弾圧している、人権をじゅうりんしているというような書かれぶりがあるわけでございます。彼らの本来の任務は、まさに県民、国民の安全・安心を守ること。こういったテロがあったときに迅速に対処することを任務とする部隊であるということ、私自身のフランスの勤務を踏まえまして、部下の機動隊員や警備部の人員には指導しているところでございます。翻って高江の問題でございますけれども、先ほど来申し上げておりますが、我々は間に入って、双方にけが人が出ないようにする。抗議をされる方の立場を踏まえてくれというさまざまな御指摘をいただきました。口で言うのは簡単なのですが、なかなか立場をおもんばかることは難しいと私は思います。少なくとも警察としてできることは、行為をされる皆さんの安全

を確保する。これは警察の仕事です。行為をされる方の表現の中身には踏み込みません。彼らが表現をする際の安全を確保する。これがまさに我々警察として、最大限できる彼らの立場をおもんばかることだと思っておりますので、引き続きそういった精神で、私も部下の機動隊員を指示していきたいと思っております。

○**新垣光栄委員** その表現の自由を常に壊して奪っていったのが国家という認識があります。沖縄では戦争とかいろいろ歴史的な背景があって、そういう認識があるものですから、私たちが行動していく中で、弾圧されている、表現の自由が奪われているということになります。今、米軍基地をつくるのに本当に緊急性があるのか、危険性があるのか。そういうことが根底から違って、9年間、平和的に活動してきた。なぜ今、緊急性、危険性を伴ってまで、500名とか800名という数の機動隊員を動員しないといけないのかが私はわからない。もし、両方の立場に立って安全を確保するならば、工事を行おうとしている皆さんにも「待ってくれ。工事はできません。帰ってください。」というのが本来であって、わざわざ火に油を注ぐように、わざわざ危険なところまで連れて行かないといけないのかが疑問です。そういう行動が県民からするととても納得がいかない部分ではないかと思えます。また、簡易拘留所に長時間、強制的に連行するという事は逮捕ではないのか。弾圧されて、逮捕されたという認識しかありません。それはどう考えますか。

○**重久真毅警備部長** よく弾圧とか人権を不当にじゅうりんしているという批判を受ける立場にはございますが、決してそんなことはありません。繰り返しになりますが、反対派の皆さんも含めて安全を確保することを任務としておりますので、どうかそこは御理解いただきたい。これは先ほど仲宗根委員もおっしゃっていましたが、現場に行かれた方はおわかりいただけると思えます。警察が間に入って、けが人が出ないようにやっているということは御理解いただけると思えます。私どもとしては、それ以上でもそれ以下でもないという状況です。

○**新垣光栄委員** 工事をする方にも「今回は危ないから工事できません。」、反対集会をしている皆さんにも「やめてください。」とお互いの立場に立って、中立性を保って、住民の安全を確保して、集会の自由を保障していただきたい。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。  
休憩いたします。

(休憩中に、警備部長から比嘉委員の質疑に対する答弁の一部の撤回を行いたい旨の申し出があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

先ほどの比嘉委員の質疑に対する答弁で、警備部長から答弁の一部を撤回したい旨の申し出がありますので、発言を許可します。

重久真毅警備部長。

○重久真毅警備部長 先ほどの比嘉瑞己委員の質疑に対し、委員におかれては、危険ですので車列に対して潜り込んだりしないようにぜひお願いしますと言った点につきまして、撤回を申し上げます。

○渡久地修委員長 先ほど比嘉委員から議事録の提出の要求がありましたが、それに関しては、公安委員長と相談をして後ほど御返事をいただければと思います。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

午後 0 時 12 分 休憩

午後 1 時 31 分 再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、甲第 1 号議案平成 28 年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長

○金城武総務部長 ただいま議題となりました甲第 1 号議案につきまして、お

配りしました平成28年度一般会計補正予算（第2号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業のほか、当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、必要な予算を措置するものであります。

1 ページをお願いします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ69億8887万1000円で、補正後の改予算額は7611億9687万1000円となります。歳入と歳出の主な内容につきましては、後ほど御説明いたします。

2 ページをごらんください。

こちらは、歳入歳出の財源内訳となっております。

3 ページをごらんください。

歳入内訳について、御説明いたします。

地方交付税の2億4370万円は、地方交付税の予算未計上分を補正予算の財源として活用するものであります。国庫支出金のマイナス3億3923万5000円は、母子福祉費等の国庫負担金及び沖縄振興特別推進交付金等の国庫補助金となっております。

4 ページをごらんください。

繰入金の7億6992万3000円は、沖縄県子どもの貧困対策推進基金及び地域医療介護総合確保基金に係る繰入金となっております。繰越金の17億8538万3000円は、平成27年度決算剰余金の一部を補正予算の財源として活用するものであります。

5 ページをごらんください。

諸収入の1億円は、TPP対策関連事業に係る財源の一部を国から基金管理団体を経由して受け入れるものであります。

県債の44億2910万円は、大型MICE施設受入環境整備事業などに係るものであります。

以上、歳入合計は69億8887万1000円となっております。

6 ページをごらんください。

歳出内訳について、主な事項を御説明いたします。

上から4番目の企画部の科学技術振興費1億4360万5000万円は、高度なライフサイエンス研究に必要な研究設備の導入等に要する経費であります。

2つ下の環境部の環境影響調査費1億1028万8000円は、慶佐次川流域における生態系の再生などに要する経費であります。

7 ページをごらんください。

上から3番目の子ども生活福祉部の社会福祉諸費6875万4000円は、社会福祉法人の経営・労務改善に向けた取り組みの支援や介護職員に対する医療行為の研修などに要する経費であります。

8ページをごらんください。

1番上の子育て総合対策費2億8822万3000円は、子供の貧困対策に取り組む市町村の支援や非課税世帯の高校生に対する学習支援などに要する経費であります。

9ページをごらんください。

1番上の保健医療部の地域医療対策費5億7314万8000円は、がん診療連携拠点病院に設置される病理診断センターの運営助成及び地域医療介護総合確保基金の積み立てなどに要する経費であります。

下から2番目の農林水産部の家畜畜産物流通対策費12億8118万4000円は、衛生・品質管理に対応した食鳥処理施設の再編整備に要する経費であります。

10ページをごらんください。

下から3番目の漁村地域整備交付金3億545万円は、漁業の生産基盤及び漁村における生活環境施設の整備に要する経費であります。

11ページをごらんください。

下から3番目の文化観光スポーツ部の観光宣伝誘致強化費6億5426万円は、国内観光客の誘客プロモーションや航空路線の誘致などに要する経費であります。その下のコンベンション振興対策費は、当初予算に計上した大型MICE施設の用地費について、その財源をソフト交付金から県債及び一般財源に振りかえるものであります。

12ページをごらんください。

1番下の土木建築部の那覇港開発推進費2億8411万8000円は、那覇港総合物流センターの整備や臨港道路の無電柱化などに要する経費であります。

13ページをごらんください。

1番上の港湾改修費5億6137万8000円は、与那原・宜野湾両マリーナにおける施設整備や本部港における立体駐車場整備などに要する経費であります。

4つ下の公共離島空港整備事業費3億5833万円は、離島に所在する4空港における旅客待合室の整備などに要する経費であります。

14ページをごらんください。

以上、歳出合計は下の合計欄のとおり69億8887万1000円となっております。

15ページをごらんください。

繰越明許費に関する補正であります。

予算成立後の事由により、年度内に完了が見込めない事業について、適正な

工期を確保し、契約を早期に締結するため、含蜜糖振興対策事業費など18の事業で、合計83億5913万8000円を計上しております。

16ページをお願いします。

債務負担行為に関する補正であります。

上段は債務負担行為を新たに追加するもの、下段は既に設定した債務負担行為を変更するものとなっています。このうち、上段の家畜畜産物流通対策費は、先ほど御説明した食鳥処理施設整備事業に関連し、後年度分の事業費について債務負担行為を設定するものであります。

17ページをお願いします。

地方債に関する補正であります。

1番上の大型MICE施設受入環境整備事業は、MICE施設に係る用地費の財源を振りかえることに伴い、県債を発行するものであります。

以上が、甲第1号議案平成28年度一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する予算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○**又吉清義委員** 今、説明がありました平成28年度一般会計補正予算（第2号）説明資料の9ページからお願いします。

まず、農業経営構造対策費の補正で1億2000万円が入っております。備考欄を見ると、高収益の作物・栽培体系への転換に資する取り組みに必要な施設ということですが、これについて何をどういうことをして高収益につながっていくかを、もう少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○松尾安人園芸振興課長 この農業経営構造対策費の1億2000万円ですが、これは昨年10月に12カ国間で締結されたTPP協定が大筋合意に至って、国では総合的なTPP関連対策大綱を昨年の11月に決定しています。その中で、攻めの農林水産業の転換ということで、1、次世代を担う経営感覚にすぐれた担い手の育成、2、国際競争力のある産地イノベーションの促進、3、高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓などを促進することとしております。これによって、国は平成27年度補正予算において、水田・畑作・園芸などの産地の強化策として、産地パワーアップ事業を講じたところであります。

この産地パワーアップ事業の概要ですが、水田、畑作、野菜、果樹などの産地が地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づいて、高収益な作物、栽培体系の転換を図るために、そのための取り組みを総合的に支援する事業となっております。事業の中身としてましては、沖縄県の場合は、特に生産支援事業ということで、農業機械のリース、あとは農業資材—パイプハウスの骨組みとか、ネット被覆資材等の多年度利用できる資材等を補助しながら高収益な農業ができるような、そういうような対策についての支援を行うということになっております。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、又吉委員から備品関係はないかとの確認があり、園芸振興課長から備品はないとの追加説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 大事な点は、今みたいに施設を強化する、そしてどれを営業品種とするか、それも非常にいいことです。そこで皆さん、ここ30年前から、農家に何が起きているか。作物を高品質にする、高収益にする、TPPに対抗するためにいい品物を出荷するに当たって、やはり農業というのは何を基盤にするかということ、施設以前に大地を基本にするわけです。大地を基本にする中で、大地の土づくりの基本が全然なくなっておらんという感じがするのです。これについては、高収益にする場合において、私は非常に不可欠だと思いますが、具体的に今、沖縄中、世界中で畑が死に始めているというのは御存じでしょうか。そして、これにどう取り組むのかということも御存じでしょうか。

○松尾安人園芸振興課長 我々は園芸作物を担当している部署ですが、園芸作物の中では、やはりその土づくりは大切なことですので、作物を植える前に堆肥をしっかり入れてもらう、もしくは夏場の休耕期間を利用して、緑肥といいますか、堆肥になるような草を植えてもらって、それをすき込みして、土をやわらかくしてもらおう。そういうことを農業改良普及センターを通じて、また、JAの営農指導員等を通じて、指導しているところでございます。

○又吉清義委員 土づくりをしているのもよく知っています。しかし、これまで40年間、50年間、60年間進めた土づくりで、死に始めている畑が出始めたことに気づいてますかと聞いているわけです。気づいているか、気づいてないかでよろしいです。

○松尾安人園芸振興課長 確かに地力、畑の力と言うのでしょうか、それが低下しているところもあるのかなど。一概に全部とは言いませんけれども、そういうところも確かにあるとは認識しております。

○又吉清義委員 ぜひ課長にお願いしたいのは、今、沖縄でも、糸満でも出ているし南部地域でもこういう畑がたくさん出始めております。ですから、従来やってきた堆肥づくり、地づくり、これが間違えていたからこういう結果になってしまったのですよ。何も沖縄だけではないですよ。世界中で広がっています。私たちは、簡単な用語で畑のメタボリックと言っておりますけれども、そういう畑で育った野菜を食べると今度はどうなるかですよ。助言しておきますけれども、お互いが食べている野菜というのは植物ですから、収穫してきたら枯れる物です。私たちは、今、腐れる野菜を食べているということを十分認識していただきたい。そういった腐れる野菜が食べられることを一極端に言うと日本の基準にはそれはありません。今ヨーロッパや世界では3000ppm以上は食品として出荷できないのです。日本は9000ppmとか、ひどいのは1万ppmもある成分入っております。県とか、JAとかが進めている土づくりのせいです。だから、そういうことに早く気づいてもらいたい。現場に行ってもらいたい。ですから、今皆さんが幾らいい土でつくろうが、ハウスをつくろうが多分無理ですよと言いたいわけです。大事な大地も大事にしてください。そして、施設もこういうことをするといい物ができますということを私ははっきり言います。その部分を県の皆さんが気づいて指導しないとどんどん農家は大変なことになりますよ。ですから、それを県として早急に取り組んでいただけませんか。農家を紹介してください。私がいつでも紹介しますよ。沖縄中の。この畑



もこうです、この人も即気づいて対応していますと。でも残念なことに、県からは何の支援もないのです。みずから取り組んでいる。そういうのを少ししっかりと、高品質を目指して世界に輸出できるいい物をつくる、そして県民が健康になる。もう少し原点に帰って、こういった調査をする費用を当ててやっていただきたいということをお願いしたい。いかがですか。

○松尾安人園芸振興課長 又吉委員の提言、貴重な意見として受けとめたいと思います。現場では、先ほど肥料まみれというお話もありましたが、土壌分析を行いまして、余分な肥料を使わない栽培をすとか、あとはそういうメタボリックのようなことにならないような栽培指導を心がけていますし、今後とも、エコファーマーや特別有機農業というところも注視しながら、現場で進めていければなと考えております。

○又吉清義委員 今、園芸振興課長が言う土壌分析も当たっています。でも、県がやっている土壌分析では出てきませんと明確に言います。皆さんの項目は少な過ぎる。県がやっている土壌分析の結果では、あの部分は出てきません。民間でやっている土壌分析では出てきます。きょう私が持っている資料を差し上げますから、これを見たらすぐわかります。この畑は死に始めていると、あと何年しか使えないと。検査項目を見ると少な過ぎるのですよ。そして皆さんはなぜ畑がこうなるかの予備知識がないものですから、そこまで検査しないのですよ。この農家は県に資料を出してやってくれと見せたのですが、原因がわからない。民間では一発で原因が出てきましたよ。ほら、この部分ですよ、見てくださいと。皆さんにその知識がないから、検査の中身が違うのです。ぜひ、そこまで検査をするにしても、もう少しハイレベルな検査をしていただきたい。以前では考えられませんでしたから当たっています。以前は、そんなことが起こると誰ひとり考えませんでした。しかし、これがぐんぐんふえていますよ。ぜひそこまでレベルアップをしていただきたい。あとで民間で行っている検査レベルの資料をとってきまして差し上げます。

次は、含密糖振興対策事業という中で、離島地域における近代的な製糖施設の整備補助に要する経費ということですが、ここで非常に大きなポイント、近代的な製糖施設の整備補助ということですが、従来の製糖工場とここである近代的な製糖工場でどういった部分がどう違うのか。それを少し説明していただけますか。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から執行部に対して円滑に質疑・答弁できるよう事前に準備するように指導があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

屋宜宣由糖業農産課長。

○屋宜宣由糖業農産課長 近代化の中身についてですけれども、今回、含蜜糖製糖施設については、既存の物が建設から40年から50年と経過しております。老朽化をしているということで、近代的な施設へと建てかえをしているところでもあります。具体的には製品歩どまりの向上、一部工程の自動化、食べ物ですので清潔区域等の区画の完全化、徹底した温度・湿度調整のもとで製品管理が行えるような施設の整備を行っているところであります。

○又吉清義委員 要するに皆さんがやろうとしている製糖工場は、まずシュレッダーが出てくる、圧縮機が出てくる、注加水が出てくる、そして前置効用缶が出てくる、五重効用缶が出てくる、結晶缶を通る、ミキサーを通る、そして、1カ所は自動分離機に行く、1カ所はマグマミキサーを通過して砂糖等が出てくる。そういった工程の設備だと思うのですが、大体そういった感じの設備に間違いはないですね。

○屋宜宣由糖業農産課長 現在行われている製糖の工程そのものに手を加えるものではありませんけれども、それぞれの工程そのものを、高効率化していく、自動化していくという内容になっております。

○又吉清義委員 自動化は30年前からありますから、気にしないでください。最初にやった人とよく接しているものですから、誰が自動化したか。一緒によく研究しているものだから、全部自動化なのは事実です。これからT P Pに立ち向かおうとしているときに、従来やっているシステムでやると、やはりどうしてもコストが上がる。一番大事な点は何かということ、近代的な設備にすることによって単価が上がるのだったら、私は強いて助言しませんよ。私は多分単価も下がるだろうと。もっとある発想を加えたら。そして、やはり最終的な目標は何かということ、そういった手法で砂糖をつくる、黒砂糖をつくる、分蜜糖をつくった場合に、何でこんなにおいしいのかなど。従来、私たちが食べている黒砂糖よりも圧倒的においしいと。ですから、お互い研究する価値があるの

ではないかと。従来どおりやって出荷するのではなくて、これより工程も短くなる、コストも安くなる、味もよくなるのであるならば、私は研究する余地はあるかと思えます。そういった技術を大いに取り入れるべき価値があるかと思えますが、今、補正を組んだ施設にそれをつくれという無理な話はありません。今後ある場合に、このサトウキビ生産は、離島を守る意味で大事な産業です。ぜひ、そこが活性化してもらいたい、もうかってもらいたい。そういった技術をもっと頭をやわらかくして導入してもらえないかなど。とても頭がかたいなと思うものですから、あえて申し上げているのですが、いかがでしょうか。工程もさらに短くなる、コストも安くなる、おいしくなるのでしたら、私は改善する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

**○屋宜宣由糖業農産課長** 今の委員の御意見のありました新しい製糖方法の部分については、現行、ボイラーを使用する、いわゆる加熱して水分を飛ばしていくというような製造ですけれども、その他、逆浸透膜を活用した手法もあるというようなことも先日、指導いただいたところですが、そのあたりについても沖縄県黒砂糖工業会、関係団体、製糖工場ともまた相談しながら、これから調査しながら、情報収集に努めてまいりたいと考えているところであります。

**○又吉清義委員** ぜひそういった近代的設備を目指して、既に諸外国ではそういうふうにはしかやっておられません。こういった従来の形でやっているのは、沖縄だけです。そういったよい技術を大いに取り入れていただきたいなど。よい答弁でしたので、ぜひ調査研究をして、また次なるステップのときには、そういった分密糖工場のときには、ぜひ発想を変えていただきたいということをあえて提言しておきます。

あと1点。この下にさとうきび生産振興対策事業費とありますよね。この中で現実的問題として、病害抵抗性の高いサトウキビ品種の緊急増殖に要する経費ということですが、要するにサトウキビ生産を上げて、農家の所得向上に向けて、そういった対策事業をしていると思うのですが、そういった考えでよろしいでしょうか。

**○屋宜宣由糖業農産課長** 今回補正で上げております、この予算の中身ですが、宮古島地域を中心に現在栽培されております農林27号という品種がありますけれども、その品種の栽培の中で、株出し回数を多くして、在圃期間一畑にある期間が2年、3年と長くなると黒穂病というサトウキビに特有な病気があるの

ですが、それがちょっと大発生のおそれがあるということが今回判明いたしました。それで、農林27号の黒穂病に抵抗性がある品種に切りかえていこうということで、今回予算を組ませていただいたものであります。

○又吉清義委員　ですから、そういった農林27号に黒穂病が出てくる。出ることによって農家としては収穫ができなくなる。やはり収穫量をふやすためにもそういった品種改良だと思えるのですけれども、農家の生産をふやす意味で皆さんがこれまでずっと取り組んでいることは私もわかります。しかし、この中でちょっと残念なのが、サトウキビ生産、例えば30アール当たりの目標数字は幾らなのか、現実的にどうなっているかということなのです。

○屋宜宣由糖業農産課長　昨年は一歩増収となりました。ただ、それでも10アール当たりの、いわゆる300坪当たりの収量につきましては5700キログラム余りでした。県で目標としている数値を言いますと、向こう10年間で6300キログラム。まだあと約1トンほどの開きがありますけれども、全体の平均での単収で、それぐらいを目指していこうということで今、取り組んでいるところであります。品種改良についても、せんだって9714という新しい品種が奨励品種として採用されましたけれども、これは10アール当たりの収量が従来品種に比べると高いと。なおかつ沖縄県の北から南の全域で収量が高い特性を示すということで、今回奨励品種として採用させてもらったものもあります。目標としては、昨年度、現行よりもあと800キログラムほど伸ばしていこうということにも目標を置いているところであります。

○又吉清義委員　10アール当たり6トンと言っているのですが、正直に言ってお互いが小さいころは10アール当たり8トンも出ているのです。これは年々衰退する一方です。皆さんは統計を出して、衰退している現状をわかっている。しかし、皆さんは衰退していく中でも同じ取り組みしかしない。これでいいのかなということをあえて私は申し上げたいのです。皆さんの10アール当たり6トンという収量目標というのは、私ももともと好きでそういったことをあっちこっち調査するのですが、本当におじいちゃんがわずか3アールで11トンを出すのですよ。やり方が皆さんと根本から違うからです。皆さんはいろいろな対策事業をしております。それでも衰退していく一方ですから、どうしたらそれが改善するかということをおはもっと前向きに考えてもらいたいなど。従来こういう事業を組んでるからそのままいいと。いい例がかん水対策事業です。あんなに大きい8トンのタンクを買って、農家はかん水するときは10トン車を

借りて、クレーンでタンクをそこに積んでから行く。農家としては負担が非常に大きいものだと思うのです。それよりは、農家がかん水しやすい方法であれば、バキュームカーを買って、どうぞ勝手に使いなさいと。ひとりで運転できる。水をまきたいけれども、クレーンを借りて、そして10トン車を借りて、そこにタンクも買って積んで持っていく。いろいろな人件費が出ていく。今までいろいろ取り組んでいる事業そのものも根本から考え直してもらいたいと、これでいいのかと。そのようにあえて申し上げたいのですが、とにかく単収を上げないと大変になりますよ。6トンではなくて最低8トンを目標として置いてもらいたいということを、あえてお願いしたいのですがいかがでしょうか。

**○屋宜宣由糖業農産課長** 先ほどの土づくりの御意見でもそうでしたけれども、現場でもし優良な事例等がありましたら、そういったものを随時取り上げて、今後また取り組んでいく事業の中で、ぜひ生かして、少しでも収量のアップ、安定生産に資するような事業の仕組み方等に参考にさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

**○又吉清義委員** 数値にきっぱり出ておきまして、特に離島のサトウキビ畑を見たら余りにもかわいそうで、これでは人口が減って当然だよなということを痛切に感じたのです。正直に言ってあんなにひどいとは思いませんでした。ですから、今のかん水のあり方にしろ、もう一つの根本は土づくりです。これを40年、50年やっている段階で、もう今、害が出てますよということをぜひ認識していただきたい。

次に、16ページをお願いします。

16ページの債務負担行為補正からお伺いしますが、その沖繩 I T 津梁パーク企業集積施設整備事業で少し詳しく説明していただきたいのは、平成29年度から平成44年度までに限度額11億4000万円余りの企業集積施設4号棟賃借料が入っております。中身を見ていないので余り強くは言えないのですが、これは賃借料ですから、そのまま建物の賃貸料だと思っているのですが、それで理解してよろしいでしょうか。

**○大嶺寛情報産業振興課班長** おっしゃるとおり15年間の賃借料ということになっております。

**○又吉清義委員** 15年間で11億円の賃借料なのですが、この建物は具体的にどのぐらいの物件なのですか。

○大嶺寛情報産業振興課班長 これは入居企業との調整になっていくものなのですが、大体1万平米ぐらいの土地に3000平米ぐらいの3階建てのRC鉄筋コンクリートの建物を建てて、建設費用としては大体5億円から6億円ぐらいの物件になります。

○又吉清義委員 余計疑問に思ったのですが、5億円から6億円しかかからない物件をなぜ11億円で借りるのですか。つくったほうがいいのではないですか。ですから、物件がどのぐらいのものか非常に知りたかったのです。

○大嶺寛情報産業振興課班長 具体的に使用料の中身につきましては、まず民間企業に委託するのですが、設計費用、管理費用、先ほど申し上げた建設費用、その中に15年間の維持管理費用、リース手数料、消費税、土地の賃貸借料、保険料や諸経費、そういったもの込みで予算上は11億円と計上させていただいていますが、これを公募して民間のディベロッパーを選定するというようなスキームになっております。

○又吉清義委員 少し理解できなかつたのですが、今、皆さんがつくった建物—1万平米というのは100メートル掛ける100メートルです。これは延べ床面積が1万平米なのか、1フロアで1万平米なのか、その辺からもう一度お伺いします。

○大嶺寛情報産業振興課班長 敷地の面積が1万平米になっております。建物は延べ床面積で3000平米ぐらいで、1フロア1000平米の3階建ての構造になっております。

○又吉清義委員 そうすると3000平米の1フロアとは、要するに壁と柱があって、電気、水道があって、それで終わりかと思うのですが、そういった建物を借りるよりはつくって貸したほうが早いです。この建物は何億円かかりますか。

○大嶺寛情報産業振興課班長 事業全体の事業スキームを説明させていただきますと、この事業はIT津梁パーク内に民間の資金とノウハウを活用してオフィスビルを建設する。それでIT企業を集積していくということが事業の目的になっております。具体的には、まず入居したいという民間企業の申し込みからスタートします。その時点で、県としては入居するにふさわしい企業かどうか

かということ審査させていただきまして、内定した段階で、入居企業と建物の規模、仕様を協議して決定した後に、沖縄県が民間のディベロッパー—開発事業者を公募します。その際に民間事業者を選定させていただいて、彼らの資金とノウハウで建物を建設します。建設した後は、県が民間のディベロッパーから15年間借りて、賃借料を払うのですが、入居企業から同じ額の使用料を県に納めていただいているような形の、PFIに近いような事業スキームになっております。

○又吉清義委員 なかなかわかりづらいですね。要するに民間と一緒に開発して、建物をつくって、県は11億円の賃借料を建物主に払う。借りている人は、皆さんに賃借料を払うと。そういった解釈でいいのですか。

○大嶺寛情報産業振興課班長 おっしゃるとおり賃借料と使用料で相殺するような形になります。15年度以降は、沖縄県に施設の所有権をディベロッパーから無償で移転するというような契約内容になっております。

○又吉清義委員 理解できないです。3000平米であれば6億円、7億円、8億円で建物をつくれるかと。つくって、別に皆さんが払うよりは、民間にもっと安く貸すことによって、民間は活性化するのではないかと思います。具体的に皆さんが11億円払うのに対して、賃借料は1年間当たり幾らを見込んでいるのですか。

○大嶺寛情報産業振興課班長 1年間に換算しますと大体月500万円から600万円ぐらいになりますので、大体6000万円ぐらいの賃借料を見込んでおります。

○又吉清義委員 あえて質疑はしませんが、どうかなと。改めてまたやります。次に、電子自治体推進事業というものがあります。これが平成29年度から平成33年度まで、当初の限度額が1億8700万円だったものが、急遽5億8000万円になっております。当初の限度額の債務負担行為を組んだのは、どの議会で組んでいたのか御説明をお願いします。

○上原孝夫総合情報政策課長 総合情報政策課で職員一人一人が使うパソコン、それからネットワークの調達などを行っています。今年度は、番号系のネットワーク、パソコンの調達として1億8772万8000円を当初予算で組んでおります。

○又吉清義委員 2月定例会で1億8700万円という予算を組む中で、平成29年度から平成33年度までの一つの事業費として皆さんは計画していたかと思うのです。これが半年もたたないうちに3倍の額に膨れ上がっているものですから、あえて聞いているわけです。今回、3倍に膨れ上げないといけない理由は何でしょうか。

○上原孝夫総合情報政策課長 今回、新たに、我々が使っているコーラル21というネットワークがあるのですが、そこに5400台ぐらいパソコンがつながっております。我々がインターネットをするときは、直接そのパソコンからインターネットをする。あと庁内のネットワークにぶら下がっているシステム—財務とか人事とかいろいろなシステムがありますが、全部先ほど言ったコーラル21のネットワークシステムで使えるようになっていきます。昨年12月に総務省から、我々自治体が使っているネットワークをインターネット用とL G W A N用—L G W A Nというのは、行政自治体が専用で使っているネットワークで、インターネットとは分離されたネットワークでございますが、それと分けなさいという指示がございました。そのためにインターネットとL G W A Nを分けるためのサーバー類、装置類を今回調達して、そのための費用として3億9268万9000円を債務負担行為として起こしております。

○又吉清義委員 ですから、今、説明では12月にそういう事情がわかる中で、2月定例会では1億8700万円しか組んでいないと。これが6月補正でも出てこない、9月定例会でぽんと出てくるものですから、少し事業計画性がないのかと。12月にわかった時点でなぜ2月定例会で、せめて6月定例会で組まなかったのかということをお願いしたいわけです。なぜ、あえてこんなにゆっくり出てくるのかという理由を述べていただけませんか。

○上原孝夫総合情報政策課長 先ほど申し上げたネットワークの分割のためにはいろいろ方策がございまして、単純に言えば、職員一人一人にもう1台パソコンを配るということで、2台体制にするためのネットワークを組むというやり方とか、それから今我々がやろうとしているやり方は、今あるパソコンにもう1台追加ではなく、パソコンをコーラル21ではインターネット用とL G W A N用の両方をごっちゃになって使っていますが、インターネットを使う場合は、インターネット用のネットワークを新たにつくりますので、そこからインターネットに行くということで、そのサーバーに一旦アクセスしてからインターネ



ットに行くと。そのインターネットから、例えばメールやホームページなどで資料をダウンロードするときは、我々のパソコンに直接来るわけではなく、一旦サーバーに落とします。そのサーバーで、例えばメールにウイルスといったものが添付されていた場合は、それを無害化ということで除去して、安全なファイルにして、我々のパソコンに取り込むというような形で、いろいろなやり方がありまして、その経費が我々が当初に見積もったときに業者によってすごくばらつきがありまして、3億円から16億円など相当な差がありましたので、我々はそれまで精査して、この金額で債務負担を起こしたところでございます。

○又吉清義委員 それを精査するのに時間がかかったということかもしれません。今のようにウイルスが入ってくる装置に関しても一ということとは、まだ県のパソコン、インターネットが完備されていなかったというようにしか聞こえないのですが、これを行うことによる費用対効果はどう見ておりますか。

○上原孝夫総合情報政策課長 昨年6月に発覚しましたが、日本年金機構で個人情報漏えいなどがございました。もし県庁のネットワークでそういうことがありましたら、社会的な制裁とか、場合によっては損害賠償とか、県が持っている重要な個人情報が漏れますので、そうったことで罰にも問われますので、費用対効果云々というよりは、それは当然やってしかるべき。あと国からの通知もございまして、そのための予算措置として地方交付税措置もございまして、そういったことで当然やらないといけないと思っております。

○又吉清義委員 やるなではないです。そういった非常に重要なポジションであれば、12月にきちんと受けているのですから、せめて6月までにするように努力してもらいたいと。今、そのように重要な情報が漏れたら大変だからやっているということならば、漏れてはいけないことだし、やらないといけないものならば、もっと頑張ってくださいと。極端に言えば約10カ月近くもかかっている。もっと早急に取り組んでももらいたいと。そして完備されていないのであれば、やはり早急にやってもらわないと、県民であれ、皆さんが迷惑するということを、あえて言いたいものですから申している次第です。

次に、17ページに入りたいと思います。

大型MICE受入環境整備事業で、MICEの土地購入費で沖縄振興一括交付金が減になりますが、減になった金額というのはどうなるのか、御説明をお願いします。

○**金城武総務部長** 今回の補正でM I C E施設の用地費、国費ベースで申し上げますと50億5000万円減額しております。ほかの事業に振りかえているのが、国費ベースで40億5000万円を振りかえるという状況でございます。

○**又吉清義委員** 50億5000万円の減にして、40億円をほかの事業に振りかえるということなのですが、補正予算でなかなか見つけ切れないものですから、どの事業に振り分けているのかということをご丁寧に御説明できませんか。

○**金城武総務部長** M I C E施設用地費につきましては、事業を振りかえるということで、各部局からのいろいろなニーズを把握した上で振りかえておりまして、全体で46事業ございます。その中の継続事業で主な事業を申し上げますと、含みつ糖製糖施設近代化事業、外35事業ということで24億6500万円で、一般会計の県負担分も入っております。それから、新規事業で申しますと、食鳥処理施設整備事業外9事業ということで24億7300万円、国費、県負担分を含めて合計で49億3800万円を予算計上しているところでございます。

○**又吉清義委員** ぜひ、振り分けた予算がここに行きましたというものを資料としていただけませんか。

○**金城武総務部長** 提供いたします。

○**又吉清義委員** 次に、大型M I C E受入環境整備事業の中で、総事業費513億円ぐらいの整備事業になっているかと思うのですが、このようなM I C E事業の整備費に関しては、例えば中部市町村会、いろいろな首長の皆様方には随時説明しているのか、していないのか。M I C Eが西原町の用地に来るということで、そこで終わっているのか。今までに説明会云々はどのように行っていますか。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** 住民説明ということですが、我々としては東海岸地域サンライズ推進協議会等とも連携をとりながら、現在まちづくりビジョンを策定しておりまして、今月2回にわたって西原町、与那原町の両町にM I C Eについての住民説明会をして、住民の方に周知を図ろうということを計画しているところです。

○**又吉清義委員** まちづくりビジョンということで、では、これから図るとい

うことですか。図ったということではありませんよね。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** 現在、M I C Eとはというそもそも論も含めて、今後のまちづくりのビジョンのあり方を御提案するというので、これから住民説明会を行うということで、まだ住民説明会は実施していません。

○**又吉清義委員** まだ住民説明会もしていないということですが、各市町村の長には説明云々はしておりますか。これもまた今からですか。こういったミーティング等もありましたか。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** まちづくりビジョンの策定委員会には両町の町長においでいただいて、事務局として市町村の方々と一緒に策定しているところです。

○**又吉清義委員** まちづくりビジョンを両町長と一緒にやっているということですが、そうすると、具体的に何回ぐらい集まって、いつまでにこのビジョンはできるのですか。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** この5月から行っていまして、既に2回審議を重ねているところです。現在3回目を10月11日に予定していまして、そこで御議論いただいて結論を得たいと考えております。

○**又吉清義委員** 例えば、このM I C E事業で、当初、新年度予算ではお互い一括交付金でやろうということを進めてきました。しかし、一括交付金でできないということで起債事業に変わりましたが、やはり起債であれば県民の負担であるのは事実なのです。皆さんはいとも簡単に財源取りかえをしようとするのですが、私は財源取りかえする前に、やはり議会で、県民にこういうことのおわびがあってもいいのかと、議会でそういうことになりましたと訂正することはなかったかと思いますが、これは部長ありましたか。

○**金城武総務部長** 御指摘の部分でございまして、直接的に謝罪といえますか、そういうことはやってございません。ただ、確かに額は非常に大きくて、影響が大きいということでございまして、M I C Eの分は減額になりますけれども、それにかわる新たないろいろな事業を立ち上げて、県民のためのいろいろな事業を実施してまいりますので、トータルとして、結果として、やはりいろいろ

な事業もまた新たにできますので、沖縄のいろいろな振興に資するような取り組みをこれでまた一生懸命やっていきたいと考えております。

○又吉清義委員 どうも起債でこのように50億円余りの予算を組むということはすごい財源取りかえです。これが何の説明もない。謝罪もない。本当にこれでいいのかなと非常に疑問視します。では、一括交付金が使えない分は、こういうふうに仕分けたということなのですが、これから用地購入をして513億円の事業をしようということですが、この513億円の予算の内訳、財源のめどづけとして、またこれも起債で行うのか、一括交付金をもくろんでいるのか、この中身はどのように予定していますか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 大型MICE整備については、国で定めた沖縄振興特別推進交付金の交付要綱で交付対象事業であるということで、観光振興に資する事業に該当するものと考えておりまして、今後事業の必要性について、国に丁寧に説明していきたいと考えております。

○又吉清義委員 これを一括交付金で行うに当たって、国にこれから要請するということは、具体的に交渉してみないとわからないかと思うのですが、一つ気になるのは、このように莫大な513億円の予算が一括交付金のハード面から出ていくことによって、例えば、市町村で計画した事業計画にこの影響はないものかどうかということで、しっかり財源内訳といいますか、事業計画はできているということで解釈してよろしいですか。

○金城武総務部長 基本的には沖縄振興特別推進交付金—ソフト交付金につきましては、県分と市町村分の枠組みといいますか、5対3という配分がございしますので、当然県としては、その県分の枠の範囲内で、この事業も展開していきたいと考えております。

○又吉清義委員 では、影響はないということで理解してもよろしいですね。

○金城武総務部長 その配分の中で、実施できるように取り組んでいきたいということでございます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 説明資料3ページの国庫支出金のところで、沖縄振興特別推進交付金の保健医療部の分について減額があります。この説明をまずお願いします。

○諸見里真保健医療政策課医師確保対策監 今回、減額している金額は、主に県で実施しています医師派遣等推進事業の財源について、一括交付金から沖縄県地域医療介護総合確保基金に振りかえるというものでございます。

○比嘉瑞己委員 それによって事業自体が滞るということは、あるのかないのか教えてください。

○諸見里真保健医療政策課医師確保対策監 当事業につきましては、昨年度までは、先ほど言いました沖縄県医療介護総合確保基金で実施していました。今年度から一括交付金、本県の特殊事情に該当するのではないかとということで、一括交付金を使用することで計上しておりました。ただ、この間、国との調整の中で事業スキームについてなかなか合意をとれなかったものですから、今回一旦一括交付金を取り下げて、昨年まで実施していました医療介護総合確保基金で実施することとしております。今のところ必要な財源については確保できる見通しが立ちましたので、当初の計画どおり支障なく実施できるものと考えております。

○比嘉瑞己委員 事業自体に影響はないということで安心いたしますが、離島とか僻地の医療に関して、まさに沖縄の特殊事情なので、私も一括交付金の活用ができるものだと思うのですけれども、国からどういう指摘がなされていて、今後皆さんは、それを受けてどういった対策をとるつもりでしょうか。

○諸見里真保健医療政策課医師確保対策監 これまでの国との調整の中では、事業スキームの中で具体的に言いますと、県内外の医療機関から医師を送っているわけですが、その受け入れている医療機関の機能について、病院、診療所がございましてけれども、その機能を2つに分けて、従来の医療介護総合確保基金で補助する部分と一括交付金を利用できる機能の病院等に分けて、2つで補助をして事業を実施してくださいという方向性で今整備を進めていく形になっております。

○比嘉瑞己委員 説明を聞くと、事業の中身をより細かく分けて、一括交付金になじむ部分も残っているだろうということで理解します。大切な議論だと思うのですが、こうした国との意見交換というか、調整というのはどの段階から始まって、ここに来て断念になってしまうのか。そこら辺はどう総括していますか。

○諸見里真保健医療政策課医師確保対策監 2月の当初予算以降、当然一括交付金の利用についてはおおむね国との調整はついたわけですので、それ以降、これまでの間ですが、具体的に細部を詰めていく段階で、従来利用していたこの基金の設置目的がございまして、この部分で見ると必要ではないかという形での国の提起がございました。ですから、その部分は除いて、残りを一括交付金で活用できるようにスキームを少し整理してほしいとのことでしたので、この辺については、実際迷惑がかかるのは送っていただいている医療機関、受けている医療機関に迷惑がかかりますので、次年度に向けて、そこを解決して、来年に向けて一括交付金の利用ができるように取り組んでいきたいと考えています。

○比嘉瑞己委員 次に、部長にお聞きします。先ほどのMICEの議論とも通じると思うのですが、この一括交付金を使いたいという県の要望があって、国との調整があります。お話を詳しく聞きますと、最初の段階では国も一定の理解はしている部分もあって、けれども途中でやはりだめですよと急な方向転換があると思うのです。国の指摘する理由も正しいところもあると思うのですが、この調整期間が短いがために皆さんとしても予算編成が難しかったり、苦勞されていると思うのですが、その点は国にもちゃんと改善点として要望するべきではないですか。

○金城武総務部長 交付決定が4月から始まって、平成27年度で言いますと一部は12月までかかっているということはありませんが、それが結果として、執行率の向上にもかなり影響がございまして、県としてはやはり早期の交付決定を何とか仕組みとしてといいますか、システム上、早目に交付決定できるような仕組みができないかということ、内閣府にも今年度入ってからこのあたりの話もしております、それに向けて、さらに具体的に調整していきたいなと思っております。

○比嘉瑞己委員 とても大切だと思うのです。特に県の皆さんは、さらに市町

村の皆さんにも対応を求められていて、調整側がまた調整していかないといけないということで、時間が幾らあっても足りないと思うのです。それなのに報道を見ても、なかなか県の責任が追求されがちですが、皆さんの御苦勞もわかりますので、言うべきことはしっかり言って、きちんと使いやすい制度にするような努力を知事を先頭に国に申し入れてほしいなと思います。

話は変わりますが、MICEの話です。結果として、一括交付金でなくて、県債を立ててやることになりました。金額も金額ということで総務部長の答弁もありましたけれども、ただ私は思うのですが、これだけ大きな事業で、仮に一括交付金の制度がなかった場合、県としては通常どのような手法で土地の購入というのはやるのか。やはり予算単年度主義ですので、こういった大きな予算をぽんとはできないと思います。そういったときでも、やむを得ず、やはり起債を起こしてやるということが普通のやり方だと思うのですけれども、その点はどうですか。

○**金城武総務部長** 通常、こういう大型事業、特に用地の購入等につきましては、県債を活用して実施をしてきているところでございます。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。  
花城大輔委員。

○**花城大輔委員** 説明資料11ページの観光宣伝誘致強化費について、説明をお願いします。

○**前本博之スポーツ振興課班長** 観光宣伝誘致強化費というものは、観光振興課の事業が5事業、観光整備課の事業が3事業、スポーツ振興課の事業が1事業の9つの事業で構成されておまして、所管課が3課にまたがるものですから、大変恐縮ですけれども所管課ごとに答弁させていただきたいと思います。

まず、スポーツ振興課分についてですけれども、スポーツ振興課の事業はスポーツ観光誘客促進事業というものでございまして、2300万円ほどの補正を組ませていただいております。この事業は、県外、海外からの誘客を促進をするために県外、海外において、誘客のプロモーションを実施しているものでございます。例えば、県外でやっているマラソン大会のイベントですとか、そういったところでプロモーションをやっているのですけれども、今回の補正に関しましては、それに加えて、今までは沖縄県に本格的スポーツをする方を対象にしていたのですけれども、この補正に関しては本格的なものではなくて、もっ

とライトな、例えばフォタリングですとか、ファンランとか、あと今はやっているサップとか、そういったライトなスポーツ、観光プラススポーツをもっとコンテンツにして沖縄県に来ていただこうと。そういったターゲットを今までにプラスアルファして、ちょっと変えて、県外、海外で展開していこうとする内容となっております。

**○仲里和之観光振興課班長** 観光振興課の所管する事業につきましては、5事業ございまして、合計で5億6237万8000円となっております。5つの事業について簡単に御説明申し上げますと、まず1つ目は、沖縄観光国際化ビッグバン事業、これは路線誘致や知名度向上、それから受入体制の構築等に要する経費として計上してございまして、額が1億2245万1000円でございます。

2つ目は、国内需要安定化事業で、こちらは首都圏からの安定的な需要確保に加えまして、地方路線の拡充強化など国内観光誘客プロモーション強化に関する経費として計上してございます。額が3億8595万円となっております。

3つ目が、教育旅行推進強化事業です。こちらは国内外の教育旅行の誘致促進を図るために、まずは県外説明会、アドバイザーの学校への派遣等、そういったところの強化、それからプロモーション活動の強化に要する経費としまして、2260万1000円を計上しております。

4つ目が、カップルアニバーサリーツアーリズム拡大事業でございます。こちらはリゾートウエディングやハネムーン、最近ではバウリニューアルと申しまして、金婚式とかカップルの記念日にイベントを行うと。そういった目的地としての沖縄のブランディング構築を図るために、国内関連企業との連携強化ですとか、海外個別販売会でのプロモーションの強化、それから情報発信の多言語化等に関する経費として計上しておりまして、こちらが1068万9000円を計上してございます。

最後に5つ目として、LCC仮設ターミナル交通対策事業です。こちらはLCCの新規就航路線拡充が、新規の乗り入れ拡充がふえてきているという状況がございまして、仮設ターミナルのLCC専用ターミナルと国内線旅客ターミナルの間で運航している巡回バスの増便に要する経費として2068万7000円。

以上、合計5億6237万8000円を観光振興課の所管する5つの事業を計上させていただきます。観光振興課に関連する事業につきましては以上です。

**○嘉数晃観光整備課班長** 観光整備課は、3つの事業の補正を今回御提案しております。

まず1つ目、フィルムツーリズム推進事業の中で、沖縄国際映画祭の関連の



事業を御提案しております。4月に沖縄国際映画祭が開催されましたが、次回、第9回の国際映画祭が次年度開催される予定がございまして、その宣伝のため、海外でのフィルムアートへの出展、その映画祭をプロモーションするテレビ番組を製作する事業に補正予算を2500万円計上しております。

もう一つは、戦略的MICE誘致促進事業。こちらはMICEの誘致にプロモーション、商談会等の事業を行っているのですが、今回、MICE専門紙への広告掲載、MICE支援ツールの作成、MICEの開催の動向調査、MICEの開催にかかる経費の助成に係る補正3826万7000円を計上しております。

3つ目の事業、ラグジュアリートラベル・ビジネス調査事業です。今年度から始めている事業で、国内外の富裕層をターゲットにした新しい事業を行っていくということで、現在、当初予算ではロンドン、ニューヨーク、東京、シンガポールの富裕層の調査事業を行っております。今回補正で経済成長の著しいアジア諸国の富裕層の開拓も必要ではないかということで、アジア諸国の調査事業を今回追加で508万4000円を計上しております。

○花城大輔委員 これは全部沖縄観光コンベンションビューローへ委託する事業になりますか。

○嘉数晃観光整備課班長 今、3課で御答弁しました事業全てではございません。

○花城大輔委員 そうでしたら、この資料の提出をお願いしたいと思っています。加えて、沖縄観光コンベンションビューローへ委託した事業で再委託先があると思います。当初予算のときに再委託先としてリストに上がっていた企業と今回の補正予算について新しく追加があった企業をあわせてお願いしたいと思っています。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、観光整備課班長から後ほど提供する旨回答があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 次に、17ページのMICEです。

これは当初、一括交付金で土地を購入するという計画がいろいろあって、県債で購入することになったわけでありましてけれども、これはいろいろと見てみると第一歩と喜びたい気分はありましたが、土地を購入した後の計画がどれくらい今、組み立てられているのかを確認をさせてもらいたいと思っています。といいますのも、500億円とも言われている上物の建設予算が、来年度の財務省の予算要求枠に計上されていないということも聞きましたので、その辺を確認したいと思います。

**○幸喜敦観光整備課観光施設推進監** 現時点でのスケジュールは、10月下旬に公設民営方式一DBOの事業者公募を行います。続いて、今年度の2月には債務負担行為の設定を検討しています。3月に事業者選定を行い、10月に建設事業の契約を行って、平成32年度に供用開始を予定しているところです。

**○花城大輔委員** 先ほど総務部長からも又吉委員の質問に対して、心配する必要はないですという答弁だったと思いますけれども、このようなスケジュールがあるという確認はできましたが、この予算がちゃんと獲得できるかどうかというところが一番重要だと思うわけです。たしか一般質問の中だったと思いますけれども、似たような質問があって、国会議員の協力を得て努力しますというような答弁だった記憶があるのですが、その辺はいかがですか。

**○金城武総務部長** 今、平成29年度の概算要求が出ましたので、その満額確保に向けて今後取り組んでいくというのが、現時点の当面の取り組みでございまして、その後の予算につきましても、最大限努力してまいりたいということでございます。

**○花城大輔委員** 本来の予算獲得の流れですと、内閣府調整に入って、担当大臣、そして財務省、官邸という流れがあると思うのですがけれども、今、これをやる人がいないのではないかという気もするのですよ。実際にこの土地の購入が終わった後に、その後の予算がうまくいなくて、塩漬けにされる可能性があるのではないですか。

**○金城武総務部長** 先ほどありましたように財源はソフト交付金を活用するというでございまして、これは沖縄振興特別措置法に基づいて、国の責務として振興策に取り組むということになっておりまして、根拠がしっかりありますので、我々としては、その予算を最大限確保して、事業をしっかりと完成さ

せるまで取り組んでまいりたいということでございます。

○花城大輔委員 今、根拠がありますとありましたけれども、根拠は何ですか。

○金城武総務部長 沖縄振興特別措置法でございまして、条文は今手元にありませんが、その中に沖縄の振興に資する事業、これを県で計画策定し、それを提出して、その事業化といいますか、それを内閣府の協議を経た上で、事業実施ができるという仕組みがございますので、しっかりとその取り組みで財源の確保に取り組んでまいりたいということでございます。

○花城大輔委員 予定では、設計の契約が平成29年11月と聞いていますけれども、これは実際に入札はもう終わって、業者は決まったのですか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 DBOの事業者公募というのを今月の下旬に行いますので、それを受けて、事業者選定委員会で落札者を選定します。その後、事業者契約を9月議会に上程して、審議していただいた上で、契約ということで11月の契約を目指してところです。

○花城大輔委員 落札予定者の中に沖縄県内の企業は入っていますか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 まだ公募の段階で、どういう方々が応募してくるかということは把握しておりません。

○花城大輔委員 いろいろなお話が聞こえてきます。この設計も県外の業者がとるのではないかと、建築工事も大手ゼネコンが入って、県内の企業はとれないのではないかと、いろいろなことが言われていますけれども、一般質問中でも、県民所得を上げるために何ができるのかということが議論されているわけです。実際工事が入って、多分、沖縄で一番大きくなる施設だと思うのですけれども、これがしっかり沖縄の利益に残るようなことも考えながらしっかり進めていく必要があると私は懸念をしています。

加えて、今までMICEをイメージしたときに、やっぱりIRが頭につくと思うのですよね。MICEというとIRなんだと。皆さん御理解していると思いますけれども、今、非常に急いで進めているような気がしないでもありませんから、そういった全体のことも考えて、資金計画や維持管理計画もあわせて、しっかりと我々に示していただきたいということを要望しておきます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 説明資料9ページの含蜜糖振興対策事業ですが、先ほど又吉委員からもありましたとおり、含蜜糖は、離島生活を支える一大産業であります。離島にとっては非常に大きなベースを占めているということですが、今、説明を聞きますと、設備そのものが40年から50年経過しているのもので新しく施設整備をするための補助を4億6000万円ですか、計上しているようなのですが、県内に、離島を含めて、もちろん八重山本島、宮古島、それ周辺の離島、沖縄本島、沖縄本島の周辺離島に、この含蜜糖の製糖工場というのでしょうか、これは幾つあるのでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 今、含蜜糖の工場については、県内で8カ所です。北から言いますと伊平屋村、伊江村、栗国村、宮古地域の多良間村、八重山地域の小浜島、西表島、波照間島、与那国島です。

○仲宗根悟委員 今、お話がありましたとおり、今回の予算というのは、多良間島の含蜜糖の製糖工場の機械を入れかえるということで理解してよろしいでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 今回の補正予算につきましては、多良間村の工場の建てかえになります。

○仲宗根悟委員 今、県内には8カ所の含蜜糖の工場があるということで、それぞれ40年ないし50年になっている工場がまだあると思うのですが、もうないのでしょうか。その辺のところを聞かせてください。今言っている設備そのものをこれから年次的にかえていくという計画的なものがあるのでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 今、多良間村の整備の次に、次年度は伊平屋村の工場を更新していく予定になっています。

○仲宗根悟委員 当然計画を持っていらっしゃると思いますので、当初予算の中で組んで、計画的に、年次的にやるというのが本来あると。それで今回、補正を上げて、多良間村の工場をやるということは、先ほど又吉委員からのお話でM I

CEの予算そのものというのがありますが、そこから振り分けて、今回、多良間村の分を行うということなののでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 補正予算を計上した理由ですが、製糖工場の建てかえを図る事業の中で、計画時と比べて労務単価の上昇、あと建屋の床面積の増加等が出てくるということがあったため、今回増額をしました。

○仲宗根悟委員 では、今、実際に工場は建てかえの工事に入っている、途中ということですか。

○屋宜宣由糖業農産課長 今、多良間村の工場につきましては、現在敷地の整備までは手がけておるのですけれども、建屋の工場については、これからの予定となっております。

○仲宗根悟委員 やがて製糖時期を迎えるわけですね。刈り込み時期と製糖する時期が同時にスタートするわけなのですが、今、工場をつくっている段階だということになりますと、多良間村のサトウキビというのは、多良間村では今期の含蜜糖の製造はできないという状況になるのでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 今回、多良間村の工場につきましては、今あるものを一旦取り壊してつくるのではなくて、今の工場に隣接した場所に新たに建てかえるという計画となっております。ですから、今期の製糖には特に影響はないと考えてもらって結構です。

○仲宗根悟委員 以前、離島の含蜜糖—黒糖で、小浜島でしたでしょうか、相当な在庫が生じているということで、支援していただきたいという時期がありました。現在、離島の含蜜糖のルートは確立されて、製造した黒糖そのものというのは100%売りさばきができているのでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 昨年度も、前年度と比べると若干の増産でありましたけれども、今のところ在庫を抱えるということはなく、順調にさばけていると、販売できているという状況になります。

○仲宗根悟委員 この販売ルートですが、それぞれの製糖会社で確立をされているのでしょうか。それとも沖縄県全体の黒糖をひっくるめてやっているのか、

どうなのでしょう。

○屋宜宣由糖業農産課長 それぞれの含蜜糖工場においては、やはり地域的に味、風合いが違うということで、従来それぞれの島ごとに販売をしてきたという経緯もあります。それで、島ごとにお得意さん、顧客をつかんでおりまして、そのルートで販売するものが中心です。ただ、消費拡大、あとは国内での消費を定着させようということで、沖縄県黒砂糖工業会等を通じて、黒糖の日等を決めて、そういったときにも県内での消費拡大や、先月も神奈川県横浜市で販路拡大、以前のような在庫問題が生じないようにふだんからそういった努力も続けております。

○仲宗根悟委員 冒頭でも申し上げましたように離島生活、産業を支える大きな含蜜糖振興でありますので、ぜひ頑張ってください、離島振興に寄与していただきたい。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上原章委員。

○上原章委員 まず説明資料7ページの災害援護費933万円が一般財源になっていますけれども、この中身を教えてください。

○池田佳世消費・暮らし安全課班長 933万円の災害援護費ですが、こちらは、東日本大震災によって福島県から避難されている方々へ応急仮設住宅を現在供与しておりますが、その方々が1月から3月に転居するに当たっての家賃の助成を行うための経費となっております。

○上原章委員 自主避難で来られた方々、来年の3月で打ち切られると。新たに福島県で新支援制度という、かわるものを検討と聞いていますけれども、この933万円は、その新しい支援制度と関連するわけですか。

○池田佳世消費・暮らし安全課班長 福島県の新たな制度は、平成29年1月からスタートいたしますので、本県の家賃の助成も平成29年1月から3月としております。

○上原章委員 この933万円は、今、住んでいるところから移転をする、要す

るに移転を前提とした支援ということですか。

○池田佳世消費・くらし安全課班長 今回の経費については、転居を前提とする形になっております。

○上原章委員 この方々がここに避難して5年たつと。今住んでいるところに継続して住みたいという人たちはどうなるのですか。

○池田佳世消費・くらし安全課班長 現在住まわれているところにつきましては、平成29年3月までは応急仮設住宅の供与ということになりますので、特に家賃の負担等はありません。

○上原章委員 私が聞いているのは、平成29年4月以降のことです。この人たちは、ここに生活基盤を5年間つくってきたわけです。子供たちもそこで学校を出ているわけですよ。そういう人たちへの支援を求める陳情が、今、県に出ているわけですよ。今回、皆さんがこういう補正予算を組んでいるということは、そういった人たちの支援にはつながらないということですか。

○池田佳世消費・くらし安全課班長 平成29年4月以降につきましては、福島県が新たな支援制度を行いますので、それが切れ目なく受けられるように、県としましては、今後とも戸別訪問等を行って、避難者の方々の御意向を確認したりですとか、福祉制度へつなげていくことを考えております。

○上原章委員 今、福島県が新たな支援制度をとということですが、これの具体的な中身も出ていますか。

○池田佳世消費・くらし安全課班長 平成29年度については、家賃の助成として、家賃額の2分の1の助成、最大3万円を補助するというで聞いております。

○上原章委員 これは所得制限があるでしょう。所得制限をされるということで、この人たちは上限3万円の2分の1の助成ということを知って陳情が出ていると私は認識をしているのです。ということは、福島県が今、新たに支援制度を導入しようとしているのは一今回、百五十数世帯のうち百四十数世帯の人が全く対象にならないという陳情が出ているのですよ。そういう意味では、こ

の福島県が今所得制限をしようとしている支援の対象にならないから、ぜひ沖縄県としての支援をお願いしたいと来ているのです。その点はどうなのですか。

**○池田佳世消費・暮らし安全課班長** 福島県では家賃助成を行うに当たって所得制限を設けてはおります。現在、県内にいる避難されている世帯の方々の中で、避難指示区域以外からの方が多ということももちろんあります。所得制限に関しましては、福島県の所得制限等に応じた形で、我々もその事業を行っていきますので、今後につきましては、福島県の方針に基づいて我々も支援を行っていくことは考えております。

**○上原章委員** この件は補正予算の審査ですが、今、個々の訪問をして、いろいろな要望をお聞きすると聞いていますので、この方々が何を求めているのかをしっかりと皆さん受けとめて、それに対してしっかりと手を打っていくということは、約束していただけますか。

**○金城武総務部長** 子ども生活福祉部と連携して、しっかりと対応してまいりたいと思います。

**○上原章委員** 次に8ページですが、子育て総合対策費です。今回、約2億9000万円近くの補正予算が組まれています。子どもの貧困対策計画に基づいて組まれたと思うのですが、その他の特定財源ということで2億6000万円。これは確認のためですが、この2億6000万円の特定財源というのは、基金かと思うのですが、財源はどこから来るのか教えてもらえませんか。

**○喜舎場健太青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長** 8ページの子育て総合対策費2億8000万の財源ということでございます。実は、事業が3つございます。

1点目が、いわゆる30億円基金ということで、これの予算化になった基金事業ということで、2億6012万5000円は基金が財源になっております。

あと2つありますので、申し上げます。

もう一つは、ソフト交付金を活用した学習支援事業。これの高校生の地区の拡充ということで、一括交付金を財源にしたものと合わせて、例の国の沖縄子供の貧困緊急対策事業、10億円の事業がありますけれども、この中でいわゆる貧困対策支援員100名配置されておりますが、そのスーパーバイズといいますが、コーディネーター事業ということで、国の10億円事業を県事業として実施



するための国庫財源が入っているということになっております。

○上原章委員 6年間で30億円の基金でやると。この30億円という基金は、どこからくるのですか。

○喜舎場健太青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長 2月議会で基金は創設しておりますけれども、財源は一般財源であります。

○上原章委員 要するに一括交付金でもない。国からの10億円基金でもない。あくまでも県の一般財源から6年間積み上げて30億円をつくるということですか。

○喜舎場健太青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長 そのとおりであります。

○上原章委員 その30億円のうち約27億円を市町村で使っていただくと。3億が県で単独で使うと聞いていますけれども、今回、この3億円に近い。いよいよ第1弾ということで補正予算を組まれたと思うのですが、今回、約31市町村が手を挙げてメニューをつくって、県で吟味して、今回交付すると聞いていますけれども、これは各市町村からこういった事業をしたいということで手を挙げたメニューは全て一応受ける仕組みですか。それとも中身は精査して、これはできないということを県で検証するのですか。

○喜舎場健太青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長 市町村支援に対する基金事業につきましては、2月、4月と意見交換会を行います。特に、4月については、地域別で市町村の本当にやりたいニーズを、本当に前広に幅広く聞いた上で一応、県事業ということになりますので、一定の枠組みということで、大きく言うと5つくらいの柱をつくりました。就学援助の支援事業とか、学童に対する支援、その中で1つ、独自事業ということを設けておりますので、今の上原委員の質疑である市町村のニーズを全部踏まえているかということについては、この独自事業で拾えていると思っておりますので、市町村の要望は基本的に全部踏まえているものと考えております。

○上原章委員 今後、この事業の成果というか、検証というのはどのような方向になっていきますか。

○喜舎場健太青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長 県におきましては、有識者に基づく委員会、会議を年度内に設置したいと思っております。その前に知事を初めとする県庁内の推進会議とありますので、まず自己点検を行い、そして外部の有識者の意見も踏まえながら、この基金事業についての点検もしていきたいと考えております。

○上原章委員 100人の支援員を配置して、各関係機関と連携をとって、今、必要とするそういった施設、家庭に……。子供の貧困率は、沖縄県は多分全国の倍に近い率なので、これをしっかりやっていただきたいと思います。

それと同じく、関連してですが、13ページの県の単独事業として教育委員会がやる人材育成推進費について。これは、補正予算の中から、子供の貧困対策の資金として組まれたと思うのですが、就学援助制度の周知・広報に要する経費ということにして、今まで就学援助制度のいろいろなメニューがある中であえて周知・広報をしていくという、この辺の背景を教えてくださいませんか。

○登川安政教育支援課長 就学援助につきましては、貧困層でありながら申請しなかった世帯の中に、制度を知らなかったという理由で申請していない世帯があることが、平成27年に実施された沖縄県子ども調査で明らかになっております。それで、今回の補正事業、就学援助制度周知広報事業は、このようなことを踏まえまして、テレビやラジオ等を通して、県民に広く就学援助制度の周知と広報を行って、援助を必要とする児童生徒に支援が届くようにしていくための事業でございます。

○上原章委員 これは、これまで課題ということで、制度を知らなくて本来支援が受けられるような、もっと早く支援が必要なところがあるということがアンケート調査でわかったようではすけれども、これはテレビ、ラジオというマスメディアを活用してとのことですが、実際に学校や地域でもっと丁寧にそういった人たちを救う仕組み、今、これからマスメディアを使って周知・広報しようとする以外の取り組み等はあるのですか。皆さんが取り組んでいる中でです。

○登川安政教育支援課長 この就学援助制度自体は、市町村の単独事業でございます。これまで市町村におきましては、各学校で進学時、入学時、また、各市町村の教育委員会等での配布、さまざまな手法でこの制度の周知を行っているところでございますが、しかし、そのような中でも書類をもらってもなかなか

か目を通し切れないという保護者、忙しい中でのさまざまな家庭がございますから、なかなか周知し切れてないというところがありまして、今回、マスメディアを通して、わかりやすく、こういったものがあるというところを広く知ってもらうための初めての事業でございます。

○上原章委員 あえて我慢してというか、なかなかそういったものを受けないようにしようといういろいろな考え方があって、またそういったことで、変に子供にそういう家庭だという、レッテルではないけれども、そういったことが現場ではあるようなことを聞きます。もう少しこれは丁寧に、本当に皆さんの目的がそういった人たちにしっかりつながるような取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、先ほどのMICEの件で確認したいのですが、11ページです。

もともとこれは土地の購入費と聞いているのですけれども、この土地はどういった所有者というか、県はどこからこれを買うという目的で一括交付金を活用しようとし、また内閣府はこれは認められないと言った理由とは何ですか。

○金城武総務部長 MICE施設用地につきましては、中城湾港マリン・タウン特別会計、これは県の特別会計であります。こちらにおいて公営企業債を活用して埋め立て、そして造成した土地でございます。これについては、県としては、過去に同じこの特別会計用地を国庫補助を活用した県道の整備、これは国の補助事業です。それから下水道浄化センター、そういう用地を購入した事例が、同じ特別会計の場所であったということで、MICE用地につきましても、このソフト交付金が充当できるのではないかという考えで、当初予算に計上したというのが経緯でございます。ただ、それについて内閣府からは、当該用地の購入費は、結果として特別会計の公債費に充てられるものであって、交付要綱上疑義があるというような御指摘があったということでございます。

○上原章委員 購入しようとしている土地の所有権はどこにあるのですか。

○金城武総務部長 県です。

○上原章委員 わかりにくいのですが、今回、皆さんは一括交付金で通っていたのを内閣府が難しいということで、今回振りかえるわけですけれども、こういった事例が幾つかあるのかなと思うのですが、一括交付金のメニューを組む段階で一確かに繰り越しも多いという中で、改善して5年目なるのですけ

れども、内閣府とのいろいろなそういうメニュー。市町村もそうなのですが、ある程度このメニューで行くというお互いの申し合わせというのではない中で、こういういろいろな事業計画を一つ一つ進める中で、こういうことが起きるといのはおかしいと思うのですけれども、この辺はどうなのですか。

**○金城武総務部長** まず一括交付金というのは、沖縄県として自主的にその予算を計上するというものがございまして、最終的には当然、予算計上するしないというのは県が判断するというのが、柔軟なこのソフト交付金のメリット部分でございまして。ただ御指摘のように、これがその交付要綱にしっかりと合致しているかどうかという部分は、結構、解釈の中で非常に難しいところもございまして、我々としては、過去のそういう事例をもって、今回可能性は非常にあるのではないかとということで内閣府に説明してきたけれども、結果として、なかなか理解を得られるまでには至らなかったということでありまして。このあたりをもう少し、委員御指摘のように、特に大きな事業などは、その辺の事前の調整といいますか、ある程度の打診をした上でやる仕組み—これまでもやっているのはいるのですけれども、さらにそれをしっかりできるような仕組みをつくり上げていきたいというのが、今の我々の考えでございまして。

**○上原章委員** この新しい予算の一括交付金の形というのは、私は1年目、2年目はいろいろ形をつくって、国とのキャッチボールもある程度時間もかけながら進めてくる中で、5年目になってもこういう一各部局にも大小あると思うのですけれども、2月にいろいろな予算を組んで、半年たって、なかなか事業が執行できないという事例は結構あるのです。最終的に1年間もう執行率が…、結局、内閣府からおりなくて使えなかったという事例もやっぱりまだあるのです。そういう意味では、ぜひ、今、新しい年度を目指す中でもありますので、もう少し内閣府としっかりと、各事業がこの方向だったらもう間違いないというか、ほぼ行けるといいう組み方をしてもらわないと、皆さんが思いを込めたいろいろないいメニューをつくっても、結局行き詰まるような形が出るのは……。ぜひ各部局、知事をトップにして、しっかり国と意思の疎通をしてやっていただきたいと思っております。

**○金城武総務部長** 執行率を上げるためには、どうしても早期の交付決定というのが大きな比重を占めておりますので、そういう仕組みを、早期に決定できるような仕組みを国としっかりと連携してつくり上げていきたいと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
当山勝利委員。

○当山勝利委員 先ほど説明いただいた説明資料の6ページ、科学技術振興費について、まず御説明ください。

○長濱為一科学技術振興課長 科学技術振興費の補正予算ですけれども、ライフサイエンス研究機能の高度化につきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に位置づけた研究開発・交流の基盤づくりの推進に向けて、研究機能を強化するため、うるま市州崎地区において、研究設備を導入し、機能性食品等の実証モデル研究を実施していく事業でございます。具体的には、ライフサイエンス分野の研究開発型ベンチャー企業が集積しつつあるうるま市州崎地区において、マウスを用いた安全性や機能性の確認試験に必要な設備を導入します。これを医薬品や機能性食品等の事業化に取り組む企業に活用を促すための実証モデル研究を実施していくことにより、沖縄県における研究機能の高度化を図ります。予算額は1億1800万円余りとなっております。

感染症研究分野の国際会議につきましては、沖縄県における国際会議の開催を通して、国際研究ネットワークの構築、国際研究交流の促進、情報発信を行うことによりアジアにおける感染症研究拠点の形成に向けて、沖縄県の知名度向上を図るための取り組みであります。県では、過去2回、平成25年度より平成26年度に感染症分野の国際会議の開催を支援しており、沖縄県感染症ステートメントを発信することにより、感染症対策拠点としての役割が沖縄県に期待されつつあるところでございます。今回の予算につきましては、主催者が会議の企画運営を行うのに必要な会場使用料、旅費、広報、通訳にかかる経費に対する補助金等として約2500万円計上してございまして、当課が今、進めております沖縄感染症研究拠点形成促進事業の一環として実施する費用とするものでございます。

○当山勝利委員 まず、機能性食品のライフサイエンス研究の件に関して伺います。この費用というのは、設備だけで1億1000万円を投資するというのでしょうか。

○長濱為一科学技術振興課長 内訳としまして、まず委託料7736万3000円は、いわゆる研究設備—マウス等を実験する設備の導入・維持管理に6133万3000

円、実際に、年度の最後に今、実証研究を予定しておりまして78万5000円。その委託をしますので、受託者側の研究、コーディネート料として1524万5000円でございます。その他に備品購入費といたしまして4000万円計上してございまして、太陽光発電設備3000万円、蓄電池設備1000万円、その他事務費等として124万5000円を計上して、合計が1億1860万8000円となっております。

○当山勝利委員 もう少しお聞かせいただきたいのですが、これは汎用的なことでの事業なのか、それともある研究を追求するために、例えば国の予算、県の予算を合わせてその研究費に投下するというような性格のものなのか、どちらですか。

○長濱為一科学技術振興課長 ライフサイエンス研究分野の企業に対してということで、例えば医薬品とか、機能性表示食品のいわゆる製品化を目指す企業にとりましては、最終的にはヒト試験という人体試験をしないといけないのですが、その前にまず動物実験として、マウスに対しての機能性評価試験あるいは安全性評価試験というのを実施しないとイケません。実は、今、これが県内で企業が使えるマウスの実験設備がございませんので、それを整備しようということで、いわゆるこういった分野の企業にとっては一実際、今、どういう形で進めているかといいますと、県外に外注をしておりますので、どうしても経費が高くつきますから、県内でそれができるようにと、そういった設備になります。

○当山勝利委員 沖縄県で実際にそういうニーズがあると理解しますけれども、何企業がそういうところを求めていますでしょうか。

○長濱為一科学技術振興課長 この事業を要求するに当たって、事前にヒアリングを何社かにいたしましたところ、今、現在で少なくとも6社はすぐに使っていていいというような意向がございまして。潜在的なニーズとしては、もう少し10とか20とかあるのかもしれませんが、とりあえず6社程度は、州崎地区に既に立地している企業を中心にそういったニーズはございます。

○当山勝利委員 関連して、例えば6社がそこを使ったとして、こういう機能性を持たせた食品を研究したいといったときに、そういう研究費を持つという予算はありますか。

○長濱為一科学技術振興課長 当課で、実は平成23年度、平成24年度以降あたりからずっとやっているいろいろな研究事業がございまして、その中でももう既にこういった州崎地区に立地している企業を中心に県で研究予算を組んで、例えば、県内だとOISTとか琉球大学とか、あるいは県外の大学と連携した、いわゆる産学官の連携事業というのは、いくつも当課で実施しておりますので、そういった形の支援もあわせてできるのかなと思っております。

○当山勝利委員 もう一つ、国際会議の件です。県が2500万円を持ちますということですが、全体の予算は幾らですか。

○長濱為一科学技術振興課長 過去2回、実績があるというお話をさせていただきましても、正式には公募の手続をとります。ですので、過去2回行ったところに遜色ない、そういったところを事業計画等も出していただいて、審査をしたいと思っているところがございますが、参考までにそのときに行った企業の経費としては、総経費は1億1000万円くらいでした。そのときも補助というスキームでやりましたけれども、上限が2分の1を超えない額、当時は2000万円という形で補助をいたしました。1億円の国際会議に対して、当時は2000万円を補助したということがございます。

○当山勝利委員 11ページの工業開発促進費がありまして、その説明を読むと何かマッチングの促進と書いてあるのですが、マッチングということは、今マッチングされていないと。誘致企業と県内企業の取引マッチングということですが、そのマッチングをなぜしなければならないのかということについて、まずお伺いします。

○上原浩企業立地推進課班長 今の御質疑ですが、我々は、製造業における県外発注促進に関する事で考えております。その事業内容は、県外から立地した企業が求める原材料の調達とか、精密加工等の発注とかについてですけれども、多くの県内企業にとって、これまで機会が少なかったということから、受注体制が十分整っていない状況があると考えております。このため、立地企業の生産に係る一部工程等が県外に発注されている事例があります。また、県内企業においても、県外に発注する事例が多数あることから、多くのビジネスチャンスが県内から流出していると考えております。当事業では、現状では、県外に発注している生産工程等を県内企業において受注すること、すなわち県外発注の内製化を促進することで、これらの問題の解決、ひいては企業のさらな

る集積及び立地企業の地域定着促進を目指すものと考えてます。具体的な取り組み内容としては、立地企業を含めた県内企業の技術情報を集約して、企業間マッチングなど、取引成立に向けたサポートを行うとともに、県内企業の受注体制構築に係る試作品の製作等の一部補助を実施してまいります。

○当山勝利委員 多分ものづくりに係るもので、よくモデルで書かれると、沖縄県のものづくりは、上は大きいけれども支える底辺部分は小さいから、その支える部分を広げていくための一つの政策なのかなと聞こえるのですが、当たっていますか。

○上原浩企業立地推進課班長 企業立地推進課一誘致する立場から言わせてもらおうと、企業が沖縄県の特区制度を含めて立地してくるのですけれども、県内の受け皿がないということで、ビジネスモデルを余儀なく変更させてしまっている場合があるのです。それはやはり今言った受け皿がないということもあって、そのために費用負担がかかるという部分があります。

○当山勝利委員 受け皿がないというのは、何の受け皿がないのですか。

○上原浩企業立地推進課班長 今、我々によく聞こえてくるお話が、工程等におきまして、メッキ処理における排水処理とか、あと特殊板金—精密機械をつくるのですが、特殊板金が県内でなかなか見つからないというお話は聞いております。

○当山勝利委員 そういうことの一環の補正予算ということでしたので、了解いたしました。

もう一つ、13ページの公共離島空港整備事業費についてです。これは一般質問の中でも出ていたと思いますが、多良間島、久米島、南大東島、北大東島、それぞれの整備事業だと思いますが、それぞれの空港の整備事業費を教えてください。

○砂辺秀樹空港課班長 多良間空港の事業費は1140万円でございます。久米島空港につきましては5300万円、南大東空港は9560万円、北大東空港が9560万円でございます。

○当山勝利委員 南大島空港、北大東空港の待合所の拡張ということで聞いて



おりますが、南大東空港、北大東空港、それぞれの空港がいつ建設されたのか、おわかりでしょうか。

○砂辺秀樹空港課班長 まず、南大東空港は平成9年の開港でございます。続きまして、北大東空港が同じく平成9年の開港となっております。

○当山勝利委員 約20年前弱で拡張工事ということで、行ってみますと待合所は本当に狭いです。理由として、航空機の大型化とおっしゃっていたと思いますが、その前から多分利用者は困っていたと思います。南大東空港の話ですが、一旦入りますとトイレもないので、また許可をもらって出て行ってトイレに行くとか、全員が座れないとか、そういうふぐあいが長らくあったと思います。ようやくここにきて整備になったことはいいですが、そのような要求はいつごろからありましたか。

○砂辺秀樹空港課班長 正式には、今年度の市町村の沖縄振興拡大会議で要望としてありまして、その平成27年ごろから両村から要望がございました。

○当山勝利委員 比較的要望があった最近からの対応ということですね。多分、いち早く整備していただきたいということが地元の要求ですので、よろしくお願いたします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 平成28年度一般会計補正予算(第2号)説明資料の5ページ、M I C E施設の予算についてお伺いします。

今回、補正予算で54億円出ておりますが、当初予算でたしか80億4000万円ほど組まれておりました。それが補正では54億円になった理由を御説明ください。

○宮城力財政課長 M I C E施設用地については、当初予算で80億円計上しておりまして、今回、総額は変わらずに、財源を振りかえるという計上をしております。今、委員がおっしゃった5ページの54億円というのは、振りかえる県債の額が54億円できて、その他に一般財源が9億1900万円計上しておりますので、トータルとしては当初予算額と変わらずということになります。

○中川京貴委員 総務部長御承知のとおり、このMICE施設建設予定地の西原・与那原地区については、私も推進する立場で仲井眞県政から、これまで中頭地区の代表として取り組んでまいりました。何としてもこれを成功させなければいけない。いろいろな目的がありますけれども、東海岸の開発をしっかりとしていこうと沖縄市を含め中城村、北中城村、西原町、与那原町と、いろいろな目的がありますが、今回、一般質問、代表質問でもMICE施設の予算のあり方について多くの質問が出ておりました。私は正直に言って心配しております。なぜならば、総務部長御承知のとおり、中部地区からもMICE施設を西原・与那原地区に誘致していただきたいという要請が出ておりますよね。要請が出ているにもかかわらず、その予算の組み方が少しずさんではないかと。そういう意味では、総務部長の見解をお聞きしたいと思っています。

○金城武総務部長 MICE施設整備について、全体的な予算といたしますか、事業はこれから進めていくという流れの中で、今回、用地費の分が一括交付金の活用がなかなか理解を得られなかったという部分がありまして、そういうことではございますが、それにかわる新たな沖縄の振興に資する40以上の事業を振りかえて実施しますので、トータルとしましてはやはり沖縄の振興に資すると。この一括交付金、ソフト交付金を活用して、そういう取り組みができていくのかと認識をしております。

○中川京貴委員 皆さんは一括交付金でこの土地を購入したいということで、予算書に出ているとおりに国庫補助金で57億円、県費で14億円とありますが、そもそも、当初予算にこの予算をのつけるときに、当初予算を議会に提示する前に内閣府との調整はしなかったのですか。

○宮城力財政課長 平成28年度当初予算を計上する前に、たしか平成27年5月ごろから内閣府とは調整をしております。当初、特別会計用地を一般会計が買い上げることについてはどうなのかといろいろ宿題が出ておりましたが、県としましては先行事例が2件あったものですから、一括交付金の活用もできるのではないかとということで内閣府とは適宜調整を進めてきたところです。

○中川京貴委員 今の答弁で確認できたのは、去年の一平成27年の5月から内閣府と調整をしていたと。しかしながら、概算要求で大体決定するのが、その年の8月から9月です。概算要求が決定したときには、内閣府は一括交付金で購入してもいいですよという確認はとれていなかったのですか。

○宮城力財政課長 MICE事業を進める上で、まず用地取得が先になります。そして、財源手当てとして一括交付金の充当が可能かどうか。これは大事な要件になりますので、これについては昨年5月、6月ぐらいから調整を進めておりました。そして、内閣府の概算要求が8月でされた段階ではまだ、一括交付金の概算要求については積み上げ方式ではなく枠方式で要求をして、内示が出た後に県で予算をはめていくという方式をとっておりますので、国の概算要求段階でどの事業に充てるといった方式はとっておりません。あくまでも、予算が出た後に、県予算で編成していくということになっております。

○中川京貴委員 皆さんもプロですから、内閣府とは誰が交渉したのですか。

○宮城力財政課長 財政課で内閣府とは調整を進めておりました。

○中川京貴委員 要するに、部長でやったのか、担当課長でやったのか、誰が交渉しましたか。

○宮城力財政課長 課長以下ということになるかと思えます。

○中川京貴委員 本来でしたら、予算のあり方というのは市町村もそうですが、県もたしかそうだと思います。12月には各部署ヒアリングをして、例えばことしの8月には国との協議を調べて、各省の予算見積もりを出して、12月の段階ではほとんど予算の配置を決めて、それから2月議会に提案するのではないですか。去年の12月の時点で、この予算は一括交付金を使えるのか、使えないのか判断できたと思いますが、いかがですか。

○宮城力財政課長 我々としましても、一括交付金は交付要綱に合致するかという観点から、まず予算計上するのか、しないのかということ判断することになります。繰り返しになりますが、まず、一括交付金の要件には合致するだろうと、かつ国庫補助金を活用して、特別会計用地を購入した先行事例が2件あると。それらを判断して当初予算で計上したところです。

○中川京貴委員 皆さん方のするだろうだけで、県の単独で起債をして—これは五十幾らでしたか。54億円が出るのです。するだろうという予測のもとでできなかったわけですね。私は見積もりが甘かった、ある意味では見切り発車し

たのではないかと思います、いかがですか。

○**金城武総務部長** 先ほど宮城財政課長からございましたように、我々としては先行事例があり、そのときには使える可能性が高いということで前置きをしたということございまして、そういう意味ではそのときの判断はそれとして当初予算にも計上したというところでございます。

○**中川京貴委員** 再度確認しますが、予算にのせるときに内閣府と一括交付金でできますよねと確認をとって予算計上をしたわけではないのですよね。ですから、見切り発車したのではないかと聞いているのです。どうだったのか教えてください。

○**宮城力財政課長** 一括交付金については、県の主体的な判断で事業計画をつくる、いわゆる予算化もするということが含まれると思います。その際には、額も大きいので内閣府とは調整を進めてきました。繰り返しになりますが、国庫補助金が充てられるという事例があった、これを類推して今回のMICE用地についても一括交付金が充てられるという判断に至ったところです。

○**中川京貴委員** 皆さんがつくった資料を見ていますと、今の調子でいきますと、上物だけでたしか500億円でしたか—513億円近く、それと大型MICE施設の延べ面積が7万2000平米、敷地面積が14.5ヘクタールと出ていますが、これは当初予算の計画から変わっていますか。計画は当初予算どおりですか。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** 積算は当初予算の範囲内といたしますか、取得する敷地面積については変わっておりません。

○**中川京貴委員** 皆さんが計算したとおり、予算内でおさまると。この予算から膨れ上がる可能性はないということによろしいですか。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** 今回の事業はDBOで実施するというところで、上限が決まっております。その範囲内で提案が出てきますので、上限を超えることはないと考えております。

○**中川京貴委員** 超えることはないとか、するだろうとかではなく、今、テレビでよく騒がれている東京都の豊洲市場も当時の責任の所在がわからないよう

な状態になっていることもあります。そういった意味では、きょうはそのための委員会だと思っていますので、きっちり議事録に残しながら、そうだろう、ああだろうではなく、きっちり県民に説明責任ができる審査であっていただきたいと思います。ぜひ、総務部長に聞きたいことは、この土地購入資金は起債して県の一般財源だと。しかし、上物、その他については全て一括交付金を使えるということで確認できているのでしょうか。

○**金城武総務部長** 内閣府との調整はこれからでございます。交付要綱上は、我々も合致すると思っていますので、具体的に上物をつくる時のものは、まだ具体的に金額も内閣府に示して調整しているわけではありませんので、これから調整をしていくことになろうかと思っています。

○**中川京貴委員** これから調整するのであれば、補正予算にのっけて土地を購入しなければいけない緊急性はありますか。

○**金城武総務部長** 当然、事業というのは一気に全てを今年度でできませんので、今回、まずは用地を購入して、それから上物を整備していくと。これには複数年かかりますので、そういう段階を踏まえて整備に取り組んでいきたいということでございます。

○**中川京貴委員** 先ほどの答弁で委員から地域住民への説明会等をやりましたかと聞いたら、西原町長、与那原町長との協議はしていて、2回終わったと。11月に3回目をやりますという説明がありましたが、委員の質疑はこういった施設、こういった事業の地域住民説明会について聞いたのであって、町長は当然誘致していただきたいという要望です。しかしながら、MICEが来ることによって地域が少し変わると。例えば交通渋滞—国道330号や西原町小波津川地域の、これも一般質問で取り上げましたけれども、そういったインフラ整備等も含めて、地域説明会が必要ではないかと思っていますが、いかがですか。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** MICE施設はインパクトが強いということで、住民の方に丁寧に説明していくということを考えています。MICEを中心としたまちづくりについては、先ほども申し上げましたとおり、MICEのまちづくりビジョンを策定した上で、その方向性について意見等を聞くために10月中に両町で住民に対する説明会を行っていきたいと考えております。

○中川京貴委員 だからこそ土地を買う前に、買ったら前進あるのみなのです。ある意味ではバックはできません。ですから土地を買う前に地域住民説明会、そして地域のニーズに応えるべく県は真摯に対応すべきだと。それと購入して後の上物についても、内閣府との調整をきっちりして、きちんとした形でやらないと、全て後回し、後回しで後手に回っているような感じがします。そういった意味では、先ほども言ったとおり、当初予算にのっけている予定ができなかったと。今後はそういった上物についても、それはするだろう、ああだろう、こうだろうでは予算のあり方が間違っていると思いますが、いかがですか。

○金城武総務部長 住民説明会等の対応につきましては、文化観光スポーツ部でしっかり丁寧に説明していくべきだろうと考えております。今後の上物の予算等につきましては、これから早目、早目に調整をしてしっかりと確保できるように取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴委員 この説明では、立体駐車場が2000台予定されていて、土地についても説明資料にあります。今後、このM I C E施設の対応者数について、当初は2万人と聞きましたが、4万人規模のM I C E施設になるのでしょうか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 当初、2万平米ということで展示棟を予定していましたが、アジアのダイナミズムなどの動向を捉えて3万平米ということで展示棟がとられています。さらに、隣の多目的ホールとホワイエ等を一体にしたことで、4万平米程度の展示会が可能となるという施設を建築するという計画になっております。

○中川京貴委員 これは我々が当初説明を受けたときより規模が拡大されていますが、いつごろ拡大したのでしょうか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 ことしの1月に規模決定をしたところです。

○中川京貴委員 規模決定をするに当たって、いろいろな意見等を集約した記録等がありますか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 これは経済界から5万平米という要求もありまして、記録については確認したいと思いますが、催し物の動向等を勘案

して規模を決定したところでは。

○中川京貴委員 経済界からの要望があったとの答弁ですが、それまで当初の規模と拡大したときの規模はどれだけ変わりましたか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 当初、基本構想だけで想定した展示会の規模は2万平米ということで、その後3万平米に拡大したところでは。

○中川京貴委員 そういった形で地域説明会もきちんとして、なぜ拡大したのか、そしてその目的に合ったMICE施設であるべきだと思っております。そういった意味では、駐車場も2000台とうたわれていますが、もし途中で経済界や3万人収容の施設ということでふやす場合に、この駐車場整備、土地購入資金は国庫補助金でできるのですか。それとも一般財源で買わなくては行けませんか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 整備費については、一括交付金で対応できるものと考えております。

○中川京貴委員 再度聞きますが、この一括交付金は県の持ち分の一先ほどの説明では県分の枠内で取り組むとありましたが、これは特別枠を使うということで理解してよろしいですか。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、財政課長から特別配分枠は市町村配分枠の中に設定されており、県配分枠の範囲内でやりくりをするとの説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 再度確認ですが、各市町村に対する影響は出ないということではよろしいですか。

○金城武総務部長 ソフト交付金の配分につきましては、これまでの5対3という基本的な考え方がございます。それを踏まえて、沖縄振興拡大会議の中で

決定をしていくことになろうかと思えます。

○中川京貴委員 我々が一番心配していることは、今の5対3。総務部長が答えたとおり、500億円、300億円の中で、一括交付金については折り返し地点に来ています。それを何としても減らさないでほしい、増額してほしいということで、自民党を通して国に要請しております。しかしながら、昨今、御承知のとおり、いろいろな被災やいろいろなことがあって、また執行率が悪いということで減らされてきております。来年度、再来年度はわかりません。我々も一生懸命努力しますが、皆さんが見切り発車をして、一括交付金を当てにして、それが見込み違いだったと。こうなるだろう、するだろうということができなくて、その結果、市町村の配分の300億円に影響しないかということ聞いています。これは維持確保できますか。国から減らされたとしても、市町村に影響はないということで理解していいですか。

○金城武総務部長 先ほどの繰り返しになりますが、基本的には5対3という基本的な考え方がございますので、これは毎年の沖縄振興拡大会議の中で決定されるということになろうかと思えます。

○中川京貴委員 これから国もいろいろな形で、執行率が悪いからということで一括交付金を削っていかうとする状況があります。その中で、上物に500億円をかけてつくり出すという形になってきたときに1年ではできません。2年、3年かかるでしょう。そこで国の地方交付税や一括交付金が減らされたときに、5対3だからと言って市町村に影響が出ませんかということです。市町村の枠は確保した上で、県はM I C Eをつくるということで理解していいのかということです。

○金城武総務部長 繰り返しになりますが、5対3というのが基本的にありますよね。この5対3というのが先ほどから答弁しておりますように、毎年の沖縄振興拡大会議の中で決定していくと。これまでは、逆に県から市町村に少し、今年度もそうですが融通したりもしています。ですから、基本的には5対3を踏まえて、決定はこの振興会議の中でされるので、私がこれを約束するということはなかなか、限定的には言えないと思えます。

○中川京貴委員 なぜそういうかと言いますと、私たちは予測されるのでそう聞いています。今、増額できれば問題ありません。今回減りました。減っても



県は市町村の持ち分は確保しました。県が持ち出して市町村に迷惑がかからないようにやりました。MICEをつくることによって、市町村に迷惑がかからないように国との協議が必要だと思っています。国が減らしたので市町村も減らしますという仕組みではだめですということです。市町村分は確保できますかということです。

○金城武総務部長 これはどうしても、基本的には先ほどから同じ答弁で申しわけありませんが、5対3という基本的な考え方がありますので、これを踏まえて決定をされていくということでありまして、私が約束とか何とかということではなく、5対3を踏まえて、知事そして関係市町村長を含めた振興会議の中で決定されると。仕組みがそうなっていますので、私が約束とかそういうことを……。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から配分比率は確保されるのかと確認があり、総務部長から確保される旨説明があった。また、中川委員から市町村配分枠を減らさず県事業枠で実施できるか答弁するよう指摘があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。  
金城武総務部長。

○金城武総務部長 ソフト交付金につきましては、5対3という基本的な考え方で配分されるということで考えております。

○中川京貴委員 総務部長、御承知のとおり、我々は仲井眞県政のときに8年間で第7次の行財政改革で約600億円以上の財源を確保をしてきました。大変な苦労があったと思います。もちろん県職員にも苦労があったと思います。そういった意味では、起債をして県の単費でやるということは、ただごとではないと思っています。どこかにリスクが伴う。これまでやろうとした事業ができなくなるのです。その事業をどこかに取りかえしなければ、この土地は買えません。去年までは五十数億円というお金をここに使う予定ではなかったのに、この50億円は別に使うことができたと思います。これまでできたから一括交付金でできるだろうという皆さんの予測のもとでできなかつたということに責任を持っていただきたい。これは代表質問、一般質問でも出ておりました。そ

れを安易に一これから500億円、上物もできるだろう、駐車場もできるだろう、土地が足りない、これは国庫補助金ではだめだ、単費でやらなくてはいけないとなる責任を誰がとるのか。そういった意味でのきょうの委員会だと思っています。そういった意味では、きちんと責任を持って皆さんはこの事業に対応していただきたい。これは県民の願いであり、建設工業部会全てが期待している事業なのです。失敗が許されない事業ですので、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県職員の退職管理に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 それでは、乙号議案について御説明いたします。

議案は、冊子の平成28年第4回沖縄県議会（定例会）議案（その2）にございますが、説明はお配りしております平成28年第4回沖縄県議会（9月定例会）総務企画委員会乙号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

それでは、説明資料の1ページをお願いします。

乙第1号議案沖縄県職員の退職管理に関する条例について御説明いたします。

この議案は、地方公務員法の一部が改正されたことを踏まえ、職務を公正に執行し、及び公務に対する住民の信頼を確保するため、再就職者による依頼等を規制し、及び任命権者への再就職に関する情報の届け出を義務づける必要があることから、条例を制定するものであります。条例の制定により、地方公務員法の規定に基づく規制に加えて、営利企業等に再就職した元職員で、離職日

の5年前の日より前に統括監級または課長級であった者は、その期間の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるとともに、課長級以上であった者は、任命権者に再就職情報を届け出ることが義務づけられます。この条例は、平成29年1月1日から施行することとしております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○**比嘉瑞己委員** 読み方によっては、2年経過したら働きかけはやってもいいととれるかと思うのですが、この2年の根拠は何なのか。こうした働きかけで実際どういった問題が、県内ではないと思うのですが、全国であるのかということも教えてください。

○**嘉数登人事課長** この2年間の考え方ですけれども、まず国の公務員にも同じような規制がかかっているということと、それからその働きかけの規制ですけれども、再就職者が現職職員に対して一定の影響力を有していると考えられていることを理由に、本来民間人の自由な営業活動であるはずの要求ですとか依頼、そういったものを一律に禁止するものであることから、その規制を必要かつ合理的な期間に限定される必要があるという考え方に基きまして、国と同等の期間というものが設定されていると考えております。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** この提案理由の部分で、地方公務員の一部改正と。国はどうなっていますか。例えば、県内でいうと、沖縄総合事務局を終わられたとなると結構その関連する外郭団体の理事、専務になられているとか、いろいろあったりするのだけれども、国はどうなっているのですか。

○嘉数登人事課長 国はもう先んじて退職管理というものがなされてるわけです。今回、条例で提案しているような、例えば、その退職した職員が民間企業等に再就職したことについても、再就職の情報を公開といいますか、そういうところまでやっています。

○當間盛夫委員 現実はどうなのですか。そんなに皆さんのところで、そういった形でOBとのことというのは、今でも一今でもと言うと、過去にもあったような言い方になってしまうのですけれども、現実はどうなのですか。

○嘉数登人事課長 そういったことは一切ございません。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 議案説明資料の2ページをごらんください。

乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、学校教育法の一部が改正されたことを踏まえ、育児を行う職員が、子を養育するために早出遅出勤務を請求することができる当該子が就学する学校の種類に、義務教育学校を加える等の必要があるため条例を改正するものであります。

改正の概要は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第6条の3第1項第2号に義務教育学校等を加えるものであります。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 議案説明資料の3ページをごらんください。

乙第3号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、県立病院の医療体制を強化するとともに、経営改善を図るため、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び診療放射線技師の増員を行うことに伴い、病院事業局の職員定数を84人増員し、2964人に改正するものであります。

以上で、乙第3号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより乙第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 資料を拝見させていただきました。社会インフラとしての公立病院の果たす役割等々において、その医療サービスの強化という点で非常に賛同するものですが、その内容について、今回、全体的にざっと見る中で、看護師の増強という部分が、少し顕著なのかなというように見受けております。

過去、平成23年から平成27年までの病院ごと、職種ごとの増強ぐあいと申しますか、ふえ方を見比べていくと、医師については病院ごとにばらつきがあるのですが、トータルでは平成23年には295名いらした医師が平成27年には342名。看護師は、地域診療所を除くとほとんどの病院で増加傾向にあり、平成23年で

1566名が平成27年1685名という形で、全体的に見ると医師と看護師が増強されていっている。

これは、病院の規模とかもどんどん拡大しているからだと思いますが、事務職の方々の人員がずっと横ばいであるように見受けているのです。病院の規模は拡大していく中で、医者、看護師は充当されていっているのですけれども、事務職は据え置きということは、相当なフラストレーション、金属疲労等を起こしてはいないかという懸念を持っておりまして、今回、定数条例を所管する総務部と病院事業局の間で、事務職の定員についての話し合いはなされたのかどうか、検討があったのかどうかお尋ねいたします。

**○真鳥洋企行政管理課長** 条例改正に至るまでの手続的なお話かと思えます。まず、病院事業局員の定数増につきましては、病院経営に大きな影響を与えるということもございまして、総務部としては県立病院の役割とか、病院経営への影響を踏まえる必要があるというように考えています。今回の条例改正につきましては、病院事業局と総務部との間で確認が終了し調整がついた事項について、地方公営企業法に基づき病院事業局長から議案作成に関する資料の送付があったことから、今回条例改正案を議会に提出しているところであります。ただ今回、条例改正において調整がつかなかった事項については、今後も病院事業局との調整を継続して行って、要望の内容とか、あとは県立病院の役割を踏まえて、必要性を確認して、そのほか職員定数を改善することが経営に資するかどうか、これは病院経営の改善効率化になりますけれども、それも含めて慎重に見きわめて、適切に対応したいと考えているところであります。

**○宮城一郎委員** ということは、総務部においては、病院事業局から事務職の方たちの増員要請が、特に強い要望としてなかったのも余り検討しなかったという解釈でよろしいですか。

**○真鳥洋企行政管理課長** 今回の条例改正を上げる以前に、今の事務職以外にもほかの職種も調整事項として上がっていたのですけれども、今回9月議会上げたものについては、その調整がついた職種について上げているということでございます。

**○宮城一郎委員** 毎年度、決算審査意見書というものが出されていると思いますが、平成25年度、平成26年度においては、その契約事務や各種手当に係る事務を中心に不適切な事務処理が多く確認されたと。これまでも病院事業に対す

る指摘件数が多い状況が続いており改善が必要である。膨大となっている事務量を適切に処理する上で、チェック体制等が十分であるかについて検討する必要があると、その意見書において2年度連続で指摘があります。平成27年度においても、テキストのボリュームからすると、若干改善があったのかもしれませんが。ただし、膨大になっている事務量を適切に処理する効果的な方策を検討する必要がいまだにあるという意見が出ている中で、こういう指摘がずっと3年間続いている中で、今回の調整でまだタイミングにあらずというようにされたのかどうか。その辺の所感を伺いたいのです。

○真鳥洋企行政管理課長 事務職についての今回の調整の中身のことだと思います。今回、事務職の増員についての調整の中では、病院事業局からは診療報酬の算定の強化、会計指導の強化、適切な診療情報の管理、そういった理由から増員が必要というお話がありまして、総務部としては職員の再配置とか、外部委託とか、あと嘱託員等の検討の余地はないかどうかを検討する必要があるとか、そういった細々とした調整を今やっているところでございまして、その辺の課題解決に至らなかったということもありまして、今回条例提案に至っていないというところでございます。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から簡潔に説明するよう指導があり、行政管理課長から再度説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 私、民間出身なので難しいなと思ったのは、診療報酬の算定とか、いろいろな査定基準ですか、確かに事務職というのは、その辺があらわれにくいと思うのです。医療サービスについての費用対効果というものです。ただし、やはり、質の高い医療サービスというのは、もちろん医師や看護師等によってなされるものだと思いますが、それを下支えしている事務職員の方々がいらしているから、医師とかが安心して万全の環境で医療サービスの提供がされるというのも事実だと思います。ですので、制度にあらがうつもりはないのですけれども、今の算定基準だとどうしても事務職員の評価がなされにくいのかなという感触を持っています。その辺を鑑みた上でも、算定基準にはなか

なかあらわれにくいものの、例えば次年度以降の定員の配置について、いま一度の御検討、今後これについてもしっかりと捉えて、受けとめて、病院全体の質を高めていくような組織になっていただきたいと考えるのですが、その辺いかがでしょうか。

○金城武総務部長 今回の改正の中では、やはり事務職がまだ調整がついていないということでございます。これにつきましては、先ほど課長からございましたように、いろいろと詳細に検討して、その結果がまた明確なそういう回答も含めて、出ていない部分もございますので、引き続き、これは調整した上で、検討してまいりたいと考えております。やはり、もちろん、職員の数の問題もあろうかと思いますが、やはりまたこの専門性の蓄積みたいなことも含めて、いろいろ課題もあるかと思っております。そういうことも含めて、いろいろと病院事業局と議論して、今後の方向性をしっかりと議論して決めていきたいというように考えております。

○宮城一郎委員 これは、たまたま私の知人の話ですけれども、複数の病院を持っている某民間総合病院で統括事務長の立場にあります。民間の病院というのは、公立病院と違って、ちょっと言葉が悪いのですけれども、医は算術的なものもあると思います。今、彼のミッションというのは、そういう事務職を「お前の裁量でヘッドハントして抜いてこい」と。そういう人材を集めることによって、どのカテゴリーの医療サービスで利益を生み出すことができるかということに取り組んでいて、民間の病院はそこにどんどん切り込んでいっていると思うのです。ただ、そういう役割を公立病院に求めるわけではないと思うのですが、先ほど部長がおっしゃったように、やはり事務職に育った方には、事務職なりのスキルやノウハウを蓄積されていると思います。恐らくこの民間病院のヘッドハントの狩り場というのは、皆さんのところの事務職員になるかもしれません。別に利益に走っていくわけではないですが、やはり守っていくといえますか、とられないように保全して、公立病院の質を高めていただきたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今回の改正で、診療報酬の加算により年間1億1000万円の収支改善が見込まれるということが、最後にあるのですけれども、現状の県立北



部病院の収支はどうなっていますか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 北部病院の平成27年度決算で申し上げますと、経常収支で2億500万円の黒字となっております。

○當間盛夫委員 今、2億500万円黒字化されているということで、今回県立北部病院が7対1看護体制に入るということで、この診療報酬がどれだけ増加するのか。7対1看護体制にするわけですから、その分の人件費がふえてくる。地域包括ケア病棟を導入するわけですから、その分病床が減るとかありますね。NICU—新生児特定集中治療室などの開設をしますということもあるわけですから、単純に年間1億1000万円の収支改善が見込まれるというのだけれども、この数字を教えてもらえますか。診療報酬でどれだけどうふえたのか。人件費をどうするから、この分がこうなるという収支影響額について。

○津嘉山朝雄県立病院課長 県立北部病院の7対1看護体制の導入につきましては、増加する収入は約1億6000万円、費用が約1億9000万円ということで、収支差がマイナス2800万円ほどです。それから地域包括ケアの設置によりまして、増加収入が2億5700万円、増加費用が1億7300万円ということで、収支差が8400万円ほどです。それから県立北部病院に関して申し上げますと、県立北部病院へのNICUの設置で、増加する収益が7400万円、費用が1億1500万円ということで、収支差が約4000万円というところでございます。

○當間盛夫委員 これはトータルしたらどうなるの。別々に言っているのだけれども、年間1億1000万円ということはトータルしたら1億1000万円が出るということなのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 今の1億1200万円というのは、ほかの県立病院、集中系治療室の県立宮古病院とか県立中部病院とかも含めて、全体の合計が1億1200万円ということがございます。

○當間盛夫委員 私は県立北部病院に関してと聞いていて、県立北部病院で7対1看護体制にすると、皆さんはその分の診療報酬はふえるということを行っているわけだけれども、その分の人件費もふえるよねと言っているのです。その県立北部病院に関しての収支を言ってください。

○津嘉山朝雄県立病院課長 県立北部病院について申し上げますと、トータルで1億8900万円のプラスになる予定です。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から事前に提供された資料と答弁された数値にそこがあると指摘があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

津嘉山朝雄県立病院課長。

○津嘉山朝雄県立病院課長 1890万円の誤りでございます。

○當間盛夫委員 内訳を教えてください。7対1看護体制で、1億6000万円診療報酬が上がるわけですね。では、人件費はどうなるのだと。皆さん新生児特定集中治療室も開設するわけですね。包括ケア病棟も導入するわけですから、病床は減るわけですね。病床が減るということは、それだけの診療報酬は減るわけですね。減る要因が多いのです。診療報酬が減る部分もある、新設する分の費用もかかる、7対1看護体制にするわけだから人件費もそれだけかさむわけです。この部分のプラスがあって、マイナスが幾らで、それでも収支プラス幾らですよということを出してくださいと言っているわけです。

○津嘉山朝雄県立病院課長 県立北部病院の7対1看護体制につきましては、マイナス2800万円というところです。それから地域包括ケアについては、プラス8400万円です。集中治療室がマイナス4000万円です。それから、その他入院患者の摂食・嚥下でプラス300万円ということで、差し引きしますと先ほど申し上げたとおり1890万円の黒字ということになります。

○當間盛夫委員 トータルすると約1000万円は7対1看護体制にすることである程度改善というか、その要因が出てくることになってくるだろうと。平成27年度決算の黒字化を見ても2億500万円ということであるから、もっとよくなるだろうと。

もう一つ、教えてほしいのだけれども、県立北部病院の産婦人科は、今どうなっているのですか。7対1看護体制になるのはわかったのだけれども、産婦人科の体制というのは、県立北部病院の中で、もうわざわざ県立中部病院に来

て出産が云々ということは解消されているのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 県立北部病院の産婦人科につきましては、昨年10月に4人体制になりましたけれども、人事異動等のいろいろ都合もございました、この4月から3人体制になっておりまして、一部診療制限が出ております。診療制限につきましては、夜間と休日はオンコール対応で実施しております。

○當間盛夫委員 その点では、安心してということではまだないということになるのかなと思います。

もう一つ、皆さん、今回の7対1看護体制をするに当たっては、看護師不足の解消にどのような対策をとろうとしていますか。ふえるわけですね。看護師をそれだけ採用しないといけないわけでしょう。実際には看護師不足ということがあるわけですね。その対応はどういう形でやられているのですか。もう確保できているのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 看護師については、毎年試験を実施して職員を採用していますけれども、辞退者というのも結構おりまして、それに対応するために繰り上げ合格というのも出しております。看護師については、何とか繰り上げ合格で対応できるのではないかと考えております。来年の4月に何とか配置できるのではないかと考えております。

○當間盛夫委員 何とかではだめでしょう。7対1看護体制にするのだから、全員分確保できるということでないだめでしょうし、もう一つ気になるのは、北部病院ですね。北部地域で通勤できる看護師を確保できればいいのですけれども、なかなかそういうことがないということで宿舎もつくったはずですね。ところが宿舎は、今機能していますか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 看護師宿舎につきましては、老朽化しておりましたので、2年ほど前に取り壊しまして、看護師の宿舎というのはございません。医師の研修とかのための宿舎が今ございます。

○當間盛夫委員 2年前に取り壊したということは、通勤できるという形で看護師の件は考えているのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 それ以前から大分建物が老朽化しておりまして、

看護師が利用していないような状況でした。そのときは、地域の民間アパートとか、そこら辺に住む方についてはそういうのを利用していただいて、あと那覇市とか中部地域とかからの人は通ってということで対応しております。

○**當間盛夫委員** 通勤のことを考えるとこれでは解消は図れないのではないですか。だから、皆さん、その部分での住居関係の確保はどうするのかということもあるはずだろうけれども、その辺は考えていないのですか。

○**津嘉山朝雄県立病院課長** 確かに県立北部病院の看護師につきましても、配置に苦労しているところではありますけれども、一応、これまで何とか埋められる形で人も配置してきておりまして、住居につきましても、今のところ特に対策は考えておりません。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。  
上原章委員。

○**上原章委員** 気になったので関連して。今の県立北部病院の7対1看護体制は、マチカンティーンといいますか、ぜひ進めてほしいです。

県立北部病院を私ども会派で視察したときに、中南部地域から通う看護師をどうしても確保しないといけないという現状でして、夜間勤務等もあって、本当に通勤するのが大変な地域だと、ぜひ敷地内に看護師が仮の形で休めるところを、朝勤務とか交代制の中で無理がないようにできるところがほしいという声があったのです。この辺は対応してますか。

○**津嘉山朝雄県立病院課長** この点につきましても、先ほど宿舎のお話を差し上げましたけれども、中に何部屋か確保しまして、オンコールの対応とか、そういった場合に休憩がとれるような形の対応は一応とっております。

○**上原章委員** 医者も含めてですけれども、本当に無理がないようにしないと、相当今、10対1の中で……、それでも使命感を持ってやっている現状もありました。本来なら民間に行きたいという思いもありながら通っているということもありましたので、この方々に無理のない勤務体制を組めるような環境をぜひ確保してほしいという要望です。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 議案説明資料の4ページをごらんください。

乙第4号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い不動産取得税の特例措置に係る規定を整備する等のほか、納税者の利便性の向上を図る観点から、狩猟税の証紙徴収の手續に関する規定を整備する等の必要があるため、沖縄県税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容を申し上げますと、まず1つ目に、徴収金を賦課徴収する課税地について、個人の事業税の課税地を事業所等から所得税の納税地に改めるほか、課税地を明確にするために所要の整備を行うものであります。

2つ目に、不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象に第1種市街地再開発事業に新たに導入される個別利用区への権利変換手法により従前の権利者が取得する個別利用区内の宅地を加えるものであります。

3つ目に、狩猟税の証紙徴収の手續について、納付義務が発生することを証する書類に証紙を張る方法から納税済印を押す方法に改めるほか、当該手續の改めに伴い関係規定を整理するものであります。

4つ目に、税制改正に伴い引用する法令条項の整理等を行うものであります。

以上で、乙第4号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますよう、お願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 議案書7ページの都市再開発法について、こういうものだという説明をもう少ししていただきたいと思います。

○千早清一税務課長 今回の不動産取得税の特例措置の改正に係る分につきましては、その前に都市再開発法の改正がありまして、第1種市街地再開発事業に新たに個別利用区という考え方、そういった制度が導入されたことに伴って、従前の地権者の権利変換手法の中に新たな個別利用区というものが入ってきたものですから、その方たちについても不動産取得税の特例、いわゆる課税の減額が適用できるようにということで、不動産取得税の課税標準特例を追加するものということです。

○又吉清義委員 不動産取得税を減額するということですが、改めて驚きました。再開発をする場合、同じエリア内で等価交換をしても不動産取得税は出ると理解していいのですか。

○千早清一税務課長 そもそも不動産取得税は、相続以外、いわゆる取得の際に全て課税になることが基本になっております。ただ、その中でも、例えば、事業者による非課税、国や地方公共団体の取得に対しては非課税になっていたり、社会福祉法人が事業で行うような保育園など、用途での非課税もありますし、今回の権利変換みたいな形のもの、それから土地収用法や区画整理などで換地するものについては、減額できるような形での制度となっております。基本は、有償、無償問わず、取得した際にかかることが基本となっております、そぐわないものについては、非課税であったり、課税免除という形のものでカバーしているという状況になっております。

○又吉清義委員 例えば、等価交換というのは、隣近所で整合性が悪いというものを、お互い同じように隣接地を交代することにより整合性が出てくると。ですから、同じ取得に関しても別に買うわけでもありませんし、もらうわけでもありませんし、等価交換することにより、非常に都市形成もよくなる、利用度もよくなる、また都市再開発においても地主の方も協力しやすくなるかと思えます。しかし、これも税金が出るのですか。

○千早清一税務課長 今のように再開発事業に伴ってやるものでしたら、今回、条例改正を上げているように課税免除の特例がありますが、任意で、個人で、例えば不整形地をきれいにしたいということでやるような等価交換の場合は、

それぞれに課税になりますし、免除はありません。

○又吉清義委員 同じ再開発法でも、例えば、割合に応じて出るのではなく、再開発法の中で等価交換したものは一切出ないと理解していいのですか。

○千早清一税務課長 等価交換でしたら、課税は発生しません。

○又吉清義委員 これからすると、例えば評価額とか、そういった利率を勘案して、それに余った部分が出るのではなくて、まるきり出ないと理解していいのですね。今の答弁からすると、不動産取得税は全くでないという理解してよろしいわけですね。

○千早清一税務課長 等価であればかかりません。例えば、1つの例ですけれども、新しい権利床を取得する場合に、余分に例えば保留床も含めて取得した場合、その分については当然かかりますけれども、等価であれば、従前持っていた不動産取得税の価格と同じ価格のものであれば、当然課税標準は従前の価格を引きますので、結果的にかからないという形になります。

○又吉清義委員 ですから、ここで見たのは、土地や家屋を有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、新築・増築などによって取得した方、個人、法人を問いません。そういうことで、非常に気にして、「出るとだよ」と聞いて、「出ないのではないの」ということをやっていて、今の答弁では出ないと理解してよろしいのですね。納める額も、例えば、家屋の何%掛けるどうのこうのして、計算をして、10万円未満は幾ら、何万円未満は幾らとなっているのですが、そういったものにしても、とにかく等価交換は、この再開発法の中では出ないと確認してよろしいですね。

○千早清一税務課長 再開発法に基づくものであれば、等価の場合にはかかりません。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第22号議案沖縄県土地利用審査会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 議案説明資料の5ページをごらんください。

乙第22号議案沖縄県土地利用審査会委員の任命について、御説明いたします。

この議案は、沖縄県土地利用審査会委員7人全員が、平成28年10月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、国土利用計画法第39条第4項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

土地利用審査会委員は、土地利用、地価その他の土地に関する事項についてすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て任命するものであります。

御提案いたしました7人の方々は、法律実務、不動産鑑定、自然環境保全、都市計画、農業等についてすぐれた経験と知識を有しており、土地利用審査会委員として適任であることから議会の同意を得て任命したいと考えております。

以上で、乙第22号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第22議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 今、土地利用審査会の中身についての説明で、こういうものかということ少し理解できましたけれども、気になるのがあります。7名の土地利用審査会の方々、今、皆さんが選んでいる方は、那覇市が3名、宜野湾市2名、読谷村1名、北谷町1名です。いわゆる地域的バランスは必要ないのか。地域的バランスは関係ないですというお考えなのか。私は、地域的バランスもある程度あることによって、もっと沖縄県全体の審査会のよき判断、将来においてこうなりますよとなるのかなと思ったのですが、この地域的なバランスはないように思えるのですが、これまでもそうだったのか、そこまで配慮は



しないのですか。

○金城賢土地対策課長 今、委員の御質疑の件ですけれども、国土利用計画法につきましても、県全域を対象としているということでございまして、国土利用計画法第39条第4項のところの土地取引に関して公正な判断することができる者と、加えて、国土庁土地局長通知を踏まえまして選任したということがございまして、特に地域的なバランスという観点では、候補として上げてはおりません。

○又吉清義委員 ですから、今、御説明があったように、沖縄県全体のことを考えると。正直に言いますと中部地域に集中してますよ。例えば、沖縄県全体のバランスを考えるのであれば、せめてヤンバル近辺から1人、島尻郡近辺から1人と。そして中部地域周辺でしたら理解できるのですが、中部地域の方だけでヤンバルの事情を知らなさい、そして島尻郡の事情を知らなさいと。私は、これは、常日ごろ、その地域に住んでいる方が、その辺は敏感であり、変化がよくわかると思いますよ。ですから、そういったバランスもやはり必要ないのかなということで、あえて聞いているわけです。全体的なバランスを考えないというなら別ですよ。全域を考えるという理念があるのであれば、ぜひまたそういったバランスを考えていただきたいなという考えがあるのですが、従来までは、そういったバランスは全く考えないということで進めていたのか、いなかったのか。偶然そうなのですか。

○嘉数登人事課長 先ほど土地対策課長からも説明があったかと思いますがけれども、国土利用計画法が求めている委員の要件、要件といいますか、土地利用、地価、その他の土地に関する事項にすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者とうたっております、それを受けて、さらに、国土庁土地局長通知、これは中央省庁再編前の省庁だと思っておりますけれども、委員の構成においては、法律実務、不動産鑑定、自然環境保全、都市計画、農業、林業、そういった6分野を示しまして、さらに近年は、土地取引の形態が非常に複雑化しているということで、沖縄県では経済動向に精通した金融機関からも1名出してもらって、計7名で委員を構成しております。各委員については、例えば、学識経験者については当然、そういった知見を持った方を担当部局において候補者を選定、さらには法律実務ですとか、農業、不動産鑑定、それから金融については、各団体からの推薦というものを得て選んでおります。ですので、法律の要件ですとか、通知等に基づいた選定はなされているという

ように考えております。

○又吉清義委員 今の説明を聞くと、余計私は地域的バランスがあったほうが良いと思いますよ。読谷村より北は誰もいないのですよ。沖縄県の面積の半分余りの地域。要するに林業、農業、そういうのを考える。そして土地の事情もよくわかる。そうであれば、私は北部近辺にも1人いてもいいのかなと。もしそこに、そちらが示す資格者が今いないのでしたら別ですよ。私はいるものだと信じておりますから、いるのにあえてこうなのかなと。

○嘉数登人事課長 各団体から推薦されてきている方々は、やはり特定の地域からという話ではなくて、その道に精通した人ということで推薦が上がってきていると思っておりますので、今回挙げている7名については適任だと考えております。

○又吉清義委員 どっちみち決まったものはしようがないです。次回からぜひ考慮してください。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 つい最近、土地の評価が出ました。沖縄県も住宅地を含め、商業地が上がってきていると。この土地利用審査会というのは、バブルのころに、いろいろと投機的なものを抑えるということでの役割を果たしてきたところがあるのです。この土地利用審査会が果たす役割をもう一回教えてもらえませんか。どういうことをしているのか。

○金城賢土地対策課長 土地利用審査会の役割でございますけれども、まず1点目で、知事が行う規制区域の指定。これは規制の中でも最も強い規制になりますけれども、全ての土地取引について、知事の許可を求めるといったところの地域指定です。それから、これに準ずる形で監視区域へ、注視区域等がございますけれども、ここの指定ないし解除。現在のところ、沖縄県においてはこの区域規定はありませんので、事後届け出制度というものがございますけれども、その届け出の中で個別の土地取引について利用目的等を審査して、この利用目的が著しく適正かつ合理的な土地利用に支障が生じるという場合にあっては、勧告をするといったような役割を果たしております。

○**當間盛夫委員** 土地利用審査会というぐらいですから、年に何回か開催されていると思うのですけれども、ここ二、三年でいいですので、年に何回開催されていますか。

○**金城賢土地対策課長** 土地利用審査会の開催状況でございますけれども、例えば、バブル期、平成元年、こういった時期においては年8回とか、平成2年においては14回ということがございましたけれども、バブルが崩壊して、地価が下落をするといった中であって、全国的にも平成4年から現在まで25年連続で地価が落ちているという状況にあって、沖縄県もそういう状況にありましたので、今、監視区域を解除したというものもございますけれども、現行においては、平成4年から平成25年の間は年に1回程度。それから平成25年度から現在に至るまでについては、1回も開催されていないという状況でございます。

○**當間盛夫委員** 今、平成元年のバブル期とは違って、そういう投機的なものがないということで年に1回程度しかないということですが、でも、実際には、例えば、宮古島であると、伊良部大橋がかかるときに宮古島市の伊良部の土地が高騰してきているとか、宮古島が高騰しているとか。恩納村ではホテルの部分でそういったことがあるよということがあるはずでしょうから、年に1回ではあるのでしょうかけれども、しっかりと沖縄県の取引状況を把握して、審査会がせっかくこういう形であるわけですので、そういう報告で、県民含めてのそういう部分での状況的なものはちゃんと把握しておいてもらえればありがたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**渡久地修委員長** 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情第40号の審査を行います。

ただいまの陳情等について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

金城武総務部長。

○**金城武総務部長** 総務部関係の請願及び陳情案件につきまして、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明いたします。

表紙をめくっていただき、陳情一覧表をごらんください。

総務部関係は、陳情が継続1件となっており、新規の請願及び陳情はございません。

陳情の継続1件につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、総務部所管の陳情について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願います。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 今度、東京都も女性知事にもなったということですので、女性の社会進出ということも含めてこの陳情が出ていると思うのですけれども、県職員の女性管理職の登用率はどういう推移ですか。

○**嘉数登人事課長** 知事部局における管理職の女性登用の状況ですけれども、平成28年4月1日現在8.9%となっています。

○**當間盛夫委員** これは、目標があるでしょう。

○嘉数登人事課長 平成32年度までに15%まで持っていきたいというような計画をつくっております。

○當間盛夫委員 これは部長しか言えないはずだろうけれども、平成32年まであと4年です。どのような対策、いろいろと女性の労働環境、働きやすさとか、そういった部分がもろもろあると思うのだけれども、あと4年で7ポイント近く上げると。今、8.9%。倍近く上げるという目標からすると、どのような対策をとられるのか。

○金城武総務部長 非常になかなか難しい課題でございますけれども、まず管理職登用に当たっては、管理職としてふさわしい能力、あるいは実務経験等が必要であるということで、女性職員についてもその能力を十分に発揮することができるように、例えば、昇任する前の班長職等においてもいろいろな分野に配置して女性の職域を拡大するということが、この管理職への登用につながると思っていますので、そのあたりをまず班長級ぐらいのときから、いろいろな管理的な部門を含めて、そういう配置を積極的にやっていきたいと考えております。

○當間盛夫委員 ちなみに知事部局で新しく職員になられる男女の割合はわかりますか。

○嘉数登人事課長 7対3ぐらいです。

○當間盛夫委員 それからしたら、優秀な女性がいらっしゃるはずでしょうから、そういった面からすると、採用時からこの7対3ということであれば、採用の部分でもどうあるべきかということを考える部分があるのではないかと思いますので、これは提言として終わります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ。その後、知事公室長から台風第18号による被害状況及び県の対応について報告があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情第37号外4件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る陳情につきまして、お手元の陳情説明資料に基づき御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続4件、新規1件となっております。

まず、継続4件のうち、前回の処理概要に変更のあった1件について御説明いたします。

2ページをお開きください。

陳情第45号平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の3ページをお開きください。

記2につきましては、これまでの経緯を踏まえ変更を行っており、次のとおりとなっております。

平成28年9月24日に稲田防衛大臣に対して、宮古・八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保などについて要請したところです。

続きまして、10ページをお開きください。

新規となる陳情第91号中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する陳情につきまして、処理概要を説明いたします。

沖縄県としては、これまでも我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取り締りの徹底について、繰り返し国に要請するなど、尖閣をめぐる問題を重要視してきたところです。

平成28年9月24日に稲田防衛大臣に対して、宮古・八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保などについて要請したところです。

以上、知事公室所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしまし

た。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情第48号について、消費・暮らし安全課副参事の説明を求めます。

比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 知事公室との共管となっております陳情第48号につきまして処理概要を御説明いたします。

資料の6ページをお開きください。

記1についてであります。

3段落目を次のように変更し、4段落目を追加、5段落目を変更しております。

平成29年4月以降の住宅供与については、避難指示区域からの避難者は、平成30年3月末までの延長が決定されており、避難指示区域外からの避難者については、新たな支援策が実施されます。県としては、避難者が福島県の新たな支援策を切れ目なく受けられるよう、平成29年1月から3月に転居した方に対する支援を実施することとしております。

今後とも被災県の方針に基づき、福島県の新たな支援策を切れ目なく受けられるよう協力するとともに、福祉制度等、適切な支援が受けられるよう努めてまいります。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 消費・暮らし安全課副参事の説明は終わりました。

次に、同陳情について、健康長寿課長の説明を求めます。

山川宗貞健康長寿課長。

○山川宗貞健康長寿課長 資料7ページをお開きください。

知事公室との共管となっております、陳情第48号放射能公害被災者に人権の光を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

記4の被曝関連健康診断を全県民を対象として実施することについてであります。

処理概要は、前回と変更ございません。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 健康長寿課長の説明は終わりました。

次に、同陳情について、生活衛生課長の説明を求めます。

與那原良克生活衛生課長。

○與那原良克生活衛生課長 資料7ページをごらんください。

知事公室との共管となっております、陳情第48号放射能公害被災者に人権の光を求める陳情について、御説明申し上げます。

記5の処理概要は、前回と変更ございません。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 生活衛生課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 今の陳情第48号について伺います。

記1、住宅支援が求められているのですが、国の方針、また被災県の新たな方針が示されているのですが、この説明をまずお願いします。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 災害公営住宅の整備や除染等が進んでいると、生活環境が整いつつあるということで、福島県において、避難指示区域外からの避難者について、平成29年3月末をもって、災害救助法に基づく住宅支援を終了するというところでございます。



○比嘉瑞己委員 指定区域以外の方たちには、そういった支援は打ち切ってと。ここに新たな支援策と書いてあるのですけれども、この新たな支援策というのはどういうことですか。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 新たな支援策というのは、福島県においての家賃補助制度でございまして、避難指示区域外からの避難者については平成29年3月末をもって住宅供与は終了すると。その後、まだ民間賃貸住宅のほうに居住する方に対しまして、平成29年1月分から平成30年3月までの家賃の2分の1を最大3万円までと、平成30年4月分から平成31年3月分までの家賃の3分の1を1カ月当たり最大2万円まで、そして初期費用として定額10万円を補助するというものであります。

○比嘉瑞己委員 要は、帰ってくるときには支援をしますという方針だと思うのですけれども、先ほど補正予算の中でも、県もこの新たな支援に呼応した予算が入っていました。県はこうした国の方針や福島県の方針にどういった形で対応しているのですか。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 福島県の支援につきましては、福島県に帰還する方だけではなくて、今、沖縄県に避難していらっしゃる方が、沖縄県内で転居するというときに家賃の補助をするというものでございます。今、補正予算のお話でしたが、平成29年1月から3月について、福島県の家賃を2分の1補助するものですが、沖縄県も家賃の2分の1を補助するというものでございます。

○比嘉瑞己委員 この陳情の中身は、転居云々でなくて、引き続き今住んでいる、やっとなれてきた、5年住んできたところでの住居の支援をお願いしているのですよ。なので、なかなか国や福島県の意向と当事者の皆さんとの思いとはかけ離れていると思うのです。皆さんとしても、避難されてきた方々に対して、訪問までして意向を聞いていると聞いておりますが、この戸別訪問による面談によって、沖縄県にいる人たちはどういった意向を示していますか。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 沖縄県に住み続けたいという方は、約7割ぐらいいらっしゃいます。

○比嘉瑞己委員 この議論は何回かしているのですが、議論もよくわかっていると

思うのですが、こういったようにギャップがあるのですよ。知事も特に被災県の皆さんに対して、国策で翻弄されているという意味では、ある意味では同じ思いを持っているというように議会での答弁も聞きました。そういった意味で、今、沖縄県が果たすべき役割というのは、幾つも求められていると思うのです。県として、特に住居に対してこういった支援ができるかということは、その後、検討されたことはありますか。

**○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事** 住宅の支援について、平成29年3月31日で応急仮設住宅の供与が終了するというところで、福島県の支援一住宅の補助ですが、それにつままして、本県としましては福島県の支援策が受けられないということが生じないように、補正をしまして、4月以降も福島県の支援策が引き続き受けられるようにということで支援していこうと考えております。

**○比嘉瑞己委員** 県なりの努力はあると思うのですが、こうした当事者の皆さんの意向を尊重するために、私はもっと工夫が必要だと思うのです。この間の取り組みの中で、ニライカナイカードが大変評価が高くて、そうした県民の被災地の皆さん、避難してきた人たちに何かしてあげたいという思いを集めるという仕事がやはり県にはできるのではないかと。県営住宅がだめならば、民間の不動産関係者やあるいは善意のある人たちが、ここだったらどうぞ使ってくださいというような声もあると思うのです。そういったことを拾い集めることもまた県の大切な仕事だと思うのですが、この点についてはどうですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 原発事故関係で避難なされた方々、県も迅速に対応して、今ありましたニライカナイカード等で対応してありますが、そういったものにつまましても、基本的には平成29年3月31日末で終了するというようなことが決まっています。それ以降は、説明がありましたように、各部において、国の方針にも沿うような形でそれぞれ対応していただいているものと考えております。ただ、今の委員からのお話は、県としてさらに対応すべきことがあるのではないかとという趣旨の御質疑ですが、県もこれまでもいろいろとアンケート調査等は実施して、いろいろとお話をしています。それから、福島県ともいろいろお話も、彼らが沖縄県に避難している方々に対して、いろいろまた独自にアンケート等を行いたいということでいらしたときに、私自身も面談に臨みました。やはり地元の方のお話、福島県の要望ですが、人口の減少化を何とか食い止めたいと、何とか戻ってほしいという強い意向もございました。そ

ういった中で、なかなか申し上げにくいような話などもありました。本来ならば、もう戻っていただける箇所でもなかなか戻っていただけないことがあって、割と生活的にも問題ないような方々も実は戻っていないのだと。そういった被災地なりの苦悩というようなものも私に吐露していたこともございます。ただ、そういったものも含めながら、でも実際にまだ戻りたくても戻れないような状況等についての対応というのは必要でございますので、そういった方々について、今、陳情で申し上げたような形での対応はそれぞれとっていると思いますけれども、我々知事公室としても、総括する立場として、基本的にはそれぞれでやっていますが、いま一度、関係する部、複数の部にまたがってございますので、意見交換もしながら、委員からもありましたので、ぜひその辺を全体として考えを、方向性を取りまとめて、次回の委員会までには一定程度の考えを報告できるようにさせていただきたいと思います。恐縮ですが、今この程度のお答えしか申し上げられませんが、よろしく申し上げます。

○比嘉瑞己委員 当事者の皆さんもできることなら帰りたいのですよね。けれども、帰れないという現実もあるわけですから、やはり被災者の皆さんの立場に寄り添った支援が求められていると思います。この間、陳情者の方、何人かとお会いしましたが、5年もたつたではないかという意見もあれば、この人たちにとっては5年たつたというのは実感としてないのですよ。子供たちのために沖縄に避難してきて、やっと住居が安定して、やっと学校になれてきたときに、こういったことになってしまったということで、本当にわらにもすがら思いで陳情を出していると思います。ぜひ、次の委員会までに、県の努力をしっかりと示せるように頑張っていたいただきたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 今の陳情48号の件ですが、今、指定区域外から沖縄県に避難している世帯は何世帯ですか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 138世帯でございます。

○上原章委員 そのうち、来年3月に支援を打ち切られる世帯は何世帯ですか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 打ち切られるといたしますか、138世帯

が避難指示区域外からの避難者で、3月31日をもって住宅供与が終了するというところでございます。

○上原章委員 では、先ほど、新しい制度で支援が受けられる、または県も同じく2分の1を考えていると、この対象の世帯は何世帯になりますか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 対象になる世帯は、所得要件また沖縄県内で転居をする世帯ということでございまして、まだ把握しておりません。

○上原章委員 所得制限は幾らになっていますか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 月額21万4000円でございます。

○上原章委員 これまで支援を受けていた家賃が2分の1になり、また所得制限が今回加わるということで、この関係者の皆さんは、5年間、何とか生活の環境を整えながらここまで来ておりますので、相当の方々がまた負担を強いられるのは見えているのですよ。調査の中でも、この方々はずっと支援をいただきたいということではないみたいですよ。ですから、この人たちが先ほど来一私が特に気になるのは転居を前提としているところでして、また、ここに来て生まれた子もいるみたいで、ある意味では、この子らは沖縄県の出身ということになるのですよね。ですから、皆さんが訪問する中で、今住んでいる住宅の中で、このままこの地域で、同じ学校、保育園に通いたいという要望が相当数あると聞いていますので、これはしっかり応えていこうという一つの方向性は沖縄県として持ってほしいのですが、いかがですか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 今、転居というお話がありましたが、これは1月から3月の期間に転居してしまいますと災害救助法の適用が終了してしまって、そこで福島県の支援、家賃が2分の1になると。また残りの2分の1について沖縄県が支援しまして、4月の福島県の支援につなげるというものです。転居しない方というのは、この3月まで災害救助法の供与が受けられますので、自己負担が生じないということになります。4月以降につきましては、やはり家賃が2分の1の補助になってしまうので、負担が生じるということではありますが、県としましては、戸別訪問等も実施しておりますので、今後も戸別訪問を実施しながら、福祉制度等の適切な支援を必要な方には受けられるように努めていきたいというように考えております。

○上原章委員 もう5年たって、親戚もいない、保証人も探す、そういうことがなかなか難しい方々が多いと聞いていますので、その辺の転居を前提とするような形は無理があるかなと思いますので、その点もよろしくお願いします。

次に、3ページの陳情45号、消防防災ヘリです。

47都道府県で沖縄県だけがないと私は認識しているのですが、県の消防防災ヘリの導入について、処理概要を見ると、機体購入費及び維持管理費は県の負担、そして航空隊員の人件費は市町村の負担ということでして、何か市町村が課題というように受けとめられるのですけれども、県で機体購入費、維持管理費というところは、なかなか難しいというところで今日まで来ていると思うのですが、その辺はどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 確かに機体購入、維持管理もさることながら、実際に、やはり市町村としては、市町村の消防行政の観点から消防の要員も確保しないとイケない。仮に、消防防災ヘリを導入するとした場合、いつ何どきそういった対応が迫られるかということで、一定程度訓練もしなければならない。そうした場合に、限られた人数の中から割かないとイケないというようなことがあるのではないかとということで、そういったことも踏まえて、どういった体制をとるかということが第1の前提になると思いますけれども、市町村の今の現状の中で、要員の確保等も踏まえて、市町村の意向をやはり踏まえた上で、この消防防災ヘリの導入を検討するべきだろうと、そういう趣旨の処理方針でございます。

○上原章委員 今回、大宜味村にぜひそういった拠点をつくってほしいと。私は、やはり沖縄県は島嶼県で、またヤンバル等を含めると大きな災害とか、また事故とか、特に土砂災害等で本来の生活道が分断されるときに、そういった防災ヘリはどうしても必要なケースもあるのかなと。確かに陸上・海上・航空自衛隊、海上保安庁、今ドクターヘリもありますけれども、それぞれ本来の目的を持っている機関ですので、県は県として、やはりしっかりとした防災体制を構築する責任があると思いますので、沖縄県に本当にこういった消防防災ヘリの導入の可能性がないのか。今、本当に大きな災害、想定を超えるような災害等が起きることが多々全国でもありますので、本当にしっかりと検討していただきたいと思います。

○謝花喜一郎知事公室長 陳情処理概要にございますように市町村との連携、

調整が必要不可欠だということで、今、確認いたしましたところ、市町村との意見交換はもう始めているようでございます。北部地域、中部地域、南部地域、それぞれ事情があって、まだ統一した見解には至っていないということが実情のようでございます。県としましては、そういったことを踏まえて、しっかりと意見交換を、調整を行った上で、県としての方針を決めてまいりたいと考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今回の陳情第45号の消防防災ヘリのことですが、今度の久米島での台風の際に3000戸が停電をしたということで、電力関係の皆さんの輸送をしていますよね。これはどこがやったのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 陸上自衛隊のヘリを要請いたしました。

○當間盛夫委員 陸上自衛隊のヘリを久米島町が要請をして、それを受けて人員をそのまま輸送したと私も聞いています。この消防防災ヘリの件ですが、機体は県で購入できるけれども、人的なものは市町村の負担と。なぜ、これは市町村の負担になってくるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 災害救助等について、基本的に市町村の消防職員が対応するものですから、その訓練も必要になるということでございます。

○當間盛夫委員 機体は県が購入するわけでしょう。県の物でしょう。私が思うのは、以前に広域化しようとしたよねと。本来広域化すれば、そういった部分で県がそのことをやって、そういった人的な部分もその広域消防の中でのあり方があろうと考えられるのだけれども、結果的にそれがないから、今のところまだ整っていないからこういうことが起きる。どうなのですか。それとは別ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 消防組織法というものがございまして、その30条に都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて当該市町村の消防を支援することができるというようになってございます。ですから、

機体については、この消防組織法に基づいて、県で調達はできるわけですが、あくまでも消防職員というのは自治体—市町村の職員になりますので、市町村の消防業務に支障がないような体制をつくらないといけない。そういう意味で調整が必要だということでございます。これは広域化になっても同じような体系でございます。

**○當間盛夫委員** この辺をもう少し研究したほうがいいですよ。他府県ではやっているわけだから、それを沖縄県だけがこの部分は市町村云々ということではなくて。皆さん、陳情処理概要にもあるように、陸上・海上・航空自衛隊に頼りっ放しではないですか。陸上自衛隊がどうこうということを言いながら、でも、県は自衛隊の果たしている役割を云々ということがある。あるからこういうことも書いてはいるはずだろうけれども、この防災に関して、このことで自衛隊に頼り切りとしか思えないのです。今度の久米島で起きたことも、本来、こういう消防防災ヘリがあれば、いち早く消防防災ヘリで被害状況は確認できたはずですよ。できるんだよ。やらないといけないことなんですよ。そのことを皆さんがではなくて民間が行って、上空で撮影をすると。それを皆さんも見られるわけですよ。だからその辺は、防災危機を所管している知事公室であるわけですから、他力に頼るということではなく、先ほど上原委員が言ったように、これからの災害はどういうことがあるかわからないのです。台風にしても、近海で905ヘクトパスカルというように大型化することになる。幸いにも沖縄本島を含めて被害は出なかった。久米島も以前とは違うような、被害は出てはいるのですけれども、甚大な被害はなかったところではありますが、その辺は皆さんもう少し真剣に検討しないと。沖縄県の置かれている状況は、私は基地問題だけではないと思っている。災害が起こったときに、県民をどう守るのかということとは皆さんの責務だよ。そのことは真剣に考えてもらいたい。

前後しますが、この陳情第45号の記1の台風災害による支援策で、皆さんは国に対して災害復旧制度のさらなる充実改善を要請しているとありますよね。これで今、激甚災害の適用というのは、どういうものがありましたか。例えば、住宅であれば何戸以上とか。これを教えてください。

**○謝花喜一郎知事公室長** 平成22年に緩和されていますが、その改正前と改正

後のお話をいたします。改正前は、災害復旧事業の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収の50%を超える市町村が1以上ある災害だと。改正後は、いずれかということで、この範囲がイ、ロ、ハと3つ広がっています。当該市町村の当該年度の標準税収の50%を超える市町村、これが1つ。2つ目は、当該市町村の当該年度の標準税収が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収の20%を超える市町村。3つ目が、当該市町村の当該年度の標準税収が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収の20%に当該標準税収から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村というような形で、対象範囲を若干広げる形にされております。

○**當間盛夫委員** やはり沖縄県は他府県と違う部分があります。例えば、沖縄県は以前から台風銀座ということで、そのことに備える部分があつて、近年は本土に上陸することが数多く出てきていますけれども、沖縄県の被害とは違うところがありますので、そういった面では、拡充をしっかりとしてもらいたい。

もう一つ、今度の台風の際に頻繁にアラームが鳴りました。これは悪いということではない。備えるということはいいことですので。今度、久米島でもそのことで人的な被害はなかった。やはりその分避難が迅速にできたというところがあるのだけれども、実際、防災無線とかそういった予算的なものは、国が全部見ているのですか。防災無線、そのアラームだとか、いろいろなことを含めて。これ市町村の負担になっていませんか。

○**渡久地修委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長から各自治体ごとにさまざまなケースがあり、知事公室では総括していないので答弁できないとの説明があつた。)

○**渡久地修委員長** 再開いたします。

當間盛夫委員。



○**當間盛夫委員** 沖縄県は一括交付金があるから、例えば、離島で一括交付金を使ってやっているところもあると思う。市町村の財政力の差で、防災体制自体に差が出るということはあってはいけない。なおかつ、これは市町村に負担させるものではないと思います。全国どこでも、防災の対応は本来は国がやるべきです。例えばマップを含めて、外国人も含めた皆さんが、スマートフォンだとかいろいろなもので、そういった防災に関する情報を簡単に取得できるようなものを国が—今度のものも気象庁が、沖縄県の気象庁とは別に国がすぐやったでしょう。だから、この防災情報の発信というのは、やはり国がやればいいのです。そういった部分は国が整備すべきだということで、皆さん、今度この災害制度に関する部分の拡充だとか、企画部がやっているのかもしれないけれども、そういった防災情報に関してどうなのかということを各市町村にもう一度確認しながら、やはりこれは国がやるべきだということを国に求めるべきだと思っておりますので、そのことをもし答弁できるのであれば、答弁してください。

○**謝花喜一郎知事公室長** やはり、當間委員の御指摘のとおりでございます、この件につきましては、全国知事会等におきましても、いろいろ国に対して要請を行っているようです。県もこの件については、島嶼県でもございますし、やはり財源が脆弱な市町村も多いことでもありますので、ぜひこの辺はしっかりとまた国に対して要望をしていきたいと考えております。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

新垣光栄委員

○**新垣光栄委員** 私も福島のことです。今、避難区域以外からの皆さんの支援が打ち切られるということで、2分の1そして上限3万円ということですがけれども、このほかに支援をしている県はございますか、新潟県とか、どういう状況になっているか説明していただきたいです。

○**比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事** 他県の支援状況ですが、県営住宅の優先入居等を行っている都道府県が6都県あります。あと新潟県においても新た

な福島県の新たな支援策に合わせて、民間の家賃補助を行っております。1万円です。

○新垣光栄委員 もし、新潟県と同じように1万円を補助した場合、積算すると年間どのくらいの費用になりますか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 今ある世帯が全てが該当するという想定ですが、1656万円となります。

○新垣光栄委員 沖縄県も基地問題を抱えていて、福島県は原発事故ということで、私は人ごととは思わないですよ。何かつながりがあるのかなということ考えています。本当に自分たちの思いが政府に届かないという意味では同じだと思っています。その辺にプラスして、エイサーのはやしというのは、1603年ですか、エイサー ヒヤルガ エイサーという語源は福島県にあるのではないかとされています。沖縄県とのつながりですね。私は人ごとではないと思っております。そういう沖縄のチムグクルというのを、ぜひ支援をすることによって、何らかの形で表現していただきたい。今回の補正予算にはないのですが、そういうものを入れて、ぜひそういう陳情に対して応えていただきたいと思っています。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情第45号外2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地明和企画部長。

○下地明和企画部長 それでは企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会陳情に対する説明資料により経過・処理方針等を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、陳情の一覧表がございます。

企画部関係は新規の陳情が1件、継続の陳情が2件となっております。

なお、継続の陳情2件に係る経過・処理方針等につきましては、前回6月定例会時点から変更はございませんので、今回は説明を省略させていただきます。

新規の陳情についてのみ、御説明いたします。

5ページをお開きください。

新規陳情第89号美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきまして、読み上げて御説明いたします。

項目1につきまして御説明します。

平成15年度及び平成16年度に実施した中波ラジオ放送受信障害解消事業では、宮古地区、八重山地区ラジオ放送中継ネットワークを構築する当時の各広域圏事務組合に対し、県として財政支援や中継回線の提供等の支援を行ってまいりました。

強靱化のための中継局の見直しについては、現状における課題・具体的な整備の方法等について、関係機関と意見交換を行い、支援のあり方について検討していきたいと考えております。

次に、項目2につきまして御説明します。

続きまして、6ページをお開きください。

県は、平成28年度から平成31年度にかけて、超高速ブロードバンド環境整備促進事業を実施することとしており、本事業により、離島・過疎地域等において、陸上部における超高速ブロードバンド環境が整備されます。

平成28年度は、与那国町及び国頭村を整備する予定であり、平成29年度以降については、関係市町村及び通信事業者と調整の上、整備計画を策定し、計画的に推進していきたいと考えております。

次に、項目3につきまして御説明します。

緊急防災・減災事業は、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象としております。

本事業は、津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設及び公用施設の移転などが対象事業となっており、事業年度は平成28年度までとされているところです。

県としましては、今後も台風や津波対策など、防災・減災対策の推進を図る必要があることから、全国知事会を通して、国に緊急防災・減災事業債の恒久化等を要請しているところであります。

なお、国によると、緊急防災・減災事業債の取り扱いについては、延長の方向で、予算編成過程で必要な検討を行うこととしており、正式な決定は年末になると聞いております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針等の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

議案、陳情の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。  
休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情の採決の順序等について協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第1号議案沖縄県職員の退職管理に関する条例、乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例、乙第3号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例、乙第4号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例及び乙第9号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例の5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第4号議案まで及び乙第9号議案の5件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第22号議案沖縄県土地利用審査会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第22号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、甲第1号議案平成28年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)の採決を

行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 私ども沖縄・自民党会派は、この沖縄県一般会計補正予算(第2号)全体に反対するものではありません。先ほど説明のありましたMICE施設に関連する補正予算については、本会議におきまして、修正案を出しながら本会議での採決に臨みたいと思いますので、退席いたします。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、沖縄・自民党会派所属の花城委員、又吉委員、中川委員及び仲田委員が退室した。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより甲第1号議案平成28年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)の採決を行います

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、沖縄・自民党会派所属の花城委員、又吉委員、中川委員及び仲田委員が入室した。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、陳情の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、決算特別委員長から依頼のありました本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について及び調査日程についてを議題といたします。

まず、本委員会へ調査依頼のあった決算事項認定第1号、認定第8号及び認定第20号を議題といたします。

ただいま議題となりました決算3件については、閉会中に調査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、調査日程について協議した結果、別添調査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

調査日程につきましては、お手元に配付してあります案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。  
休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算議案の審査等に関する基本的事項の主な点について説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

本委員会の所管事務に係る決算事項の調査に当たっては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき行うこととし、その他の事項に関しては決算特別委員会と同様に取り扱うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情9件とお手元に配付してあります決算事項の調査を含む本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。



(休憩中に、台風第18号による久米島被害状況調査に係る派遣議員について協議を行った結果、委員長に一任することで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

次回は、10月17日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長      渡久地      修

総務企画委員会記録  
<第2号>

平成28年第4回沖縄県議会（9月定例会）

平成28年10月6日（木曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 平成28年10月6日 木曜日  
開 会 午前10時1分  
散 会 午後6時41分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 甲第1号議案 平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県職員の退職管理に関する条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第3号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 5 乙第4号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 6 乙第9号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 7 乙第22号議案 沖縄県土地利用審査会委員の任命について
- 8 陳情第37号、第40号、第45号、第48号、第55号、第67号、第89号、第91号、第97号、第101号及び第105号
- 9 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について
- 10 調査日程について
- 11 閉会中継続審査・調査について

---

### 出 席 委 員

委 員 長 渡久地 修 君

副委員長	新垣光栄	君
委員	花城大輔	君
委員	又吉清義	君
委員	中川京貴	君
委員	仲田弘毅	君
委員	宮城一郎	君
委員	当山勝利	君
委員	仲宗根悟	君
委員	玉城満	君
委員	比嘉瑞己	君
委員	上原章	君
委員	當間盛夫	君

委員外議員 なし

---

**欠席委員**

なし

---

**説明のため出席した者の職・氏名**

知事	公室	長	謝花喜一郎	君
総務	部	長	金城武	君
人事	課	長	嘉数登	君
行政	管理課	長	真鳥洋企	君
財政	課	長	宮城力	君
税務	課	長	千早清一	君
企画	部	長	下地明和	君
土地	対策課	長	金城賢	君
科学	技術振興課	長	長濱為一	君
総合	情報政策課	長	上原孝夫	君

子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 子ども未来政策室長	喜舎場 健 太 君
子ども生活福祉部 消費・くらし安全課副参事	比 嘉 千 乃 さん
子ども生活福祉部 消費・くらし安全課班長	池 田 佳 世 さん
保 健 医 療 部 保健医療政策課医師確保対策監	諸見里 真 君
保健医療部健康長寿課長	山 川 宗 貞 君
保健医療部生活衛生課長	與那原 良 克 君
農林水産部園芸振興課長	松 尾 安 人 君
農林水産部糖業農産課長	屋 宜 宣 由 君
商工労働部企業立地推進課班長	上 原 浩 君
商工労働部情報産業振興課班長	大 嶺 寛 君
文化観光スポーツ部 観光振興課班長	仲 里 和 之 君
文化観光スポーツ部 スポーツ振興課班長	前 本 博 之 君
文化観光スポーツ部 観光整備課観光施設推進監	幸 喜 敦 君
文化観光スポーツ部 観光整備課班長	嘉 数 晃 君
土木建築部空港課班長	砂 辺 秀 樹 君
病院事業局県立病院課長	津嘉山 朝 雄 君
教育庁教育支援課長	登 川 安 政 君
警察本部警務部長	中 島 寛 君
警察本部警備部長	重 久 真 毅 君

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案から乙第4号議案まで、乙第9号議案及び乙第22号議案の7件、陳情第37号外10件、本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について、調査日程について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して

議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部警務部長及び警備部長の出席を求めています。

休憩いたします。

(休憩中に、警務部長及び警備部長から就任挨拶並びに公安委員長の出席について説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第9号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、警務部長の説明を求めます。

中島寛警務部長。

○中島寛警務部長 資料の1ページ、乙第9号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

警察法第47条第4項の規定により、沖縄県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い条例で定めることとされております。

このたび、基準となる警察法施行令の一部が改正され、警務部に関する所掌事務に「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事」が定められたことに伴い、沖縄県警察本部の警務部の所掌事務にも当該事務を定める必要があることから、沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日につきましては、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行の日である平成28年11月30日を予定しております。

以上で、乙第9号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 国外犯罪ということをもう少し教えてもらえませんか。例えば、沖縄県警察所属の警察官が国外でそういう警護をすることがあるのか。国外に出て被害に遭った際の弔慰金ということですので、もう少しわかりやすく説明してくれませんか。

○中島寛警務部長 この国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案については、委員ももしかしたら御記憶にあるかもしれませんが、平成25年1月にアルジェリアでテロ事件が発生しています。昨今、いわゆるI Sと言われる国際テロ組織等がございますが、日本人が国外でテロ組織であったりとか、国外犯罪組織によって不幸にして犠牲になったりとか、またはけがを負うという事件が最近とみにふえております。特に最近では、バングラデシュのダッカで日本人の方が亡くなるという事案も発生しております。この法律ができるまでの犯罪被害者の支援に関しまして、国内で起きた犯罪に対しては、いわゆる犯罪被害者等給付金が交付されて、必要な犯罪被害者支援が行われていたと。一方で、国外で起きた犯罪、それに巻き込まれた日本人の方については、そういう支給金がなされない、交付されないという状況がございましたので、アルジェリアでのテロ事件等を踏まえ、必要な法整備がなされたと承知しております。

県公安委員会及び県警察の事務としましては、例えば、そういう国外犯罪もしくはテロ被害に遭われて帰国された方、もしくはその遺族の方が本当に被害に遭ったのかどうかとか、どういう状況であったのか、そういう事実認定をしっかりとする必要があって、公安委員会に対して申請を出していただいて、公安委員会で必要な調査をする。その上で、正当であると認められれば、弔慰金を支給するという法律であります。

○當間盛夫委員 ちなみに外務省とかが、ここは今は危険ですよというような渡航情報を出していて、それでもジャーナリストの皆さんが行って、人質になったり、そこで殺害されたりとかがあるのですけれども、そういう外務省が出した国外のそういった地域で被害に遭ったときに、対象になるのですか。

○中島寛警務部長 国外犯罪被害弔慰金等が支給されない除外規定というのが法律上列挙されております。その1つを読み上げさせていただきますと、国外犯罪被害者が正当な理由がなくて、治安の状況に照らして生命または身体に対



する高度の危険が予測される地域に所在していたとき、という規定があります。その場合は、弔慰金は支給されないということになります。よって、例えば、ジャーナリストの方が、いわゆる報道のため、アフガニスタンとかシリアに行かれた場合は、正当の理由があるかどうかというのは慎重に判断する必要があると思いますけれども、そういう報道目的ではなく、単なる遊びの目的であるとか、単に観光したいとかいう目的でイラクとかシリアとかに行って、半分自分の責任で巻き込まれた場合には、この法律の規定上は、弔慰金は支給されないということになると承知しております。

○**當間盛夫委員** これは警察庁が判断するのですか。例えば、ジャーナリストの業務というか、職務ということを誰が判断するのですか。

○**中島寛警務部長** 裁定するのは都道府県公安委員会になりますので、公安委員会になります。ただ、当然調査するにしても、その場合は海外で起きた事案でございますので、外務省等に対して必要な協力を求めて、事実関係はどうだったのか、渡航情報はどのようなものが発出されたのか、慎重に調べた上で、裁定手続を行うということになります。

○**當間盛夫委員** ちなみに弔慰金は、いろいろと幅があると思いますけれども、どういう形がありますか。

○**中島寛警務部長** 亡くなられた場合とけがを負われた場合の2つに分かれます。亡くなられた場合は、遺族の第1順位の方に200万円、けがを負われた方に対しては、100万円が支給されるという規定になっております。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結をいたします。

次に、公安委員会関係の陳情第97号外2件について審査を行います。

ただいまの陳情について、警備部長の説明を求めます。

重久真毅警備部長。

○重久真毅警備部長 それでは、沖縄県公安委員会所管に係る陳情の処理方針について、御説明いたします。

お手元の陳情の処理概要1ページをごらんください。

陳情第97号の記1につきましては、県警察といたしましては、北部訓練場ヘリパッド移設工事への抗議活動の経緯や状況等を踏まえつつ、警備現場が県道70号線を含むおよそ40キロメートルの行程において、危険かつ違法な抗議行動が行われ、住民生活のため通行の確保も必要であること、安全に最大限配慮した警備措置及び県内における一般治安の維持にも万全を期す必要があることから、沖縄県警察の人員態勢では十分な対応ができないことなどから、所要の警備体制が必要と判断し、7月5日から6日にかけて、警備部長等から沖縄県公安委員に説明をした後、7月11日から12日にかけて、沖縄県公安委員の決裁を受け、警視庁等関係都府県の公安委員会宛てに援助の要求が行われたものであります。

次に、記2につきましては、県議会一般質問において公安委員より、北部訓練場周辺において現に行われている抗議参加者による危険かつ違法な抗議行動の状況等を踏まえ、住民生活への影響と関係者の安全に最大限配慮した警備措置が必要であること、県内における一般治安の維持にも万全を期す必要があることから沖縄県警察の人員態勢では十分な対応ができないこと、などから県外からの機動隊の援助の要求を撤回することは適切ではない旨の答弁があったと承知しております。

次に、記4につきましては、機動隊派遣に伴う燃料費及び修繕費の県費負担額については、まさに現在、運用中の業務に係る経費であることから、現時点では正確な数値は出ませんが、おおよその金額で申し上げますと、8月末までに燃料費がおおよそ950万円、修繕費がおおよそ47万円となっております。

なお、これら燃料費等は、執行した後に、その2分の1の範囲で国庫補助を受けることになっております。

また、沖縄自動車道の通行料金につきましては、NEXCO西日本との協定により経費負担は生じないこととなっております。

今後予定される費用についてですが、北部訓練場ヘリパッド移設工事の推移や、これに関連した抗議活動の状況等を総合的に勘案して必要な警備体制を構築することとなることから、今後の派遣部隊に係る費用の詳細について、現時点において明らかにすることは困難と考えます。

次に、4ページをごらんください。

陳情第101号の記1につきましては、県議会一般質問において公安委員より、北部訓練場周辺において現に行われている抗議参加者による危険かつ違法な抗

議行動の状況等を踏まえ、住民生活への影響と関係者の安全に最大限配慮した警備措置が必要であること、県内における一般治安の維持にも万全を期す必要があることから沖縄県警察の人員態勢では十分な対応ができないこと、などから県外からの機動隊の援助の要求を撤回することは適切ではない旨の答弁があったと承知しております。

次に、記2につきましては、県警察では、危険かつ違法な状態の解消を図るまでの間、任意の協力のもと、県道70号線を通る運転者に対し、検問等により交通の危険等について情報提供と注意喚起を行うほか、車両を一時とめ置いて、交通の回復等を待っていただくなど、必要な措置を講じているところであります。

次に、記3につきましては、県警察では、警察法第2条の警察の責務に照らし、現場における安全確保と事件やトラブル等防止のため、やむを得ず警察車両に民間作業員を乗車させ搬送したものであります。

次に、記4につきましては、警察法第60条の援助要求により派遣された部隊は、県公安委員会の管理のもと、沖縄県警察の指揮監督を受け、援助要求の内容に応じた職務に従事していることから、当該派遣部隊が活動するための車両の燃料費等を国庫補助対象経費として、県費で負担することとなります。

なお、東日本大震災における災害警備派遣や過去の当県での大規模警備でも同様の措置を講じているところであり、全国的にも派遣元が負担した前例はありません。

次に、記5につきましては、機動隊派遣に伴う燃料費及び修繕費の県費負担額については、まさに現在、運用中の業務に係る経費であることから、現時点では、正確な数値は出ませんが、おおよその金額で申し上げますと、8月末までに、燃料費がおおよそ950万円、修繕費がおおよそ47万円となっております。

なお、これら燃料費等は、執行した後に、その2分の1の範囲で国庫補助を受けることになっております。

また、沖縄自動車道の通行料金につきましては、NEXCO西日本との協定により経費負担は生じないこととなっております。

次に、9ページをごらんください。

陳情第105号の記1につきましては、県議会一般質問において、公安委員より、北部訓練場周辺における抗議参加者による危険かつ違法な抗議行動の状況等を踏まえ、住民生活への影響と関係者の安全に最大限配慮した警備措置が必要であること、北部訓練場周辺における警備のほか、県内における一般治安の維持にも万全を期す必要があることから、沖縄県警察の人員態勢では十分な対応ができないこと、などから、県外からの機動隊の援助の要求を撤回すること

は適切ではない旨の答弁があったと承知しております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 警備部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 陳情第97号の質疑に入る前に、議会事務局にまず確認します。この陳情第97号の提出者の住所が那覇市古島1-14-6教育福祉会館となっております。間違いだったら許してください。この教育福祉会館というのは、那覇市の公共物だと思うのですが、これは公共施設なのか、自分の家なのか、その確認をしていますか。教育委員会というのは、政治と絡まないよう行政と独立しているものかと思いますが、それから確認します。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、事務局から住所等の確認はとっていないと説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 わからないということですので確認してから、これについて再度質疑をしたいと思いますので、ぜひ午後までに確認してください。

今、代表質問であれ、一般質問であれ、東村高江の機動隊について、過剰警備であるとかないとか、いろいろなことが起きているのは事実かと思います。非常に気になるのは、過剰警備云々と言う前に、今、現場で何が起きているのかです。正しい認識が非常に大事かと思います。私も5回ほど行っております。朝4時半に出発したり、5時に出発したり、今週は行っておりませんが、毎週行っております。その中で見られるのは、まずこういった道路封鎖(資料提示)。これはもう私は普通ではないと思うのです。また、こういったこと(資

料提示)を平気です。そして、こういった車両の中には、議員が所有する車までであると。そして、これは1回だけではなくて、2回注意されてもまたあると。私はこれを正直に言って違法行為だと思います。本当に反対している皆さんがこういったことを那覇市の国際通りでできるかということ。ここは高江区民しかいない、反対派の方しかいない、新聞も報道しないからこういうことができるかと思うのです。本当にこれがあるべき姿かということ、まずこういったことが現場であるかどうかということ。そして、今、県道70号線だけにこだわっているのですが、こういうふうには(資料提示)「これはどこかといいますとG地区です。県道70号線から中に入った地区です。一般車両が通ると、勝手に一民間人の反対運動の方々が車の前に立ち塞がってとめて、そして通る車の写真まで撮ります。こうしたことを平気です。そして、なおかつ、写真を撮られた方に次に何が起きているかということ(資料提示)、新聞では「男が抗議市民殴る」となっています。この人はどういうことを言っているかということ、こう言っているのです。幼い子供2人を連れた御客様を観光に連れて、いつもの道をいつものとおり通行しようと思ったら、急に前に立ち塞がって、「お前は通るな」と5人に取り囲まれた。僕は車から引きずりおろされたわけではありませんが、車内で子供がおびえて泣いている中、外に出て、「これは観光だよ。どう見ても工事関係者に見えないでしょう」と伝えたのに、小柄の大宜味村から来たという地域に関係のないおっさんが「Uターンしろ」とこづいてきたと。そういったもみ合いになっていると。これがG地区の現場です。これは何も1回だけではないのです。もう既に四、五回起きております。殴り合いも始まっております。それどころか農家が畑に行くのに彼らに通してもらえない。そして、生産組合通行許可証というのを車に張らないと通ることもできない。そういったことを考えた場合に、この警備の皆さんは県道70号線だけ警備しているのですが、私はもっとG地区の中まで警備してもらいたい。今、それぐらい地域は大変になっているのが現実です。それから最近取り寄せた写真ですが、これを説明してもらいたい。このように(資料提示)右、左と2車線ともに完全に潰す、また完全にとめる。そして、これは警察官が入り口を塞いでいる車をおかしいからどうかそうしたら、反対派の皆様がコーラをかけている写真と聞いているのですが、反対派の皆さんが警察官に向かって、「何言っているのか、ばかやろう」と言っているのかどうかわかりませんが、コーラをかける。そして(資料提示)、警察官の首を赤いひもで絞める。こういうことが現場で起きていると聞いていますが、事実であるかどうか御説明をお願いいたします。

○重久真毅警備部長 幾つかの質疑があったと思いますので、順番にお答え申

上げたいと思います。まず、県道70号線の話から申し上げますと、今、又吉委員がお示しになられた写真ですが、車両が横に並んで、さらにタイヤを溝に落としているのです。これはなぜかと申しますと、私どもが車の移動をお願いしてもどいてくれないと。やむ得ず簡易レッカーというものを使って移動していただくわけですが、それができないようにあえて側溝にタイヤをはめるといふ非常に悪質かつ、もちろん違法の事例でございます。表現の自由云々はございますけれども、さすがにこれは行き過ぎだろうと。高江区その他住民の皆さんも大迷惑している、警察は何とかしてくれといったことがございましたので、往来妨害罪という若干マイナーな罪名でございますけれども、私どももこれで検挙いたしました。抗議参加者の皆様は、住民の迷惑になるからやめたとおっしゃるのでございますけれども、私どもとしては、この往来妨害罪で検挙して以降、一定の抑止効果があったと思います。この検挙によりまして、県道70号線上で、そのような形、例えば、高江橋に車を30台並べるとか、橋が落ちてしまうのではないかと思うぐらいですが、抗議参加者の皆さんのこういった手法は少なくとも大分減りました。しかしながら、いまだに県道70号線上では、例えば、車を低速走行をさせて、牛歩戦術などと抗議参加者はおっしゃっていただけますけれども、工事車両をとめようとしたり、また、工事のトラック、車列、こういったものに横から歩行者が飛び込んで来るのです。トラックの下に潜り込むとか、トラックに飛び込むことは極めて危険な行為でございます。私どももトラックの運転手からも話を伺ったのですが、想像していただけないと思うのですけれども、完全に死角になってしまうのです。反対派の皆さんが下に潜り込むのが見えない。ですので、警察官が「とまれ、とまれ」とやらない限りひいてしまうのです。いろいろと警察部隊が多過ぎるのではないのかという御指摘もいただいているのですが、警察官がとまってくれと言わないと反対派の皆さんはひかれてしまうのです。この人数はどうしても必要です。ですので、この長い40キロメートルの県道を今でも我々警察は分散配置をしまして、そういった事故が万が一にも起こらないように警戒しているところでございます。

続きまして、県道70号線上ではなく、高江のいわゆる農道、委員はG地区とおっしゃっていましたが、我々はFルートの出口と。いろいろと言いはあるのでございますけれども、ここで反対派の皆様が、いわば私設検問というのですか、勝手に検問をしているというお話ではなかろうかと思えます。これは事実でございます。実際に通る方、特に沖縄防衛局の職員の車をとめるわけでございます。警察の車は通したり通さなかったりするのでございますけれども、これは明らかに違法な行為でございます。高江の本当の住民の皆さんとちょっと暴力沙汰になったという話も伺っております。これは、道路交通法その他に

違反する違法な行為でございますし、私ども警告等は繰り返してございますけれども、引き続き法と証拠に基づいて、しっかりと対応していきたいと思っております。

続きまして7月22日、抗議参加者の皆さんが百何十台の車を県道70号線上にとめていた事案です。工事車両の入り口を反対派の皆さんが街宣車その他で何年間もずっとふたをしていたわけでございます。私どもは道路交通法に違反するというので、警告、撤去の要請をしつつ、結果的に応じてもらえなかったということで、この車を移動させたわけでございます。一般質問の際に、機動隊員が街宣車の上に乗っている反対派の皆さんをパンチしているのではないかという質問があったかと思いますが、あれは事実には反します。事実はまさに委員がお示しになった写真のとおりでございます。街宣車の上に乗って抵抗されていた反対派の皆さんは、まず機動隊員にコーラをシャカシャカと振ってぶっかけました。次に、網で機動隊員の首を絞めようとしたのです。首を絞められた機動隊員は、それをとって、そういうことをやめさせるために制止に行くわけです。反対派の皆さんはひゅっひゅっとかわすわけです。その場面をたまたま地元のテレビ局のカメラが機動隊員の後ろからのアングルから撮っていたものですから、あたかも殴っているように見えるのですけれども、私どもは別のアングルからの動画によりまして、それは事実ではないということを確認してございますし、公安委員会におきましては、私からこの旨はるる説明を申し上げた次第でございます。別の場で対応した機動隊員、いろいろな県から機動隊の応援をもらっていますけれども、一番危険かつ重要な対応をした沖縄県の機動隊員から話を聞きましたけれども、実際そうだったということでございます。

**○又吉清義委員** そういったことを我々県民も知らない、マスコミも報道してくれない、報道の仕方によって誤解が生まれるような現状が起きている。これが今の現実ではないかと。ですから、高江区民の農家も本当に困っているし、わずか150名しかいない区に反対派の皆さんが250名来る。高江区民なんかほとんどいないですよ。地域の方々が反対しているのではなくて、県外、国外から来た方々が悪さをする。そして、そこでの表現は市民となってしまう。村民は誰もいない。最初から高江区民はいないですよと言っているのですけれども、私たちはなかなかその感覚がない。今みたいなことが行われている中で、私は過剰警備という表現は値しないだろうと思うのであえて言っているのです。むしろ、本当に今、皆さんが体を張って、幾らいじめられても耐えがたきを耐え忍んでいるから平和が保たれていて、反対派の皆さんが車に飛び込んでもひかれられないようにしてあげている。私はすごい任務だと思います。ほっておいて事

件・事故が起きたら、それこそ大変なことになるし、むしろ反対派の皆さんはひかれたくてここに行っているとしか私には理解できないものですから、本当に秩序ある反対の仕方をしてくれと。そして、本当にそれは村民が反対しているのか、それとも県外の方なのか、国外の方なのか、その答弁もしっかりしていただきたいのですが、今、説明があったとおりが現状だと思います。そして、農民の方も困っているということを再度話しました。そこまではまだ県警としても警備云々はしていないかと思いますが、そのようにG地区の農道で困っているという現状は皆さんは把握をしているわけですね。

○重久真毅警備部長 把握してございます。高江の農道の私設検問は違法行為でございますので、今後も対応していきたいと思っております。実際、私どもは限られた警備体制でございまして、現状を申し上げますが、農道云々ではなくて、反対派のうちの特に過激な部類に属する方々が基地の中に侵入して、重機にしがみついたり、伐採される木にしがみついたり、チェーンソーに突進したりと極めて危険な妨害活動かつ直接的に工事を妨害する活動が行われておりまして、今その対応に大分人員を割かれている状況でございます。中には入れないはずなのですが、入ってこられて、直接的に妨害する。これは極めて危険で、反対派の皆様にとっても危険な活動でございますので、今、そちらを優先して対応している状況でございます。

○又吉清義委員 ですから、そういった現状を我々議員も把握して、どうあるべきか対処するのが筋と思っております。私は、この陳情は本当にこれでいいのかと疑問視をしておりますので、あえて聞いているわけでございます。

最後に伺いますけれども、逮捕者も結構出たのですが、おとといも1人出たかと思っております。県内、県外、国外の内訳はどうなっているのか。逮捕者の数を教えてもらいたい。

○重久真毅警備部長 おとといも逮捕いたしましたので、逮捕者はこれで6名になりました。警察官を蹴り飛ばしたとか、警察官に車でぶつかろうとしたとか、そういった公務執行妨害で3名、往来妨害罪で2名。おととい通常逮捕しましたのは、基地内で沖縄防衛局の職員を突き飛ばして、沖縄防衛局の職員が後頭部から後ろに倒れ、全治2週間の脳しんとうを起こした傷害事件で1名。県内の方が2名、県外の方が2名、韓国籍の方が2名です。

○又吉清義委員 これが現状かと思っておりますので、ぜひ皆さんもこういったこと



をしっかり耐えがたきを耐え忍んで、市民の安全、また交通の安全等を守って、任務を全うしていただきたいと思います。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。  
比嘉瑞己委員。

○**比嘉瑞己委員** 既に代表質問や一般質問でも審議されていますので、なるべくかぶらないように聞いていきたいと思います。

多くの県民がこの状況に胸を痛めていますけれども、今、報告があった逮捕者が6人、救急搬送者は10人と答弁がありました。これは、わずかここ2カ月間で起こった出来事だと思います。この高江のヘリパッド建設に対する反対の意思を示す抗議行動はことしで9年目になると聞いております。これまでにこういった逮捕者や緊急搬送者は何人いましたか。

○**重久真毅警備部長** これまでに逮捕者、緊急搬送はゼロと承知しています。

○**比嘉瑞己委員** この7月22日以降の数字ですよね。それまでは、9年間平和裏に抗議活動を行っていました。けれども、こういった状況になっている。どこに原因があるかということが問題だと思います。

時系列で確認したいのですが、先ほど皆さんは7月5日、6日に公安委員会に県外派遣部隊の援助要請の起案をしたと。一方で、沖縄防衛局が県警本部長宛てに依頼をしている文書が手元にあるのですけれども、7月11日付となっています。沖縄防衛局からの要請は11日ですが、既に皆さんは公安委員会に5日、6日に起案をしている。この関係はどうなっていますか。

○**重久真毅警備部長** 厳密に申し上げますと、その7月5日、6日というのは起案ではございません。私が高江の現状、今後の話、もろもろの細かい話を直接説明申し上げたことが5日、6日です。確かに、文書上は7月11日に来るわけです。ありとあらゆる行政事務がそうだと思いますが、いきなり7月11日に渡すわけではないのです。実際には、事前にある程度のやりとりがあるわけです。例えば、機動隊の応援を仰ぐと言っていますが、「重久君、あしたから沖縄県に行ってくれ」とはできないのです。なぜかという、機動隊員だって、他県の機動隊の本来の仕事があるのです。本来の仕事を同僚に押しつけて、わざわざ沖縄に来てくれという調整がどうしてもあるわけです。したがって、沖縄防衛局との間でも当然いろいろな調整を、その文書が発出される前には行

っているわけです。どうも沖縄防衛局からそういうことがあるらしいということで、私は5日、6日に説明を申し上げたという次第です。

○比嘉瑞己委員 沖縄防衛局から事前に調整があったということだけでいいと思います。ほかの委員も質疑したいので、なるべく端的に答えてほしいと思います。

沖縄防衛局から話があった7月の前半ですが、この時点で皆さんが議会答弁で言われている危険かつ違法行為というのは現場でありましたか。

○重久真毅警備部長 現場ではございません。ただ、辺野古の前例がございましたので、起こり得るという分析はしていました。

○比嘉瑞己委員 現場ではなかった。それなのに皆さんは、500名、800名とも言われている大量の機動隊の派遣を結果的には要請しているのです。こういったことが報道されると反対している県民や市民の皆さんにとっては、とても緊迫した空気になると思いませんか、一般的に言って。

○重久真毅警備部長 思いません。

○比嘉瑞己委員 ここら辺が見解の違いだと思います。もちろん辺野古もそうですが、これまで私たち沖縄県民が民意をどんなに示してもなかなか国が声を聞いてくれない。こういった中で、県外からも機動隊が大量に来ると聞いたらみんな緊迫しますよ。ここはぜひ心にとどめておいてほしいと思います。

一方、本会議で、私の再質問に天方さんがお答えになっています。私は、こうした県警察からの起案を受けて、公安委員会ではどういった議論をしたのですかということを再質問しました。そのときの再質問にこう答えています。公安委員会の定例会等において、県警察から必要な説明を求めるとともに公安委員相互で議論をした上で、場合によっては、一度の議論では結論が出ず、県警察に再検討を求めた上で、再度公安委員会において議論した。結果的には派遣要請をしたということですが、その過程で、一度の議論では結論が出なかった、皆さんに対しても再検討を求めていると言っているのです。私は、どういった内容を聞いたのかということを知りたいのですが、答弁はありませんでした。ですから、この審査で明らかにしてほしいのですが、その際、公安委員会から県警察の皆さんにどういった懸念が示されて、皆さんはどういった説明をしたのですか。

○重久真毅警備部長 公安委員会の中での議論は、本当にお三方だけの議論もありますので、私どもが全てを把握しているわけではございません。それから、具体的な指摘の中身は、我がほうの警備体制の手のうちに当たる部分もあるので、つまびらかにはできないのですけれども、応援派遣を求める人数が果たして適正なのかどうか、こういう観点からの御指摘でした。説明を申し上げ、いろいろ納得していただくためにもう少し材料がほしいということで、私どもとしては現場の状況をより詳細に説明をしたという次第でございます。

○比嘉瑞己委員 今、警備部長も全てを掌握していないとおっしゃいました。だから、私は今回、公安委員の出席を求めたのです。委員長にお願いしました。そういった点を聞きたかったのですが、今、全てを掌握していないという発言がありましたので、今後は公安委員会の説明がやはり必要だと思いました。

今、警備部長がおっしゃったように、やはり公安委員会も規模については少し疑問を持っているわけです。私が最初に質問したように、県民の感情としてはそうだと思うのです。これだけ大量の機動隊員が本当に必要なのか。これまで9年間、誰もけが人も出さずに、むしろ県警の皆さんは沖縄防衛局と反対派の皆さんの間に入って、こうした衝突を避けるように頑張ってきたと思うのです。それなのに、こうした事態になっている。何がきっかけになったのか。私はやはりこの過剰警備が原因だと思います。ここは大変重要な点なので明らかにすべきだと思います。天方さんは、公安委員会で再度、一度では議論の結論は出ず、再検討を求めた上で、また議論をして決めたと言っていました。この状況を県民にしっかりと説明しないといけないと思います。市民の代表たる公安委員ですから、どういった議論があったのか、公安委員の懸念はどうだったのか、それに対して皆さんどういった説明をしたのか。これは記録としてしっかり残っているはずだと思うのですが、議事録はありますか。

○中島寛警務部長 公安委員会の議事録、例えば定例会等についての議事録については、公安委員会のホームページがございまして、そこで開示をしております。

○比嘉瑞己委員 私もホームページで見れるのかなと思って見たのですけれども要約でしかありません。1行でしたよ。これでは全然わかりませんよ。これだけ県民が今注目している問題ですので、その議事録をつまびらかにすべきだと思います。この点は委員長から、ぜひ資料提供を求めてほしいと思います。

それから、いろいろな問題点があるのですけれども、それについての法的根拠を示してほしいということを代表質問で伺いました。いろいろな法律に則してやりましたという答弁をいただいたのですが、1点だけ明確に答えていないのがあるのです。それは9月2日と5日の作業員の護送についてです。この点については、やはり全然法的根拠を示せませんでした。状況はわかりましたよ。どの法にのっとして、皆さんは護送したのですか。

○重久真毅警備部長 護送といいますか、搬送ということでございますけれども、9月2日と5日に工事作業員を車両により搬送したことは、警察法第2条の安全の確保ということでございます。まさに目の前で、作業員の皆さんが抗議参加者から突き上げを食らっていると、突き当たろうとしていると。これは反対派の皆さんがインターネットにアップロードしている動画からも明らかでございます。こういった状況で、緊急でやむにやまれないということで、この2日間だけはやむを得ず搬送したと。安全確保のためでございます。

○比嘉瑞己委員 今、その根拠として警察法第2条とおっしゃいました。しかし、それはあくまでも組織法、警察任務の総論が書いてあって、具体的に皆さんが行為を行うときには、具体的な法的根拠によらないとできないと解説書にも書いてありましたよ。

○重久真毅警備部長 その警察法解説の解説本にも書いてあるとおり、警察法というのはやや特殊な法律でございまして、これは組織法であり、かつ権限法でもあるという法体系でございまして。

○比嘉瑞己委員 そこまで言うのでしたら読み上げますけれども、警察法解説に第2条についての解説がありました。警察の責務というのはこういったことですと。これはよくわかりました。この目的を達成するために、一部国民の権利や自由の制限を行わざるを得ない場合も存在する。しかし、この場合には、たとえ個人の生命等の保護のためであっても、具体的な法律上の根拠なしに行うことは許されないと書いてあります。具体的な法律上の根拠なしに行うことは許されない。今の答弁とは違うのではないですか。

○重久真毅警備部長 作業員を搬送するのは、誰の人権も侵害もしていないと思います。作業員の安全を確保するために警察車両に乗せたただけであって、例えば、そこで反対派の皆さんに対して何らかの有形力を行使したのかというと、

そんなことはないわけです。

○比嘉瑞己委員 表現の自由とかいろいろな反論はありますよ。ここは見解の相違なのでやめますけれども、私たちも現場に何度か調査に行っています。指摘したいのは、皆さんは秩序と安全のためと言っているのですけれども、毎日のように衝突があります。私のきのうの一般質問にありましたけれども、8月24日に女性が後頭部から血を流して倒れたことがありました。私は目の前で見て大変胸を痛めましたよ。これだけ機動隊員が多くいらっしゃるのに誰ひとりこの人の緊急搬送をやらなかったのです。余りにも見かねて、沖縄県警の職員にお願いしたら、県警の人がやっと来て無線でやってくれました。それまでずっと知らんぷりですよ。一方の作業員はパトカーに乗せて、けが人が目の前にいるのに、あれだけ大量の人がいて見て見ぬふりをするのか。これが本当に公平中立と言えるのか。その点はどうか。

○重久真毅警備部長 何点か質疑がありました。まず一般質問でもございました後頭部を打たれた女性の話ですが、これは反対派の皆さん同士の衝突によるけがでございます。けがをされたところだけが非常にクローズアップされているわけでございますけれども、前段がございまして、反対派の皆さんが県道70号線の片側を完全に座り込みないし蟻集して……

○比嘉瑞己委員 私は、けが人を運ばないのかと聞いているのですが。

○重久真毅警備部長 目の前を工事の車両トラックが通るわけですが、そこにどンドン潜り込もうとしているわけです。そこで、警察が間に入ってとめていたわけです。その中で、車両の下に潜り込もうと激しく突き当たってくるものですから、その過程で反対派の皆さん同士で衝突して打たれたと。その後、知らんぷりという話でございましたけれども、救急車を要請したのは沖縄県警でございます。これは反対派の皆さんではなくて、私ども警察が救急車を要請した。これは事実でございます。いずれにしましても、道路上で通行するダンプの中に潜り込もうとする、ぶつかろうとする行為は大変危険でございます――

○比嘉瑞己委員 今、質疑に答えていないですよ。けが人が目の前にいるのに、なぜ作業員は運んで、この人は運ばなかったのか、県警が通報してくれたのは見ましたよ。県外の機動隊の人が何百人も通っていくのですよ。それなのに無

視して行く。みんながけがしていますよと言っても誰も見向きもしない。責任者は誰ですかと言っても誰も来てくれない。見かねて県警の年配の方が来て、これは大変だということで対応してくれたのです。これが本当の警察のやるべき仕事だと思います。作業員の安全だけを確保するような仕事ではいけないと思います。

それから、県道封鎖について、本会議では、公安委員会は県警からの報告を受けていないと答弁がありました。県道封鎖をして、管理者である県の環境部の職員が自分の身分も示したのにかわらぬ通れなかったとのこと。これは新聞報道にもなりましたが、皆さんは公安委員会に報告をしていないのはなぜですか。

○重久真毅警備部長 まず、県道封鎖をしていたのは警察ではなく、抗議参加者なので報告のしようがありません。続きまして、県の職員がいらして身分証を示したという話は、我々警察としては把握していませんので、把握していないものは報告できない。こういう次第でございます。

○比嘉瑞己委員 管理統制はどうなっているのですか。警察の方が県の職員に聞いているのですよ。県の職員は答えていますよ。それを知らない。こういったあり方では、本当に公安委員会の皆さんに、皆さんの報告が本当に公平公正中立なのかということとは疑わしいですよ。こんな大切な問題を報告すらしていない。そういった判断で公安委員会の皆さんが警察を管理していると言われても甚だ疑問ですよ。ここは見解の相違がありますので、ぜひ公安委員の直接のお話を求めたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
花城大輔委員。

○花城大輔委員 現場にはいろいろな人がいると思います。似たような陳情が幾つか出されていますが、例えば、9月の中旬だったと記憶していますが、新聞にある一つのグループのリーダーのような方がこれから検問をやりませんとなりましたよね。その後にも検問は行われているのです。私が聞きたいことは、あそこは、どれぐらいの数のグループがあるのか、組織化されているのかどうか、把握していますか。

○重久真毅警備部長 一つの強固なピラミッド型の組織で何らかの抗議活動が

行われている感じではないと考えております。いろいろな背景をお持ちになられている方、さまざまな団体の皆さん、個人が、それぞれの思いで抗議行動に参加されているのではないかと。したがって、安全を確保するという私どもの任務からいたしますと、かえってより注意して対応しないといけないと考えてございます。

○花城大輔委員 9月23日現在で、まだ検問が行われていると地元の方から聞いていますが、現在はどのような状況ですか。

○重久真毅警備部長 検問にもいろいろございます。例えば、水曜日と土曜日の朝になるべく多くの人数を集まってくださいと彼らも呼びかけていますので、物すごい数の方がいらっしゃいます。ほとんど県道は封鎖状態になりますので、私どもとしては通行する一般車両の方に、「この先気をつけてください。100人以上の人が県道にいるので危ないです。ちょっと待ってください。もう少し事態が落ち着いたら通ってください」といった情報提供を今でもやらせていただいております。

○花城大輔委員 地元の方の声は、信号が1個しかない村で、自分の家の近くを通るたびにとめられる。これほどストレスがかかることはないという話です。もちろん静かですし、交通量も少ないところですので、そもそもストレス耐性が低い人たちが暮らしている。この検問だけでもやめさせてくれないかという声がありますので、ぜひ注意してやってもらいたいと思っています。

また、先ほど比嘉委員からの質疑の中で、そこでのけが人がふえたことや抗議活動が過激になった原因として、機動隊が導入されたことがあるのではないかという話がありましたが、それに対する答弁はありますか。

○重久真毅警備部長 順序が逆でございまして、機動隊がいるから反対運動が盛り上がるというのは、本末転倒だと思います。反対運動の方がいらっしゃって、工事を進める側がいて、放っておくと両者がトラブルになったり、事件・事故が発生するから私どもは間に入ります。これが基本でございます。なければ、我々は関知しません。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありますか。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 陳情第97号及び第101号の援助要求に伴う燃料代、高速道路代、修繕費などの費用負担の件についてお尋ねいたします。

前段、県警本部と意見交換会を先月の中旬ぐらいにさせていただいて、その後、平成28年度歳出予算事業別積算内訳書なるものを議会担当から御協力をさせていただいて頂戴しました。これによると、装備費の中の燃料費が今年度は1億8167万円が当初予算として計上されていると思います。昨年度は当初予算が2億2191万8000円というように資料をいただいているのですが、昨年度の11月ごろに辺野古地区について同様に援助要請が行われたと思うのですが、それを踏まえた上で、昨年度はどういう締めだったのか。2億2191万8000円に対して幾らで決着したのかというところを御教示ください。

○中島寛警務部長 今回の質疑の解釈として、執行額が幾らだったかというように理解しております。執行額につきましては、2億818万5033円ということになっています。

○宮城一郎委員 昨年度は援助要請があっても当初予算額を上回らない金額で執行したと。本年度は、少し減りまして1億8167万円ということですが、昨年11月の辺野古の援助要請の期間、それから要因等々を比較して、今、行われている高江の援助警備による執行額は、当初予算1億8167万円を超過しそうなのかどうか、肌感覚で結構ですけれども所見をいただきたい。

○中島寛警務部長 先ほど冒頭、警備部長から答弁があったと思いますけれども、燃料費及び修繕費はいわゆる県費負担となっておりまして、8月末現在の、運用中の数字ということで変動があり得るのですが、燃料費については950万円、修繕費については約47万円かかっています。今後の見込みについて、多分議員御指摘の部分は補正予算とかを出す必要があるかどうかという点になってくるかと思うのですが、この辺につきましては、今後警備はいつまで続くかとか、警備の体制とか、そういった諸事情にもよりますので、現時点では、補正をかけるかどうかについて断定的に申し上げるのは困難かと思っております。

○宮城一郎委員 いずれにしても3月末で締めなくてはいけないと思うのですが、先ほどからのおっしゃられている警察庁本部からの50%の補助があった上で、超えるか超えないかというところだと思います。それを超えると恐らく補正を要求することになる。超えない場合は、それでもなお50%の補助



があるのでしょうか。

○中島寛警務部長 燃料費及び修繕費については国庫補助の対象で、最大50%になっております。これについては、超える超えないは別にしまして、国庫補助がなされるものと承知しています。

○宮城一郎委員 沖縄県警察の財務的な運用については、県費からの一般財源と警察庁本部からのポケットが2つあると思うのですけれども、この50%の補助があった場合は、どちらのポケットに入るのですか。

○中島寛警務部長 これは県費に入るものでございます。

○宮城一郎委員 錢勘定が余り得意ではないので、私の私見ではクエスチョンなのですが、予算内におさまってなお50%の補助があった場合、いわゆるこれは余剰金になるのではないかと思っていまして、いわゆる予算の2重確保といいますか、県費からも確保されて、警察庁からも50%補助される。合理性があって、この中でおさまるのであれば、補助がなくして執行して構わないものだと思うのです。ダブルで確保することによって余剰すると思うのです。その場合に50%の補助分は県に返納していただいてもよいものではないかと考えるのですが、素人的な考えですけれども、その辺の所見はどうでしょうか。

○中島寛警務部長 いわゆる国庫補助については、その県の中でも2つのポケットがあるのではなくて、最終的には県の財政課に振り込まれるものでございますので、最終的なトータルとしては一体という扱いになっております。

○宮城一郎委員 非常に勉強になりました。ありがとうございます。

続いて、過剰警備と言われている陳情の件で引き続きお尋ねしたいのですが、先ほど比嘉瑞己委員からもありましたが、7月5日、6日ごろから援助要求をすべきかしないかというところを検討されていたと思います。先ほど、警備部長におかれては、過去の辺野古の状況から鑑みて必要になるのではないだろうかというお話だったのですけれども、これまで9年間の活動の中で、ここ直近数年は、治安の安定面でも住民の安全の面でも比較的担保されていた状態だと思うのですが、辺野古も約3年くらい長い運動が続く中で、何ゆえ突如、高江においても救援要請が必要になると思われた転換点を聞かせていただきたい。

○重久真毅警備部長 高江がしばらく落ちついていたという話でございますけれども、これは工事をやっていなかったから落ちついていたのです。工事をやろうとするから、それに反対する方々が集まってこられトラブルが起き得ると。厳密に言うと、実はN4地区というところで既に若干の工事は行われていたのですが、そのときでも実際激しい反対運動が行われていたわけでございます。他方、辺野古でも工事は行われ、一旦和解協議ということで中断したと伺っておりますけれども、実際に工事が行われようとしていたときには、かなり過激な反対活動が行われたと。実際、今、高江で工事が始まるようになったら、辺野古は工事がとまっているので、辺野古で反対運動されていた方がそのまま高江に転進してくるだろうと予想はできるわけです。同じ方です。同じような反対活動が展開されるかもしれないと予想し、実際にそうなっているのです。ただ、誤解なきよう申し上げたいのは、工事をしているのは、我々警察ではございません。工事をいつやるかは事業者が決める話でございますので、私どもとしては、そういったことが始まる以上、事前にお話をいただいて、もしかしたらトラブルが起きるかもしれないということで警備をしてきた次第でございます。

○宮城一郎委員 恐らく、7月11日の早朝から始まった資材搬入に対する機動隊の警護、これから工事を始めると今おっしゃられたことの象徴だと思うのですけれども、それによって、今まで少し安定していたものが、若干抗議運動もエスカレートしていこうという予測のもとに援助要請をしたと理解しました。私はそこが潮の変わり目というか、それによって、あとは綱引きのアギヤーのように、あなたがここまでやったから、私はここまでというような感じで、現在に至って、抗議グループにおいても県道を封鎖したり、それを防ぐために、警察の方が通行制限したりと。警察にもおけがをなされた方もいらっしゃるし、抗議運動をされている方にもおけがされた方がいます。何より憂いているというのか悲しいのが、抗議とかにも関係なく、そこにお住まいになっている高江の方々の日常の生活に非常に支障を来すような状態になっているということです。それについて、この抗議グループの方の抗議活動のあり方が、集会の自由や表現の自由を超えて法を逸脱しているという感触を私も持っています。どちらが始めたからとか、今そうだからという議論を、ここに至るよりも、どうすれば7月10日以前のように治安の安定と住民の安全が担保されるような状態に戻れるのかなと考えたときに、これまでの代表質問と一般質問で、県警本部長も公安委員長も答弁されていましたが、現時点においては、県外からの機動隊の応援を帰すつもりはないということでした。ただ、もしある別の条件下、例えば、高江地区生活条件沈静化協定を仮称ですけれども、今、

抗議運動されている方たちに、法を遵守した抗議活動にとどめてください、こういうことはしないでください、ああいうことはしないでくださいというような、協定のようなものを県警察と締結することによって、他県からの機動隊がお帰りになる。それによって、7月10日以前のような状態に戻れば、高江の住民ももとの生活に戻れる、お互いにけが人も出ないというような、今、考え得る限りで最も建設的な提案ではないかなと考えております。その辺について、私案ですけれども、検討の余地があるかどうかということをお伺いしたいです。

○重久真毅警備部長 委員のおっしゃるところはごもっともでございます、警察本部長の池田からも答弁したとおり、表現の自由が適法に行われる間は警察の関知するところではございません。他方で、違法かつ危険を及ぼすような形で行われる限りにおいて、警察としてはこれを看過することはできない。累次申し上げている警察法第2条でございますけれども、それを見て見ぬふりをする不作為というのは、かえって我々が責任を問われるわけでございます。その住民の皆様が本当にお気の毒だというのは、私ども警察としても全く同じ思いです。反対派の皆さんはどうなったかということ、車道を封鎖するようなことは大分なくなりました、先ほど申し上げたとおりでございますけれども。他方で、本当に一部の過激な方は基地の中に入り込む。基地の中には住民の方はいないです。当たり前ですけれども、メディアもない。反対派の皆さんと警察官と沖縄防衛局と工事作業員だけという、過激なことをやりたい人にとっては理想郷のような形です。入るだけで違法でございますけれども、さらにそこで重機にしがみついたりという現状を踏まえますと、たとえ県道がクリーンになっても、基地の中に入り込んでそういう違法行為をされる方もいらっしゃる実態が改善されない限り、ちょっと難しいのではないかと。また、協定のお話、興味深いアイデアがございましたけれども、警察として、違法行為をやめましょうという協定を締結できるかは、よくよく検討しないといけないのかなと。何を申し上げたいかということ、それは当たり前と言いますか、違法行為をしてはいけないというのは法律に書いてございますので、そこはまずもって抗議行動を起こされる皆さん次第の部分があるかというのが、我々警察というより、率直な今の時点での感想でございます。

○宮城一郎委員 今おっしゃられた米軍提供エリア内に入って行かれる方の違法行為、それは全てもろもろ一私は、自分は姿勢は真っすぐだと思っているのですけれども、人から見ると姿勢が左に曲がっているとおっしゃられる方もいて、答弁の中であったように極左暴力集団の方がいらっしゃるとしたら、もし

かしたら左つながりで話し合いができるかもしれないですが、そのために汗を流す所存ではございますので、ぜひ前向きに御検討をいただけたらと思います。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中、警務部長から宮城委員の質疑に対する答弁の訂正を行いたい旨の申し出があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

先ほどの宮城委員の質疑に対する答弁で、警務部長から訂正を行いたい旨の申し出がありますので、発言を許可します。

中島寛警務部長。

○中島寛警務部長 先ほど、宮城委員からの御質疑の平成27年度の燃料費の執行額について2億818万5033円と答弁したのですが、正確には2億815万5033円でした。訂正をさせていただきたいと思います。失礼いたしました。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 これは両部長のどちらが答えてもよろしいのですが、私は実は嘉手納町出身でして、嘉手納基地を抱える県議会議員として、本来、基地問題で県民同士が対立することはあってはいけないと本当にそう思っています。私も、実は過去に、町議会議員のときもそうですけれども、米軍関係の事件・事故、暴行事件、殺人事件が出たときには、大衆運動や抗議集会に参加したこともあります。しかしながら、当時の大衆運動または抗議集会と今議論になっている高江の抗議集会とは少し違うのかなと。その理由は、我々が基地問題で保革を問わず抗議集会をするときには、逮捕者は出ません。ただいまの警備部長の答弁では6名の逮捕者がいたと。そのうちの4名は県外・国外の人だったという答弁がありました。警察本部長も代表質問、一般質問の中で答弁しておりましたが、1つ気になったことがありますので確認します。今、宮城委員から少し話が出ましたが、この大衆運動の中の極左暴力集団というのは、県警としてはどういう位置づけをしているのですか。どういう集団なのですか。

○重久真毅警備部長 我々の警察用語で極左暴力集団と言うのですが、一般的

には過激派と言われている方々でございます。日本におきまして、社会主義革命、共産主義革命を目指し、我々の平和な民主主義社会を暴力で破壊しようとする集団です。実際、過去には多数のゲリラ、テロ事件を敢行している団体でありまして、俗に大きなグループとして、革マル派—日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派、中核派—革命的共産主義者同盟全国委員会、革労協—革命的労働者協会といった団体があります。このような団体はもういなくなったかと思われる方は多いと思うのですが、安保闘争、成田闘争のころですから、彼らは現在でも全国で約2万100人まだおります。これは警察庁が公表している極左暴力集団に属していると思われる人の数字です。例えば、沖縄県に関連しますと、平成26年10月20日、ちょうど2年前ですが、埼玉県内にあります辺野古の工事に関連する会社に革労協の反主流派が飛翔弾をぶっ放し、みずから犯行声明を出すということで、沖縄県とのかかわりは今でもあります。極左暴力集団は、沖縄県が大好きでして千葉県に次いで、普通の人もお金を出せば買える機関誌があるのですけれども、高江の関係を大々的に取り上げております。では、実際に高江の運動にどういう参加をしているのかは、我々としてはもちろん把握しているのですが、個別具体的なところは申しわけないのですが申し上げられない。我々の手のうちが明らかになってしまうということがございます。いずれにせよ、本部長の池田が答弁したとおり、極左暴力集団が今回の高江の抗議活動に参加していることを確認しています。

○中川京貴委員 私が前置きしたいのは、これまで我々も、県議会ももちろんそうなのですが、市町村議会も大衆運動、抗議集会とかの経験があります。そのときと今は違うなと感じたのがまず1つです。

それから、再度確認したいのは、警察本部長は本会議で極左暴力集団の参加が確認されていると明確に答弁しています。今、はっきりしているのは、過剰警備なのか、それとも違法行為なのかという点で、部長も御承知のとおり、テレビや新聞などのマスコミ、ユーチューブも含めて発信されておりますが、県民の方々の中には警察が違法行為をしているのではないかと、公安委員会が違法行為をしているのではないかと疑いを持つ人もいるかもしれません。裁判だろうが何だろうが、どういう場でも、しっかりと皆さん方が県民の生命と安全を守っているのだということを証明できますか。もし資料を持っているのであれば資料を、私は資料を持っています。我々はこういった資料を照査しながら、又吉委員は質疑しました。そうではない方々は、そうではない資料を持って質疑します。これは結論が出ないのです。しかしながら、公安委員会、県警察本部としては、司法の場に出ても証明できますか。

○重久真毅警備部長 できます。実は、我々警察もいろいろと素材はあるのですけれども、いろいろな理由で外に出せないものがほとんどでございます。例えば、現場でまさに違法行為が行われているということで、動画で証拠化するのですけれども、これはあくまで証拠でございます。刑事訴訟法でも訴訟書類は公にしてはいけないことになっていきますので、出したくても出せないものが多数ございます。ただ、訴訟の場になれば出せますので、しっかり証明していきたい。

○中川京貴委員 私は先ほどから、けが人やこういった県民が被害をこうむったときに、なぜ訴訟を起こさないのかとと思っているのです。訴訟を起こして、司法の場で、過剰警備なのか違法行為なのかはっきりすれば、もし、これが違法であれば、今のような組織や機動隊が帰るなどの手続がとれると思うのです。しかしながら訴訟はしない。それでいて違法だと言う。それでは、どこでこれを証明するのかとと思っているのです。警備部長が答えたとおり、被害届が出て、訴訟を起こして、裁判になれば、警察としては証拠に基づいて証明できるということで理解してよろしいのですか。

○中島寛警務部長 訴訟の話がでましたので、若干付言させていただきます。今回、7月22日に工事が始まったのですけれども、その際に当方でやりました交通規制及び検問につきまして、一部の反対派の方から、今後検問しないでほしい、規制をしないでほしいという仮処分申請が出されておりました、それに関しましては、現在訴訟進行中でありまして、それについては、当方でも必要な主張をさせていただいておりますし、先ほど委員からも指摘がありましたとおり、公安委員会のホームページ等でも積極的に情報発信をしていきたいと思っております。

○中川京貴委員 今回、一般質問、代表質問でこの基地問題が出されました。私は、ある意味いい機会だと思っています。それを質問しなければ、公安委員会も警察本部も答弁できません。主張できなかったと思っています。質問が出たから、法律にのっとって、県民の安全、そして生活を守るための警備だということが証明されているだろうと思っています。そういった意味では、先ほども委員から目の前でけがした人を助けようとしなかったと、なぜ警察官は放っておいたのですかという質疑が出ましたけれども、私は、逆に、反対派同士でのけがだったら、なぜ反対派が電話しなかったのか。私は、目の前でけがし

ているのでしたら携帯でなぜあなたが電話しなかったかと聞きたいのです。現場にいる皆さんが、志を持って反対運動をしているのであれば、その皆さん方が助けるのであって、それを業務をしている警察官に押しつけることは間違っていると思っております。これだけは主張したいと思っております。そういった意味では、間違ったメッセージを送ることなく、警察業務を法律にのっとり、そして司法の場でもどこでも、しっかりとした証明ができるような対策をとっていただきたい。いかがでしょうか。

○重久真毅警備部長 ありがとうございます。繰り返しになりますけれども、安全確保のために法にのっとり、今後とも必要な警備を進めてまいりますし、常に必要最小限の警備でありたいと私どもも思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○中川京貴委員 この陳情第97号、そして陳情第101号を見てください。この陳情の中身が出ております。記1、2、3とありますけれども、憲法は表現の自由を認めております。これは当然でのことであります。しかしながら、この陳情書が果たして表現の自由なのか、それを超えているのか確認をしたい。もう一つは、記2に、県議会として、県公安委員会が今回の援助要求を直ちに取っ払い、派遣機動隊の撤退を決定するよう県議会で決議をなさないとあります。私はこれをまさに政治介入だと思っております。公安委員会、警察本部は、県民の生命と安全を法律にのっとり守るのであって、県議会でそれを押しつけることは、私は政治介入だと思っております。部長どう思いますか。

○中島寛警務部長 県議会がとるアクションについて、私がコメントするのは、差し控えさせていただきたいと思うのですが、改めて公安委員会の業務につきましては、要は警察を管理すると。その目的は、政治的中立性の確保及び警察の民主的運営ということでございますので、そういう公安委員会の趣旨については、我々警察としてもしっかりと管理に服していきたいと思っております。

○中川京貴委員 では、確認しますが、今、陳情が何件か出ております。例えば県議会がこれを採択しても、たとえ県議会の意思として採択されても、公安委員会、警察本部は、法律にのっとり適正に措置するというところで理解してよろしいでしょうか。

○中島寛警務部長 援助要求を取り消す、もしくはその決定をするのは、公安

委員会の判断になりますので、私はコメントする立場にはないと思います。ただ、公安委員会を補助する事務方の立場としてコメントさせていただきます。先日の一般質問でも、天方公安委員から、例えばある候補者なり政党が選挙で勝った、選挙に受かったとしても、警察としては、その1つの民意に流されるのではなく、いわゆる警察の責務として何か措置をとる必要があるのか、純粋な警察活動の必要性に基づくべきであって、政治的にどちらかに偏るのはふさわしくないという答弁がありましたので、その趣旨は尊重されるべきではないかなと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 比嘉委員や自民党委員の質疑に私も補足という形で質疑させていただきます。7月22日以降の今の状態をどうにかしてもらいたいというのは、県民ひとしく思っているところです。代表質問でもありましたし、一般質問でもあるわけですが、ではどこが悪いのというような話よりもむしろ今の状態をどう打開するか、そして、事態の収拾に向かわせる方法を講じられないかというようなお話をさせていただきます。

先ほど、宮城委員からありました協定を結ぶとかいうのは、司法取引だというようなお話も出るとおり、これはあってはいけないことだと思います。

これまでの9年間のN4地区では、こういう状態ではなかったのはどうしてですかと聞いたら、警備部長は工事がされなかったからというような話をされました。N4地区は、実際に反対活動が9年前から起こっていて続いているのですが、その間に着陸帯は2基つくられたのです。そこで工事が行われなかったことが幸いして混乱が生じなかったというおっしゃり方をしますが、私も辺野古のゲート前に行って見えています。現場で安全を保つための警察官の努力を私は評価はしたいと思うのです。こうしている間は看過できませんから秩序正しく抗議行動してくださいという交通整理を警察官が大分やってきたということは、私も目の当たりにしてきました。N4地区でもそれが果たされ、秩序・安全が保たれて9年間は何も一何も起こらなかったというのはおかしいですが、現場の警察官がしっかり工事者にも抗議する人たちにも分け隔てなくやってきた。この警察官の努力によって保たれたのかなと私自身もそのように思っているのです。ところが、それが7月12日の皆さんの要請を受けて、13日に全国から機動隊員が400名も押しかけてくると地方紙の1面に載るわけです。それで、これは大変なことになるぞということで、抗議人数がふえた経緯がある



のではないかと。そして、先ほど比嘉委員が言ったように、そういう要請をする前に、公安委員会の3名の皆さんも少し懸念を持ったのではないかと。確かに辺野古の例があるから、警備の皆さんには用意はしないといけないということがあるのかもしれない。全国にこれだけ大量の援助要求をすることに少し懸念がありませんかと本会議でも聞けるかと思ったのですけれども、なかなかそこまで至りませんでした。7月5日、6日の状況はどうだったのか、これまでの状況どうだったのですかと聞くと、警察本部長はN4地区に車が二、三台、そして抗議者が十数名いましたと。そういう中で、どうしてこのように大量の援助要求をしないといけないのかということが、先ほどからの質疑だと思うのです。ただ言うように辺野古の事例があつて来るだろうということで備えをしたというお話ですが、公安委員の中からも懸念が示されたということで、きのうの審査日程の協議でも公安委員会の天方さんに来ていただけるということで、そのお話も聞けるだろうときょうは期待をしていたのですけれども、どうもお仕事の関係で出席はかなわないということだったのです。先ほど申し上げたゲート前で秩序・安全を保つための警察官の努力をもう少し頑張ってくださいというような、3名の公安委員会の皆さんの立場、進言をする立場が公安委員会の本来の仕事ではないのかなという気がしてならないのです。そこで、打開するための方策の一つとして、先ほど言ったように抗議をしている皆さんに法律違反をするなら私たち看過できませんというようなお話と、工事関係者の皆さん9年間の間に入っていたような方法が皆さんができないものかどうかです。その辺はいかがですか。協定を結びなさいという話ではないのです。あの9年間、ゲート前でしていた方法を何とか双方を呼んでできないかどうかということです。間に立てるのはもう県警察しかいないと思うのです、この9年間を見ていると。そして、ゲート前でまさに警察官からこうこうですよというようなことを目の当たりして、そこで仕切っているリーダーの方も歩道に出るなとか、車道に出るなとかいうような呼びかけもしているような状態もあることはあったのです。もちろん、それがだんだんエスカレートしてきたのは事実ではあると思いますが、秩序・安全を保つための警察官の努力というのは、私は必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○重久真毅警備部長 委員のおっしゃるところは、本当にそのとおりの部分はあるかと思えます。先ほど宮城委員からもありましたけれども、1番困っているのは住民の皆さんだと私どもも思っています。高江の警備は、実は私どもにとっても極めて特殊な警備でございます。本会議でもるるありましたとおり、40キロメートル先の採石場から石を運んでくるとか、ほとんど交通量のない県

道75号をトラックが通ってくる。工事を進めるのは我々ではございませんから間に入るといのは、まさにおっしゃるとおりでございますが。むしろ抗議参加者の体の安全を守るウェートのほうが今回は多いのです。まさにダンプカーに突入するとかです。皆さんは、警察がとめてくれると思って潜り込んでいくものですから、我々が万が一見逃してしまいますと本当に死人が出ます。緊張感を持って、県外から応援をもらって、やっているのはそういう趣旨でございます。数字だけがひとり歩きしているのですけれども、私から数字は言えないのでございますが、実はそれだけのウン百人の部隊が常に高江のFの入り口にいるかという、そうではございません。分散して配置されています。抗議の参加者の方が、例えば100人、200人と膨れ上がれば、分散配置しているところから引き剥がして連れてきたりしますけれども、実際にはサミット警備のようながちがちの警備をしいているわけではございません。辺野古と比べても特殊でして、辺野古は基本的にはあそこだけでございますけれども、高江は非常に広範囲を守らなければならない、かつ反対される皆さんの安全を確保する必要性がむしろ高いということで、我々としても機動隊の要請を撤回しろと言われても、手を引いたら本当に死人が出ます。では、沖縄県の部隊を回すかとなると生活安全、交通、刑事、別の警察活動が犠牲になってしまいますので、それこそ沖縄県にとって不幸でございます。そういった趣旨で、我々も辛抱して何とかやらせていただいているのが実態でございます。

**○仲宗根悟委員** 今、おっしゃるのはよくわかります。私自身もゲート前に行きました。抗議に参加している皆さんの安全を守ることが、私たち警察官の任務の一つです。そして、工事を阻害するようなこともかないません、できません。ですから、両方を指導していくというような内容と受けとめました。おっしゃるとおりです。確かに現状としては、40キロメートルの道のりに幾つかあって、いろいろな警備をしなくてはいけない、夜間もしなくてはいけないというような答弁もありましたが、やはり抗議者、反対をされている皆さんも秩序正しく、安全のためにはどうしたほうがいいのか。ぜひ、工事をされる方々、そしてここで抗議をされる方々との間に入って、收拾が図れるような方法をとっていただきたいなど。こういうことが、まずこれから入っていける打開策の一つかと思っていますので、この辺の努力をぜひ頑張ってくださいと思うのですが、最後にどうぞ。

**○重久真毅警備部長** まず一点だけ、先ほど私の言葉がちょっと過ぎて、死人が出るかもしれないと申し上げましたが、けが人が出るかもしれないというこ

とで修正させていただきます。

本当に難しい問題だと思うのですが、我々警察としては安全の確保、もうこれに尽きると思っているのをごさいます。明かせない部分はありますけれども、こういった議会の場等を通じまして、県民の皆様を中心に御理解いただくべく、しっかり説明をしていくということかと思ひます。引き続きよろしくお願ひします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありますか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 若干の確認をさせていただきます。ついせんだって、産経新聞と八重山日報にこのヘリパッド工事の妨害活動の記事が載っているわけですが、その確認をしながら御答弁をお願いしたいと思ひます。その妨害活動の中で、車両の通行を妨げたということで、県議会議員の所有する車が押収されているのですが、その事実はありますか。

○重久真毅警備部長 先ほど来申し上げておりますが、往来妨害として、この事件では、実際に妨害に使われた車両2台を私どもで証拠品として押収しております。私どもも報道も承知してございますが、警察本部長の池田が答弁したとおり、それは返したというような報道もあるようではございますけれども、これは引き続き差し押さえ中でございます。では、その車の名義人はどの御質疑でございますけれども、報道は把握しておりますが、これは捜査でございますので、個別具体的にどなたの名義なのかということは、私の口からは申し上げられないということで申しわけありません。

○仲田弘毅委員 報道では実名も出ているのですが、その事実関係は間違いないですか。

○重久真毅警備部長 名義人が云々ということは申し上げられないのですが、事実関係としましてはそのとおりです。往来妨害罪で、私どもが男女各1名を逮捕しまして、証拠品である車両2台を差し押さえたということでございます。

○仲田弘毅委員 往来妨害罪ということで、証拠品としてその車両は保管されているという答弁ですが、この場合の実行犯と本人との共犯性についてはどう

ですか。

○重久真毅警備部長 この車両の実際の所有者と車両を実際に運転した使用者の2人の方がいらっしゃるわけですが、その間に共犯関係はあるかどうか、指示があったのかなかったのかは、まさに捜査中のごさいます、申し上げられないという状況のごさいます。

○仲田弘毅委員 ただ、メディアの記者に対して、自分自身も反対運動をしているので、反対運動の一環として車両を提供しているとまで述べているのですが、そういった事実も確認されていますか。

○重久真毅警備部長 個別の記事、それぞれについて、コメントを申し上げますけれども、いずれにしましても捜査中ということでごさいます。

○仲田弘毅委員 一つの事象について、賛成と反対があることはもちろんのことですが、ただ、思想的に、論理的に反対だから何をしてもいい、賛成だから何をしてもいいということではないと思うのです。ですから、法令遵守、遵法精神に基づいて、ましてや沖縄県の模範となるべき県議会議員が、そういった共犯の疑いが持たれるような活動はぜひ自粛していただきたい。これは要望でもあるのですが、また、その点について、両部長からもお話がありましたように違法行為に対しては看過できません。これは県民の生命と財産を守るという立場においては、沖縄県警察本部、あるいは公安委員会を通じてしっかりと頑張っていたいただきたい。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
当山勝利委員。

○当山勝利委員 いろいろと質疑があり、それに関連する方向で質疑をさせていただきますけれども、まずは最初の認識のずれがこのことを大きくしている可能性があるのです、そのことを問いたいと思います。

沖縄防衛局から説明があつて、そのために公安委員に説明をされた。辺野古の前例があつたので、その前例も踏まえながら、他都府県に対して派遣要請等々の説明をされたというような事実関係だつたと思います。そこで、辺野古の前例があつたということですから、辺野古のことでよく御存じだと思いますが、あのときも反対運動の途中で、いろいろあつた中で、他都道府県に派遣要

請があったと思います。その後、そこに集まって抗議される方はふえたと私は思っております。どのように認識されていますか。

○重久真毅警備部長 辺野古の警備の際には、たしか警視庁に援助要求をして、部隊の派遣を受けたと記憶しております。我がほうの警備体制がふえたから抗議活動がより激化するという因果関係につきましても、もしかしたらそうなのかもしれません。ただ、我々が抗議活動をしているわけではないので、なぜ激化しているのかというのは、抗議をされている方々がどういう思いでおられるかということによるかと思うのですけれども、仮に機動隊がふえたから抗議活動がより激化するということであれば、それはいろいろな、基地建設や工事に反対というよりは、まさに警察そのものに対する反対活動ということでしょうか。機動隊がふえるから抗議活動がより強化されるというのは、私は因果関係は余りないのではないかと思います。

○当山勝利委員 そこがやはり意識の違い、認識の違い、それが大きな誤解を生んでいると思うのです。よそから機動隊を要請されたということが先ほどもありました。認識として、あくまでも工事者と抗議者の間のトラブル防止の話であって、その警備がふえたから激化するというのは本末転倒であるというようなコメントもそのとおりでと思うのです。でも実際は、辺野古では警備体制が強化されたことによって抗議者もふえているわけです。そういうことが起こっている、事前にそういうこともわかっているはずなのです。そこで多くの人を、多くの機動隊を導入するとなれば、それなりに激化するわけです。因果関係は、事前にわかっているはずなのです。ないのではない、あるのです。あるということをおかしているはずなのに、それだけの警備体制にすれば、余計に激化するだろうということは予想できたはずなのです。それを本末転倒という認識が—私は今の現状がいいとか悪いとか言う前に、この現状を解消しなくてはいけないと思っています。けれども一番最初の認識が間違っている。間違った認識でずっと来ていることによって、解決できないこともあるのです。そういう本末転倒の考え方は改めたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○重久真毅警備部長 いずれにいたしましても、警察しか基本的に間に入れないわけでございまして、警察が警備体制をしなければ安全が確保できない。その対偶をとれば、安全確保をするためには警備をしっかりしないといけないということだと。先ほど少し申し上げましたけれども、仮に警察が本来とるべき措置をとらずに、工事関係者と抗議をされる方々の間でトラブルが発生すれ

ば、不作為を問われるのは我々警察でございます。我々は必要な体制を確保するという観点でこれまでやってきましたし、必要かつ十分だと現在でも思っている次第です。

**○当山勝利委員** 私は、警備をするとか、手を緩めろとか、違法な行為を見逃せとか言っているのではなくて、その意識の問題で、まず警備が多くなったことによって、抗議者もふえた可能性があるということは認識していただきたいということを言っているのもであって、そこで警備を緩めなさいという話をしているわけではないのです。その認識の違いが、ある意味解決できない方向に行ってしまう可能性だってありませんかということをお願いしているのです。そこら辺は、きちんと皆さんもこの部分に関しては考えていただきたいなと思っています。要は、よそから来ることによって抗議者がふえている可能性はあるということは、辺野古で証明されています。そこら辺はきちんと認識していただきたいということです。

そもそも7月5日、6日に公安委員会のほうで議論されて、結論が出なくてという話がありました。その説明の中で、現場の現状を詳細に説明されたということでした。この現場の現状の詳細説明において、先ほど言われた40キロメートルと広いとか、いろいろ警備しなくてはいけないということで説明されたと思うのですが、なぜ結論が出なかったのかということは、不思議な部分があります。納得できる説明が欲しいということで、もう一度説明したというようなお話があったのですが、ということは最初で納得できなかったということなので、なぜ納得できなかったということと、どういう納得できるような材料を皆さんは説明されたのか、御答弁願います。

**○重久真毅警備部長** より厳密に言いますと、納得できなかったといいますが、もう少し判断する材料が欲しいということでございます。公安委員会としていろいろと判断するに当たって、もととなる材料、情報が欲しいというオーダーがまずあって、私から、そのオーダーに従って現場の状況を説明したり、いろいろな手段で説明をして、十分な材料を持っていただいたという次第でございます。

**○当山勝利委員** もう一つ、今議会で、公安委員の方々が、9月の下旬に高江のほうに実際に行かれて現場を見られたという御答弁がありました。そのときに県警から説明を受けたということでした。また、抗議者の方々からの声を聞いたのかというと聞いていなかったということだったと思うのですけれども、

これはそばと一緒にいられたので、現場で見られていると思っているので聞いているのですが、それは事実ですか。

○重久真毅警備部長 私が現場で説明しています。目の前でトラックに突進している人を警察官が押さえたりという現場もごらんいただいております。

○当山勝利委員 私は公安委員会と警察との関係、公安委員会は中立、公平、公正な立場でジャッジメントしなくてはいけないと思っておりますけれども、やはり警察側からだけの情報だと一方的な情報になる可能性があると思っております。そこら辺はきちんと公安委員会の御意見は聞きたいし、それから、本当にそのほうだけでいいのですかということ、私は御提言申し上げたいので、ぜひ公安委員の出席のもとにそこら辺は聞きたいと思っております。

それから、反対者の意見はそこで聞けなかったのですよね。そこだけ確認させてください。

○重久真毅警備部長 抗議をしている方からは、話は聞いていません。現場、事実をごらんいただいたということです。

○当山勝利委員 やはり情報というのは片側だけの情報だけではなくて、双方向の情報を得て初めて公平なジャッジメントができると思っておりますが、そこは警察の話とは別になりますから、それはよろしいかと思えます。

もう一つ、9月2日と5日に作業員を搬送されたと、この陳情にもありました。安全を確保するためということであったと思えます。そのときの前後かはわかりませんが、安全確保をするために、一般通行車両はとどめて置いて、通行どめにされたと思えます。作業車ではなく、一般車両です。一般車両は検問なり、もしくは県道を封鎖されたと思えます。これは安全が確保できるまで、そこにとどめ置いたという認識をしているのですけれども、それは正しいですか。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、警備部長から質疑の趣旨について確認があり、当山委員から一般車両に対する検問等の有無についての補足説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

重久真毅警備部長。

○重久真毅警備部長 本会議でも警察本部長からもるる説明がございましたけれども、既にこの県道上に反対派の皆さんが座り込みないし車を放置して、通行ができない状態になっているわけでございます。私どもとしましては、一般車両の方に、この先は行っても通れません。車がたくさん置かれていて通れません。人がたくさん座っていて危ないです。こういった情報の提供をドライバーの方に申し上げるわけです。中には「何だそういうことか。ではUターンして行くか、遠回りだけど」という方もいらっしゃいますし、「どれくらい待たばいいのか」と言って待たれる方もいらっしゃいます。それはケース・バイ・ケースでございますけれども、情報提供しないとそのまま突っ込んで行ってしまいますので、我々としてはしっかりと情報提供しております。

○当山勝利委員 9月2日と5日の話に戻りますが、作業員の方も二、三時間待ってもらったということだったと思うのですが、その後、警察の車で搬送されているわけです。そこで、なぜ安全が確保できるまで作業員の方を警察の方は、とどめ置かなかったのか。なぜですか。

○重久真毅警備部長 9月2日と5日の件についてお答えいたします。反対派の皆様が車を並べ置いて、作業員も含め、一般の方々も通れない状況になっていました。我々警察としては、一般の車両も通れませんので、車をどけてくださいと説得ないし警告をしてございましたけれども、二、三時間にわたって行いましたが聞いてくれない。作業員の皆さんは、その工事の現場まで大分あるわけですが、たしか3キロメートルぐらいだったと思いますけれども、歩いて行くという話までおっしゃっていたわけです。反対派の皆さんが車をバリケードのようにやっているところに歩いて行くわけですが、そこに反対派の皆さんが突っかかってくるわけです。我々も押しとどめはするのですが、その先3キロメートルを歩くというのは幾ら何でもあんまりだろうと。このままトラブル状態を3キロメートルにわたって続けるわけにはいかないので、緊急やむにやまれず、警察車両を回して乗せて行っただと。これが実態でございます。では、反対派の皆さんが車のバリケードを解くまで待たせておけばいいのではないかというのが、今の御質疑の趣旨だと私は理解したのですが、明らかな違法行為をしているのは車を放置している側でございますので、それを看過するというのは警察としてはとりがたいかなと考えています。



○当山勝利委員 それを看過しているわけではないわけですよ。安全が確保できるまで、なぜとどめ置かなかったのですかと聞いているのです。

○重久真毅警備部長 車でバリケードをしていた人たちがどかしていただければ、安全は確保できるのですが、それは期待できなかったということでございます。

○当山勝利委員 先ほど一番最初に聞きましたが、一般車両はとどめ置いたわけですよ。作業員は車で搬送されたわけです。そこら辺に少なからず何か意図的なものを感じてしまうわけです。何かつじつまが合わない。作業員がどういう作業をされているか、警察は承知はしていないと思うけれども、基地内に搬送されたはずだから、とにかく基地内で作業されているとはわかっていると思います。だから、そういうことをわかった上で、ひょっとするとそれを手助けしていると見られてもおかしくないですか。

○重久真毅警備部長 ケース・バイ・ケースでございますので、常にこういう対応をとるというパターンが決まっているわけではございませんけれども、そのときは二、三時間、私どもとしてはやるべきことはやったつもりです。つまり、車をどかしてほしいと。ただ、やはり反対派の皆様は、一般車両以上に、作業員車両に対しては、特に厳しく反対の姿勢をとられるのではないかなと思います。いずれにしましても、作業員が歩いて行ったところに突き当たってくるわけございますから、これは我々としてはしっかりと安全を確保しないといけないと、そういう次第でございます。

○当山勝利委員 そこら辺なのです。一方は通さない、一方は車を押してでも連れて行く。そこで警察が公平中立ではないのではないかという感情が生まれるわけです。そういう対応をされればされるほど、抗議者はふえていくわけです。先ほど言った本末転倒もそうですけれども、そこら辺の意識とか、認識とかをもうちょっと県民側に寄り添わないと、もっと抗議者がふえてくる可能性があるわけですから、そこら辺はきちんとしていただきたいというのが私の質疑の趣旨です。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 警備部長はヨーロッパから来たということで、人権を一番大切にしているのはヨーロッパだと思うのですが、今の民主主義は黙って自分たちで勝ち取ったものではなくて、闘って勝ち取ったという認識があると思うのですけれども、その上に人権があると。ヨーロッパから今回、沖縄県に来て、沖縄県の今の状況をどのように考えているのか。今、日本は国際人権法にのっかって、人権委員会に批准しようということで頑張っていると思います。その人権を安全に確保すること、どのようにして安全を確保していくかということが一番大切だと思います。それからすると、今、抗議している皆さん、そして工事を進めようとしている皆さんの安全を確保するためには、お互いに両方の立場になって対策をしないといけないと思います。先ほど当山委員からもあったように、一方に偏っていると見られているからこそ弾圧だというような抗議文も出てくるし、そういう思いで皆さんも集まってくると思いますので、そのことに関してどのように考えているか。

○重久真毅警備部長 私は、3年ほどパリにおりましたけれども、ちょうどいる間に何度もテロがパリ市内でも発生しまして、いろいろな情報収集とか、フランス警察当局とのやりとりなどに従事しました。爆弾テロとか自動小銃を使ったテロが発生して、フランスの警察も非常に大変な思いをしているわけですが、これは日本国内で起こってもおかしくないわけでございます。とりわけ沖縄県にはこれだけの米軍基地が集中していると言われてございますけれども、米軍基地などはまさにそのテロの対象であるわけです。いろいろなソフトターゲットと言われる人が集まる場所というのは、常にテロの危険性があるということで、私ども、沖縄県警なかんずく機動隊というのは、そういったテロが起こらないようにする。万々、起きてしまったときに迅速に対処する。こういった任務を帯びている部隊でございます。今、メディアでいろいろ高江の件が取り上げられ、機動隊が悪者で、弾圧している、人権をじゅうりんしているというような書かれぶりがあるわけでございます。彼らの本来の任務は、まさに県民、国民の安全・安心を守ること。こういったテロがあったときに迅速に対処することを任務とする部隊であるということ、私自身のフランスの勤務を踏まえまして、部下の機動隊員や警備部の人員には指導しているところでございます。翻って高江の問題でございますけれども、先ほど来申し上げておりますが、我々は間に入って、双方にけが人が出ないようにする。抗議をされる方の立場を踏まえてくれというさまざまな御指摘をいただきました。口で言うのは簡単なのですが、なかなか立場をおもんばかることは難しいと私は思います。少なくとも警察としてできることは、行為をされる皆さんの安全

を確保する。これは警察の仕事です。行為をされる方の表現の中身には踏み込みません。彼らが表現をする際の安全を確保する。これがまさに我々警察として、最大限できる彼らの立場をおもんばかることだと思っておりますので、引き続きそういった精神で、私も部下の機動隊員を指示していきたいと思っております。

○**新垣光栄委員** その表現の自由を常に壊して奪っていったのが国家という認識があります。沖縄では戦争とかいろいろ歴史的な背景があって、そういう認識があるものですから、私たちが行動していく中で、弾圧されている、表現の自由が奪われているということになります。今、米軍基地をつくるのに本当に緊急性があるのか、危険性があるのか。そういうことが根底から違って、9年間、平和的に活動してきた。なぜ今、緊急性、危険性を伴ってまで、500名とか800名という数の機動隊員を動員しないといけないのかが私はわからない。もし、両方の立場に立って安全を確保するならば、工事を行おうとしている皆さんにも「待ってくれ。工事はできません。帰ってください。」というのが本来であって、わざわざ火に油を注ぐように、わざわざ危険なところまで連れて行かないといけないのかが疑問です。そういう行動が県民からするととても納得がいかない部分ではないかと思えます。また、簡易拘留所に長時間、強制的に連行するという事は逮捕ではないのか。弾圧されて、逮捕されたという認識しかありません。それはどう考えますか。

○**重久真毅警備部長** よく弾圧とか人権を不当にじゅうりんしているという批判を受ける立場にはございますが、決してそんなことはありません。繰り返しになりますが、反対派の皆さんも含めて安全を確保することを任務としておりますので、どうかそこは御理解いただきたい。これは先ほど仲宗根委員もおっしゃっていましたが、現場に行かれた方はおわかりいただけると思えます。警察が間に入って、けが人が出ないようにやっているということは御理解いただけると思えます。私どもとしては、それ以上でもそれ以下でもないという状況です。

○**新垣光栄委員** 工事をする方にも「今回は危ないから工事できません。」、反対集会をしている皆さんにも「やめてください。」とお互いの立場に立って、中立性を保って、住民の安全を確保して、集会の自由を保障していただきたい。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。  
休憩いたします。

(休憩中に、警備部長から比嘉委員の質疑に対する答弁の一部の撤回を行いたい旨の申し出があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

先ほどの比嘉委員の質疑に対する答弁で、警備部長から答弁の一部を撤回したい旨の申し出がありますので、発言を許可します。  
重久真毅警備部長。

○重久真毅警備部長 先ほどの比嘉瑞己委員の質疑に対し、—————  
—————と言った点につきまして、撤回を申し上げます。

○渡久地修委員長 先ほど比嘉委員から議事録の提出の要求がありましたが、それに関しては、公安委員長と相談をして後ほど御返事をいただければと思います。  
以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。  
休憩いたします。

午後 0 時 12 分 休憩

午後 1 時 31 分 再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、甲第 1 号議案平成 28 年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）について審査を行います。  
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。  
金城武総務部長

○金城武総務部長 ただいま議題となりました甲第 1 号議案につきまして、お

配りしました平成28年度一般会計補正予算（第2号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業のほか、当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、必要な予算を措置するものであります。

1 ページをお願いします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ69億8887万1000円で、補正後の改予算額は7611億9687万1000円となります。歳入と歳出の主な内容につきましては、後ほど御説明いたします。

2 ページをごらんください。

こちらは、歳入歳出の財源内訳となっております。

3 ページをごらんください。

歳入内訳について、御説明いたします。

地方交付税の2億4370万円は、地方交付税の予算未計上分を補正予算の財源として活用するものであります。国庫支出金のマイナス3億3923万5000円は、母子福祉費等の国庫負担金及び沖縄振興特別推進交付金等の国庫補助金となっております。

4 ページをごらんください。

繰入金の7億6992万3000円は、沖縄県子どもの貧困対策推進基金及び地域医療介護総合確保基金に係る繰入金となっております。繰越金の17億8538万3000円は、平成27年度決算剰余金の一部を補正予算の財源として活用するものであります。

5 ページをごらんください。

諸収入の1億円は、TPP対策関連事業に係る財源の一部を国から基金管理団体を経由して受け入れるものであります。

県債の44億2910万円は、大型MICE施設受入環境整備事業などに係るものであります。

以上、歳入合計は69億8887万1000円となっております。

6 ページをごらんください。

歳出内訳について、主な事項を御説明いたします。

上から4番目の企画部の科学技術振興費1億4360万5000万円は、高度なライフサイエンス研究に必要な研究設備の導入等に要する経費であります。

2つ下の環境部の環境影響調査費1億1028万8000円は、慶佐次川流域における生態系の再生などに要する経費であります。

7 ページをごらんください。

上から3番目の子ども生活福祉部の社会福祉諸費6875万4000円は、社会福祉法人の経営・労務改善に向けた取り組みの支援や介護職員に対する医療行為の研修などに要する経費であります。

8ページをごらんください。

1番上の子育て総合対策費2億8822万3000円は、子供の貧困対策に取り組む市町村の支援や非課税世帯の高校生に対する学習支援などに要する経費であります。

9ページをごらんください。

1番上の保健医療部の地域医療対策費5億7314万8000円は、がん診療連携拠点病院に設置される病理診断センターの運営助成及び地域医療介護総合確保基金の積み立てなどに要する経費であります。

下から2番目の農林水産部の家畜畜産物流通対策費12億8118万4000円は、衛生・品質管理に対応した食鳥処理施設の再編整備に要する経費であります。

10ページをごらんください。

下から3番目の漁村地域整備交付金3億545万円は、漁業の生産基盤及び漁村における生活環境施設の整備に要する経費であります。

11ページをごらんください。

下から3番目の文化観光スポーツ部の観光宣伝誘致強化費6億5426万円は、国内観光客の誘客プロモーションや航空路線の誘致などに要する経費であります。その下のコンベンション振興対策費は、当初予算に計上した大型MICE施設の用地費について、その財源をソフト交付金から県債及び一般財源に振りかえるものであります。

12ページをごらんください。

1番下の土木建築部の那覇港開発推進費2億8411万8000円は、那覇港総合物流センターの整備や臨港道路の無電柱化などに要する経費であります。

13ページをごらんください。

1番上の港湾改修費5億6137万8000円は、与那原・宜野湾両マリーナにおける施設整備や本部港における立体駐車場整備などに要する経費であります。

4つ下の公共離島空港整備事業費3億5833万円は、離島に所在する4空港における旅客待合室の整備などに要する経費であります。

14ページをごらんください。

以上、歳出合計は下の合計欄のとおり69億8887万1000円となっております。

15ページをごらんください。

繰越明許費に関する補正であります。

予算成立後の事由により、年度内に完了が見込めない事業について、適正な

工期を確保し、契約を早期に締結するため、含蜜糖振興対策事業費など18の事業で、合計83億5913万8000円を計上しております。

16ページをお願いします。

債務負担行為に関する補正であります。

上段は債務負担行為を新たに追加するもの、下段は既に設定した債務負担行為を変更するものとなっています。このうち、上段の家畜畜産物流通対策費は、先ほど御説明した食鳥処理施設整備事業に関連し、後年度分の事業費について債務負担行為を設定するものであります。

17ページをお願いします。

地方債に関する補正であります。

1番上の大型MICE施設受入環境整備事業は、MICE施設に係る用地費の財源を振りかえることに伴い、県債を発行するものであります。

以上が、甲第1号議案平成28年度一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する予算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○**又吉清義委員** 今、説明がありました平成28年度一般会計補正予算（第2号）説明資料の9ページからお願いします。

まず、農業経営構造対策費の補正で1億2000万円が入っております。備考欄を見ると、高収益の作物・栽培体系への転換に資する取り組みに必要な施設ということですが、これについて何をどういうことをして高収益につながっていくかを、もう少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○松尾安人園芸振興課長 この農業経営構造対策費の1億2000万円ですが、これは昨年10月に12カ国間で締結されたTPP協定が大筋合意に至って、国では総合的なTPP関連対策大綱を昨年の11月に決定しています。その中で、攻めの農林水産業の転換ということで、1、次世代を担う経営感覚にすぐれた担い手の育成、2、国際競争力のある産地イノベーションの促進、3、高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓などを促進することとしております。これによって、国は平成27年度補正予算において、水田・畑作・園芸などの産地の強化策として、産地パワーアップ事業を講じたところであります。

この産地パワーアップ事業の概要ですが、水田、畑作、野菜、果樹などの産地が地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づいて、高収益な作物、栽培体系の転換を図るために、そのための取り組みを総合的に支援する事業となっております。事業の中身としてましては、沖縄県の場合は、特に生産支援事業ということで、農業機械のリース、あとは農業資材—パイプハウスの骨組みとか、ネット被覆資材等の多年度利用できる資材等を補助しながら高収益な農業ができるような、そういうような対策についての支援を行うということになっております。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、又吉委員から備品関係はないかとの確認があり、園芸振興課長から備品はないとの追加説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 大事な点は、今みたいに施設を強化する、そしてどれを営業品種とするか、それも非常にいいことです。そこで皆さん、ここ30年前から、農家に何が起きているか。作物を高品質にする、高収益にする、TPPに対抗するためにいい品物を出荷するに当たって、やはり農業というのは何を基盤にするかということ、施設以前に大地を基本にするわけです。大地を基本にする中で、大地の土づくりの基本が全然なくなっておらんという感じがするのです。これについては、高収益にする場合において、私は非常に不可欠だと思いますが、具体的に今、沖縄中、世界中で畑が死に始めているというのは御存じでしょうか。そして、これにどう取り組むのかということも御存じでしょうか。



○松尾安人園芸振興課長 我々は園芸作物を担当している部署ですが、園芸作物の中では、やはりその土づくりは大切なことですので、作物を植える前に堆肥をしっかり入れてもらう、もしくは夏場の休耕期間を利用して、緑肥といいますか、堆肥になるような草を植えてもらって、それをすき込みして、土をやわらかくしてもらおう。そういうことを農業改良普及センターを通じて、また、JAの営農指導員等を通じて、指導しているところでございます。

○又吉清義委員 土づくりをしているのもよく知っています。しかし、これまで40年間、50年間、60年間進めた土づくりで、死に始めている畑が出始めたことに気づいてますかと聞いているわけです。気づいているか、気づいてないかでよろしいです。

○松尾安人園芸振興課長 確かに地力、畑の力と言うのでしょうか、それが低下しているところもあるのかなど。一概に全部とは言いませんけれども、そういうところも確かにあるとは認識しております。

○又吉清義委員 ぜひ課長にお願いしたいのは、今、沖縄でも、糸満でも出ているし南部地域でもこういう畑がたくさん出始めております。ですから、従来やってきた堆肥づくり、地づくり、これが間違えていたからこういう結果になってしまったのですよ。何も沖縄だけではないですよ。世界中で広がっています。私たちは、簡単な用語で畑のメタボリックと言っておりますけれども、そういう畑で育った野菜を食べると今度はどうなるかですよ。助言しておきますけれども、お互いが食べている野菜というのは植物ですから、収穫してきたら枯れる物です。私たちは、今、腐れる野菜を食べているということを十分認識していただきたい。そういった腐れる野菜が食べられることを一極端に言うと日本の基準にはそれはありません。今ヨーロッパや世界では3000ppm以上は食品として出荷できないのです。日本は9000ppmとか、ひどいのは1万ppmもある成分入っております。県とか、JAとかが進めている土づくりのせいです。だから、そういうことに早く気づいてもらいたい。現場に行ってもらいたい。ですから、今皆さんが幾らいい土でつくろうが、ハウスをつくろうが多分無理ですよと言いたいわけです。大事な大地も大事にしてください。そして、施設もこういうことをするといい物ができますということを私ははっきり言います。その部分を県の皆さんが気づいて指導しないとどんどん農家は大変なことになりますよ。ですから、それを県として早急に取り組んでいただけませんか。農家を紹介してください。私がいつでも紹介しますよ。沖縄中の。この畑

もこうです、この人も即気づいて対応していますと。でも残念なことに、県からは何の支援もないのです。みずから取り組んでいる。そういうのを少ししっかりと、高品質を目指して世界に輸出できるいい物をつくる、そして県民が健康になる。もう少し原点に帰って、こういった調査をする費用を当ててやっていただきたいということをお願いしたい。いかがですか。

**○松尾安人園芸振興課長** 又吉委員の提言、貴重な意見として受けとめたいと思います。現場では、先ほど肥料まみれというお話もありましたが、土壌分析を行いまして、余分な肥料を使わない栽培をすとか、あとはそういうメタボリックのようなことにならないような栽培指導を心がけていますし、今後とも、エコファーマーや特別有機農業というところも注視しながら、現場で進めていければなと考えております。

**○又吉清義委員** 今、園芸振興課長が言う土壌分析も当たっています。でも、県がやっている土壌分析では出てきませんと明確に言います。皆さんの項目は少な過ぎる。県がやっている土壌分析の結果では、あの部分は出てきません。民間でやっている土壌分析では出てきます。きょう私が持っている資料を差し上げますから、これを見たらすぐわかります。この畑は死に始めていると、あと何年しか使えないと。検査項目を見ると少な過ぎるのですよ。そして皆さんはなぜ畑がこうなるかの予備知識がないものですから、そこまで検査しないのですよ。この農家は県に資料を出してやってくれと見せたのですが、原因がわからない。民間では一発で原因が出てきましたよ。ほら、この部分ですよ、見てくださいと。皆さんにその知識がないから、検査の中身が違うのです。ぜひ、そこまで検査をするにしても、もう少しハイレベルな検査をしていただきたい。以前では考えられませんでしたから当たっています。以前は、そんなことが起こると誰ひとり考えませんでした。しかし、これがぐんぐんふえていますよ。ぜひそこまでレベルアップをしていただきたい。あとで民間で行っている検査レベルの資料をとってきまして差し上げます。

次は、含密糖振興対策事業という中で、離島地域における近代的な製糖施設の整備補助に要する経費ということですが、ここで非常に大きなポイント、近代的な製糖施設の整備補助ということですが、従来の製糖工場とここである近代的な製糖工場でどういった部分がどう違うのか。それを少し説明していただけますか。

**○渡久地修委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から執行部に対して円滑に質疑・答弁できるよう事前に準備するように指導があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

屋宜宣由糖業農産課長。

○屋宜宣由糖業農産課長 近代化の中身についてですけれども、今回、含蜜糖製糖施設については、既存の物が建設から40年から50年と経過しております。老朽化をしているということで、近代的な施設へと建てかえをしているところでもあります。具体的には製品歩どまりの向上、一部工程の自動化、食べ物ですので清潔区域等の区画の完全化、徹底した温度・湿度調整のもとで製品管理が行えるような施設の整備を行っているところであります。

○又吉清義委員 要するに皆さんがやろうとしている製糖工場は、まずシュレッダーが出てくる、圧縮機が出てくる、注加水が出てくる、そして前置効用缶が出てくる、五重効用缶が出てくる、結晶缶を通る、ミキサーを通る、そして、1カ所は自動分離機に行く、1カ所はマグマミキサーを通過して砂糖等が出てくる。そういった工程の設備だと思のですが、大体そういった感じの設備に間違いはないですね。

○屋宜宣由糖業農産課長 現在行われている製糖の工程そのものに手を加えるものではありませんけれども、それぞれの工程そのものを、高効率化していく、自動化していくという内容になっております。

○又吉清義委員 自動化は30年前からありますから、気にしないでください。最初にやった人とよく接しているものですから、誰が自動化したか。一緒によく研究しているものだから、全部自動化なのは事実です。これからT P Pに立ち向かおうとしているときに、従来やっているシステムでやると、やはりどうしてもコストが上がる。一番大事な点は何かということ、近代的な設備にすることによって単価が上がるのだったら、私は強いて助言しませんよ。私は多分単価も下がるだろうと。もっとある発想を加えたら。そして、やはり最終的な目標は何かということ、そういった手法で砂糖をつくる、黒砂糖をつくる、分蜜糖をつくった場合に、何でこんなにおいしいのかなど。従来、私たちが食べている黒砂糖よりも圧倒的においしいと。ですから、お互い研究する価値があるの

ではないかと。従来どおりやって出荷するのではなくて、これより工程も短くなる、コストも安くなる、味もよくなるのであるならば、私は研究する余地はあるかと思えます。そういった技術を大いに取り入れるべき価値があるかと思えますが、今、補正を組んだ施設にそれをつくれという無理な話はありません。今後ある場合に、このサトウキビ生産は、離島を守る意味で大事な産業です。ぜひ、そこが活性化してもらいたい、もうかってもらいたい。そういった技術をもっと頭をやわらかくして導入してもらえないかなど。とても頭がかたいなと思うものですから、あえて申し上げているのですが、いかがでしょうか。工程もさらに短くなる、コストも安くなる、おいしくなるのでしたら、私は改善する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

**○屋宜宣由糖業農産課長** 今回の委員の御意見のありました新しい製糖方法の部分については、現行、ボイラーを使用する、いわゆる加熱して水分を飛ばしていくというような製造ですけれども、その他、逆浸透膜を活用した手法もあるというようなことも先日、指導いただいたところですが、そのあたりについても沖縄県黒砂糖工業会、関係団体、製糖工場ともまた相談しながら、これから調査しながら、情報収集に努めてまいりたいと考えているところであります。

**○又吉清義委員** ぜひそういった近代的設備を目指して、既に諸外国ではそういうふうにはしかやっておられません。こういった従来の形でやっているのは、沖縄だけです。そういったよい技術を大いに取り入れていただきたいなど。よい答弁でしたので、ぜひ調査研究をして、また次なるステップのときには、そういった分密糖工場のときには、ぜひ発想を変えていただきたいということをあえて提言しておきます。

あと1点。この下にさとうきび生産振興対策事業費とありますよね。この中で現実的問題として、病害抵抗性の高いサトウキビ品種の緊急増殖に要する経費ということですが、要するにサトウキビ生産を上げて、農家の所得向上に向けて、そういった対策事業をしていると思うのですが、そういった考えでよろしいでしょうか。

**○屋宜宣由糖業農産課長** 今回補正で上げております、この予算の中身ですが、宮古島地域を中心に現在栽培されております農林27号という品種がありますけれども、その品種の栽培の中で、株出し回数を多くして、在圃期間一畑にある期間が2年、3年と長くなると黒穂病というサトウキビに特有な病気があるの

ですが、それがちょっと大発生のおそれがあるということが今回判明いたしました。それで、農林27号の黒穂病に抵抗性がある品種に切りかえていこうということで、今回予算を組ませていただいたものであります。

○又吉清義委員　ですから、そういった農林27号に黒穂病が出てくる。出ることによって農家としては収穫ができなくなる。やはり収穫量をふやすためにもそういった品種改良だと思えるのですけれども、農家の生産をふやす意味で皆さんがこれまでずっと取り組んでいることは私もわかります。しかし、この中でちょっと残念なのが、サトウキビ生産、例えば30アール当たりの目標数字は幾らなのか、現実的にどうなっているかということなのです。

○屋宜宣由糖業農産課長　昨年は一歩増収となりました。ただ、それでも10アール当たりの、いわゆる300坪当たりの収量につきましては5700キログラム余りでした。県で目標としている数値を言いますと、向こう10年間で6300キログラム。まだあと約1トンほどの開きがありますけれども、全体の平均での単収で、それぐらいを目指していこうということで今、取り組んでいるところであります。品種改良についても、せんだって9714という新しい品種が奨励品種として採用されましたけれども、これは10アール当たりの収量が従来品種に比べると高いと。なおかつ沖縄県の北から南の全域で収量が高い特性を示すということで、今回奨励品種として採用させてもらったものもあります。目標としては、昨年度、現行よりもあと800キログラムほど伸ばしていこうということにも目標を置いているところであります。

○又吉清義委員　10アール当たり6トンと言っているのですが、正直に言ってお互いが小さいころは10アール当たり8トンも出ているのです。これは年々衰退する一方です。皆さんは統計を出して、衰退している現状をわかっている。しかし、皆さんは衰退していく中でも同じ取り組みしかしない。これでいいのかなということをあえて私は申し上げたいのです。皆さんの10アール当たり6トンという収量目標というのは、私ももともと好きでそういったことをあっちこっち調査するのですが、本当におじいちゃんがわずか3アールで11トンを出すのですよ。やり方が皆さんと根本から違うからです。皆さんはいろいろな対策事業をしております。それでも衰退していく一方ですから、どうしたらそれが改善するかということをおはもっと前向きに考えてもらいたいなど。従来こういう事業を組んでるからそのままいいと。いい例がかん水対策事業です。あんなに大きい8トンのタンクを買って、農家はかん水するときは10トン車を

借りて、クレーンでタンクをそこに積んでから行く。農家としては負担が非常に大きいものだと思うのです。それよりは、農家がかん水しやすい方法であれば、バキュームカーを買って、どうぞ勝手に使いなさいと。ひとりで運転できる。水をまきたいけれども、クレーンを借りて、そして10トン車を借りて、そこにタンクも買って積んで持っていく。いろいろな人件費が出ていく。今までいろいろ取り組んでいる事業そのものも根本から考え直してもらいたいと、これでいいのかと。そのようにあえて申し上げたいのですが、とにかく単収を上げないと大変になりますよ。6トンではなくて最低8トンを目標として置いてもらいたいということを、あえてお願いしたいのですがいかがでしょうか。

**○屋宜宣由糖業農産課長** 先ほどの土づくりの御意見でもそうでしたけれども、現場でもし優良な事例等がありましたら、そういったものを随時取り上げて、今後また取り組んでいく事業の中で、ぜひ生かして、少しでも収量のアップ、安定生産に資するような事業の仕組み方等に参考にさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

**○又吉清義委員** 数値にきっぱり出ておきまして、特に離島のサトウキビ畑を見たら余りにもかわいそうで、これでは人口が減って当然だよなということを痛切に感じたのです。正直に言ってあんなにひどいとは思いませんでした。ですから、今のかん水のあり方にしろ、もう一つの根本は土づくりです。これを40年、50年やっている段階で、もう今、害が出てますよということをぜひ認識していただきたい。

次に、16ページをお願いします。

16ページの債務負担行為補正からお伺いしますが、その沖繩 I T 津梁パーク企業集積施設整備事業で少し詳しく説明していただきたいのは、平成29年度から平成44年度までに限度額11億4000万円余りの企業集積施設4号棟賃借料が入っております。中身を見ていないので余り強くは言えないのですが、これは賃借料ですから、そのまま建物の賃貸料だと思っているのですが、それで理解してよろしいでしょうか。

**○大嶺寛情報産業振興課班長** おっしゃるとおり15年間の賃借料ということになっております。

**○又吉清義委員** 15年間で11億円の賃借料なのですが、この建物は具体的にどのぐらいの物件なのですか。

○大嶺寛情報産業振興課班長 これは入居企業との調整になっていくものなのですが、大体1万平米ぐらいの土地に3000平米ぐらいの3階建てのRC—鉄筋コンクリートの建物を建てて、建設費用としては大体5億円から6億円ぐらいの物件になります。

○又吉清義委員 余計疑問に思ったのですが、5億円から6億円しかかからない物件をなぜ11億円で借りるのですか。つくったほうがいいのではないですか。ですから、物件がどのぐらいのものか非常に知りたかったのです。

○大嶺寛情報産業振興課班長 具体的に使用料の中身につきましては、まず民間企業に委託するのですが、設計費用、管理費用、先ほど申し上げた建設費用、その中に15年間の維持管理費用、リース手数料、消費税、土地の賃貸借料、保険料や諸経費、そういったもの込みで予算上は11億円と計上させていただいていますが、これを公募して民間のディベロッパーを選定するというようなスキームになっております。

○又吉清義委員 少し理解できなかつたのですが、今、皆さんがつくった建物—1万平米というのは100メートル掛ける100メートルです。これは延べ床面積が1万平米なのか、1フロアで1万平米なのか、その辺からもう一度お伺いします。

○大嶺寛情報産業振興課班長 敷地の面積が1万平米になっております。建物は延べ床面積で3000平米ぐらいで、1フロア1000平米の3階建ての構造になっております。

○又吉清義委員 そうすると3000平米の1フロアとは、要するに壁と柱があって、電気、水道があって、それで終わりかと思うのですが、そういった建物を借りるよりはつくって貸したほうが早いです。この建物は何億円かかりますか。

○大嶺寛情報産業振興課班長 事業全体の事業スキームを説明させていただきますと、この事業はIT津梁パーク内に民間の資金とノウハウを活用してオフィスビルを建設する。それでIT企業を集積していくということが事業の目的になっております。具体的には、まず入居したいという民間企業の申し込みからスタートします。その時点で、県としては入居するにふさわしい企業かどうか

かということ審査させていただきまして、内定した段階で、入居企業と建物の規模、仕様を協議して決定した後に、沖縄県が民間のディベロッパー—開発事業者を公募します。その際に民間事業者を選定させていただいて、彼らの資金とノウハウで建物を建設します。建設した後は、県が民間のディベロッパーから15年間借りて、賃借料を払うのですが、入居企業から同じ額の使用料を県に納めていただいているような形の、PFIに近いような事業スキームになっております。

○又吉清義委員 なかなかわかりづらいですね。要するに民間と一緒に開発して、建物をつくって、県は11億円の賃借料を建物主に払う。借りている人は、皆さんに賃借料を払うと。そういった解釈でいいのですか。

○大嶺寛情報産業振興課班長 おっしゃるとおり賃借料と使用料で相殺するような形になります。15年度以降は、沖縄県に施設の所有権をディベロッパーから無償で移転するというような契約内容になっております。

○又吉清義委員 理解できないです。3000平米であれば6億円、7億円、8億円で建物をつくれるかと。つくって、別に皆さんが払うよりは、民間にもっと安く貸すことによって、民間は活性化するのではないかと思います。具体的に皆さんが11億円払うのに対して、賃借料は1年間当たり幾らを見込んでいるのですか。

○大嶺寛情報産業振興課班長 1年間に換算しますと大体月500万円から600万円ぐらいになりますので、大体6000万円ぐらいの賃借料を見込んでおります。

○又吉清義委員 あえて質疑はしませんが、どうかなと。改めてまたやります。次に、電子自治体推進事業というものがあります。これが平成29年度から平成33年度まで、当初の限度額が1億8700万円だったものが、急遽5億8000万円になっております。当初の限度額の債務負担行為を組んだのは、どの議会で組んでいたのか御説明をお願いします。

○上原孝夫総合情報政策課長 総合情報政策課で職員一人一人が使うパソコン、それからネットワークの調達などを行っています。今年度は、番号系のネットワーク、パソコンの調達として1億8772万8000円を当初予算で組んでおります。



○又吉清義委員 2月定例会で1億8700万円という予算を組む中で、平成29年度から平成33年度までの一つの事業費として皆さんは計画していたかと思うのです。これが半年もたたないうちに3倍の額に膨れ上がっているものですから、あえて聞いているわけです。今回、3倍に膨れ上げないといけない理由は何でしょうか。

○上原孝夫総合情報政策課長 今回、新たに、我々が使っているコーラル21というネットワークがあるのですが、そこに5400台ぐらいパソコンがつながっております。我々がインターネットをするときは、直接そのパソコンからインターネットをする。あと庁内のネットワークにぶら下がっているシステム—財務とか人事とかいろいろなシステムがありますが、全部先ほど言ったコーラル21のネットワークシステムで使えるようになっていきます。昨年12月に総務省から、我々自治体が使っているネットワークをインターネット用とL G W A N用—L G W A Nというのは、行政自治体が専用で使っているネットワークで、インターネットとは分離されたネットワークでございますが、それと分けなさいという指示がございました。そのためにインターネットとL G W A Nを分けるためのサーバー類、装置類を今回調達して、そのための費用として3億9268万9000円を債務負担行為として起こしております。

○又吉清義委員 ですから、今、説明では12月にそういう事情がわかる中で、2月定例会では1億8700万円しか組んでいないと。これが6月補正でも出てこない、9月定例会でぽんと出てくるものですから、少し事業計画性がないのかと。12月にわかった時点でなぜ2月定例会で、せめて6月定例会で組まなかったのかということをお願いしたいわけですが、なぜ、あえてこんなにゆっくり出てくるのかという理由を述べていただけませんか。

○上原孝夫総合情報政策課長 先ほど申し上げたネットワークの分割のためにはいろいろ方策がございまして、単純に言えば、職員一人一人にもう1台パソコンを配るということで、2台体制にするためのネットワークを組むというやり方とか、それから今我々がやろうとしているやり方は、今あるパソコンにもう1台追加ではなく、パソコンをコーラル21ではインターネット用とL G W A N用の両方をごっちゃになって使っていますが、インターネットを使う場合は、インターネット用のネットワークを新たにつくりますので、そこからインターネットに行くということで、そのサーバーに一旦アクセスしてからインターネ

ットに行くと。そのインターネットから、例えばメールやホームページなどで資料をダウンロードするときは、我々のパソコンに直接来るわけではなく、一旦サーバーに落とします。そのサーバーで、例えばメールにウイルスといったものが添付されていた場合は、それを無害化ということで除去して、安全なファイルにして、我々のパソコンに取り込むというような形で、いろいろなやり方がありまして、その経費が我々が当初に見積もったときに業者によってすごくばらつきがありまして、3億円から16億円など相当な差がありましたので、我々はそれまで精査して、この金額で債務負担を起こしたところでございます。

○又吉清義委員 それを精査するのに時間がかかったということかもしれません。今のようにウイルスが入ってくる装置に関しても一ということとは、まだ県のパソコン、インターネットが完備されていなかったというようにしか聞こえないのですが、これを行うことによる費用対効果はどう見ておりますか。

○上原孝夫総合情報政策課長 昨年6月に発覚しましたが、日本年金機構で個人情報漏えいなどがございました。もし県庁のネットワークでそういうことがありましたら、社会的な制裁とか、場合によっては損害賠償とか、県が持っている重要な個人情報が漏れますので、そうったことで罰にも問われますので、費用対効果云々というよりは、それは当然やってしかるべき。あと国からの通知もございまして、そのための予算措置として地方交付税措置もございまして、そういったことで当然やらないといけないと思っております。

○又吉清義委員 やるなではないです。そういった非常に重要なポジションであれば、12月にきちんと受けているのですから、せめて6月までにするように努力してもらいたい。今、そのように重要な情報が漏れたら大変だからやっているということならば、漏れてはいけないことだし、やらないといけないものならば、もっと頑張ってください。極端に言えば約10カ月近くもかかっている。もっと早急に取り組んでももらいたい。そして完備されていないのであれば、やはり早急にやってもらわないと、県民であれ、皆さんが迷惑するということを、あえて言いたいものですから申している次第です。

次に、17ページに入りたいと思います。

大型MICE受入環境整備事業で、MICEの土地購入費で沖縄振興一括交付金が減になりますが、減になった金額というのはどうなるのか、御説明をお願いします。

○**金城武総務部長** 今回の補正でM I C E施設の用地費、国費ベースで申し上げますと50億5000万円減額しております。ほかの事業に振りかえているのが、国費ベースで40億5000万円を振りかえるという状況でございます。

○**又吉清義委員** 50億5000万円の減にして、40億円をほかの事業に振りかえるということなのですが、補正予算でなかなか見つけ切れないものですから、どの事業に振り分けているのかということをご丁寧に御説明できませんか。

○**金城武総務部長** M I C E施設用地費につきましては、事業を振りかえるということで、各部局からのいろいろなニーズを把握した上で振りかえておりまして、全体で46事業ございます。その中の継続事業で主な事業を申し上げますと、含みつ糖製糖施設近代化事業、外35事業ということで24億6500万円で、一般会計の県負担分も入っております。それから、新規事業で申しますと、食鳥処理施設整備事業外9事業ということで24億7300万円、国費、県負担分を含めて合計で49億3800万円を予算計上しているところでございます。

○**又吉清義委員** ぜひ、振り分けた予算がここに行きましたというものを資料としていただけませんか。

○**金城武総務部長** 提供いたします。

○**又吉清義委員** 次に、大型M I C E受入環境整備事業の中で、総事業費513億円ぐらいの整備事業になっているかと思うのですが、このようなM I C E事業の整備費に関しては、例えば中部市町村会、いろいろな首長の皆様方には随時説明しているのか、していないのか。M I C Eが西原町の用地に来るということで、そこで終わっているのか。今までに説明会云々はどのように行っていますか。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** 住民説明ということですが、我々としては東海岸地域サンライズ推進協議会等とも連携をとりながら、現在まちづくりビジョンを策定しておりまして、今月2回にわたって西原町、与那原町の両町にM I C Eについての住民説明会をして、住民の方に周知を図ろうということを計画しているところです。

○**又吉清義委員** まちづくりビジョンということで、では、これから図るとい

うことですか。図ったということではありませんよね。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** 現在、M I C Eとはというそもそも論も含めて、今後のまちづくりのビジョンのあり方を御提案するというので、これから住民説明会を行うということで、まだ住民説明会は実施していません。

○**又吉清義委員** まだ住民説明会もしていないということですが、各市町村の長には説明云々はしておりますか。これもまた今からですか。こういったミーティング等もありましたか。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** まちづくりビジョンの策定委員会には両町の町長においでいただいて、事務局として市町村の方々と一緒に策定しているところです。

○**又吉清義委員** まちづくりビジョンを両町長と一緒にやっているということですが、そうすると、具体的に何回ぐらい集まって、いつまでにこのビジョンはできるのですか。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** この5月から行っていまして、既に2回審議を重ねているところです。現在3回目を10月11日に予定していまして、そこで御議論いただいて結論を得たいと考えております。

○**又吉清義委員** 例えば、このM I C E事業で、当初、新年度予算ではお互い一括交付金でやろうということを進めてきました。しかし、一括交付金でできないということで起債事業に変わりましたが、やはり起債であれば県民の負担であるのは事実なのです。皆さんはいとも簡単に財源取りかえをしようとするのですが、私は財源取りかえする前に、やはり議会で、県民にこういうことのおわびがあってもいいのかと、議会でそういうことになりましたと訂正することはなかったかと思いますが、これは部長ありましたか。

○**金城武総務部長** 御指摘の部分でございまして、直接的に謝罪といたしますか、そういうことはやってございません。ただ、確かに額は非常に大きくて、影響が大きいということでございまして、M I C Eの分は減額になりますけれども、それにかわる新たないろいろな事業を立ち上げて、県民のためのいろいろな事業を実施してまいりますので、トータルとして、結果として、やはりいろいろ

な事業もまた新たにできますので、沖縄のいろいろな振興に資するような取り組みをこれでまた一生懸命やっていきたいと考えております。

○又吉清義委員 どうも起債でこのように50億円余りの予算を組むということはすごい財源取りかえです。これが何の説明もない。謝罪もない。本当にこれでいいのかなと非常に疑問視します。では、一括交付金が使えない分は、こういうふうに仕分けたということなのですが、これから用地購入をして513億円の事業をしようということですが、この513億円の予算の内訳、財源のめどづけとして、またこれも起債で行うのか、一括交付金をもくろんでいるのか、この中身はどのように予定していますか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 大型MICE整備については、国で定めた沖縄振興特別推進交付金の交付要綱で交付対象事業であるということで、観光振興に資する事業に該当するものと考えておりまして、今後事業の必要性について、国に丁寧に説明していきたいと考えております。

○又吉清義委員 これを一括交付金で行うに当たって、国にこれから要請するということは、具体的に交渉してみないとわからないかと思うのですが、一つ気になるのは、このように莫大な513億円の予算が一括交付金のハード面から出ていくことによって、例えば、市町村で計画した事業計画にこの影響はないものかどうかということで、しっかり財源内訳といいますか、事業計画はできているということで解釈してよろしいですか。

○金城武総務部長 基本的には沖縄振興特別推進交付金—ソフト交付金につきましては、県分と市町村分の枠組みといいますか、5対3という配分がございますので、当然県としては、その県分の枠の範囲内で、この事業も展開していきたいと考えております。

○又吉清義委員 では、影響はないということで理解してもよろしいですね。

○金城武総務部長 その配分の中で、実施できるように取り組んでいきたいということでございます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 説明資料3ページの国庫支出金のところで、沖縄振興特別推進交付金の保健医療部の分について減額があります。この説明をまずお願いします。

○諸見里真保健医療政策課医師確保対策監 今回、減額している金額は、主に県で実施しています医師派遣等推進事業の財源について、一括交付金から沖縄県地域医療介護総合確保基金に振りかえるというものでございます。

○比嘉瑞己委員 それによって事業自体が滞るということは、あるのかないのか教えてください。

○諸見里真保健医療政策課医師確保対策監 当事業につきましては、昨年度までは、先ほど言いました沖縄県医療介護総合確保基金で実施していました。今年度から一括交付金、本県の特殊事情に該当するのではないかとということで、一括交付金を使用することで計上しておりました。ただ、この間、国との調整の中で事業スキームについてなかなか合意をとれなかったものですから、今回一旦一括交付金を取り下げて、昨年まで実施していました医療介護総合確保基金で実施することとしております。今のところ必要な財源については確保できる見通しが立ちましたので、当初の計画どおり支障なく実施できるものと考えております。

○比嘉瑞己委員 事業自体に影響はないということで安心いたしますが、離島とか僻地の医療に関して、まさに沖縄の特殊事情なので、私も一括交付金の活用ができるものだと思うのですけれども、国からどういう指摘がなされていて、今後皆さんは、それを受けてどういった対策をとるつもりでしょうか。

○諸見里真保健医療政策課医師確保対策監 これまでの国との調整の中では、事業スキームの中で具体的に言いますと、県内外の医療機関から医師を送っているわけですが、その受け入れている医療機関の機能について、病院、診療所がございましてけれども、その機能を2つに分けて、従来の医療介護総合確保基金で補助する部分と一括交付金を利用できる機能の病院等に分けて、2つで補助をして事業を実施してくださいという方向性で今整備を進めていく形になっております。

○比嘉瑞己委員 説明を聞くと、事業の中身をより細かく分けて、一括交付金になじむ部分も残っているだろうということで理解します。大切な議論だと思うのですが、こうした国との意見交換というか、調整というのはどの段階から始まって、ここに来て断念になってしまうのか。そこら辺はどう総括していますか。

○諸見里真保健医療政策課医師確保対策監 2月の当初予算以降、当然一括交付金の利用についてはおおむね国との調整はついたわけですので、それ以降、これまでの間ですが、具体的に細部を詰めていく段階で、従来利用していたこの基金の設置目的がございまして、この部分で見ると必要ではないかという形での国の提起がございました。ですから、その部分は除いて、残りを一括交付金で活用できるようにスキームを少し整理してほしいとのことでしたので、この辺については、実際迷惑がかかるのは送っていただいている医療機関、受けている医療機関に迷惑がかかりますので、次年度に向けて、そこを解決して、来年に向けて一括交付金の利用ができるように取り組んでいきたいと考えています。

○比嘉瑞己委員 次に、部長にお聞きします。先ほどのMICEの議論とも通じると思うのですが、この一括交付金を使いたいという県の要望があって、国との調整があります。お話を詳しく聞きますと、最初の段階では国も一定の理解はしている部分もあって、けれども途中でやはりだめですよと急な方向転換があると思うのです。国の指摘する理由も正しいところもあると思うのですが、この調整期間が短いがために皆さんとしても予算編成が難しかったり、苦勞されていると思うのですが、その点は国にもちゃんと改善点として要望するべきではないですか。

○金城武総務部長 交付決定が4月から始まって、平成27年度で言いますと一部は12月までかかっているということはありませんが、それが結果として、執行率の向上にもかなり影響がございまして、県としてはやはり早期の交付決定を何とか仕組みとしてといいますか、システム上、早目に交付決定できるような仕組みができないかということ、内閣府にも今年度入ってからこのあたりの話もしております、それに向けて、さらに具体的に調整していきたいなと思っております。

○比嘉瑞己委員 とても大切だと思うのです。特に県の皆さんは、さらに市町

村の皆さんにも対応を求められていて、調整側がまた調整していかないといけないということで、時間が幾らあっても足りないと思うのです。それなのに報道を見ても、なかなか県の責任が追求されがちですが、皆さんの御苦勞もわかりますので、言うべきことはしっかり言って、きちんと使いやすい制度にするような努力を知事を先頭に国に申し入れてほしいなと思います。

話は変わりますが、MICEの話です。結果として、一括交付金でなくて、県債を立ててやることになりました。金額も金額ということで総務部長の答弁もありましたけれども、ただ私は思うのですが、これだけ大きな事業で、仮に一括交付金の制度がなかった場合、県としては通常どのような手法で土地の購入というのはやるのか。やはり予算単年度主義ですので、こういった大きな予算をぽんとはできないと思います。そういったときでも、やむを得ず、やはり起債を起こしてやるということが普通のやり方だと思うのですけれども、その点はどうですか。

○**金城武総務部長** 通常、こういう大型事業、特に用地の購入等につきましては、県債を活用して実施をしてきているところでございます。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。  
花城大輔委員。

○**花城大輔委員** 説明資料11ページの観光宣伝誘致強化費について、説明をお願いします。

○**前本博之スポーツ振興課班長** 観光宣伝誘致強化費というものは、観光振興課の事業が5事業、観光整備課の事業が3事業、スポーツ振興課の事業が1事業の9つの事業で構成されておまして、所管課が3課にまたがるものですから、大変恐縮ですけれども所管課ごとに答弁させていただきたいと思います。

まず、スポーツ振興課分についてですけれども、スポーツ振興課の事業はスポーツ観光誘客促進事業というものでございまして、2300万円ほどの補正を組ませていただいております。この事業は、県外、海外からの誘客を促進をするために県外、海外において、誘客のプロモーションを実施しているものでございます。例えば、県外でやっているマラソン大会のイベントですとか、そういったところでプロモーションをやっているのですけれども、今回の補正に関しましては、それに加えて、今までは沖縄県に本格的スポーツをする方を対象にしていたのですけれども、この補正に関しては本格的なものではなくて、もっ



とライトな、例えばフォタリングですとか、ファンランとか、あと今はやっているサップとか、そういったライトなスポーツ、観光プラススポーツをもっとコンテンツにして沖縄県に来ていただこうと。そういったターゲットを今までにプラスアルファして、ちょっと変えて、県外、海外で展開していこうとする内容となっております。

**○仲里和之観光振興課班長** 観光振興課の所管する事業につきましては、5事業ございまして、合計で5億6237万8000円となっております。5つの事業について簡単に御説明申し上げますと、まず1つ目は、沖縄観光国際化ビッグバン事業、これは路線誘致や知名度向上、それから受入体制の構築等に要する経費として計上してございまして、額が1億2245万1000円でございます。

2つ目は、国内需要安定化事業で、こちらは首都圏からの安定的な需要確保に加えまして、地方路線の拡充強化など国内観光誘客プロモーション強化に関する経費として計上してございます。額が3億8595万円となっております。

3つ目が、教育旅行推進強化事業です。こちらは国内外の教育旅行の誘致促進を図るために、まずは県外説明会、アドバイザーの学校への派遣等、そういったところの強化、それからプロモーション活動の強化に要する経費としまして、2260万1000円を計上しております。

4つ目が、カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業でございます。こちらはリゾートウエディングやハネムーン、最近ではバウリニューアルと申しまして、金婚式とかカップルの記念日にイベントを行うと。そういった目的地としての沖縄のブランディング構築を図るために、国内関連企業との連携強化ですとか、海外個別販売会でのプロモーションの強化、それから情報発信の多言語化等に関する経費として計上しておりまして、こちらが1068万9000円を計上してございます。

最後に5つ目として、LCC仮設ターミナル交通対策事業です。こちらはLCCの新規就航路線拡充が、新規の乗り入れ拡充がふえてきているという状況がございまして、仮設ターミナルのLCC専用ターミナルと国内線旅客ターミナルの間で運航している巡回バスの増便に要する経費として2068万7000円。

以上、合計5億6237万8000円を観光振興課の所管する5つの事業を計上させていただきます。観光振興課に関連する事業につきましては以上です。

**○嘉数晃観光整備課班長** 観光整備課は、3つの事業の補正を今回御提案しております。

まず1つ目、フィルムツーリズム推進事業の中で、沖縄国際映画祭の関連の

事業を御提案しております。4月に沖縄国際映画祭が開催されましたが、次回、第9回の国際映画祭が次年度開催される予定がございまして、その宣伝のため、海外でのフィルムアートへの出展、その映画祭をプロモーションするテレビ番組を製作する事業に補正予算を2500万円計上しております。

もう一つは、戦略的MICE誘致促進事業。こちらはMICEの誘致にプロモーション、商談会等の事業を行っているのですが、今回、MICE専門紙への広告掲載、MICE支援ツールの作成、MICEの開催の動向調査、MICEの開催にかかる経費の助成に係る補正3826万7000円を計上しております。

3つ目の事業、ラグジュアリートラベル・ビジネス調査事業です。今年度から始めている事業で、国内外の富裕層をターゲットにした新しい事業を行っていくということで、現在、当初予算ではロンドン、ニューヨーク、東京、シンガポールの富裕層の調査事業を行っております。今回補正で経済成長の著しいアジア諸国の富裕層の開拓も必要ではないかということで、アジア諸国の調査事業を今回追加で508万4000円を計上しております。

○花城大輔委員 これは全部沖縄観光コンベンションビューローへ委託する事業になりますか。

○嘉数晃観光整備課班長 今、3課で御答弁しました事業全てではございません。

○花城大輔委員 そうしましたら、この資料の提出をお願いしたいと思います。加えて、沖縄観光コンベンションビューローへ委託した事業で再委託先があると思います。当初予算のときに再委託先としてリストに上がっていた企業と今回の補正予算について新しく追加があった企業をあわせてお願いしたいと思います。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、観光整備課班長から後ほど提供する旨回答があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。  
花城大輔委員。

○花城大輔委員 次に、17ページのMICEです。

これは当初、一括交付金で土地を購入するという計画がいろいろあって、県債で購入することになったわけでありましてけれども、これはいろいろと見てみると第一歩と喜びたい気分はありましたが、土地を購入した後の計画がどれくらい今、組み立てられているのかを確認をさせてもらいたいと思っています。といいますのも、500億円とも言われている上物の建設予算が、来年度の財務省の予算要求枠に計上されていないということも聞きましたので、その辺を確認したいと思います。

**○幸喜敦観光整備課観光施設推進監** 現時点でのスケジュールは、10月下旬に公設民営方式一DBOの事業者公募を行います。続いて、今年度の2月には債務負担行為の設定を検討しています。3月に事業者選定を行い、10月に建設事業の契約を行って、平成32年度に供用開始を予定しているところです。

**○花城大輔委員** 先ほど総務部長からも又吉委員の質問に対して、心配する必要はないですという答弁だったと思いますけれども、このようなスケジュールがあるという確認はできましたが、この予算がちゃんと獲得できるかどうかというところが一番重要だと思うわけです。たしか一般質問の中だったと思いますけれども、似たような質問があって、国会議員の協力を得て努力しますというような答弁だった記憶があるのですが、その辺はいかがですか。

**○金城武総務部長** 今、平成29年度の概算要求が出ましたので、その満額確保に向けて今後取り組んでいくというのが、現時点の当面の取り組みでございまして、その後の予算につきましても、最大限努力してまいりたいということでございます。

**○花城大輔委員** 本来の予算獲得の流れですと、内閣府調整に入って、担当大臣、そして財務省、官邸という流れがあると思うのですがけれども、今、これをやる人がいないのではないかという気もするのですよ。実際にこの土地の購入が終わった後に、その後の予算がうまくいなくて、塩漬けにされる可能性があるのではないですか。

**○金城武総務部長** 先ほどありましたように財源はソフト交付金を活用するというのでございまして、これは沖縄振興特別措置法に基づいて、国の責務として振興策に取り組むということになっておりまして、根拠がしっかりありますので、我々としては、その予算を最大限確保して、事業をしっかりと完成さ

せるまで取り組んでまいりたいということでございます。

○花城大輔委員 今、根拠がありますとありましたけれども、根拠は何ですか。

○金城武総務部長 沖縄振興特別措置法でございまして、条文は今手元にありませんが、その中に沖縄の振興に資する事業、これを県で計画策定し、それを提出して、その事業化といいますか、それを内閣府の協議を経た上で、事業実施ができるという仕組みがございますので、しっかりとその取り組みで財源の確保に取り組んでまいりたいということでございます。

○花城大輔委員 予定では、設計の契約が平成29年11月と聞いていますけれども、これは実際に入札はもう終わって、業者は決まったのですか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 DBOの事業者公募というのを今月の下旬に行いますので、それを受けて、事業者選定委員会で落札者を選定します。その後、事業者契約を9月議会に上程して、審議していただいた上で、契約ということで11月の契約を目指してところです。

○花城大輔委員 落札予定者の中に沖縄県内の企業は入っていますか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 まだ公募の段階で、どういう方々が応募してくるかということは把握しておりません。

○花城大輔委員 いろいろなお話が聞こえてきます。この設計も県外の業者がとるのではないかと、建築工事も大手ゼネコンが入って、県内の企業はとれないのではないかと、いろいろなことが言われていますけれども、一般質問中でも、県民所得を上げるために何ができるのかということが議論されているわけです。実際工事が入って、多分、沖縄で一番大きくなる施設だと思うのですけれども、これがしっかり沖縄の利益に残るようなことも考えながらしっかり進めていく必要があると私は懸念をしています。

加えて、今までMICEをイメージしたときに、やっぱりIRが頭につくと思うのですよね。MICEというとIRなんだと。皆さん御理解していると思いますけれども、今、非常に急いで進めているような気がしないでもありませんから、そういった全体のことも考えて、資金計画や維持管理計画もあわせて、しっかりと我々に示していただきたいということを要望しておきます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 説明資料9ページの含蜜糖振興対策事業ですが、先ほど又吉委員からもありましたとおり、含蜜糖は、離島生活を支える一大産業であります。離島にとっては非常に大きなベースを占めているということですが、今、説明を聞きますと、設備そのものが40年から50年経過しているのもので新しく施設整備をするための補助を4億6000万円ですか、計上しているようなのですが、県内に、離島を含めて、もちろん八重山本島、宮古島、それ周辺の離島、沖縄本島、沖縄本島の周辺離島に、この含蜜糖の製糖工場というのでしょうか、これは幾つあるのでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 今、含蜜糖の工場については、県内で8カ所です。北から言いますと伊平屋村、伊江村、栗国村、宮古地域の多良間村、八重山地域の小浜島、西表島、波照間島、与那国島です。

○仲宗根悟委員 今、お話がありましたとおり、今回の予算というのは、多良間島の含蜜糖の製糖工場の機械を入れかえるということで理解してよろしいでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 今回の補正予算につきましては、多良間村の工場の建てかえになります。

○仲宗根悟委員 今、県内には8カ所の含蜜糖の工場があるということで、それぞれ40年ないし50年になっている工場がまだあると思うのですが、もうないのでしょうか。その辺のところを聞かせてください。今言っている設備そのものをこれから年次的にかえていくという計画的なものがあるのでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 今、多良間村の整備の次に、次年度は伊平屋村の工場を更新していく予定になっています。

○仲宗根悟委員 当然計画を持っていらっしゃると思いますので、当初予算の中で組んで、計画的に、年次的にやるというのが本来あると。それで今回、補正を上げて、多良間村の工場をやるということは、先ほど又吉委員からのお話でM I

CEの予算そのものというのがありますが、そこから振り分けて、今回、多良間村の分を行うということなののでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 補正予算を計上した理由ですが、製糖工場の建てかえを図る事業の中で、計画時と比べて労務単価の上昇、あと建屋の床面積の増加等が出てくるということがあったため、今回増額をしました。

○仲宗根悟委員 では、今、実際に工場は建てかえの工事に入っている、途中ということですか。

○屋宜宣由糖業農産課長 今、多良間村の工場につきましては、現在敷地の整備までは手がけておるのですけれども、建屋の工場については、これからの予定となっております。

○仲宗根悟委員 やがて製糖時期を迎えるわけですね。刈り込み時期と製糖する時期が同時にスタートするわけなのですが、今、工場をつくっている段階だということになりますと、多良間村のサトウキビというのは、多良間村では今期の含蜜糖の製造はできないという状況になるのでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 今回、多良間村の工場につきましては、今あるものを一旦取り壊してつくるのではなくて、今の工場に隣接した場所に新たに建てかえるという計画となっております。ですから、今期の製糖には特に影響はないと考えてもらって結構です。

○仲宗根悟委員 以前、離島の含蜜糖—黒糖で、小浜島でしたでしょうか、相当な在庫が生じているということで、支援していただきたいという時期がありました。現在、離島の含蜜糖のルートは確立されて、製造した黒糖そのものというのは100%売りさばきができているのでしょうか。

○屋宜宣由糖業農産課長 昨年度も、前年度と比べると若干の増産でありましたけれども、今のところ在庫を抱えるということはなく、順調にさばけていると、販売できているという状況になります。

○仲宗根悟委員 この販売ルートですが、それぞれの製糖会社で確立をされているのでしょうか。それとも沖縄県全体の黒糖をひっくるめてやっているのか、

どうなのでしょう。

○屋宜宣由糖業農産課長 それぞれの含蜜糖工場においては、やはり地域的に味、風合いが違うということで、従来それぞれの島ごとに販売をしてきたという経緯もあります。それで、島ごとにお得意さん、顧客をつかんでおりまして、そのルートで販売するものが中心です。ただ、消費拡大、あとは国内での消費を定着させようということで、沖縄県黒砂糖工業会等を通じて、黒糖の日等を決めて、そういったときにも県内での消費拡大や、先月も神奈川県横浜市で販路拡大、以前のような在庫問題が生じないようにふだんからそういった努力も続けております。

○仲宗根悟委員 冒頭でも申し上げましたように離島生活、産業を支える大きな含蜜糖振興でありますので、ぜひ頑張っていていただいて、離島振興に寄与していただきたい。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上原章委員。

○上原章委員 まず説明資料7ページの災害援護費933万円が一般財源になっていますけれども、この中身を教えてくださいませんか。

○池田佳世消費・暮らし安全課班長 933万円の災害援護費ですが、こちらは、東日本大震災によって福島県から避難されている方々へ応急仮設住宅を現在供与しておりますが、その方々が1月から3月に転居するに当たっての家賃の助成を行うための経費となっております。

○上原章委員 自主避難で来られた方々、来年の3月で打ち切られると。新たに福島県で新支援制度という、かわるものを検討と聞いていますけれども、この933万円は、その新しい支援制度と関連するわけですか。

○池田佳世消費・暮らし安全課班長 福島県の新たな制度は、平成29年1月からスタートいたしますので、本県の家賃の助成も平成29年1月から3月としております。

○上原章委員 この933万円は、今、住んでいるところから移転をする、要す

るに移転を前提とした支援ということですか。

○池田佳世消費・くらし安全課班長 今回の経費については、転居を前提とする形になっております。

○上原章委員 この方々がここに避難して5年たつと。今住んでいるところに継続して住みたいという人たちはどうなるのですか。

○池田佳世消費・くらし安全課班長 現在住まわれているところにつきましては、平成29年3月までは応急仮設住宅の供与ということになりますので、特に家賃の負担等はありません。

○上原章委員 私が聞いているのは、平成29年4月以降のことです。この人たちは、ここに生活基盤を5年間つくってきたわけです。子供たちもそこで学校を出ているわけですよ。そういう人たちへの支援を求める陳情が、今、県に出ているわけですよ。今回、皆さんがこういう補正予算を組んでいるということは、そういった人たちの支援にはつながらないということですか。

○池田佳世消費・くらし安全課班長 平成29年4月以降につきましては、福島県が新たな支援制度を行いますので、それが切れ目なく受けられるように、県としましては、今後とも戸別訪問等を行って、避難者の方々の御意向を確認したりですとか、福祉制度へつなげていくことを考えております。

○上原章委員 今、福島県が新たな支援制度をとということですが、これの具体的な中身も出ていますか。

○池田佳世消費・くらし安全課班長 平成29年度については、家賃の助成として、家賃額の2分の1の助成、最大3万円を補助するというで聞いております。

○上原章委員 これは所得制限があるでしょう。所得制限をされるということで、この人たちは上限3万円の2分の1の助成ということを知って陳情が出ていると私は認識をしているのです。ということは、福島県が今、新たに支援制度を導入しようとしているのは一今回、百五十数世帯のうち百四十数世帯の人が全く対象にならないという陳情が出ているのですよ。そういう意味では、こ



の福島県が今所得制限をしようとしている支援の対象にならないから、ぜひ沖縄県としての支援をお願いしたいと来ているのです。その点はどうなのですか。

**○池田佳世消費・暮らし安全課班長** 福島県では家賃助成を行うに当たって所得制限を設けてはおります。現在、県内にいる避難されている世帯の方々の中で、避難指示区域以外からの方が多ということももちろんあります。所得制限に関しましては、福島県の所得制限等に応じた形で、我々もその事業を行っていきますので、今後につきましては、福島県の方針に基づいて我々も支援を行っていくことは考えております。

**○上原章委員** この件は補正予算の審査ですが、今、個々の訪問をして、いろいろな要望をお聞きすると聞いていますので、この方々が何を求めているのかをしっかりと皆さん受けとめて、それに対してしっかりと手を打っていくということは、約束していただけますか。

**○金城武総務部長** 子ども生活福祉部と連携して、しっかりと対応してまいりたいと思います。

**○上原章委員** 次に8ページですが、子育て総合対策費です。今回、約2億9000万円近くの補正予算が組まれています。子どもの貧困対策計画に基づいて組まれたと思うのですが、その他の特定財源ということで2億6000万円。これは確認のためですが、この2億6000万円の特定財源というのは、基金かと思うのですが、財源はどこから来るのか教えてもらえませんか。

**○喜舎場健太青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長** 8ページの子育て総合対策費2億8000万の財源ということでございます。実は、事業が3つございます。

1点目が、いわゆる30億円基金ということで、これの予算化になった基金事業ということで、2億6012万5000円は基金が財源になっております。

あと2つありますので、申し上げます。

もう一つは、ソフト交付金を活用した学習支援事業。これの高校生の地区の拡充ということで、一括交付金を財源にしたものと合わせて、例の国の沖縄子供の貧困緊急対策事業、10億円の事業がありますけれども、この中でいわゆる貧困対策支援員100名配置されておりますが、そのスーパーバイズといえますか、コーディネーター事業ということで、国の10億円事業を県事業として実施

するための国庫財源が入っているということになっております。

○上原章委員 6年間で30億円の基金でやると。この30億円という基金は、どこからくるのですか。

○喜舎場健太青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長 2月議会で基金は創設しておりますけれども、財源は一般財源であります。

○上原章委員 要するに一括交付金でもない。国からの10億円基金でもない。あくまでも県の一般財源から6年間積み上げて30億円をつくるということですか。

○喜舎場健太青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長 そのとおりであります。

○上原章委員 その30億円のうち約27億円を市町村で使っていただくと。3億が県で単独で使うと聞いていますけれども、今回、この3億円に近い。いよいよ第1弾ということで補正予算を組まれたと思うのですが、今回、約31市町村が手を挙げてメニューをつくって、県で吟味して、今回交付すると聞いていますけれども、これは各市町村からこういった事業をしたいということで手を挙げたメニューは全て一応受ける仕組みですか。それとも中身は精査して、これはできないということを県で検証するのですか。

○喜舎場健太青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長 市町村支援に対する基金事業につきましては、2月、4月と意見交換会を行います。特に、4月については、地域別で市町村の本当にやりたいニーズを、本当に前広に幅広く聞いた上で一応、県事業ということになりますので、一定の枠組みということで、大きく言うと5つくらいの柱をつくりました。就学援助の支援事業とか、学童に対する支援、その中で1つ、独自事業ということを設けておりますので、今の上原委員の質疑である市町村のニーズを全部踏まえているかということについては、この独自事業で拾えていると思っておりますので、市町村の要望は基本的に全部踏まえているものと考えております。

○上原章委員 今後、この事業の成果というか、検証というのはどのような方向になっていきますか。

○喜舎場健太青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長 県におきましては、有識者に基づく委員会、会議を年度内に設置したいと思っております。その前に知事を初めとする県庁内の推進会議とありますので、まず自己点検を行い、そして外部の有識者の意見も踏まえながら、この基金事業についての点検もしていきたいと考えております。

○上原章委員 100人の支援員を配置して、各関係機関と連携をとって、今、必要とするそういった施設、家庭に……。子供の貧困率は、沖縄県は多分全国の倍に近い率なので、これをしっかりやっていただきたいと思えます。

それと同じく、関連してですが、13ページの県の単独事業として教育委員会がやる人材育成推進費について。これは、補正予算の中から、子供の貧困対策の資金として組まれたと思うのですが、就学援助制度の周知・広報に要する経費ということにして、今まで就学援助制度のいろいろなメニューがある中であえて周知・広報をしていくという、この辺の背景を教えてくださいませんか。

○登川安政教育支援課長 就学援助につきましては、貧困層でありながら申請しなかった世帯の中に、制度を知らなかったという理由で申請していない世帯があることが、平成27年に実施された沖縄県子ども調査で明らかになっております。それで、今回の補正事業、就学援助制度周知広報事業は、このようなことを踏まえまして、テレビやラジオ等を通して、県民に広く就学援助制度の周知と広報を行って、援助を必要とする児童生徒に支援が届くようにしていくための事業でございます。

○上原章委員 これは、これまで課題ということで、制度を知らなくて本来支援が受けられるような、もっと早く支援が必要なところがあるということがアンケート調査でわかったようではすけれども、これはテレビ、ラジオというマスメディアを活用してとのことですが、実際に学校や地域でもっと丁寧にそういった人たちを救う仕組み、今、これからマスメディアを使って周知・広報しようとする以外の取り組み等はあるのですか。皆さんが取り組んでいる中でです。

○登川安政教育支援課長 この就学援助制度自体は、市町村の単独事業でございます。これまで市町村におきましては、各学校で進学時、入学時、また、各市町村の教育委員会等での配布、さまざまな手法でこの制度の周知を行っているところでございますが、しかし、そのような中でも書類をもらってもなかなか

か目を通し切れないという保護者、忙しい中でのさまざまな家庭がございますから、なかなか周知し切れてないというところがありまして、今回、マスメディアを通して、わかりやすく、こういったものがあるというところを広く知ってもらうための初めての事業でございます。

○上原章委員 あえて我慢してというか、なかなかそういったものを受けないようにしようといういろいろな考え方があって、またそういったことで、変に子供にそういう家庭だという、レッテルではないけれども、そういったことが現場ではあるようなことを聞きます。もう少しこれは丁寧に、本当に皆さんの目的がそういった人たちにしっかりつながるような取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、先ほどのMICEの件で確認したいのですが、11ページです。

もともとこれは土地の購入費と聞いているのですけれども、この土地はどういった所有者というか、県はどこからこれを買うという目的で一括交付金を活用しようとし、また内閣府はこれは認められないと言った理由とは何ですか。

○金城武総務部長 MICE施設用地につきましては、中城湾港マリン・タウン特別会計、これは県の特別会計であります。こちらにおいて公営企業債を活用して埋め立て、そして造成した土地でございます。これについては、県としては、過去に同じこの特別会計用地を国庫補助を活用した県道の整備、これは国の補助事業です。それから下水道浄化センター、そういう用地を購入した事例が、同じ特別会計の場所であったということで、MICE用地につきましても、このソフト交付金が充当できるのではないかという考えで、当初予算に計上したというのが経緯でございます。ただ、それについて内閣府からは、当該用地の購入費は、結果として特別会計の公債費に充てられるものであって、交付要綱上疑義があるというような御指摘があったということでございます。

○上原章委員 購入しようとしている土地の所有権はどこにあるのですか。

○金城武総務部長 県です。

○上原章委員 わかりにくいのですが、今回、皆さんは一括交付金で通っていたのを内閣府が難しいということで、今回振りかえるわけですけれども、こういった事例が幾つかあるのかなと思うのですが、一括交付金のメニューを組む段階で一確かに繰り越しも多いという中で、改善して5年目なるのですけ

れども、内閣府とのいろいろなそういうメニュー。市町村もそうなのですが、ある程度このメニューで行くというお互いの申し合わせというのではない中で、こういういろいろな事業計画を一つ一つ進める中で、こういうことが起きるといのはおかしいと思うのですけれども、この辺はどうなのですか。

**○金城武総務部長** まず一括交付金というのは、沖縄県として自主的にその予算を計上するというものがございまして、最終的には当然、予算計上するしないというのは県が判断するというのが、柔軟なこのソフト交付金のメリット部分でございます。ただ御指摘のように、これがその交付要綱にしっかりと合致しているかどうかという部分は、結構、解釈の中で非常に難しいところもございまして、我々としては、過去のそういう事例をもって、今回可能性は非常にあるのではないかとということで内閣府に説明してきたけれども、結果として、なかなか理解を得られるまでには至らなかったということでありまして。このあたりをもう少し、委員御指摘のように、特に大きな事業などは、その辺の事前の調整といいますか、ある程度の打診をした上でやる仕組み—これまでもやっているはいるのですけれども、さらにそれをしっかりできるような仕組みをつくり上げていきたいというのが、今の我々の考えでございます。

**○上原章委員** この新しい予算の一括交付金の形というのは、私は1年目、2年目はいろいろ形をつくって、国とのキャッチボールもある程度時間もかけながら進めてくる中で、5年目になってもこういう一各部局にも大小あると思うのですけれども、2月にいろいろな予算を組んで、半年たって、なかなか事業が執行できないという事例は結構あるのです。最終的に1年間もう執行率が…、結局、内閣府からおりなくて使えなかったという事例もやっぱりまだあるのです。そういう意味では、ぜひ、今、新しい年度を目指す中でもありますので、もう少し内閣府としっかりと、各事業がこの方向だったならもう間違いないというか、ほぼ行けるといいう組み方をしてもらわないと、皆さんが思いを込めたいろいろないいメニューをつくっても、結局行き詰まるような形が出るのは……。ぜひ各部局、知事をトップにして、しっかり国と意思の疎通をしてやっていただきたいと思っております。

**○金城武総務部長** 執行率を上げるためには、どうしても早期の交付決定というのが大きな比重を占めておりますので、そういう仕組みを、早期に決定できるような仕組みを国としっかりと連携してつくり上げていきたいと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
当山勝利委員。

○当山勝利委員 先ほど説明いただいた説明資料の6ページ、科学技術振興費について、まず御説明ください。

○長濱為一科学技術振興課長 科学技術振興費の補正予算ですけれども、ライフサイエンス研究機能の高度化につきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に位置づけた研究開発・交流の基盤づくりの推進に向けて、研究機能を強化するため、うるま市州崎地区において、研究設備を導入し、機能性食品等の実証モデル研究を実施していく事業でございます。具体的には、ライフサイエンス分野の研究開発型ベンチャー企業が集積しつつあるうるま市州崎地区において、マウスを用いた安全性や機能性の確認試験に必要な設備を導入します。これを医薬品や機能性食品等の事業化に取り組む企業に活用を促すための実証モデル研究を実施していくことにより、沖縄県における研究機能の高度化を図ります。予算額は1億1800万円余りとなっております。

感染症研究分野の国際会議につきましては、沖縄県における国際会議の開催を通して、国際研究ネットワークの構築、国際研究交流の促進、情報発信を行うことによりアジアにおける感染症研究拠点の形成に向けて、沖縄県の知名度向上を図るための取り組みであります。県では、過去2回、平成25年度より平成26年度に感染症分野の国際会議の開催を支援しており、沖縄県感染症ステートメントを発信することにより、感染症対策拠点としての役割が沖縄県に期待されつつあるところでございます。今回の予算につきましては、主催者が会議の企画運営を行うのに必要な会場使用料、旅費、広報、通訳にかかる経費に対する補助金等として約2500万円計上してございまして、当課が今、進めております沖縄感染症研究拠点形成促進事業の一環として実施する費用とするものでございます。

○当山勝利委員 まず、機能性食品のライフサイエンス研究の件に関して伺います。この費用というのは、設備だけで1億1000万円を投資するということでしょうか。

○長濱為一科学技術振興課長 内訳としまして、まず委託料7736万3000円は、いわゆる研究設備—マウス等を実験する設備の導入・維持管理に6133万3000

円、実際に、年度の最後に今、実証研究を予定しておりまして78万5000円。その委託をしますので、受託者側の研究、コーディネート料として1524万5000円でございます。その他に備品購入費といたしまして4000万円計上してございまして、太陽光発電設備3000万円、蓄電池設備1000万円、その他事務費等として124万5000円を計上して、合計が1億1860万8000円となっております。

○当山勝利委員 もう少しお聞かせいただきたいのですが、これは汎用的なことでの事業なのか、それともある研究を追求するために、例えば国の予算、県の予算を合わせてその研究費に投下するというような性格のものなのか、どちらですか。

○長濱為一科学技術振興課長 ライフサイエンス研究分野の企業に対してということで、例えば医薬品とか、機能性表示食品のいわゆる製品化を目指す企業にとりましては、最終的にはヒト試験という人体試験をしないといけないのですが、その前にまず動物実験として、マウスに対しての機能性評価試験あるいは安全性評価試験というのを実施しないとイケません。実は、今、これが県内で企業が使えるマウスの実験設備がございませんので、それを整備しようということで、いわゆるこういった分野の企業にとっては一実際、今、どういう形で進めているかといいますと、県外に外注をしておりますので、どうしても経費が高くつきますから、県内でそれができるようにと、そういった設備になります。

○当山勝利委員 沖縄県で実際にそういうニーズがあると理解しますけれども、何企業がそういうところを求めていますでしょうか。

○長濱為一科学技術振興課長 この事業を要求するに当たって、事前にヒアリングを何社かにいたしましたところ、今、現在で少なくとも6社はすぐに使っていていいというような意向がございまして。潜在的なニーズとしては、もう少し10とか20とかあるのかもしれませんが、とりあえず6社程度は、州崎地区に既に立地している企業を中心にそういったニーズはございます。

○当山勝利委員 関連して、例えば6社がそこを使ったとして、こういう機能性を持たせた食品を研究したいといったときに、そういう研究費を持つという予算はありますか。

○長濱為一科学技術振興課長 当課で、実は平成23年度、平成24年度以降あたりからずっとやっているいろいろな研究事業がございまして、その中でももう既にこういった州崎地区に立地している企業を中心に県で研究予算を組んで、例えば、県内だとOISTとか琉球大学とか、あるいは県外の大学と連携した、いわゆる産学官の連携事業というのは、いくつも当課で実施しておりますので、そういった形の支援もあわせてできるのかなと思っております。

○当山勝利委員 もう一つ、国際会議の件です。県が2500万円を持ちますということですが、全体の予算は幾らですか。

○長濱為一科学技術振興課長 過去2回、実績があるというお話をさせていただきまされたけれども、正式には公募の手続をとります。ですので、過去2回行ったところに遜色ない、そういったところを事業計画等も出していただいて、審査をしたいと思っているところがございますが、参考までにそのときに行った企業の経費としては、総経費は1億1000万円くらいでした。そのときも補助というスキームでやりましたけれども、上限が2分の1を超えない額、当時は2000万円という形で補助をいたしました。1億円の国際会議に対して、当時は2000万円を補助したということでございます。

○当山勝利委員 11ページの工業開発促進費がありまして、その説明を読むと何かマッチングの促進と書いてあるのですが、マッチングということは、今マッチングされていないと。誘致企業と県内企業の取引マッチングということですが、そのマッチングをなぜしなければならないのかということについて、まずお伺いします。

○上原浩企業立地推進課班長 今の御質疑ですが、我々は、製造業における県外発注促進に関する事で考えております。その事業内容は、県外から立地した企業が求める原材料の調達とか、精密加工等の発注とかについてですけれども、多くの県内企業にとって、これまで機会が少なかったということから、受注体制が十分整っていない状況があると考えております。このため、立地企業の生産に係る一部工程等が県外に発注されている事例があります。また、県内企業においても、県外に発注する事例が多数あることから、多くのビジネスチャンスが県内から流出していると考えております。当事業では、現状では、県外に発注している生産工程等を県内企業において受注すること、すなわち県外発注の内製化を促進することで、これらの問題の解決、ひいては企業のさらな



る集積及び立地企業の地域定着促進を目指すものと考えてます。具体的な取り組み内容としては、立地企業を含めた県内企業の技術情報を集約して、企業間マッチングなど、取引成立に向けたサポートを行うとともに、県内企業の受注体制構築に係る試作品の製作等の一部補助を実施してまいります。

○当山勝利委員 多分ものづくりに係るもので、よくモデルで書かれると、沖縄県のものづくりは、上は大きいけれども支える底辺部分は小さいから、その支える部分を広げていくための一つの政策なのかなと聞こえるのですが、当たっていますか。

○上原浩企業立地推進課班長 企業立地推進課一誘致する立場から言わせてもらおうと、企業が沖縄県の特区制度を含めて立地してくるのですけれども、県内の受け皿がないということで、ビジネスモデルを余儀なく変更させてしまっている場合があるのです。それはやはり今言った受け皿がないということもあって、そのために費用負担がかかるという部分があります。

○当山勝利委員 受け皿がないというのは、何の受け皿がないのですか。

○上原浩企業立地推進課班長 今、我々によく聞こえてくるお話が、工程等におきまして、メッキ処理における排水処理とか、あと特殊板金—精密機械をつくるのですが、特殊板金が県内でなかなか見つからないというお話は聞いております。

○当山勝利委員 そういうことの一環の補正予算ということでしたので、了解いたしました。

もう一つ、13ページの公共離島空港整備事業費についてです。これは一般質問の中でも出ていたと思いますが、多良間島、久米島、南大東島、北大東島、それぞれの整備事業だと思いますが、それぞれの空港の整備事業費を教えてください。

○砂辺秀樹空港課班長 多良間空港の事業費は1140万円でございます。久米島空港につきましては5300万円、南大東空港は9560万円、北大東空港が9560万円でございます。

○当山勝利委員 南大島空港、北大東空港の待合所の拡張ということで聞いて

おりますが、南大東空港、北大東空港、それぞれの空港がいつ建設されたのか、おわかりでしょうか。

○砂辺秀樹空港課班長 まず、南大東空港は平成9年の開港でございます。続きまして、北大東空港が同じく平成9年の開港となっております。

○当山勝利委員 約20年前弱で拡張工事ということで、行ってみますと待合所は本当に狭いです。理由として、航空機の大型化とおっしゃっていたと思いますが、その前から多分利用者は困っていたと思います。南大東空港の話ですが、一旦入りますとトイレもないので、また許可をもらって出て行ってトイレに行くとか、全員が座れないとか、そういうふぐあいが長らくあったと思います。ようやくここにきて整備になったことはいいですが、そのような要求はいつごろからありましたか。

○砂辺秀樹空港課班長 正式には、今年度の市町村の沖縄振興拡大会議で要望としてありまして、その平成27年ごろから両村から要望がございました。

○当山勝利委員 比較的要望があった最近からの対応ということですね。多分、いち早く整備していただきたいということが地元の要求ですので、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 平成28年度一般会計補正予算(第2号)説明資料の5ページ、M I C E施設の予算についてお伺いします。

今回、補正予算で54億円出ておりますが、当初予算でたしか80億4000万円ほど組まれておりました。それが補正では54億円になった理由を御説明ください。

○宮城力財政課長 M I C E施設用地については、当初予算で80億円計上しておりまして、今回、総額は変わらずに、財源を振りかえるという計上をしております。今、委員がおっしゃった5ページの54億円というのは、振りかえる県債の額が54億円です。その他に一般財源が9億1900万円計上しておりますので、トータルとしては当初予算額と変わらずということになります。

○中川京貴委員 総務部長御承知のとおり、このMICE施設建設予定地の西原・与那原地区については、私も推進する立場で仲井眞県政から、これまで中頭地区の代表として取り組んでまいりました。何としてもこれを成功させなければいけない。いろいろな目的がありますけれども、東海岸の開発をしっかりとしていこうと沖縄市を含め中城村、北中城村、西原町、与那原町と、いろいろな目的がありますが、今回、一般質問、代表質問でもMICE施設の予算のあり方について多くの質問が出ておりました。私は正直に言って心配しております。なぜならば、総務部長御承知のとおり、中部地区からもMICE施設を西原・与那原地区に誘致していただきたいという要請が出ておりますよね。要請が出ているにもかかわらず、その予算の組み方が少しずさんではないかと。そういう意味では、総務部長の見解をお聞きしたいと思っています。

○金城武総務部長 MICE施設整備について、全体的な予算といたしますか、事業はこれから進めていくという流れの中で、今回、用地費の分が一括交付金の活用がなかなか理解を得られなかったという部分がありまして、そういうことではございますが、それにかわる新たな沖縄の振興に資する40以上の事業を振りかえて実施しますので、トータルとしましてはやはり沖縄の振興に資すると。この一括交付金、ソフト交付金を活用して、そういう取り組みができていくのかと認識をしております。

○中川京貴委員 皆さんは一括交付金でこの土地を購入したいということで、予算書に出ているとおりに国庫補助金で57億円、県費で14億円とありますが、そもそも、当初予算にこの予算をのつけるときに、当初予算を議会に提示する前に内閣府との調整はしなかったのですか。

○宮城力財政課長 平成28年度当初予算を計上する前に、たしか平成27年5月ごろから内閣府とは調整をしております。当初、特別会計用地を一般会計が買い上げることについてはどうなのかといろいろ宿題が出ておりましたが、県としましては先行事例が2件あったものですから、一括交付金の活用もできるのではないかとということで内閣府とは適宜調整を進めてきたところです。

○中川京貴委員 今の答弁で確認できたのは、去年の一平成27年の5月から内閣府と調整をしていたと。しかしながら、概算要求で大体決定するのが、その年の8月から9月です。概算要求が決定したときには、内閣府は一括交付金で購入してもいいですよという確認はとれていなかったのですか。

○宮城力財政課長 MICE事業を進める上で、まず用地取得が先になります。そして、財源手当てとして一括交付金の充当が可能かどうか。これは大事な要件になりますので、これについては昨年5月、6月ぐらいから調整を進めておりました。そして、内閣府の概算要求が8月でされた段階ではまだ、一括交付金の概算要求については積み上げ方式ではなく枠方式で要求をして、内示が出た後に県で予算をはめていくという方式をとっておりますので、国の概算要求段階でどの事業に充てるといった方式はとっておりません。あくまでも、予算が出た後に、県予算で編成していくということになっております。

○中川京貴委員 皆さんもプロですから、内閣府とは誰が交渉したのですか。

○宮城力財政課長 財政課で内閣府とは調整を進めておりました。

○中川京貴委員 要するに、部長でやったのか、担当課長でやったのか、誰が交渉しましたか。

○宮城力財政課長 課長以下ということになるかと思えます。

○中川京貴委員 本来でしたら、予算のあり方というのは市町村もそうですが、県もたしかそうだと思います。12月には各部署ヒアリングをして、例えばことしの8月には国との協議を調べて、各省の予算見積もりを出して、12月の段階ではほとんど予算の配置を決めて、それから2月議会に提案するのではないですか。去年の12月の時点で、この予算は一括交付金を使えるのか、使えないのか判断できたと思いますが、いかがですか。

○宮城力財政課長 我々としなくても、一括交付金は交付要綱に合致するかという観点から、まず予算計上するのか、しないのかということ判断することになります。繰り返しになりますが、まず、一括交付金の要件には合致するだろうと、かつ国庫補助金を活用して、特別会計用地を購入した先行事例が2件あると。それらを判断して当初予算で計上したところです。

○中川京貴委員 皆さん方のするだろうだけで、県の単独で起債をして—これは五十幾らでしたか。54億円が出るのです。するだろうという予測のもとでできなかったわけですね。私は見積もりが甘かった、ある意味では見切り発車し

たのではないかと思います、いかがですか。

○**金城武総務部長** 先ほど宮城財政課長からございましたように、我々としては先行事例があり、そのときには使える可能性が高いということで前置きをしたということございまして、そういう意味ではそのときの判断はそれとして当初予算にも計上したというところでございます。

○**中川京貴委員** 再度確認しますが、予算にのせるときに内閣府と一括交付金でできますよねと確認をとって予算計上をしたわけではないのですよね。ですから、見切り発車したのではないかと聞いているのです。どうだったのか教えてください。

○**宮城力財政課長** 一括交付金については、県の主体的な判断で事業計画をつくる、いわゆる予算化もするということが含まれると思います。その際には、額も大きいので内閣府とは調整を進めてきました。繰り返しになりますが、国庫補助金が充てられるという事例があった、これを類推して今回のMICE用地についても一括交付金が充てられるという判断に至ったところです。

○**中川京貴委員** 皆さんがつくった資料を見ていますと、今の調子でいきますと、上物だけでたしか500億円でしたか—513億円近く、それと大型MICE施設の延べ面積が7万2000平米、敷地面積が14.5ヘクタールと出ていますが、これは当初予算の計画から変わっていますか。計画は当初予算どおりですか。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** 積算は当初予算の範囲内といたしますか、取得する敷地面積については変わっておりません。

○**中川京貴委員** 皆さんが計算したとおり、予算内でおさまると。この予算から膨れ上がる可能性はないということによろしいですか。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** 今回の事業はDBOで実施するというところで、上限が決まっております。その範囲内で提案が出てきますので、上限を超えることはないと考えております。

○**中川京貴委員** 超えることはないとか、するだろうとかではなく、今、テレビでよく騒がれている東京都の豊洲市場も当時の責任の所在がわからないよう

な状態になっていることもあります。そういった意味では、きょうはそのための委員会だと思っていますので、きっちり議事録に残しながら、そうだろう、ああだろうではなく、きっちり県民に説明責任ができる審査であっていただきたいと思います。ぜひ、総務部長に聞きたいことは、この土地購入資金は起債して県の一般財源だと。しかし、上物、その他については全て一括交付金を使えるということで確認できているのでしょうか。

○**金城武総務部長** 内閣府との調整はこれからでございます。交付要綱上は、我々も合致すると思っていますので、具体的に上物をつくる時のものは、まだ具体的に金額も内閣府に示して調整しているわけではありませんので、これから調整をしていくことになろうかと思っています。

○**中川京貴委員** これから調整するのであれば、補正予算にのっけて土地を購入しなければいけない緊急性はありますか。

○**金城武総務部長** 当然、事業というのは一気に全てを今年度でできませんので、今回、まずは用地を購入して、それから上物を整備していくと。これには複数年かかりますので、そういう段階を踏まえて整備に取り組んでいきたいということでございます。

○**中川京貴委員** 先ほどの答弁で委員から地域住民への説明会等をやりましたかと聞いたら、西原町長、与那原町長との協議はしていて、2回終わったと。11月に3回目をやりますという説明がありましたが、委員の質疑はこういった施設、こういった事業の地域住民説明会について聞いたのであって、町長は当然誘致していただきたいという要望です。しかしながら、MICEが来ることによって地域が少し変わると。例えば交通渋滞—国道330号や西原町小波津川地域の、これも一般質問で取り上げましたけれども、そういったインフラ整備等も含めて、地域説明会が必要ではないかと思っていますが、いかがですか。

○**幸喜敦観光整備課観光施設推進監** MICE施設はインパクトが強いということで、住民の方に丁寧に説明していくということを考えています。MICEを中心としたまちづくりについては、先ほども申し上げましたとおり、MICEのまちづくりビジョンを策定した上で、その方向性について意見等を聞くために10月中に両町で住民に対する説明会を行っていきたいと考えております。

○中川京貴委員 だからこそ土地を買う前に、買ったら前進あるのみなのです。ある意味ではバックはできません。ですから土地を買う前に地域住民説明会、そして地域のニーズに応えるべく県は真摯に対応すべきだと。それと購入して後の上物についても、内閣府との調整をきっちりして、きちんとした形でやらないと、全て後回し、後回しで後手に回っているような感じがします。そういった意味では、先ほども言ったとおり、当初予算にのっけている予定ができなかったと。今後はそういった上物についても、それはするだろう、ああだろう、こうだろうでは予算のあり方が間違っていると思いますが、いかがですか。

○金城武総務部長 住民説明会等の対応につきましては、文化観光スポーツ部でしっかり丁寧に説明していくべきだろうと考えております。今後の上物の予算等につきましては、これから早目、早目に調整をしてしっかりと確保できるように取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴委員 この説明では、立体駐車場が2000台予定されていて、土地についても説明資料にありますが、今後、このM I C E施設の対応者数について、当初は2万人と聞きましたが、4万人規模のM I C E施設になるのでしょうか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 当初、2万平米ということで展示棟を予定していましたが、アジアのダイナミズムなどの動向を捉えて3万平米ということで展示棟がとられています。さらに、隣の多目的ホールとホワイエ等を一体にしたことで、4万平米程度の展示会が可能となるという施設を建築するという計画になっております。

○中川京貴委員 これは我々が当初説明を受けたときより規模が拡大されていますが、いつごろ拡大したのでしょうか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 ことしの1月に規模決定をしたところです。

○中川京貴委員 規模決定をするに当たって、いろいろな意見等を集約した記録等がありますか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 これは経済界から5万平米という要求もありまして、記録については確認したいと思いますが、催し物の動向等を勘案

して規模を決定したところでは。

○中川京貴委員 経済界からの要望があったとの答弁ですが、それまで当初の規模と拡大したときの規模はどれだけ変わりましたか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 当初、基本構想だけで想定した展示会の規模は2万平米ということで、その後3万平米に拡大したところでは。

○中川京貴委員 そういった形で地域説明会もきちんとして、なぜ拡大したのか、そしてその目的に合ったMICE施設であるべきだと思っております。そういった意味では、駐車場も2000台とうたわれていますが、もし途中で経済界や3万人収容の施設ということでふやす場合に、この駐車場整備、土地購入資金は国庫補助金でできるのですか。それとも一般財源で買わなくては行けませんか。

○幸喜敦観光整備課観光施設推進監 整備費については、一括交付金で対応できるものと考えております。

○中川京貴委員 再度聞きますが、この一括交付金は県の持ち分の一先ほどの説明では県分の枠内で取り組むとありましたが、これは特別枠を使うということで理解してよろしいですか。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、財政課長から特別配分枠は市町村配分枠の中に設定されており、県配分枠の範囲内でやりくりをするとの説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 再度確認ですが、各市町村に対する影響は出ないということではよろしいですか。

○金城武総務部長 ソフト交付金の配分につきましては、これまでの5対3という基本的な考え方がございます。それを踏まえて、沖縄振興拡大会議の中で



決定をしていくことになろうかと思えます。

○中川京貴委員 我々が一番心配していることは、今の5対3。総務部長が答えたとおり、500億円、300億円の中で、一括交付金については折り返し地点に来ています。それを何としても減らさないでほしい、増額してほしいということで、自民党を通して国に要請しております。しかしながら、昨今、御承知のとおり、いろいろな被災やいろいろなことがあって、また執行率が悪いということで減らされてきております。来年度、再来年度はわかりません。我々も一生懸命努力しますが、皆さんが見切り発車をして、一括交付金を当てにして、それが見込み違いだったと。こうなるだろう、するだろうということができなくて、その結果、市町村の配分の300億円に影響しないかということ聞いています。これは維持確保できますか。国から減らされたとしても、市町村に影響はないということで理解していいですか。

○金城武総務部長 先ほどの繰り返しになりますが、基本的には5対3という基本的な考え方がございますので、これは毎年の沖縄振興拡大会議の中で決定されるということになろうかと思えます。

○中川京貴委員 これから国もいろいろな形で、執行率が悪いからということで一括交付金を削っていかうとする状況があります。その中で、上物に500億円をかけてつくり出すという形になってきたときに1年ではできません。2年、3年かかるでしょう。そこで国の地方交付税や一括交付金が減らされたときに、5対3だからと言って市町村に影響が出ませんかということです。市町村の枠は確保した上で、県はMICEをつくるということで理解していいのかということです。

○金城武総務部長 繰り返しになりますが、5対3というのが基本的にありますよね。この5対3というのが先ほどから答弁しておりますように、毎年の沖縄振興拡大会議の中で決定していくと。これまでは、逆に県から市町村に少し、今年度もそうですが融通したりもしています。ですから、基本的には5対3を踏まえて、決定はこの振興会議の中でされるので、私がこれを約束するということはなかなか、限定的には言えないと思えます。

○中川京貴委員 なぜそういうかと言いますと、私たちは予測されるのでそう聞いています。今、増額できれば問題ありません。今回減りました。減っても

県は市町村の持ち分は確保しました。県が持ち出して市町村に迷惑がかからないようにやりました。MICEをつくることによって、市町村に迷惑がかからないように国との協議が必要だと思っています。国が減らしたので市町村も減らしますという仕組みではだめですということです。市町村分は確保できますかということです。

○**金城武総務部長** これはどうしても、基本的には先ほどから同じ答弁で申しわけありませんが、5対3という基本的な考え方がありますので、これを踏まえて決定をされていくということでありまして、私が約束とか何とかということではなく、5対3を踏まえて、知事そして関係市町村長を含めた振興会議の中で決定されると。仕組みがそうなっていますので、私が約束とかそういうことを……。

○**渡久地修委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から配分比率は確保されるのかと確認があり、総務部長から確保される旨説明があった。また、中川委員から市町村配分枠を減らさず県事業枠で実施できるか答弁するよう指摘があった。)

○**渡久地修委員長** 再開いたします。  
金城武総務部長。

○**金城武総務部長** ソフト交付金につきましては、5対3という基本的な考え方で配分されるということで考えております。

○**中川京貴委員** 総務部長、御承知のとおり、我々は仲井眞県政のときに8年間で第7次の行財政改革で約600億円以上の財源を確保をしてきました。大変な苦労があったと思います。もちろん県職員にも苦労があったと思います。そういった意味では、起債をして県の単費でやるということは、ただごとではないと思っています。どこかにリスクが伴う。これまでやろうとした事業ができなくなるのです。その事業をどこかに取りかえしなければ、この土地は買えません。去年までは五十数億円というお金をここに使う予定ではなかったのに、この50億円は別に使うことができたと思います。これまでできたから一括交付金でできるだろうという皆さんの予測のもとでできなかつたということに責任を持っていただきたい。これは代表質問、一般質問でも出ておりました。そ

れを安易に一これから500億円、上物もできるだろう、駐車場もできるだろう、土地が足りない、これは国庫補助金ではだめだ、単費でやらなくてはいけないとなる責任を誰がとるのか。そういった意味でのきょうの委員会だと思っています。そういった意味では、きちんと責任を持って皆さんはこの事業に対応していただきたい。これは県民の願いであり、建設工業部会全てが期待している事業なのです。失敗が許されない事業ですので、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県職員の退職管理に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 それでは、乙号議案について御説明いたします。

議案は、冊子の平成28年第4回沖縄県議会(定例会)議案(その2)にございますが、説明はお配りしております平成28年第4回沖縄県議会(9月定例会)総務企画委員会乙号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

それでは、説明資料の1ページをお願いします。

乙第1号議案沖縄県職員の退職管理に関する条例について御説明いたします。

この議案は、地方公務員法の一部が改正されたことを踏まえ、職務を公正に執行し、及び公務に対する住民の信頼を確保するため、再就職者による依頼等を規制し、及び任命権者への再就職に関する情報の届け出を義務づける必要があることから、条例を制定するものであります。条例の制定により、地方公務員法の規定に基づく規制に加えて、営利企業等に再就職した元職員で、離職日

の5年前の日より前に統括監級または課長級であった者は、その期間の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるとともに、課長級以上であった者は、任命権者に再就職情報を届け出ることが義務づけられます。この条例は、平成29年1月1日から施行することとしております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○**比嘉瑞己委員** 読み方によっては、2年経過したら働きかけはやってもいいととれるかと思うのですが、この2年の根拠は何なのか。こうした働きかけで実際どういった問題が、県内ではないと思うのですが、全国であるのかということも教えてください。

○**嘉数登人事課長** この2年間の考え方ですけれども、まず国の公務員にも同じような規制がかかっているということと、それからその働きかけの規制ですけれども、再就職者が現職職員に対して一定の影響力を有していると考えられていることを理由に、本来民間人の自由な営業活動であるはずの要求ですとか依頼、そういったものを一律に禁止するものであることから、その規制を必要かつ合理的な期間に限定される必要があるという考え方にに基づきまして、国と同等の期間というものが設定されていると考えております。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** この提案理由の部分で、地方公務員の一部改正と。国はどうなっていますか。例えば、県内でいうと、沖縄総合事務局を終わられたとなると結構その関連する外郭団体の理事、専務になられているとか、いろいろあったりするのだけれども、国はどうなっているのですか。

○嘉数登人事課長 国はもう先んじて退職管理というものがなされてるわけです。今回、条例で提案しているような、例えば、その退職した職員が民間企業等に再就職したことについても、再就職の情報を公開といいますか、そういうところまでやっています。

○當間盛夫委員 現実はどうなのですか。そんなに皆さんのところで、そういった形で〇Bとのことというのは、今でも一今でもと言うと、過去にもあったような言い方になってしまうのですけれども、現実はどうなのですか。

○嘉数登人事課長 そういったことは一切ございません。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 議案説明資料の2ページをごらんください。

乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、学校教育法の一部が改正されたことを踏まえ、育児を行う職員が、子を養育するために早出遅出勤務を請求することができる当該子が就学する学校の種類に、義務教育学校を加える等の必要があるため条例を改正するものであります。

改正の概要は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第6条の3第1項第2号に義務教育学校等を加えるものであります。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 議案説明資料の3ページをごらんください。

乙第3号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、県立病院の医療体制を強化するとともに、経営改善を図るため、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び診療放射線技師の増員を行うことに伴い、病院事業局の職員定数を84人増員し、2964人に改正するものであります。

以上で、乙第3号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより乙第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 資料を拝見させていただきました。社会インフラとしての公立病院の果たす役割等々において、その医療サービスの強化という点で非常に賛同するものですが、その内容について、今回、全体的にざっと見る中で、看護師の増強という部分が、少し顕著なのかなというように見受けております。

過去、平成23年から平成27年までの病院ごと、職種ごとの増強ぐあいと申しますか、ふえ方を見比べていくと、医師については病院ごとにばらつきがあるのですが、トータルでは平成23年には295名いらした医師が平成27年には342名。看護師は、地域診療所を除くとほとんどの病院で増加傾向にあり、平成23年で

1566名が平成27年1685名という形で、全体的に見ると医師と看護師が増強されていっている。

これは、病院の規模とかもどんどん拡大しているからだと思いますが、事務職の方々の人員がずっと横ばいであるように見受けているのです。病院の規模は拡大していく中で、医者、看護師は充当されていっているのですけれども、事務職は据え置きということは、相当なフラストレーション、金属疲労等を起こしてはいないかという懸念を持っておりまして、今回、定数条例を所管する総務部と病院事業局の間で、事務職の定員についての話し合いはなされたのかどうか、検討があったのかどうかお尋ねいたします。

○真鳥洋企行政管理課長 条例改正に至るまでの手続的なお話かと思えます。まず、病院事業局員の定数増につきましては、病院経営に大きな影響を与えるということもございまして、総務部としては県立病院の役割とか、病院経営への影響を踏まえる必要があるというように考えています。今回の条例改正につきましては、病院事業局と総務部との間で確認が終了し調整がついた事項について、地方公営企業法に基づき病院事業局長から議案作成に関する資料の送付があったことから、今回条例改正案を議会に提出しているところであります。ただ今回、条例改正において調整がつかなかった事項については、今後も病院事業局との調整を継続して行って、要望の内容とか、あとは県立病院の役割を踏まえて、必要性を確認して、そのほか職員定数を改善することが経営に資するかどうか、これは病院経営の改善効率化になりますけれども、それも含めて慎重に見きわめて、適切に対応したいと考えているところであります。

○宮城一郎委員 ということは、総務部においては、病院事業局から事務職の方たちの増員要請が、特に強い要望としてなかったのも余り検討しなかったという解釈でよろしいですか。

○真鳥洋企行政管理課長 今回の条例改正を上げる以前に、今の事務職以外にもほかの職種も調整事項として上がっていたのですけれども、今回9月議会上げたものについては、その調整がついた職種について上げているということでございます。

○宮城一郎委員 毎年度、決算審査意見書というものが出されていると思いますが、平成25年度、平成26年度においては、その契約事務や各種手当に係る事務を中心に不適切な事務処理が多く確認されたと。これまでも病院事業に対す

る指摘件数が多い状況が続いており改善が必要である。膨大となっている事務量を適切に処理する上で、チェック体制等が十分であるかについて検討する必要があると、その意見書において2年度連続で指摘があります。平成27年度においても、テキストのボリュームからすると、若干改善があったのかもしれませんが。ただし、膨大になっている事務量を適切に処理する効果的な方策を検討する必要があるとあるという意見が出ている中で、こういう指摘がずっと3年間続いている中で、今回の調整でまだタイミングにあらずというようにされたのかどうか。その辺の所感を伺いたいのです。

○真鳥洋企行政管理課長 事務職についての今回の調整の中身のことだと思います。今回、事務職の増員についての調整の中では、病院事業局からは診療報酬の算定の強化、会計指導の強化、適切な診療情報の管理、そういった理由から増員が必要というお話がありまして、総務部としては職員の再配置とか、外部委託とか、あと嘱託員等の検討の余地はないかどうかを検討する必要があるとか、そういった細々とした調整を今やっているところでございまして、その辺の課題解決に至らなかったということもありまして、今回条例提案に至っていないというところでございます。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から簡潔に説明するよう指導があり、行政管理課長から再度説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 私、民間出身なので難しいなと思ったのは、診療報酬の算定とか、いろいろな査定基準ですか、確かに事務職というのは、その辺があらわれにくいと思うのです。医療サービスについての費用対効果というものです。ただし、やはり、質の高い医療サービスというのは、もちろん医師や看護師等によってなされるものだと思いますが、それを下支えしている事務職員の方々がいらしているから、医師とかが安心して万全の環境で医療サービスの提供がされるというのも事実だと思います。ですので、制度にあらがうつもりはないのですけれども、今の算定基準だとどうしても事務職員の評価がなされにくいのかなという感触を持っています。その辺を鑑みた上でも、算定基準にはなか



なかあらわれにくいものの、例えば次年度以降の定員の配置について、いま一度の御検討、今後これについてもしっかりと捉えて、受けとめて、病院全体の質を高めていくような組織になっていただきたいと考えるのですが、その辺いかがでしょうか。

○金城武総務部長 今回の改正の中では、やはり事務職がまだ調整がついていないということでございます。これにつきましては、先ほど課長からございましたように、いろいろと詳細に検討して、その結果がまた明確なそういう回答も含めて、出ていない部分もございますので、引き続き、これは調整した上で、検討してまいりたいと考えております。やはり、もちろん、職員の数の問題もあろうかと思いますが、やはりまたこの専門性の蓄積みたいなことも含めて、いろいろ課題もあるかと思っております。そういうことも含めて、いろいろと病院事業局と議論して、今後の方向性をしっかり議論して決めていきたいというように考えております。

○宮城一郎委員 これは、たまたま私の知人の話ですけれども、複数の病院を持っている某民間総合病院で統括事務長の立場にあります。民間の病院というのは、公立病院と違って、ちょっと言葉が悪いのですけれども、医は算術的なものもあると思います。今、彼のミッションというのは、そういう事務職を「お前の裁量でヘッドハントして抜いてこい」と。そういう人材を集めることによって、どのカテゴリーの医療サービスで利益を生み出すことができるかということに取り組んでいて、民間の病院はそこにどんどん切り込んでいっていると思うのです。ただ、そういう役割を公立病院に求めるわけではないと思うのですが、先ほど部長がおっしゃったように、やはり事務職に育った方には、事務職なりのスキルやノウハウを蓄積されていると思います。恐らくこの民間病院のヘッドハントの狩り場というのは、皆さんのところの事務職員になるかもしれません。別に利益に走っていくわけではないですが、やはり守っていくといえますか、とられないように保全して、公立病院の質を高めていただきたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今回の改正で、診療報酬の加算により年間1億1000万円の収支改善が見込まれるということが、最後にあるのですけれども、現状の県立北

部病院の収支はどうなっていますか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 北部病院の平成27年度決算で申し上げますと、経常収支で2億500万円の黒字となっております。

○當間盛夫委員 今、2億500万円黒字化されているということで、今回県立北部病院が7対1看護体制に入るということで、この診療報酬がどれだけ増加するのか。7対1看護体制にするわけですから、その分の人件費がふえてくる。地域包括ケア病棟を導入するわけですから、その分病床が減るとかありますね。NICU—新生児特定集中治療室などの開設をしますということもあるわけですから、単純に年間1億1000万円の収支改善が見込まれるというのだけれども、この数字を教えてもらえますか。診療報酬でどれだけどうふえたのか。人件費をどうするから、この分がこうなるという収支影響額について。

○津嘉山朝雄県立病院課長 県立北部病院の7対1看護体制の導入につきましては、増加する収入は約1億6000万円、費用が約1億9000万円ということで、収支差がマイナス2800万円ほどです。それから地域包括ケアの設置によりまして、増加収入が2億5700万円、増加費用が1億7300万円ということで、収支差が8400万円ほどです。それから県立北部病院に関して申し上げますと、県立北部病院へのNICUの設置で、増加する収益が7400万円、費用が1億1500万円ということで、収支差が約4000万円というところでございます。

○當間盛夫委員 これはトータルしたらどうなるの。別々に言っているのだけれども、年間1億1000万円ということはトータルしたら1億1000万円が出るということなのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 今の1億1200万円というのは、ほかの県立病院、集中系治療室の県立宮古病院とか県立中部病院とかも含めて、全体の合計が1億1200万円ということがございます。

○當間盛夫委員 私は県立北部病院に関してと聞いていて、県立北部病院で7対1看護体制にすると、皆さんはその分の診療報酬はふえるということを行っているわけだけれども、その分の人件費もふえるよねと言っているのです。その県立北部病院に関しての収支を言ってください。

○津嘉山朝雄県立病院課長 県立北部病院について申し上げますと、トータルで1億8900万円のプラスになる予定です。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から事前に提供された資料と答弁された数値にそこがあると指摘があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

津嘉山朝雄県立病院課長。

○津嘉山朝雄県立病院課長 1890万円の誤りでございます。

○當間盛夫委員 内訳を教えてください。7対1看護体制で、1億6000万円診療報酬が上がるわけですね。では、人件費はどうなるのだと。皆さん新生児特定集中治療室も開設するわけですね。包括ケア病棟も導入するわけですから、病床は減るわけですね。病床が減るということは、それだけの診療報酬は減るわけですね。減る要因が多いのです。診療報酬が減る部分もある、新設する分の費用もかかる、7対1看護体制にするわけだから人件費もそれだけかさむわけです。この部分のプラスがあって、マイナスが幾らで、それでも収支プラス幾らですよということを出してくださいと言っているわけです。

○津嘉山朝雄県立病院課長 県立北部病院の7対1看護体制につきましては、マイナス2800万円というところです。それから地域包括ケアについては、プラス8400万円です。集中治療室がマイナス4000万円です。それから、その他入院患者の摂食・嚥下でプラス300万円ということで、差し引きしますと先ほど申し上げたとおり1890万円の黒字ということになります。

○當間盛夫委員 トータルすると約1000万円は7対1看護体制にすることである程度改善というか、その要因が出てくることになってくるだろうと。平成27年度決算の黒字化を見ても2億500万円ということであるから、もっとよくなるだろうと。

もう一つ、教えてほしいのだけれども、県立北部病院の産婦人科は、今どうなっているのですか。7対1看護体制になるのはわかったのだけれども、産婦人科の体制というのは、県立北部病院の中で、もうわざわざ県立中部病院に来

て出産が云々ということは解消されているのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 県立北部病院の産婦人科につきましては、昨年10月に4人体制になりましたけれども、人事異動等のいろいろ都合もございました、この4月から3人体制になっておりまして、一部診療制限が出ております。診療制限につきましては、夜間と休日はオンコール対応で実施しております。

○當間盛夫委員 その点では、安心してということではまだないということになるのかなと思います。

もう一つ、皆さん、今回の7対1看護体制をするに当たっては、看護師不足の解消にどのような対策をとろうとしていますか。ふえるわけですね。看護師をそれだけ採用しないといけないわけでしょう。実際には看護師不足ということがあるわけですね。その対応はどのような形でやられているのですか。もう確保できているのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 看護師については、毎年試験を実施して職員を採用していますけれども、辞退者というのも結構おりまして、それに対応するために繰り上げ合格というのも出しております。看護師については、何とか繰り上げ合格で対応できるのではないかと考えております。来年の4月に何とか配置できるのではないかと考えております。

○當間盛夫委員 何とかではだめでしょう。7対1看護体制にするのだから、全員分確保できるということでないだめでしょうし、もう一つ気になるのは、北部病院ですね。北部地域で通勤できる看護師を確保できればいいのですけれども、なかなかそういうことがないということで宿舎もつくったはずですね。ところが宿舎は、今機能していますか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 看護師宿舎につきましては、老朽化しておりましたので、2年ほど前に取り壊しまして、看護師の宿舎というのはございません。医師の研修とかのための宿舎が今ございます。

○當間盛夫委員 2年前に取り壊したということは、通勤できるという形で看護師の件は考えているのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 それ以前から大分建物が老朽化しておりまして、

看護師が利用していないような状況でした。そのときは、地域の民間アパートとか、そこら辺に住む方についてはそういうのを利用していただいて、あと那覇市とか中部地域とかからの人は通ってということで対応しております。

○**當間盛夫委員** 通勤のことを考えるとこれでは解消は図れないのではないですか。だから、皆さん、その部分での住居関係の確保はどうするのかということもあるはずだろうけれども、その辺は考えていないのですか。

○**津嘉山朝雄県立病院課長** 確かに県立北部病院の看護師につきましては、配置に苦労しているところではありますけれども、一応、これまで何とか埋められる形で人も配置してきておりまして、住居につきましては、今のところ特に対策は考えておりません。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。  
上原章委員。

○**上原章委員** 気になったので関連して。今の県立北部病院の7対1看護体制は、マチカンティーといいますか、ぜひ進めてほしいです。

県立北部病院を私ども会派で視察したときに、中南部地域から通う看護師をどうしても確保しないとイケないという現状でして、夜間勤務等もあって、本当に通勤するのが大変な地域だと、ぜひ敷地内に看護師が仮の形で休めるところを、朝勤務とか交代制の中で無理がないようにできるところがほしいという声があったのです。この辺は対応してますか。

○**津嘉山朝雄県立病院課長** この点につきましては、先ほど宿舎のお話を差し上げましたけれども、中に何部屋か確保しまして、オンコールの対応とか、そういった場合に休憩がとれるような形の対応は一応っております。

○**上原章委員** 医者も含めてですけれども、本当に無理がないようにしないと、相当今、10対1の中で……、それでも使命感を持ってやっている現状もありました。本来なら民間に行きたいという思いもありながら通っているということもありましたので、この方々に無理のない勤務体制を組めるような環境をぜひ確保してほしいという要望です。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 議案説明資料の4ページをごらんください。

乙第4号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い不動産取得税の特例措置に係る規定を整備する等のほか、納税者の利便性の向上を図る観点から、狩猟税の証紙徴収の手続に関する規定を整備する等の必要があるため、沖縄県税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容を申し上げますと、まず1つ目に、徴収金を賦課徴収する課税地について、個人の事業税の課税地を事業所等から所得税の納税地に改めるほか、課税地を明確にするために所要の整備を行うものであります。

2つ目に、不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象に第1種市街地再開発事業に新たに導入される個別利用区への権利変換手法により従前の権利者が取得する個別利用区内の宅地を加えるものであります。

3つ目に、狩猟税の証紙徴収の手続について、納付義務が発生することを証する書類に証紙を張る方法から納税済印を押す方法に改めるほか、当該手続の改めに伴い関係規定を整理するものであります。

4つ目に、税制改正に伴い引用する法令条項の整理等を行うものであります。

以上で、乙第4号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますよう、お願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 議案書7ページの都市再開発法について、こういうものだという説明をもう少ししていただきたいと思います。

○千早清一税務課長 今回の不動産取得税の特例措置の改正に係る分につきましては、その前に都市再開発法の改正がありまして、第1種市街地再開発事業に新たに個別利用区という考え方、そういった制度が導入されたことに伴って、従前の地権者の権利変換手法の中に新たな個別利用区というものが入ってきたものですから、その方たちについても不動産取得税の特例、いわゆる課税の減額が適用できるようにということで、不動産取得税の課税標準特例を追加するものということです。

○又吉清義委員 不動産取得税を減額するということですが、改めて驚きました。再開発をする場合、同じエリア内で等価交換をしても不動産取得税は出ると理解していいのですか。

○千早清一税務課長 そもそも不動産取得税は、相続以外、いわゆる取得の際に全て課税になることが基本になっております。ただ、その中でも、例えば、事業者による非課税、国や地方公共団体の取得に対しては非課税になっていたり、社会福祉法人が事業で行うような保育園など、用途での非課税もありますし、今回の権利変換みたいな形のもの、それから土地収用法や区画整理などで換地するものについては、減額できるような形での制度となっております。基本は、有償、無償問わず、取得した際にかかることが基本となっております、そぐわないものについては、非課税であったり、課税免除という形のものでカバーしているという状況になっております。

○又吉清義委員 例えば、等価交換というのは、隣近所で整合性が悪いというものを、お互い同じように隣接地を交代することにより整合性が出てくると。ですから、同じ取得に関しても別に買うわけでもありませんし、もらうわけでもありませんし、等価交換することにより、非常に都市形成もよくなる、利用度もよくなる、また都市再開発においても地主の方も協力しやすくなるかと思えます。しかし、これも税金が出るのですか。

○千早清一税務課長 今のように再開発事業に伴ってやるものでしたら、今回、条例改正を上げているように課税免除の特例がありますが、任意で、個人で、例えば不整形地をきれいにしたいということでやるような等価交換の場合は、

それぞれに課税になりますし、免除はありません。

○又吉清義委員 同じ再開発法でも、例えば、割合に応じて出るのではなく、再開発法の中で等価交換したものは一切出ないと理解していいのですか。

○千早清一税務課長 等価交換でしたら、課税は発生しません。

○又吉清義委員 これからすると、例えば評価額とか、そういった利率を勘案して、それに余った部分が出るのではなくて、まるきり出ないと理解していいのですね。今の答弁からすると、不動産取得税は全くでないという理解してよろしいわけですね。

○千早清一税務課長 等価であればかかりません。例えば、1つの例ですけれども、新しい権利床を取得する場合に、余分に例えば保留床も含めて取得した場合、その分については当然かかりますけれども、等価であれば、従前持っていた不動産取得税の価格と同じ価格のものであれば、当然課税標準は従前の価格を引きますので、結果的にかからないという形になります。

○又吉清義委員 ですから、ここで見たのは、土地や家屋を有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、新築・増築などによって取得した方、個人、法人を問いません。そういうことで、非常に気にして、「出るのだよ」と聞いて、「出ないのではないの」ということをやっていて、今の答弁では出ないと理解してよろしいのですね。納める額も、例えば、家屋の何%掛けるどうのこうのして、計算をして、10万円未満は幾ら、何万円未満は幾らとなっているのですが、そういったものにしても、とにかく等価交換は、この再開発法の中では出ないと確認してよろしいですね。

○千早清一税務課長 再開発法に基づくものであれば、等価の場合にはかかりません。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。



よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第22号議案沖縄県土地利用審査会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 議案説明資料の5ページをごらんください。

乙第22号議案沖縄県土地利用審査会委員の任命について、御説明いたします。

この議案は、沖縄県土地利用審査会委員7人全員が、平成28年10月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、国土利用計画法第39条第4項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

土地利用審査会委員は、土地利用、地価その他の土地に関する事項についてすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て任命するものであります。

御提案いたしました7人の方々は、法律実務、不動産鑑定、自然環境保全、都市計画、農業等についてすぐれた経験と知識を有しており、土地利用審査会委員として適任であることから議会の同意を得て任命したいと考えております。

以上で、乙第22号議案の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第22議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 今、土地利用審査会の中身についての説明で、こういうものかということ少し理解できましたけれども、気になるのがあります。7名の土地利用審査会の方々、今、皆さんが選んでいる方は、那覇市が3名、宜野湾市2名、読谷村1名、北谷町1名です。いわゆる地域的バランスは必要ないのか。地域的バランスは関係ないですというお考えなのか。私は、地域的バランスもある程度あることによって、もっと沖縄県全体の審査会のよき判断、将来においてこうなりますよとなるのかなと思ったのですが、この地域的なバランスはないように思えるのですが、これまでもそうだったのか、そこまで配慮は

しないのですか。

○金城賢土地対策課長 今、委員の御質疑の件ですけれども、国土利用計画法につきましても、県全域を対象としているということでございまして、国土利用計画法第39条第4項のところの土地取引に関して公正な判断することができる者と、加えて、国土庁土地局長通知を踏まえまして選任したということがございまして、特に地域的なバランスという観点では、候補として上げてはおりません。

○又吉清義委員 ですから、今、御説明があったように、沖縄県全体のことを考えると。正直に言いますと中部地域に集中してますよ。例えば、沖縄県全体のバランスを考えるのであれば、せめてヤンバル近辺から1人、島尻郡近辺から1人と。そして中部地域周辺でしたら理解できるのですが、中部地域の方だけでヤンバルの事情を知らなさい、そして島尻郡の事情を知らなさいと。私は、これは、常日ごろ、その地域に住んでいる方が、その辺は敏感であり、変化がよくわかると思いますよ。ですから、そういったバランスもやはり必要ないのかなということで、あえて聞いているわけです。全体的なバランスを考えないというなら別ですよ。全域を考えるという理念があるのであれば、ぜひまたそういったバランスを考えていただきたいなという考えがあるのですが、従来までは、そういったバランスは全く考えないということで進めていたのか、いなかったのか。偶然そうなのですか。

○嘉数登人事課長 先ほど土地対策課長からも説明があったかと思いますがけれども、国土利用計画法が求めている委員の要件、要件といいますか、土地利用、地価、その他の土地に関する事項にすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者とうたっております、それを受けて、さらに、国土庁土地局長通知、これは中央省庁再編前の省庁だと思っておりますけれども、委員の構成においては、法律実務、不動産鑑定、自然環境保全、都市計画、農業、林業、そういった6分野を示しまして、さらに近年は、土地取引の形態が非常に複雑化しているということで、沖縄県では経済動向に精通した金融機関からも1名出してもらって、計7名で委員を構成しております。各委員については、例えば、学識経験者については当然、そういった知見を持った方を担当部局において候補者を選定、さらには法律実務ですとか、農業、不動産鑑定、それから金融については、各団体からの推薦というものを得て選んでおります。ですので、法律の要件ですとか、通知等に基づいた選定はなされているという

ように考えております。

○又吉清義委員 今の説明を聞くと、余計私は地域的バランスがあったほうが良いと思いますよ。読谷村より北は誰もいないのですよ。沖縄県の面積の半分余りの地域。要するに林業、農業、そういうのを考える。そして土地の事情もよくわかる。そうであれば、私は北部近辺にも1人いてもいいのかなと。もしそこに、そちらが示す資格者が今いないのでしたら別ですよ。私はいるものだと信じておりますから、いるのにあえてこうなのかなと。

○嘉数登人事課長 各団体から推薦されてきている方々は、やはり特定の地域からという話ではなくて、その道に精通した人ということで推薦が上がってきていると思っておりますので、今回挙げている7名については適任だと考えております。

○又吉清義委員 どっちみち決まったものはしようがないです。次回からぜひ考慮してください。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 つい最近、土地の評価が出ました。沖縄県も住宅地を含め、商業地が上がってきていると。この土地利用審査会というのは、バブルのころに、いろいろと投機的なものを抑えるということでの役割を果たしてきたところがあるのです。この土地利用審査会が果たす役割をもう一回教えてもらえませんか。どういうことをしているのか。

○金城賢土地対策課長 土地利用審査会の役割でございますけれども、まず1点目で、知事が行う規制区域の指定。これは規制の中でも最も強い規制になりますけれども、全ての土地取引について、知事の許可を求めるといったところの地域指定です。それから、これに準ずる形で監視区域へ、注視区域等がございますけれども、ここの指定ないし解除。現在のところ、沖縄県においてはこの区域規定はありませんので、事後届け出制度というものがございますけれども、その届け出の中で個別の土地取引について利用目的等を審査して、この利用目的が著しく適正かつ合理的な土地利用に支障が生じるという場合にあっては、勧告をするといったような役割を果たしております。

○**當間盛夫委員** 土地利用審査会というぐらいですから、年に何回か開催されていると思うのですけれども、ここ二、三年でいいですので、年に何回開催されていますか。

○**金城賢土地対策課長** 土地利用審査会の開催状況でございますけれども、例えば、バブル期、平成元年、こういった時期においては年8回とか、平成2年においては14回ということがございましたけれども、バブルが崩壊して、地価が下落をするといった中であって、全国的にも平成4年から現在まで25年連続で地価が落ちているという状況にあって、沖縄県もそういう状況にありましたので、今、監視区域を解除したというものもございますけれども、現行においては、平成4年から平成25年の間は年に1回程度。それから平成25年度から現在に至るまでについては、1回も開催されていないという状況でございます。

○**當間盛夫委員** 今、平成元年のバブル期とは違って、そういう投機的なものがないということで年に1回程度しかないということですが、でも、実際には、例えば、宮古島であると、伊良部大橋がかかるときに宮古島市の伊良部の土地が高騰してきているとか、宮古島が高騰しているとか。恩納村ではホテルの部分でそういったことがあるよということがあるはずでしょうから、年に1回ではあるのでしょうかけれども、しっかりと沖縄県の取引状況を把握して、審査会がせっかくこういう形であるわけですので、そういう報告で、県民含めてのそういう部分での状況的なものはちゃんと把握しておいてもらえればありがたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**渡久地修委員長** 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情第40号の審査を行います。

ただいまの陳情等について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

金城武総務部長。

○**金城武総務部長** 総務部関係の請願及び陳情案件につきまして、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明いたします。

表紙をめくっていただき、陳情一覧表をごらんください。

総務部関係は、陳情が継続1件となっており、新規の請願及び陳情はございません。

陳情の継続1件につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、総務部所管の陳情について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願います。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 今度、東京都も女性知事にもなったということですので、女性の社会進出ということも含めてこの陳情が出ていると思うのですけれども、県職員の女性管理職の登用率はどういう推移ですか。

○**嘉数登人事課長** 知事部局における管理職の女性登用の状況ですけれども、平成28年4月1日現在8.9%となっています。

○**當間盛夫委員** これは、目標があるでしょう。

○嘉数登人事課長 平成32年度までに15%まで持っていきたいというような計画をつくっております。

○當間盛夫委員 これは部長しか言えないはずだろうけれども、平成32年まであと4年です。どのような対策、いろいろと女性の労働環境、働きやすさとか、そういった部分がもろもろあると思うのだけれども、あと4年で7ポイント近く上げると。今、8.9%。倍近く上げるという目標からすると、どのような対策をとられるのか。

○金城武総務部長 非常になかなか難しい課題でございますけれども、まず管理職登用に当たっては、管理職としてふさわしい能力、あるいは実務経験等が必要であるということで、女性職員についてもその能力を十分に発揮することができるように、例えば、昇任する前の班長職等においてもいろいろな分野に配置して女性の職域を拡大するということが、この管理職への登用につながると思っていますので、そのあたりをまず班長級ぐらいのときから、いろいろな管理的な部門を含めて、そういう配置を積極的にやっていきたいと考えております。

○當間盛夫委員 ちなみに知事部局で新しく職員になられる男女の割合はわかりますか。

○嘉数登人事課長 7対3ぐらいです。

○當間盛夫委員 それからしたら、優秀な女性がいらっしゃるはずでしょうから、そういった面からすると、採用時からこの7対3ということであれば、採用の部分でもどうあるべきかということを考える部分があるのではないかと思いますので、これは提言として終わります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れ替え。その後、知事公室長から台風第18号による被害状況及び県の対応について報告があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情第37号外4件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る陳情につきまして、お手元の陳情説明資料に基づき御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続4件、新規1件となっております。

まず、継続4件のうち、前回の処理概要に変更のあった1件について御説明いたします。

2ページをお開きください。

陳情第45号平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の3ページをお開きください。

記2につきましては、これまでの経緯を踏まえ変更を行っており、次のとおりとなっております。

平成28年9月24日に稲田防衛大臣に対して、宮古・八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保などについて要請したところです。

続きまして、10ページをお開きください。

新規となる陳情第91号中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する陳情につきまして、処理概要を説明いたします。

沖縄県としては、これまでも我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取り締りの徹底について、繰り返し国に要請するなど、尖閣をめぐる問題を重要視してきたところです。

平成28年9月24日に稲田防衛大臣に対して、宮古・八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保などについて要請したところです。

以上、知事公室所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしまし

た。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情第48号について、消費・暮らし安全課副参事の説明を求めます。

比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 知事公室との共管となっております陳情第48号につきまして処理概要を御説明いたします。

資料の6ページをお開きください。

記1についてであります。

3段落目を次のように変更し、4段落目を追加、5段落目を変更しております。

平成29年4月以降の住宅供与については、避難指示区域からの避難者は、平成30年3月末までの延長が決定されており、避難指示区域外からの避難者については、新たな支援策が実施されます。県としては、避難者が福島県の新たな支援策を切れ目なく受けられるよう、平成29年1月から3月に転居した方に対する支援を実施することとしております。

今後とも被災県の方針に基づき、福島県の新たな支援策を切れ目なく受けられるよう協力するとともに、福祉制度等、適切な支援が受けられるよう努めてまいります。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 消費・暮らし安全課副参事の説明は終わりました。

次に、同陳情について、健康長寿課長の説明を求めます。

山川宗貞健康長寿課長。

○山川宗貞健康長寿課長 資料7ページをお開きください。

知事公室との共管となっております、陳情第48号放射能公害被災者に人権の光を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

記4の被曝関連健康診断を全県民を対象として実施することについてであります。

処理概要は、前回と変更ございません。



以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 健康長寿課長の説明は終わりました。

次に、同陳情について、生活衛生課長の説明を求めます。

與那原良克生活衛生課長。

○與那原良克生活衛生課長 資料7ページをごらんください。

知事公室との共管となっております、陳情第48号放射能公害被災者に人権の光を求める陳情について、御説明申し上げます。

記5の処理概要は、前回と変更ございません。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 生活衛生課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 今の陳情第48号について伺います。

記1、住宅支援が求められているのですが、国の方針、また被災県の新たな方針が示されているのですが、この説明をまずお願いします。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 災害公営住宅の整備や除染等が進んでいると、生活環境が整いつつあるということで、福島県において、避難指示区域外からの避難者について、平成29年3月末をもって、災害救助法に基づく住宅支援を終了するというところでございます。

○比嘉瑞己委員 指定区域以外の方たちには、そういった支援は打ち切ってと。ここに新たな支援策と書いてあるのですけれども、この新たな支援策というのはどういうことですか。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 新たな支援策というのは、福島県においての家賃補助制度でございまして、避難指示区域外からの避難者については平成29年3月末をもって住宅供与は終了すると。その後、まだ民間賃貸住宅のほうに居住する方に対しまして、平成29年1月分から平成30年3月までの家賃の2分の1を最大3万円までと、平成30年4月分から平成31年3月分までの家賃の3分の1を1カ月当たり最大2万円まで、そして初期費用として定額10万円を補助するというものであります。

○比嘉瑞己委員 要は、帰ってくるときには支援をしますという方針だと思うのですけれども、先ほど補正予算の中でも、県もこの新たな支援に呼応した予算が入っていました。県はこうした国の方針や福島県の方針にどういった形で対応しているのですか。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 福島県の支援につきましては、福島県に帰還する方だけではなくて、今、沖縄県に避難していらっしゃる方が、沖縄県内で転居するというときに家賃の補助をするというものでございます。今、補正予算のお話でしたが、平成29年1月から3月について、福島県の家賃を2分の1補助するものですが、沖縄県も家賃の2分の1を補助するというものでございます。

○比嘉瑞己委員 この陳情の中身は、転居云々でなくて、引き続き今住んでいる、やっとなれてきた、5年住んできたところでの住居の支援をお願いしているのですよ。なので、なかなか国や福島県の意向と当事者の皆さんとの思いとはかけ離れていると思うのです。皆さんとしても、避難されてきた方々に対して、訪問までして意向を聞いていると聞いておりますが、この戸別訪問による面談によって、沖縄県にいる人たちはどういった意向を示していますか。

○比嘉千乃消費・くらし安全課副参事 沖縄県に住み続けたいという方は、約7割ぐらいいらっしゃいます。

○比嘉瑞己委員 この議論は何回かしているのですが、議論もよくわかっていると

思うのですが、こういったようにギャップがあるのですよ。知事も特に被災県の皆さんに対して、国策で翻弄されているという意味では、ある意味では同じ思いを持っているというように議会での答弁も聞きました。そういった意味で、今、沖縄県が果たすべき役割というのは、幾つも求められていると思うのです。県として、特に住居に対してこういった支援ができるかということは、その後、検討されたことはありますか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 住宅の支援について、平成29年3月31日で応急仮設住宅の供与が終了するというところで、福島県の支援一住宅の補助ですが、それにつきまして、本県としましては福島県の支援策が受けられないということが生じないように、補正をしまして、4月以降も福島県の支援策が引き続き受けられるようにということで支援していこうと考えております。

○比嘉瑞己委員 県なりの努力はあると思うのですが、こうした当事者の皆さんの意向を尊重するために、私はもっと工夫が必要だと思うのです。この間の取り組みの中で、ニライカナイカードが大変評価が高くて、そうした県民の被災地の皆さん、避難してきた人たちに何かしてあげたいという思いを集めるという仕事がやはり県にはできるのではないかと。県営住宅がだめならば、民間の不動産関係者やあるいは善意のある人たちが、ここだったらどうぞ使ってくださいというような声もあると思うのです。そういったことを拾い集めることもまた県の大切な仕事だと思うのですが、この点についてはどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 原発事故関係で避難なされた方々、県も迅速に対応して、今ありましたニライカナイカード等で対応してありますが、そういったものにつきましても、基本的には平成29年3月31日末で終了するというようなことが決まっています。それ以降は、説明がありましたように、各部において、国の方針にも沿うような形でそれぞれ対応していただいているものと考えております。ただ、今の委員からのお話は、県としてさらに対応すべきことがあるのではないかと趣旨の御質疑ですが、県もこれまでもいろいろとアンケート調査等は実施して、いろいろとお話をしています。それから、福島県ともいろいろお話も、彼らが沖縄県に避難している方々に対して、いろいろまた独自にアンケート等を行いたいということでいらしたときに、私自身も面談に臨みました。やはり地元の方のお話、福島県の要望ですが、人口の減少化を何とか食い止めたいと、何とか戻ってほしいという強い意向もございました。そ

ういった中で、なかなか申し上げにくいような話などもありました。本来ならば、もう戻っていただける箇所でもなかなか戻っていただけないことがあって、割と生活的にも問題ないような方々も実は戻っていないのだと。そういった被災地なりの苦悩というようなものも私に吐露していたこともございます。ただ、そういったものも含めながら、でも実際にまだ戻りたくても戻れないような状況等についての対応というのは必要でございますので、そういった方々について、今、陳情で申し上げたような形での対応はそれぞれとっていると思いますけれども、我々知事公室としても、総括する立場として、基本的にはそれぞれでやっていますが、いま一度、関係する部、複数の部にまたがってございますので、意見交換もしながら、委員からもありましたので、ぜひその辺を全体として考えを、方向性を取りまとめて、次回の委員会までには一定程度の考えを報告できるようにさせていただきたいと思います。恐縮ですが、今この程度のお答えしか申し上げられませんが、よろしく申し上げます。

○比嘉瑞己委員 当事者の皆さんもできることなら帰りたいのですよね。けれども、帰れないという現実もあるわけですから、やはり被災者の皆さんの立場に寄り添った支援が求められていると思います。この間、陳情者の方、何人かとお会いしましたが、5年もたつたではないかという意見もあれば、この人たちにとっては5年たつたというのは実感としてないのですよ。子供たちのために沖縄に避難してきて、やっと住居が安定して、やっと学校になれてきたときに、こういったことになってしまったということで、本当にわらにもすがる思いで陳情を出していると思います。ぜひ、次の委員会までに、県の努力をしっかりと示せるように頑張っていたいただきたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 今回の陳情48号の件ですが、今、指定区域外から沖縄県に避難している世帯は何世帯ですか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 138世帯でございます。

○上原章委員 そのうち、来年3月に支援を打ち切られる世帯は何世帯ですか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 打ち切られるといたしますか、138世帯

が避難指示区域外からの避難者で、3月31日をもって住宅供与が終了するというところでございます。

○上原章委員 では、先ほど、新しい制度で支援が受けられる、または県も同じく2分の1を考えていると、この対象の世帯は何世帯になりますか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 対象になる世帯は、所得要件また沖縄県内で転居をする世帯ということでございまして、まだ把握しておりません。

○上原章委員 所得制限は幾らになっていますか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 月額21万4000円でございます。

○上原章委員 これまで支援を受けていた家賃が2分の1になり、また所得制限が今回加わるということで、この関係者の皆さんは、5年間、何とか生活の環境を整えながらここまで来ておりますので、相当の方々がまた負担を強いられるのは見えているのですよ。調査の中でも、この方々はずっと支援をいただきたいということではないみたいですよ。ですから、この人たちが先ほど来一私が特に気になるのは転居を前提としているところでして、また、ここに来て生まれた子もいるみたいで、ある意味では、この子らは沖縄県の出身ということになるのですよね。ですから、皆さんが訪問する中で、今住んでいる住宅の中で、このままこの地域で、同じ学校、保育園に通いたいという要望が相当数あると聞いていますので、これはしっかり応えていこうという一つの方向性は沖縄県として持ってほしいのですが、いかがですか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 今、転居というお話がありましたが、これは1月から3月の期間に転居してしまいますと災害救助法の適用が終了してしまって、そこで福島県の支援、家賃が2分の1になると。また残りの2分の1について沖縄県が支援しまして、4月の福島県の支援につなげるというものです。転居しない方というのは、この3月まで災害救助法の供与が受けられますので、自己負担が生じないということになります。4月以降につきましては、やはり家賃が2分の1の補助になってしまうので、負担が生じるということではありますが、県としましては、戸別訪問等も実施しておりますので、今後も戸別訪問を実施しながら、福祉制度等の適切な支援を必要な方には受けられるように努めていきたいというように考えております。

○上原章委員 もう5年たって、親戚もいない、保証人も探す、そういうことがなかなか難しい方々が多いと聞いていますので、その辺の転居を前提とするような形は無理があるかなと思いますので、その点もよろしくお願いします。

次に、3ページの陳情45号、消防防災ヘリです。

47都道府県で沖縄県だけがないと私は認識しているのですが、県の消防防災ヘリの導入について、処理概要を見ると、機体購入費及び維持管理費は県の負担、そして航空隊員の人件費は市町村の負担ということでして、何か市町村が課題というように受けとめられるのですけれども、県で機体購入費、維持管理費というところは、なかなか難しいというところで今日まで来ていると思うのですが、その辺はどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 確かに機体購入、維持管理もさることながら、実際に、やはり市町村としては、市町村の消防行政の観点から消防の要員も確保しないといけない。仮に、消防防災ヘリを導入するとした場合、いつ何どきそういった対応が迫られるかということで、一定程度訓練もしなければならない。そうした場合に、限られた人数の中から割かないといけないというようなことがあるのではないかということで、そういったことも踏まえて、どういった体制をとるかということが第1の前提になると思いますけれども、市町村の今の現状の中で、要員の確保等も踏まえて、市町村の意向をやはり踏まえた上で、この消防防災ヘリの導入を検討するべきだろうと、そういう趣旨の処理方針でございます。

○上原章委員 今回、大宜味村にぜひそういった拠点をつくってほしいと。私は、やはり沖縄県は島嶼県で、またヤンバル等を含めると大きな災害とか、また事故とか、特に土砂災害等で本来の生活道が分断されるときに、そういった防災ヘリはどうしても必要なケースもあるのかなと。確かに陸上・海上・航空自衛隊、海上保安庁、今ドクターヘリもありますけれども、それぞれ本来の目的を持っている機関ですので、県は県として、やはりしっかりとした防災体制を構築する責任があると思いますので、沖縄県に本当にこういった消防防災ヘリの導入の可能性がないのか。今、本当に大きな災害、想定を超えるような災害等が起きることが多々全国でもありますので、本当にしっかりと検討していただきたいと思います。

○謝花喜一郎知事公室長 陳情処理概要にございますように市町村との連携、

調整が必要不可欠だということで、今、確認いたしましたところ、市町村との意見交換はもう始めているようでございます。北部地域、中部地域、南部地域、それぞれ事情があって、まだ統一した見解には至っていないということが実情のようでございます。県としましては、そういったことを踏まえて、しっかりと意見交換を、調整を行った上で、県としての方針を決めてまいりたいと考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今回の陳情第45号の消防防災ヘリのことですが、今度の久米島での台風の際に3000戸が停電をしたということで、電力関係の皆さんの輸送をしていますよね。これはどこがやったのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 陸上自衛隊のヘリを要請いたしました。

○當間盛夫委員 陸上自衛隊のヘリを久米島町が要請をして、それを受けて人員をそのまま輸送したと私も聞いています。この消防防災ヘリの件ですが、機体は県で購入できるけれども、人的なものは市町村の負担と。なぜ、これは市町村の負担になってくるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 災害救助等について、基本的に市町村の消防職員が対応するものですから、その訓練も必要になるということでございます。

○當間盛夫委員 機体は県が購入するわけでしょう。県の物でしょう。私が思うのは、以前に広域化しようとしたよねと。本来広域化すれば、そういった部分で県がそのことをやって、そういった人的な部分もその広域消防の中のあり方があろうと考えられるのだけれども、結果的にそれがないから、今のところまだ整っていないからこういうことが起きる。どうなのですか。それとは別ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 消防組織法というものがございまして、その30条に都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて当該市町村の消防を支援することができるというようになってございます。ですから、

機体については、この消防組織法に基づいて、県で調達はできるわけですが、あくまでも消防職員というのは自治体―市町村の職員になりますので、市町村の消防業務に支障がないような体制をつくらないといけない。そういう意味で調整が必要だということでございます。これは広域化になっても同じような体系でございます。

**○當間盛夫委員** この辺をもう少し研究したほうがいいですよ。他府県ではやっているわけだから、それを沖縄県だけがこの部分は市町村云々ということではなくて。皆さん、陳情処理概要にもあるように、陸上・海上・航空自衛隊に頼りっ放しではないですか。陸上自衛隊がどうこうということを言いながら、でも、県は自衛隊の果たしている役割を云々ということがある。あるからこういうことも書いてはいるはずだろうけれども、この防災に関して、このことで自衛隊に頼り切りとしか思えないのです。今度の久米島で起きたことも、本来、こういう消防防災ヘリがあれば、いち早く消防防災ヘリで被害状況は確認できたはずですよ。できるんだよ。やらないといけないことなんですよ。そのことを皆さんがではなくて民間が行って、上空で撮影をすると。それを皆さんも見られるわけですよ。だからその辺は、防災危機を所管している知事公室であるわけですから、他力に頼るということではなく、先ほど上原委員が言ったように、これからの災害はどういうことがあるかわからないのです。台風にしても、近海で905ヘクトパスカルというように大型化することになる。幸いにも沖縄本島を含めて被害は出なかった。久米島も以前とは違うような、被害は出てはいるのですけれども、甚大な被害はなかったところではありますが、その辺は皆さんもう少し真剣に検討しないと。沖縄県の置かれている状況は、私は基地問題だけではないと思っている。災害が起こったときに、県民をどう守るのかということとは皆さんの責務だよ。そのことは真剣に考えてもらいたい。

前後しますが、この陳情第45号の記1の台風災害による支援策で、皆さんは国に対して災害復旧制度のさらなる充実改善を要請しているとありますよね。これで今、激甚災害の適用というのは、どういうものがありましたか。例えば、住宅であれば何戸以上とか。これを教えてください。

**○謝花喜一郎知事公室長** 平成22年に緩和されていますが、その改正前と改正



後のお話をいたします。改正前は、災害復旧事業の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収の50%を超える市町村が1以上ある災害だと。改正後は、いずれかということで、この範囲がイ、ロ、ハと3つ広がっています。当該市町村の当該年度の標準税収の50%を超える市町村、これが1つ。2つ目は、当該市町村の当該年度の標準税収が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収の20%を超える市町村。3つ目が、当該市町村の当該年度の標準税収が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収の20%に当該標準税収から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村というような形で、対象範囲を若干広げる形にされております。

○**當間盛夫委員** やはり沖縄県は他府県と違う部分があります。例えば、沖縄県は以前から台風銀座ということで、そのことに備える部分があつて、近年は本土に上陸することが数多く出てきていますけれども、沖縄県の被害とは違うところがありますので、そういった面では、拡充をしっかりとしてもらいたい。

もう一つ、今度の台風の際に頻繁にアラームが鳴りました。これは悪いということではない。備えるということはいいことですので。今度、久米島でもそのことで人的な被害はなかった。やはりその分避難が迅速にできたというところがあるのだけれども、実際、防災無線とかそういった予算的なものは、国が全部見ているのですか。防災無線、そのアラームだとか、いろいろなことを含めて。これ市町村の負担になっていませんか。

○**渡久地修委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長から各自治体ごとにさまざまなケースがあり、知事公室では総括していないので答弁できないとの説明があつた。)

○**渡久地修委員長** 再開いたします。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 沖縄県は一括交付金があるから、例えば、離島で一括交付金を使ってやっているところもあると思う。市町村の財政力の差で、防災体制自体に差が出るということはあってはいけない。なおかつ、これは市町村に負担させるものではないと思います。全国どこでも、防災の対応は本来は国がやるべきです。例えばマップを含めて、外国人も含めた皆さんが、スマートフォンだとかいろいろなもので、そういった防災に関する情報を簡単に取得できるようなものを国が—今度のものも気象庁が、沖縄県の気象庁とは別に国がすぐやったでしょう。だから、この防災情報の発信というのは、やはり国がやればいいのです。そういった部分は国が整備すべきだということで、皆さん、今度この災害制度に関する部分の拡充だとか、企画部がやっているのかもしれないけれども、そういった防災情報に関してどうなのかということをお市町村にもう一度確認しながら、やはりこれは国がやるべきだということを国に求めるべきだと思っておりますので、そのことをもし答弁できるのであれば、答弁してください。

○**謝花喜一郎知事公室長** やはり、當間委員の御指摘のとおりでございます、この件につきましては、全国知事会等におきましても、いろいろ国に対して要請を行っているようです。県もこの件については、島嶼県でもございますし、やはり財源が脆弱な市町村も多いことでもありますので、ぜひこの辺はしっかりとまた国に対して要望をしていきたいと考えております。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

新垣光栄委員

○**新垣光栄委員** 私も福島のことです。今、避難区域以外からの皆さんの支援が打ち切られるということで、2分の1そして上限3万円ということですがけれども、このほかに支援をしている県はございますか、新潟県とか、どういう状況になっているか説明していただきたいです。

○**比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事** 他県の支援状況ですが、県営住宅の優先入居等を行っている都道府県が6都県あります。あと新潟県においても新た

な福島県の新たな支援策に合わせて、民間の家賃補助を行っております。1万円です。

○新垣光栄委員 もし、新潟県と同じように1万円を補助した場合、積算すると年間どのくらいの費用になりますか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 今ある世帯が全てが該当するという想定ですが、1656万円となります。

○新垣光栄委員 沖縄県も基地問題を抱えていて、福島県は原発事故ということで、私は人ごととは思わないですよ。何かつながりがあるのかなということで考えています。本当に自分たちの思いが政府に届かないという意味では同じだと思っています。その辺にプラスして、エイサーのはやしというのは、1603年ですか、エイサー ヒヤルガ エイサーという語源は福島県にあるのではないかとされています。沖縄県とのつながりですね。私は人ごとではないと思っております。そういう沖縄のチムグクルというのを、ぜひ支援をすることによって、何らかの形で表現していただきたい。今回の補正予算にはないのですが、そういうものを入れて、ぜひそういう陳情に対して応えていただきたいと思っています。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情第45号外2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地明和企画部長。

○下地明和企画部長 それでは企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会陳情に対する説明資料により経過・処理方針等を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、陳情の一覧表がございます。

企画部関係は新規の陳情が1件、継続の陳情が2件となっております。

なお、継続の陳情2件に係る経過・処理方針等につきましては、前回6月定例会時点から変更はございませんので、今回は説明を省略させていただきます。

新規の陳情についてのみ、御説明いたします。

5ページをお開きください。

新規陳情第89号美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきまして、読み上げて御説明いたします。

項目1につきまして御説明します。

平成15年度及び平成16年度に実施した中波ラジオ放送受信障害解消事業では、宮古地区、八重山地区ラジオ放送中継ネットワークを構築する当時の各広域圏事務組合に対し、県として財政支援や中継回線の提供等の支援を行ってまいりました。

強靱化のための中継局の見直しについては、現状における課題・具体的な整備の方法等について、関係機関と意見交換を行い、支援のあり方について検討していきたいと考えております。

次に、項目2につきまして御説明します。

続きまして、6ページをお開きください。

県は、平成28年度から平成31年度にかけて、超高速ブロードバンド環境整備促進事業を実施することとしており、本事業により、離島・過疎地域等において、陸上部における超高速ブロードバンド環境が整備されます。

平成28年度は、与那国町及び国頭村を整備する予定であり、平成29年度以降については、関係市町村及び通信事業者と調整の上、整備計画を策定し、計画的に推進していきたいと考えております。

次に、項目3につきまして御説明します。

緊急防災・減災事業は、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象としております。

本事業は、津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設及び公用施設の移転などが対象事業となっており、事業年度は平成28年度までとされているところです。

県としましては、今後も台風や津波対策など、防災・減災対策の推進を図る必要があることから、全国知事会を通して、国に緊急防災・減災事業債の恒久化等を要請しているところであります。

なお、国によると、緊急防災・減災事業債の取り扱いについては、延長の方向で、予算編成過程で必要な検討を行うこととしており、正式な決定は年末になると聞いております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針等の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

議案、陳情の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。  
休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情の採決の順序等について協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第1号議案沖縄県職員の退職管理に関する条例、乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例、乙第3号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例、乙第4号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例及び乙第9号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例の5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第4号議案まで及び乙第9号議案の5件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第22号議案沖縄県土地利用審査会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第22号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、甲第1号議案平成28年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)の採決を

行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 私ども沖縄・自民党会派は、この沖縄県一般会計補正予算(第2号)全体に反対するものではありません。先ほど説明のありましたMICE施設に関連する補正予算については、本会議におきまして、修正案を出しながら本会議での採決に臨みたいと思いますので、退席いたします。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、沖縄・自民党会派所属の花城委員、又吉委員、中川委員及び仲田委員が退室した。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより甲第1号議案平成28年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)の採決を行います

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、沖縄・自民党会派所属の花城委員、又吉委員、中川委員及び仲田委員が入室した。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、陳情の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、決算特別委員長から依頼のありました本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について及び調査日程についてを議題といたします。

まず、本委員会へ調査依頼のあった決算事項認定第1号、認定第8号及び認定第20号を議題といたします。

ただいま議題となりました決算3件については、閉会中に調査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、調査日程について協議した結果、別添調査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

調査日程につきましては、お手元に配付してあります案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。



よって、さよう決定いたしました。  
休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算議案の審査等に関する基本的事項の主な点について説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

本委員会の所管事務に係る決算事項の調査に当たっては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき行うこととし、その他の事項に関しては決算特別委員会と同様に取り扱うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情9件とお手元に配付してあります決算事項の調査を含む本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、台風第18号による久米島被害状況調査に係る派遣議員について協議を行った結果、委員長に一任することで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

次回は、10月17日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長      渡久地      修

総務企画委員会記録  
<第2号>

平成28年第4回沖縄県議会（9月定例会）

平成28年10月6日（木曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 平成28年10月6日 木曜日  
開 会 午前10時1分  
散 会 午後6時41分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 甲第1号議案 平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県職員の退職管理に関する条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第3号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 5 乙第4号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 6 乙第9号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 7 乙第22号議案 沖縄県土地利用審査会委員の任命について
- 8 陳情第37号、第40号、第45号、第48号、第55号、第67号、第89号、第91号、第97号、第101号及び第105号
- 9 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について
- 10 調査日程について
- 11 閉会中継続審査・調査について

---

### 出席委員

委員長 渡久地 修 君

副委員長	新垣光栄	君
委員	花城大輔	君
委員	又吉清義	君
委員	中川京貴	君
委員	仲田弘毅	君
委員	宮城一郎	君
委員	当山勝利	君
委員	仲宗根悟	君
委員	玉城満	君
委員	比嘉瑞己	君
委員	上原章	君
委員	當間盛夫	君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	謝花喜一郎	君
総務	部	長	金城武	君
人事	課	長	嘉数登	君
行政	管理課	長	真鳥洋企	君
財政	課	長	宮城力	君
税務	課	長	千早清一	君
企画	部	長	下地明和	君
土地	対策課	長	金城賢	君
科学	技術振興課	長	長濱為一	君
総合	情報政策課	長	上原孝夫	君

子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 子ども未来政策室長	喜舎場 健 太 君
子ども生活福祉部 消費・くらし安全課副参事	比 嘉 千 乃 さん
子ども生活福祉部 消費・くらし安全課班長	池 田 佳 世 さん
保 健 医 療 部 保健医療政策課医師確保対策監	諸見里 真 君
保健医療部健康長寿課長	山 川 宗 貞 君
保健医療部生活衛生課班長	與那原 良 克 君
農林水産部園芸振興課長	松 尾 安 人 君
農林水産部糖業農産課長	屋 宜 宣 由 君
商工労働部企業立地推進課班長	上 原 浩 君
商工労働部情報産業振興課班長	大 嶺 寛 君
文化観光スポーツ部 観光振興課班長	仲 里 和 之 君
文化観光スポーツ部 スポーツ振興課班長	前 本 博 之 君
文化観光スポーツ部 観光整備課観光施設推進監	幸 喜 敦 君
文化観光スポーツ部 観光整備課班長	嘉 数 晃 君
土木建築部空港課班長	砂 辺 秀 樹 君
病院事業局県立病院課長	津嘉山 朝 雄 君
教育庁教育支援課長	登 川 安 政 君
警察本部警務部長	中 島 寛 君
警察本部警備部長	重 久 真 毅 君

(休憩中に、執行部退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案、請願及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案、請願及び陳情等の採決方法等について協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、議案、請願及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第1号議案地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例、乙第5号議案沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例、乙第6号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、乙第7号議案沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、乙第8号議案沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例、乙第9号議案沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例、乙第38号議案沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例、乙第39号議案風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び乙第50号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案、乙第2号議案、乙第5号議案から乙第9号議案まで、乙第38号議案、乙第39号議案及び乙第50号議案の10件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第44号議案車両損傷事故に関する和解等について及び乙第46号議案包括外部監査契約の締結についての2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第44号議案及び乙第46号議案の2件は、可決されました。

次に、乙第49号議案沖縄県教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第49号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、請願等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

お手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長      渡久地      修